

目次

目次
相続税申告書・ログイン後、データを作成します。6
1. 相続税の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
相続税申告書・早わかりガイド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
早わかり1. 被相続人登録
早わかり2. 相続人登録
早わかり3.税理士登録・・・・・・10
早わかり4.「財産評価データ」の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
早わかり5.「財産・債務データ」の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
早わかり6.「相続税申告書」の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
早わかり7.「相続税申告書」の印刷
早わかり8.「税務代理権限証書」の作成・印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
早わかり9.「遺産分割協議書」の作成・印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
相続①第9表(生命保険)と相続②第10表(退職手当)を画面で確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
相続③第11・11の2表の付表1、および別表1を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
相続④第11表(課税財産)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
相続⑤第13表(債務および葬式費用)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	相続⑥第14表(暦年課税分の加算贈与・公益法人等の明細)を作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·33
	相続⑦第15表(相続財産の種類別価額表)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·34
	相続⑧第2表(相続税の総額の計算書)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·35
	相続⑨第1表(相続税の申告書)を画面で確認します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·36
	相続⑩第4表・第4表の付表(相続税額の加算金額の計算書)・第4表の2(暦年課税分の贈与税額控除額の計	算書)
	を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·37
	相続⑪第5表(配偶者の税額軽減額の計算書)を確認します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·39
	相続⑪第6表(未成年者控除額・障害者控除額の計算書)を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•40
	相続⑬第7表(相次相続控除額の計算書)を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•41
	相続⑭第8表(外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書)を作成します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•42
2	2. 基本登録	•43
	2-1. データ情報登録	•43
	2-2. 被相続人登録	•44
	2-3. 相続人登録	•45
3	3. 財産入力	•47
	3-1. 土地	•47
	3−2. 家屋・構築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•48
	3-3.事業用財産	•49
	3-4. 有価証券	•49
	3-5. 現金・預貯金	·50
	3-6.家庭用財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.50
	3-7.その他の財産(生命保険金等・退職手当金等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·51
	3-8.その他の財産(立木・その他財産) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•51
	3-9. その他の財産(定期金に関する権利・生命保険契約に関する権利・信託受益権・特許権、実用新聞	案権、
	意匠権、商標権等・営業権)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·52
	3-10. 代償財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·52
	3-11. 債務	·54
	3−12. 葬式費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·54
4		·55
	第1表 相続税申告書 (第8の8表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書<印刷>)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·58
	第2表 相続税の総額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·60
	第3表 農業相続税人がいる場合の各人の算出税額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·61

	第4表・第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·62
	第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·64
	第5表 配偶者の税額軽減額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·66
	第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·68
	第7表 相次相続控除額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·70
	第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·72
	第8の2表の付表1・付表2・付表3・付表4	·74
	第8の2表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·82
	第8の3表の付表、第8の3表	·84
	第8の4表の付表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·87
	第8の4表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·89
	納税猶予税額等入力(第8の2の2表・第8の5表・第8の6表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
	第9表 生命保険金などの明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·92
	第 10 表 退職手当金などの明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·93
	第 11表 相続税がかかる財産の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·94
	第 11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書・・・・・	·95
	第 11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書・・・・・・・・・・・・・	·97
	第11・11の2表の付表1(別表1) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)・・・・・・・	·98
	第 12 表 特例農地等の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	第 13表 債務及び葬式費用の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
	第 14表 暦年課税分の加算贈与・公益法人等の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
	第 15表 相続財産の種類別価額表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
5	5. 相続税修正申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	【令和5年以後】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	第1表 相続税の申告書(修正申告書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	第8表 2農地等納税猶予税額の計算書(修正申告書計算)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
	第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	【令和4年以前】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	113
	第1表 相続税の修正申告書(第8の8表 納税猶予税額の内訳書<印刷>)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
	第3表・第8表2 農業相続人算出税額・農地等納税猶予税額の計算書(修正申告用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
	第8の2表 株式等納税猶予税額の計算書(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119

第8の3表 山林納税猶予税額の計算書(修正申告書用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(修正申告書用)・・・・・・	123
【Microsoft Edge】Internet Explorer モードの設定、印刷設定方法等・・・・・・・・・	125
相続税申告書の印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
相続税申告書第1表の印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
6. 財産評価明細書	131
6-1. 土地等の評価明細書の作成	131
6-2.財産評価明細書 配偶者居住権等の評価明細書	142
6-3. 財産評価明細書 市街地農地等の評価明細書	147
6-4. 財産評価明細書 取引相場のない株式の評価明細書・・・・・・・・・・・・	151
第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
第2表 特定の評価会社の判定の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3表 一般の評価会社の株式の価額計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4表 類似業種比準価額等の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算書・・・・・・・・・・・・・・	162
第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第7表 株式保有特定会社の株式価額の計算明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	166
第8表 株式保有特定会社の株式価額の計算明細書(続) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
6-5. 上場株式の評価明細書	170
6-6. 店頭銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6-7. 営業権の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	174
6-8. 定期金に関する権利の評価明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
6-9. 定期預金等の評価明細書	
6-10. 山林・森林の立木の評価明細書	181
6-11. 財産一覧表	
6-12. 財産一覧表から相続税への転記箇所	
7. その他・・・・・	195
7-1.税務代理権限証書	
7−2.税理士法第 33 条の2第1項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199
7-3.税理士法第 33 条の2第2項	
7-4. 遺産分割協議書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7-5. 相続税の申告チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	213

8.	連続印刷	214
9.	オペレーター管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	216
10.	. お問い合わせ	218

相続税申告書・ログイン後、データを作成します。

「事務所丨D」「ログイン丨D」「パスワード」を入力して、ログインします。

「WEB相続税トップメニュー」を表示しますので、「データ選択」を開きます。

	【管理者専用】	
データ選択	▲ オペレーター管理	
	▲ 税理士登録	
印刷設定について(必読)	▲ アカウント設定	

「新規追加」ボタンをクリックします。

令和O年01月01日以降用相続税 対象データ選択				
[データ識別名検索]	1	検索 クリア		相続税修正申告贈与税
[表示順] 登録降順	<u> </u>			令和○年01月01日以降用相続税 ∨
新規追加	データ識別名	相続開始年月日 年 版	データメモ	
		令和5年5月10日		

データ情報画面を表示します。被相続人氏名の入力、対応税制年度の選択、相続開始年月日の入力を して、「登録」ボタンをクリックします。続けて「終了」ボタンをクリックします。

データ 情報	追加 追加 編集 削除 登録 終了
	令和O年01月01日以降用相続税
データ識別名 (被相続人)	
対応税制指定 (年版)	作成する税制を確認して下さい。 作成する税制を確認して下さい。 修正申告のデータはここでは作成できません。 データ選択リストで作成して下さい。
相続開始年月日	令和 ✓ 年1 ✓月1 ✓日 相続開始年月日の変更は、 被相続人登録で行って下さい。 贈与税選択時は入力不要です。
メモ欄	

「相続税トップメニュー」を表示します。

相続税トップメニュー				
対象データ【国税 太郎】 【令和0年01月01日以降版】				
▶ 基本登録	▶ 評価明細書			
■ 財産と債務データ入力	2 その他			
▶ 相続税申告書	≥ 連続印刷			
	₫тор			

1. 相続税の流れ

はじめに行う作業 基本登録の入力 ①「被相続人登録」 ②「相続人登録」 ③「税理士登録」 財産評価データの作成 (※必要な場合に作成します) ④「財産評価データ」の作成 相続税申告書の作成 ⑤「財産・債務データ」の作成 ⑥「相続税申告書」の作成 相続税申告書の印刷 ⑦「相続税申告書」の印刷 その他の帳票作成・印刷 ⑧「税務代理権限証書」の作成・印刷 ⑨「遺産分割協議書」の作成・印刷

相続税申告書・早わかりガイド

「相続税の流れ」の順番にそって、簡単に内容をご紹介します。

早わかり1. 被相続人登録

「基本登録」の「被相続人登録」を開き、被相続人の情報を入力します。

基本登録		[00]	【国税 太郎】 年01月01日以降版】
	被相続	人登録	
	相続。	人登録	
	戻	3	

被相続	大登録	<編集>	保存終了	中止
相続開始日	令和 🗸 💿 年 5 🗸月 10			
被相続人名	国税太郎			
フリガナ	コクセンタロウ			
申告種類	確定 🗸			
生年月日	昭和 🗸 18 年 10 🗸 月 19	₽₩₿		
年齢	75 歳 年齢計算			
郵便番号	344-0001			
住所	埼玉県春日部市不動競子 3丁目5番16号	_	参照 登録	
電話番号	047 -0000 -0000)		
職業	○○商事 代表取締役			
管轄税務署	春日部			
あん分割合桁数	2 2			
算出税額端数処理	○ 切捨て ● 自動按分			
第11・11の2表付表1:同意欄	○ 全相続人 ● 選択した財産の取得者			
依頼日	令和 ✔ ∞ 年5 ✔月 10 ✔日			
申告日	令和 🗸 💿 <mark>年 2 🗸 月</mark> 4	▼⊟		
税理士法30条	●有 ○無	税理士法33条2	●有 ○無	
※個人番号(マイナンバー)は相続税申告書第一表のブレビュー画面で直接入力して下さい(個人番号の保存はしません)				

早わかり2.相続人登録

「基本登録」の「相続人登録」を開き、相続人の情報を入力します。



相続人	録	(編集) 削除	保存終了 中止	
相続人No.	1			
相続人名	国税 花子			
フリガナ	コクゼイ ハナコ			
続柄	妻 🗸			
生年月日	昭和 🗸 25 年 9 🗸月	21 🗸 🗄		
年齡	70 歳 年齢計算			
郵便番号	344-0001			
住所	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号		参照 登録	
電話番号	047 -0000 -00	047 -0000 -0000		
職業				
配偶者	 該当 非該当 			
相続の開始を知った日	[令和 ✔] ○○ 年[5 ✔]月 10 ✔日			
相続時精算課税適用区分	非適用者	非適用者		
取得原因	[相読 ~]			
法定相続人	 該当 手該当 			
法定相続分)合計が 1 になるように入力しま	ਰ	
民法上の相続割合	1 / 2 ※未分割則	オ産の按分割合となります		
相続放棄	○該当 ●非該当	養子制限	○該当 ●非該当	
農業相続 人	○該当 ●非該当	障害者控除	なし 🗸	
2割加算(相続税額加算)	●該当 ○非該当	制限納税義務者	居住無制限納税義務者 🗸	
参考記載	○該当 ●非該当			
代理人	法定代理人 🗸	代理人氏名		

早わかり3.税理士登録

「税理士登録」を開き、税理士の情報を入力します。

相続税トップメニュー					
	【管理者専用】				
🛔 データ選択	▲ オペレーター管理				
	▲ 税理士登録				

税理士登	録 <編集> 削除 保存終了 中止
事務所名	はじめ税理士事務所
郵便番号	130-0001
事務所所在地	東京都墨田区吾妻橋〇〇〇 税務ビル506
電話番号	03 - 1234 - 5678
税理士氏名	税務はCbb
所属税理士会情報	東京 税理士会 OO 支部 登録番号等 第 1234567 号

早わかり4.「財産評価データ」の作成

「評価明細書」を開き、データを入力します。

相続税トップメニュー								
対象データ【国税 太郎】 【〇〇年01月01日以降版】								
▶ 基本登録		▶ 評価明細書						
▶ 財産と債務データ入力		▶ その他						
▶ 相続税申告書		▶ 連続印刷						
	企TOF	•						

評価明細書	<u>印刷設定について(必読</u>)	【国税 太郎】 【○○年01月01日以降版】
土地等	の評価明細書	営業権の評価明細書
配偶者居住	主権等の評価明細書	定期金の評価明細書
市街地農	地の評価明細書	定期預金等の評価明細書
取引相場のな	い株式の評価明細書	山林・森林の立木の評価明細書
上場株	式の評価明細書	
店頭銘柏	所他の評価明細書	財産一覧表(相続税へ連動)
	戻る	5

早わかり5.「財産・債務データ」の作成

A)「財産と債務データの入力」から行う方法と、B)「財産評価から相続税へ転記」で作成する方法の2つがあります。

A)「財産と債務データ入力」を開き、データを入力します。

相続税トップメニュー							
対象データ【国税 太郎】 【○○年01月01日以降版】							
▶ 基本登録	▶ 評価明細書						
▶ 財産と債務データ入力	🛃 その他						
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷						
	ОТОР						

財産と債務データ入力	[国税 太郎] 【○○年01月01日以降版】
土地	その他の財産
家屋·構築物	代償財産
事業用財産	
有価証券	
現金·預貯金	債務
家庭用財産	葬式費用
財産	一覧
R	5

土地	データ	編集> 削除	保存終了中止
細目	宅地	01-03-008	宅地
利用区分	参照		
所在場所	埼玉県春日部市不動院 3丁目5番16号	<u>参照</u> 登録	
地積 ※数值(小数点可)	165	単位	m² V
所有割合		所有割合分	未入力
単位面積価額	単価		
固定資産税評価額	64,350,000	倍数	×
権利割合		権利割合名	
(西客頁	64,350,000 計算		
取得者名	取得分割 💙 取得分割		
小規模宅地の特例	●有○無	付表1(別1)	●有○無

「財産一覧表」を開き、入力したデータを確認します。

財産と債務データ入力	【国税 太郎】 【○○年01月01日以降版】
土地	その他の財産
家屋·構築物	代償財産
事業用財産	
有価証券	
現金·預貯金	值務
家庭用財産	葬式費用
財道	一覧
 戻	3

他財産リストへ	印刷											시/原	₹ର
土地一覧			財産一	覧表		国利	(太郎)				_		
家屋·構築物一覧	全部	土地	也 家屋	₹·構築物	事業用財産	有価証券	現金預測	☆ 家庭用財	産その他	代償財産	債務 葬	式費用	
事業用財産一覧								数量		権利割合の種類			
有価証券一覧	財産へ 移動	種類	細目	利用区分 銘柄		所在場所等		所有割合	回走这座机計圖朝	権利割合	取得	者名	
現金·預貯金一覧								倍数	単価	評価額			
家庭用財産一覧		土地	宅地	自用地	埼玉県春E	部市不動院野		165	^{n² 64,350,000}				~
その他財産一覧	編集	01-03-008			3丁目5番16	号			1		取得分割		
代償財産一覧		th	.1.++							64,350,00)		-
債務一覧	編集	1.46	шил		yoyoyooo					-	望月 武夫		
葬式費用一覧		01-04-008							_	()		
財産一覧		土地	Ħ	市街地農	神奈川県小	\田原市扇町1-{	5-2	10000	n ² ()			
7,772 0.0	編集			чe				1	2		国税 たかし		
相続税申告書へ		01-01-008							-	1,499,940,00)		
第11表プレビッー		土地	山林	自用	1神奈川県	小田原市扇町1	-5	100	^{n²} 152,00				
	編集	01-04-008							- 11		関口 通		
										197,60			_
	(=#	土地	山林	貸付	2千葉県市	原市草刈5110-	2	300	¹⁴ 360,000)	Tro/El/Schul		
	福集	01-04-008							- 00	3	取得分割 -		

「第11表プレビュー」を開き、入力したデータを確認します。

他財産リストへ		印刷												メニューへ戻	₹a
土地一覧				財産	一覧表		国移	(太郎)							
家屋·構築物一覧		全部	土地	<u>t</u> 3	《屋·構築物	事業用財産	有価証券	現金預	宁金 家庭用	財産	その他	代償財産	債務	葬式費用	
事業用財産一覧							·	·	数量		CED only has the SAM SITE OF the	権利割合の種	<u>j</u>		_
有価証券一覧		財産へ 移動	種類	細目	利用区分銘柄		所在場所等		所有割合	ì	固定資產机評価額	権利割合		取得者名	
現金·預貯金一覧									倍数		単価	評価額			
家庭用財産一覧			土地	宅地	自用地	埼玉県春日	部市不動院野		1	65 m²	64,350,000		_		~
その他財産一覧		編集	01-03-008			3丁目5番16	号			1		0.050	取得分	汉得分割	
代償財産一覧			1.416	.1.++								64,350).	w		-
債務一覧		編集	工地	Шft		yoyoyooo						-	望月	武夫	
			01-04-008										0	2000	
財産一覧			土地	⊞	市街地農	神奈川県小	田原市扇町1-5	5-2	100	000 m²	(1			
		編集			~					12		_	国税	たかし	
相続税申告書へ	_		01-01-008									1,499,940,0	00		
第11表プレビュー			土地	山林	自用	1神奈川県	小田原市扇町1-	-5	1	00 m²	152,000				
		編集	01-04-008								12		関ロ	通	
										200.02		197,6	00		-
		纪住	土地	山林	資 付	2千葉県市	原市草刈5110-3	2			360,000		 町172年4	公理川	
			01-04-008								0.6		4X177	1) 21	

	印刷	31J							閉じる
E	叩字位置	補正(px)	縦: +0	✔ 横: +0 ′	✓ 保存	₽		印刷影	定について
	相 (相	続税	がかか	る財産(適用財産を	ひ明紙 除きま	田書 (す。)	被相続人	国税太郎	第 11
○相	この表 ついての	ミは、和続く)明細を記入	P遺贈によって助 、します。	1得した財産及び相約	や遺贈によ	って取得した	ものとみなされる	財産のうち、相続	税のかかるものに 表
統時精算	遺産(の分割す	快祝 反	分 割の日	1 全 部 ·	分 割 •	2 一 郁 分 ·	> 割 3 全	
鼻課		財	産	Ø	明		細	分割が確	定した財産 1
税適用	種 類	和日	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 国主资源税 件 価 靴	単 価倍 数	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の 価 額 以
周財	土地	宅地	自用宅地	埼玉県春日部市不動院 野	1 65 .00 mỉ	四11・11の2表の	內	国税 花子	円降 (持分1 / 2) 円
産の				3丁首5番16号	12,870,000	付表1のとおり	12,870,000		6, 435,000
明細								国税一郎	(持分1 / 2)
ド									6, 435,000
らい	土地	宅地	貸家建付地	埼玉県春日部市不動院 野	150 m ¹	11・11の2表の		国税 花子	
		3丁目5番17号		요구 별 요즘 1 전문					

※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。 B)「財産評価」で作成したデータを財産一覧表から相続税へ転記します。

財産評価でデータを入力します。

相続税トップメニュー							
対象データ【国税 太郎】 【〇〇年01月01日以降版】							
▶ 基本登録	≥ 評価明細書						
▶ 財産と債務データ入力	≥ その他						
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷						
ዕто	P						

第2表 第1 表 で習	国税庁路線価	<u>チェックシート</u> <u> 寛の夷 いに大きな字地チェックショート」が入力可</u>	<追加> 「約こなります。	印刷 宅地印刷	』 編集 登録 終了
70-14C -		土地及び土地の上に存	する権利の評価	明細書	
対象デー	-タ <mark>国税 太郎</mark>				
		基本	情報		
हि	轄局(所)署	関東信越国税 🗸 局(所) 春日部		和 🗸 🛛 🗲	<mark>ゕ</mark> 3768 ページ
6	住居表示)	東京都中野区中野4-5-3	検索 登録	J	
	所在地番	埼玉県春日部市	検索 登録	<mark>路線価</mark> ※所轄月 都道府	司、年、ページ、所在地番内の 府県により路線価ページを開きます。
所有者	住所(所在地)	東京都中野区中野4-5-3	検索登録]	
	氏名(法人名)	国税 花子			
使用者	住所(所在地)	東京都中野区中野4-5-3	検索登録]	
	氏名(法人名)	国税 花子			
	地目	宅地 🗸			
地積 ※	《数値(小数点可)	150 m²	所有割合	÷ 🗌	
	正面	152,222 円	PC##	iio 📔	15 m
日々《白 / 田	側方	2,300,000円角地 🗸	花巳嵩住 勇	奥行 🚺	10 m
适合形成100	● 側方 <u>360,000</u> 円 角地 ✓ _{想定}		想定	JD .	m
	裏面	円 一	整形地	見行	m
	利用区分	自用地 💙		~	

「財産一覧表」を開き、相続税へ転記したい財産にチェックをつけて「相続税へ連動」をクリックします。



						相続税へ連動	メニューへ戻る
	財	産一覧表		国税太郎】			
全部	土地	現金預貯	金 有価証券	その他			
和结琐人			利用区分		数量	固定资産税評価額	権利割合の種類
の連動	種類	細目	銘柄	所在場所等	持分割合	倍数	権利割合
					半Ⅲ		<u>at imas</u>
全選択							
100	1992	宅地	自用地	埼玉県春日部市	150m²		~
	土地						
					299,053		44,857,950
2020		山林			200m ²		
	土地						
					300,000		60,000,000
5000		⊞	市街地農地	神奈川県小田原市扇町1-5-2	300 m ²		
	土地		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
							1,499,940,000
5.45		山林	自用	1神奈川県小田原市扇町1-5	100m ²	152,000	
	土地					10	
			_			1.3	197,600

「財産と債務データ入力」から「財産一覧表」を開き、転記したデータを確認します。

財産と債務データ入力	【国税 太郎】 【○○年01月01日以降版】
土地	その他の財産
家屋·構築物	代償財産
事業用財産	
有価証券	
現金・預貯金	債務
家庭用財産	葬式費用
財商	至一覧
R	3

印刷											メニューへ戻る
	財産一覧表 国税太郎 国税太郎										
全部	土地	<u>b</u> 3	R屋·構築 物	事業用財産	有価証券	現金預	貯金 家庭用財産	その他	代償財産	債務	葬式費用
財産へ 移動	種類	細目	利用区分路柄		所在場所等		数量 所有割合	固定資産税評価額	権利割合の種類 権利割合	!	取得者名
編集	土地	宅地	自用地	埼玉県春日	部市		150m²			未分割	
	01-03-001						299,053		44,857,95	0	

必要に応じて、「編集」ボタンから足りない箇所の入力を行います。

国税庁路線価			
土地	データ	<編集> 削除	保存終了中止
細目	宅地	01-03-001	宅地
利用区分	自用地 参照 参照		
所在場所	埼玉県春日部市	参照 登録	
地積 ※数値(小数点可)	150	単位	m ² V
所有割合		所有割合分	未入力
単位面積価額	単価 299,053 ×		
固定資産税評価額		倍数	×
権利割合		権利割合名	
作曲客員	44,857,950 手入力		
取得者名	国税花子 取得分割		
小規模宅地の特例	○有 ● 無	付表1 (別1)	○有 ● 無

「第11表プレビュー」を開き、入力したデータを確認します。

他財産リストへ		印刷													戻る
土地一覧				財産	一覧表		国利	钛郎]							
家屋·構築物一覧		全部	土地	也 jā	屋·構築物	事業用財産	有価証券	現金預測	金 家庭	用財産	その他	代償財産	債務	务 葬式費用	
事業用財産一覧									数量		日本次本分刊在55	権利割合の種	類		,
有価証券一覧		財産へ 移動	種類	細目	利用区方	ř	所在場所等		所有割	÷.		権利割合		取得者名	
現金·預貯金一覧									倍数		単価	評価額			
家庭用財産一覧		(= (土地	宅地	自用地	埼玉県春日	部市不動院野			165m²	64,350,000				~
その他財産一覧		編果	01-03-008			3丁目5番16	污					C4.050	<u>مص</u> ۹۷	得分割	
代僧財産一覧			+ t#	11.11								64,350			
債務一覧		編集	1.46	山17本		yuyuyuuu							望	月 武夫	
葬式費用一覧			01-04-008										0		
財産一覧			土地	⊞	市街地農地	神奈川県小	田原市扇町1-5	; −2	10	000 m²	0				
		編集								12			Ξ	税 たかし	
相続税甲告書へ	_		01-01-008									1,499,940	.000		
第11表プレビュー		(= m	土地	山林	自用	1神奈川県	小田原市扇町1	-5		100m ²	152,000			· 、-	
'		編集	01-04-008								1.3	107	関]□ 〕通	
			1.105	1.44	(## / I	· ~ # 8 +	7 -5-#5-10-5-5-5			300m²		197	500		-
		續角	土地	山杯	道付	2千葉県市	原市阜刈5110-	2		000111	360,000		HV	(温公園)	
		1111121	01-04-008								0.6	010	4.0	いせい言い	

	印度	31J							閉じる	
E	叩字位置	補正(px)	縦: +0	✔ 横: +0 ′	✓ 保存	F		印刷影	定について	
	相 (相	続税	がかか	る財産(_{適用財産を}	か明紙 除きま	田書 (す。)	被相続人	国税太郎		第 11
□担	このま ついての	≷は、和続ペ ○明細を記入	P遺贈によって助 、します。	(得した財産及び相線	や遺贈によ	って取得した	:ものとみなされる) 	財産のうち、相続	税のかかるものに	衣
統時精	遺産(の分割す	快祝 反 分	分 割の日	1 全 部 ·	分 割 •	2 一 部 分	分割 3 全	主部未分割	00
算課		財	産	Ø	明		細	分割が確	定した財産	1
税適用	種類	和 日	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 同定資源税 件 価 靴	単価価数	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の価額	刀分以
田財	土地	宅地	自用宅地	埼玉県寿日部市不動院 野	1 65 .00 mỉ	11·11の2表の ^円	円	国税 花子	円 (持分1 / 2)	降用
産の				3丁目5番16号	12,870,000	付表1のとおり	1 2, 87 0, 000		6, 435,000	0
明細								国税一郎	(持分1 / 2)	
た									6, 435,000	
で	土地	宅地	貸家建付地	垮玉県参日部市不動院 野	150 m ¹	11・11の2表の		国税 花子		
てけ				3丁首5番17号	30, 810, 000	付表1のとおり	30, 81 0, 000		30, 81 0, 000	

※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。

早わかり5.で入力した財産データ、債務データを元に申告書を作成します。 入力画面左側から簡単に表の切り替えが出来ます。

他表へのリンク	ÉDA	副		メニューに戻る							
第1表(第8表の8印刷)					第11表	用結税が	かかる財産(の明細書			
第2表			被相続 人		道大郎						
第3表			DOC T DRIVEZ N								
第4表·第4表付表		遺産(の分割状況		分割の日	年	月日	編集			
第4表の2					財務の明知	· · ·				公割お廃空け	- BY Æ
第5表					東田主のフラル山		数量	単価		718-10-1012201	
第6表		種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等		評価額	倍数	価額	取得した人の氏名	価額
第7表		- L - Alb		白田守地	埼玉県春日部市不動時	押予	165.00 m ²	11・11の2表の			(持分1/2)
第8表		IΨ	毛地	自用毛地	3丁目5番16号		12,870,000	付表1のとおり	12,870,000	国税 化丁	6,435,000
第8の2表付表1,2,3,4										国税一郎	(持分1/2)
第8の2表											6,435,000
第8の3表・付表		土地	宅地	貸家建付地	埼玉県春日部市不動院 3丁日5番17号	锂予	150 m ²	11・11の2表の 付ま1のしたり	00.010.000	国税 花子	30.810.000
第8の4表付表							150.0 m ²	114610/2409	30,810,000		
第8の4表		土地	宅地	貸家建付地	1丁目3番5号		35,451,000		35,451,000	国税 花子	35,451,000
納税猶予(8の2の2等)		1.105		白用字物	埼玉県春日部市不動路	理予	150.0 m ²	280,000	1		(持分2/3)
第9表		土地	毛地	未利用地	2丁目3番4号	634 3			42,000,000	国税 化于	28,000,000
										超孢幸子	(持分1/3)
										1/21/1 + 1	14,000,000
第11の0素		+t#	字地	白用字物	埼玉県春日部市不動隊	锂予	1,125 m²	237,500	所有割合6,14	税務幸子	~
第11,11,023代		1-6	-6-6	8711-6-6				1 × 1	8,550,000	1/21/0 + 1	8,550,000
第11-1102(11)		財産を開	図得した人の	氏名	(各人の合計)	Ξ	税 花子	国	说一郎	税務幸子	
第110月10月	合	分割財が	産の価額		498,392,151		256,646,35	0	129,067,118	112,67	8,683
第125%	計 表	未分割	財産の価額	編集	0			0	0		0
第13夜		各人の取得財産の価額 498,392,151 256,646,350 129,067,118 112,678,683									
第14衣											>
第15表	<u>1.</u>										
財産債務入力へ											

他表へのリンクボタンをクリックすると、表示が切り替わります。

早わかり6.で作成した相続税申告書を印刷します。

「印刷」ボタンをクリックすると印刷指定画面が出ますのでそちらからプリンタを指定して印刷します。

٤ſ	1刷 印刷(第8の8表)	第8の8表) メニューに戻る							
			勞	穹1表 相続税の申	告書				
	被相続人		国税太郎						
	相続人		各人の合計	国税 花子	国税一郎	税務幸子			
	取得財産の価額	1	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683			
課	相続時適用財産の価額	2	24,626,035	24,626,035 0		0			
価	債務及び葬式費用の金額	З	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0			
	純資産価額	4	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683			
萛	加算曆年贈与財產価額	5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000			
	課税価格	6	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000			

	白湯リ	□ 控用	印刷 財産のない相続人印刷	閉じる		
E	∏字位置補正(px) 縦: +0	✔ 横: +0 ✔ 保存	印刷	設定について		
*1	固人番号(マイナンバー)は青枠	に直接入力して下さい(個人番号の保存はしま	きせん)			
	春日部 税務署長	相続税の申告	書 👰	FD3563		
	<u>令和○年_2月_5日</u> 提出	相続開始年月日 <u>令和 〇</u> 年 5 月 10 日	※中告期限延長	相 年月日]	
1	Oフリガナは、必ず記入してください。	各人の合計	財産を取得	した人 参方として	A 445	
1	フリガーケ	(被相続人) コクゼイ タロウ	コクゼイ ハ	ナコ る場合	- 弁	
	氏 名	国税 太郎	国税 花子	• (B)	こ表	
梧	8		「個人番号の記憶に当たっては、多	調査空間としてこから起入してください。	\sim	- マイナンバーはここで
著作	個人番号又は法人番号		100000	000005	K	
付	血生年月日	昭和 22 年 10 月 19 日 (年齢 75 歳)	昭和29年 9月	21日(年齢 68 歳)		入力します。
まくたこ	O 住 所	埼玉県春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	〒 344-0001 埼玉県春日部市 3丁目5番16号	:000	留け	
	20 (電話番号)		(048 - 123	4 - 5678)	1)의 吉	
1 # 2	社 被相続人との続柄 職 業	○○商事(株)代表取締役	妻	なし	□□ 月	

- プリンターの選択 NEC MultiWriter2860N ■ RICC ■ OKI C811(PCL) ■ SHAF ■ pdfFactory ■ SHAF < IIII 状態: 準備完了 □ ファイルへ出力 場所: コメント:	DH IPSIO SP C810 RPCS RP MX-C312 - WSD RP MX-C312 FAX (F) 詳細設定(R)
 ■ pdfFactory ■ SHAI 	RP MX-C312 FAX
	I(F) 詳細設定(R)
	プリンターの検索(D)
ページ範囲 すべて(L) 部数(C) 選択した部分(T) 現在のページ(U) 	: 1 🚖
◎ ページ指定(G): 1 ページ番号のみか、またはページ範囲のみを入力し てください。例: 5-12	123 123 123 123

早わかり8.「税務代理権限証書」の作成・印刷

「その他」から「税務代理権限証書」を開いて入力します。 登録後、「印刷」ボタンから印刷します。

相続税トップメニュー									
対象データ 【〇〇年01 <i>)</i>	【国税 太郎】 月01日以降版】								
▶ 基本登録	▶ 評価明細書								
▶ 財産と債務データ入力	▶ その他								
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷								
10	ЮР								

その他	【国税 太郎】 【 〇〇年01月01日以降版】
税務代理権限証書	遺産分割協議書
税理士法第33条の2第1項	相続税の 申告チェックシート
税理士法第33条の2第2項	
戻.	3

	<編集> 印刷 編集 削除 登録 終了							
	税務代理権限証書							
被相続人	国税 太郎							
申告日	00年2月3日							
所轄税務署	春日部税務署長殿							
	税理士又は税理士法人							
氏名又は名称	税務はじめ							
事務所名称	はじめ税理士事務所							
住所	東京都墨田区吾妻橋〇〇〇 税務ビル506 電話番号 03 -1234 -5678							
連絡先	電話番号 - -							
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号							
 ○税理士 ●税理士法人 	を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条1項第1号に規定する税務代理を委任します。							
	「「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」」「「」」「」」「」」							
過去分に関する税務代理	【委任する場合は✓】							
調査の通知に関する同意 🗌	【同意する場合は/】							

「その他」から「遺産分割協議書」を開いて協議書作成日を入力します。 登録後、「印刷」ボタンから印刷します。 ※ [出力] ボタンでCSV搬出してご利用いただけます。

相続税トップメニュー						
対象データ【国税 太郎】 【〇〇年01月01日以降版】						
▶ 基本登録	▶ 評価明細書					
▶ 財産と債務データ入力	🛃 その他					
2 相続税申告書	▶ 連続印刷					
ФТОР						
ОТОР						

その他	【国税 太郎】 【 ○○年01月01日以降版】
税務代理権限証書	遺産分割協議書
税理士法第33条の2第1項	相続税の 申告チェックシート
税理士法第33条の2第2項	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5

			遺産分割	協議書			
			<照会>	出力	印刷 辩	謙 削除	登録 終了
	被相続人	国税 太郎					
協	議書作成日	~		\checkmark \blacksquare			
			1 前	妏			
被相続人 割し取得す	、国税 太郎の道 ることに決定した	観産については、同人の と。)相続人の全員にお	いて分割協議	養を行った結果、	、各相続人がそれ・	ぞれ次の通り遺産分
			2 4	文			
1. 相続人	、国税 花子が	取得する財産、およびり	 				
(1)	宅地		:	埼玉県春日部	कित्कोिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकिकि	丁目5番16号	
			165	5 m²(被相続	人持分1/2)		
(2)	宅地		:	埼玉県春日部	肺不動院野37	丁目5番17号	
					150 m²		
(3)	宅地			東京都文京区	001丁目3番	5号	
					150 m²		

相続税申告書の記載順序



A)税財産および債務 相続①第9表(生命保険)と相続②第10表(退職手当)を画面で確認

印刷 メニューに戻	5						
	第9表 生命	保険金などの明緒	₩書				
	国税太郎						
1 相続や遺贈によって取得	ったものとみなされる保険金	おど					
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額(円)	受取人の氏名			
千代田区〇〇2丁目〇番	○○生命保険	令和〇〇・7・5	29,629,483	3 国税一郎			
千代田区〇〇2丁目〇番	○○生命保険	令和〇〇・7・5	5,000,000) 国税一郎			
千代田区〇〇2丁目〇番	○○生命保険	令和〇〇・7・11	10,000,000) 国税一郎			
千代田区〇〇2丁目〇番	〇〇生命保険	令和〇〇・7・11	20,000,000) 税務幸子			
千代田区〇〇2丁目〇番	○○生命保険	令和〇〇・9・5	10,768,125	5 税務幸子			
2 課税される金額の計算				表示	~		
		「法定相続人の数	ח ח	Δ			
保険金の非課税限度額	500万円	× 3 Å	= [15,000,000]円		
保険金などを 受け取った相続人の氏名	①受け取った保険金などの 金額(円)	②非副 A×各人の	果税金額 ○①/日(円)	③課税金額 (①-②)(円)	^		
国税一郎	44,629,	483	8,878,826	35,750,657			
税務幸子	30,768,	125	6,121,174	24,646,951			
					~		
合 計 B	75,397,	608	15,000,000	60,397,608			

第9表(生命保険)

印刷	IJ	XI2*	-に戻る	5						
				第10表 通	職手当金な	どの明細書				
	被相	続人	[国税 太郎						
1	相続や遺	贈によって	取得し	たものとみなされる道	見職手当金な	تک ک				
	勤務先会	会社等の所在地	<u>t</u>	勤務先会社 などの名称	受取年月日	退職手当金 などの名称	受取金額(円)	受取人の氏名	^	
文京	区001丁目	3番5号		○○商事㈱	令和〇〇・7・10	退職金	40,000,000	国税 花子		
文京		3番5号		〇〇商事	令和〇〇・7・10	功労金	5,000,000	国税 花子		
2	2 課税される金額の計算 表示順								~ 示順	
	退職手当会	金の非課税限度	度額	500万	円 × 3	× =	-	15,000,000		
	退職手当 受け取った村	i金などを II続人の氏名		①受け取った退職手当金なの金額(円)	کړ A	②非課税金額 A×各人の①/B(円)		D課税金額)ー②)(円)	^	
	国税	花子		45,00	00,000	15,000),000	0 30,000,000		
	合	計	в	45,00	00,000	15,00	0,000	30,000,0	000	

第10表(退職手当)

相続③第11・11の2表の付表1、および別表1を作成します。

小規模宅地の特例入力手順は、該当の宅地を1人で相続するか分割して相続するかで変わります。

- A)該当の宅地を1人で相続する(別表なし)
- B)該当の宅地を分割して相続する(別表あり)
- の2パターンに分けてご説明します。

A)該当の宅地を1人で相続する(別表なし)



- ●小規模宅地の特例を有に設定
- ●付表1(別1)を<mark>無</mark>に設定

第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)

第11・11の2表の付表1(3.限度面積要件の判定)

B)該当の宅地を分割して相続する(別表あり)



- ●小規模宅地の特例を<mark>有</mark>に設定
- ●付表1(別1)を<mark>有</mark>に設定

第11・11の2表の付表1(別表1)

第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)

第11・11の2表の付表1(3.限度面積要件の判定)

A)該当の宅地を一人で相続する(別表なし)

小規模宅地 A-1)土地データを設定

土地データ入力にて

●取得者名を選択

●小規模宅地の特例を有に設定

●付表1(別1)を

無に設定

国税庁路線価		TOR NIRA	但去绝 之
그그가만	7-x	和朱	休存於了 甲止
細目	宅地	01-03-001	宅地
利用区分	参照		
所在場所	埼玉県春日部市	<u>参照</u> 登録	
地積 ※数値(小数点可)	150	単位	m² 🗸
所有割合		所有割合分	未入力
単位面積価額	単価 調整率 299.053 ×		
固定資産税評価額		倍数	×
権利割合		権利割合名	
任西容頁	44,857,950 手入力		
取得者名	国税花子 🗸 取得分割		
小規模宅地の特例	○ 有 ● 無	付表1 (別1)	○ 有 ● 無

小規模宅地 A-2) 第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)を作成

その宅地の種類を選択し、必要であれば事業内容を入力します。また特例対象として選択した宅地の面積を入力します。

印刷	J	削除	保存終了									
		第1	1-1102	2表の	付表2の)1 小規模宅地	等(こついての課税価格の	計算明細書			
		被相続人	国和	范 太郎								
1. *	寺例の	適用にあたって	の同意									
		国税 花子										
氏	名	国税 一郎										
		<								>		
2. 小	い規模	宅地等の明細				宅地(追加分)と	付表	1の別表1」の再適用ボタン				
		小規模宅地等(の種類 と 事	■業内容								
宅	地等	① 特例の適用	見を受ける取得	暑の氏	名		5	③のうち特例の対象として過	選択した宅地等の面積			
の1	番号	 ⑦ 所在地番 					6	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤÷③)の価額				
財産	: 1 − F	 ③ 取得者の移 ④ 取得者の移 	約1こ応する® PANE 広ずてき	目積 と地空の	ノエタ百		0	課税価格の計算に当って凋 課税価格の計算に当って凋	潮される金額 (の一の)			
			f カ1こんじ 9 る-	ヒ地寺の	门面容具		_ © 	話税1回161に昇八される1回85				
		[1]特定居住用	宅地等							~		
l r	-1	国税 花子								82.5		
		埼玉県春日部市 3丁目5番16号	「不動院野							32,175,000		
01	-03					82.50	20			25,740,000		
0	01					32,175,0	>0			6,435,000		
		[1]特定居住用	宅地等 	<u> </u>								
l r	41	国税 一郎								82.5		
		埼玉県春日部市 3丁目5番16号	「不動院野							32,175,000		
01	-03					82.50	0			25,740,000		
0	01					32,175,0	00			6,435,000		

小規模宅地 A-3) 第11・11の2表の付表1(3.限度面積要件の判定)を作成

「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」および「限度面積要件の判定計算」ボタンをクリックします。 (限度面積要件の範囲外になった場合は、メッセージを表示しますので、面積を入力し直してください)

	「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」及び「限度面積要件の判定計算」ボタン								
3 限度面	3 限度面積要件の判定 								
区分	被相続人等の居住用宅地等 被相続人等の事業用宅地等								
種類	[1]特定居住用宅地等	[2]特定事業用宅地等	[3]特定同族会社事業用宅地等	[4]貸付事業用宅地等					
割合	80/100	80/100	80/100	50/100					
⑤の 面積合計	165.00000000 m ²	0.00000000 m ²	0.00000000 m ²	100.00000000 m ²					
		①限度面積							
イ									
	[1]特定居住用宅地等×200/330+([2]特定事業用宅地等+[3]特定同族会社事業用宅地等)×200/400+[4]貸付事業用宅地 等								
	165.000000	$0 \text{ m}^2 \times 200/330 + 0.00000$	$000 \text{ m}^2 \times 200 / 400 + 100.0$	0000000 m²					
		= 200.0000000	0 m ² \leq 200m ²						

B)該当の宅地を分割して相続する(別表あり)

小規模宅地 B-1) 土地データを設定

土地データ入力にて

●取得分割に設定し、分割割合を入力●小規模宅地の特例を有に設定●付表1(別1)を有に設定

<u>国税庁路線価</u> 土地	र्न-प्र <	編集> 削除	保存終了 中止
細目	宅地	01-03-001	宅地
利用区分	自用宅地 参照 参照		
所在場所	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号	参照登録 	
地積 ※數値(小數点可)	165.00	単位	m ² V
所有割合		所有割合分	未入力
単位面積価額	単価 調整率 []		
固定資産税評価額	12,870,000	倍数	5 ×
権利割合		権利割合名	
価密則	64,350,000 計算	1	
取得者名	取得分割 🖌 取得分割		
小規模宅地の特例	● 有 ○ 無	付表1(別1)	● 有 ○ 無

取得者名から取得分割を選択し、「取得分割」ボタンを押して分割割合を入力します。分割割合を入力し、「自動計算」を押すと価額と面積を計算します。

			自重	計算	登録	_ 中 1	F		
_		取得財産の分割							
Į	又得者	分割割合		価額			面積		~
国税花子	ř		2	32,1	75,000			82.5	
国税あ	きら		6	10,7	25,000			27.5	
国税は	:るか		6	10,7	25,000			27.5	
国税の	ぞみ		6	10,7;	25,000			27.5	
	分割の合計			64,350),000			165	
	取得則	材産の価額		64,350	0,000			165	

小規模宅地 B-2) まず第11・11の2表の付表1(別表1)を作成

画面を開くと、小規模宅地の特例適用にチェックをした宅地の一覧を表示します。 「編集」ボタンをクリックして内容を作成します。

火ニュー(3	:戻る			
		第11・11-2付1(別1)小規模宅地等の計	算明細書(別表)	
	被相続人	国税 太郎		
	コード	所在場所	面積	価額
編集	01-03-001	埼玉県春日部市不動院野3丁目5番16号	165	64,350,000
編集	01-03-002	埼玉県春日部市不動院野3丁目5番17号	150	46,215,000
	メニュー(2) 編集 編集	メニューに戻る 被相続人 コード ^で 編集 (01-03-001) 編集(01-03-002)	メニューに戻る 第11・11 - 2付1(別1)小規模宅地等の計: 被相続人 国税 太郎 コード 所在場所 編集 01-03-001 埼玉県春日部市不動院予3丁目5番16号 編集 01-03-002 埼玉県春日部市不動院予3丁目5番17号	メニューに戻る 第11・11 - 2付1(別1)小規模宅地等の計算明細書(別表) 被相続人 国税 太郎 コード 所在場所 面積 編集 01-03-001 埼玉県春日部市不動院野3丁目5番16号 165 編集 01-03-002 埼玉県春日部市不動院野3丁目5番17号 150

「1 一の宅地等の所在地、面積および評価額」に、面積を入力します。(面積から評価額を自動計算しますが、手入 力での訂正も可能です)

「2 一の宅地等の取得者ごとの面積および評価額」に、面積を入力します。(面積から評価額を自動計算しますが、 手入力での訂正も可能です)

印刷	編集	登録	戻る	<編集>				
		第11•11	-2付1	(別1) 小規樽	宅地等の	計算明細書	(別表)	
	被相続人	国税太郎						
1 -0	の宅地等の所在地、	面積及び評価額						
宅地	等の所在地 <mark>埼玉</mark>	県春日部市不動院野3	丁目5番1	6号		①宅地	等の面積	165.00 m²
	相級	開始の直前における宅	記地等の利	川用区分		面	積(m²)	評価額(円)
Α	①のうち被相続人等 (B、C及びDIC該当す	の事業の用に供されて するものを除きます)	いた宅地	等		0		®
в	①のうち特定同族会	社の事業(貸付事業を	除きます)	の用に供されてい	た宅地等	3		9
С	①のうち被相続人等 (相続開始の時において	の貸付事業の用に供さ 「継続的に貸付事業の用に1	sれていた 供されている	宅地等 ると認められる部分の	敷地)	4		0
D	①のうち被相続人等 (CIC該当する部分)	の貸付事業の用に供き 以外の部分の敷地)	タれていた	宅地等		\$		0
E	①のうち被相続人等	の居住の用に供されて	いた宅地	等		6	165.0000	64,350,000
F	ののうちAからEのF	8地に該当しない宅地等	ŧ			0	0.0000	0 0
0 -0	マ地学の取得まず	しい 両接及7篇変化的						
2 0			(¥ ++ ¬		n+±/		1 /0	
一七吧	守い収得有氏名 1 持分に広じた宅		祝 1七丁	と記の宅地等のうな	1977年2 5.得起法(別時代)	7 刮口 象它抛笑	1/2	· からかい宅地等(1-0)
	「持力に心した-む.			西珠(m2)	シノ西ハイマリンクト	縁-C-20守 酒(田)	5 1910021382	(4)(4)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)
	© X09	©×09		ELITA VII 7	6T 1W6		田(4(1))	
A								
	©×09	(1)×(9)						
В								
с	@ ×@	@×@	_					
) ۵×۵۹	0×9						
	©×0	©×0						
E	82.5	32,175,0	000	82.5000		32,175,000		
F	©×09 0	©×0	0					0

小規模宅地 B-3) 第11・11の2表の付表1(2.小規模宅地の明細)を作成

その宅地の種類を選択し、必要であれば事業内容を入力します。また特例対象として選択した宅地の面積を入力します。

印刷	削除 保存終了	
	第11・11の2表の付表2の1 小規模宅	地等についての課税価格の計算明細書
	被相続人 国税太郎	
1. 特例(D適用にあたっての同意	
	国税 花子	
氏名	国税 一郎	
	<	>
2. 小規	莫宅地等の明細 宅地(追加分)	と「付表1の別表」の再適用ボタン
	小規模宅地等の種類 と 事業内容	
宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
の番号	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤÷③)の価額
財産コー	。 ③ 取得者の持分に応ずる面積 ~	⑦ 課税価格の計算に当って減額される金額
	(4) 取得者の特分に応する毛地寺の1曲額	⑧ 課税1価格に具入される1価額(④一①)
	[1]特定居住用宅地等 /	~
[4]	国税 花子	82.5
[1]	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号	32,175,000
01-03	82.	5000 25,740,000
001	32,175	5,000 6,435,000
	[1]特定居住用宅地等 🗸	
[1]		82.5
	埼玉県春日部市不動現約 3丁目5番16号	32,175,000
01-03	82.	5000 25,740,000
001	32,175	5,000 6,435,000

小規模宅地 B-4) 第11・11の2表の付表1(3.限度面積要件の判定)を作成

「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」および「限度面積要件の判定計算」ボタンをクリックします。 (限度面積要件の範囲外になった場合は、メッセージを表示しますので、面積を入力し直してください)

		「小規模宅	地等の明細の課税・滅額計算」及び	「限度面積要件の判定計算」ボタン	
3 限度面	「積要件の判定				
区分	被相続人等の居住	用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
種類	[1]特定居住用3	宅地等	[2]特定事業用宅地等	[3]特定同族会社事業用宅地等	[4]貸付事業用宅地等
割合	80/100)	80/100	80/100	50/100
⑤の 面積合計	165.000)00000 m²	0.00000000 m ²	0.00000000 m ²	100.00000000 m ²
			①限度面積	ŧ	
イ					
	[1]特定居住用宅地	等 ×200/33	30+ ([2]特定事業用宅地等+[3 等]特定同族会社事業用宅地等)×20 ^第	00/400+ [4]貸付事業用宅地
	165	ō.0000000	0 m² ×200/330 + 0.00000	0000 m² ×200/400 + 100.0	0000000 m ²
			= 200.0000000	$\mathbf{MOm}^2 \leq 200 \mathrm{m}^2$	

相続④第11表(課税財産)を画面で確認します。

これまでに入力してきた課税財産のリスト、第11表を画面で確認します。 遺産分割の年月日と、未分割財産の編集が出来ます。

印刷	I		メニューに戻る									
				第11君	し 相続税が	かかる財産の	の明細書					
		被相続人	[国税 太郎								
	海东	の乙妻的毛油		区分								
		の 労 吉和 八元		分割の日		年月	<u>日</u>	集				
				財産の明≇	8				分割)	が確定した財産		~
ŧ	重類	細日	利用区分	所在場所	í等	数重	単価	価格	取得氏	名 (話格	
						評価額	倍数					
	土地	宅地		埼玉県春日部市不動 3丁目5番16号	防院野	165 mi	11・11の2表の		国税 花子	(# 6,	}分 1 / 2) 435,000	
						64,350,000	付表1のとおり	12,870,000				
								_	国税 一郎	(f i 6,	}分 1 / 2) 435,000	
				—————————————————————————————————————	计定野	150 m ¹	11・11の2表の)				
-	土地	宅地	貸家建付地	3丁目5番17号	57976 1 1	46,215,000	付表1のとおり	30,810,000	国税 花子	30,	810,000	
	+ +++	字배	学史神社地		₩5. 므	150 m ¹	235,340		国務 龙之			
-	L 70	-676	A SK XE LU VS	286001183	805			35,451,000	ENR. 167	35,	451,000	
-	土地	宅地	未利用地	埼玉県春日部市不望	防院野	150 mỉ	280,000		国税 花子	(#	}) 2 / 3)	
				21日3番4号				42,000,000		28,	000,000	
								_	税務 幸子	(i 14	}分 1 / 3) 000.000	
<u> </u>	+ ետի	守寺	貸宏建付协	埼玉県春日部市不望	的院野	1,125 m	380,000	所有割合5,82	鏡務 幸子			Ť
	財産を取	奴得した人 の E	法名	(各人の合計)	E	税 花子	Ξ]税 →郎	税務	幸子		
合計	分割財調	産の価値		498,392,1	51	256,646,35	0	129,067,118	;	112,678,683		
表	未分割!	財産の価値	編集		0		0	C	0	0		
	各人の】	取得財産の価	格	498,392,1	51	256,646,35	0	129,067,118	•	112,678,683		
<											>	,

※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。 第13表(債務および葬式費用の明細書)を画面で確認します。

ÉD席	IJ		2~(2戻	5											
					第	513表 債務及	で葬む	、費用の)明細	唐					
	被相称	続人 <mark>国税太」</mark>	郎												
						1 億	務の明	細							
						債務の明細							負担確決	2債務	
種	類	細目		\$ TU+ 4	⇔ <i>t t</i>	債権者			発生	ŧB			負担者(♀+□→・	の氏名	^
			r, T	e XIA I	白柳	1±РЛ ХІЗ	印虹电		令和	亜	76 <u>9</u>	(F) #¥	月1日93	977.9ř	
公租	公課	31年分固定資産	春日辞	部市役用	沂				00	1.1		国祝-	- Eb		-
									Ain		345,900			345,900	-
公租	公課	31年分固定資産	文京都	都税事務	务所				1771 00・	1.1		国税-	一郎		
											250,800			250,800	
が和	の課	31年分周定咨辞	0.018	时役堤					令和 00.	1.1		国税-	一郎		~
						合	i †				24,056,340				
						2 葬式	費用の	明細							
					葬	式費用の明細						負	担確定義	葬式費用	
		イク TP1+ クジャ	3	支払先				支払	8		金額		負担者(2 +□ → -	D氏名	~
	1	式名义は名称			1±/	所又は所在地						围税	貝担りる 花子	の変領	
00)寺			春日部	市000	○丁目○番○号		令和 005.1	5		1,500,000	171	101	1,500,000	-
oc	ゆクシ	·_		春日部	市000	○丁目○番○号		令和 005.1	5		150,600	国税	花子	150,600	
00	商店			春日部	市000	○丁目○番○号		令和 005.1	5		100,900	国税	花子	100,900	~
								合言	t		3,359,600				
						3 債務及び	葬式費	用の合	計額						
		債務承継者の氏	2		(各	人の合計)	围	税 花子			国税一郎		税	務幸子	
		負担確定債務		1		24,056,340			0		24,056,3	40		(0
 務	負	担未確定債務 編	兼	2		0			0			0		(0
		計(1+2)		З		24,056,340			0		24,056,3	40		(0
葬		負担確定葬式費	用	4		3,359,600		3,35	9,600			0		(0
式費	負担	未確定葬式費用	編集	5		0			0			0			0
用		計(4+5)		6		3,359,600		3,35	9,600			0		(0
		合計(3+6)		7	_	27,415,940		3,35	9,600		24,056,3	40			0
					<									>	

負担未確定債務、負担未確定葬式費用の編集が出来ます。

第14表(暦年課税分の加算贈与・公益法人等の明細書)を作成します。 「追加」ボタンから明細データを入力します。

印刷			メニューに戻る									
				第1	4表 純資産	価額に加算され	る贈与	拔産等	の明細書			
	_	被相続人		国税太郎								
追加			1 純	資産価額(こ加算される	暦年課税分の	贈与財産	価額	及び特定贈与	財産価額の明細		
	垂号	贈与を受け	た贈与		暦年課	相続開始前3年 税に係る贈与を受	以内に けた財産の	明細		② ①の価額のうち特 定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格 に加算される価額	^
	1			種類	細目	所在場所等	数	量	①価額		(0-0)	
編集	1	国税 花子	半成27年 1月10日	土地	宅地院	冠県春日部市不 1873丁目5番16号	助	50m²	19,500,000	19,500,000	0	
編集	2	国税 花子	平成25年 6月2日	= 現金·預 貯金	現金時	钰県春日部市不 1973丁目5番16号	動		1,000,000	0	1,000,000	
編集	з	税務幸子	平成25年 10月3日	= 現金·預 貯金	現金 婿	冠県春日部市不 1973丁目5番16号	動		2,000,000	0	2,000,000	
												~
		氏名	(各人)	D合計)	国税 花子	税務幸子	-				-	
贈与を受け た人ごとの)ന പര	④金 割	Ŭ	3,000,000	1,000,000	2,000,000	-					
欄の合計	額						-					
		<								>		
私			」は、相続開始	の年に被相続	続人から贈与に	よって取得した上	5		の特定贈	特財産の価額につい	ては贈与税の課税価	1
格に算/ なお、	人しま 私は、	す。 相続開始の ³	年の前年以前	一被相続人力	いらの贈与につい	て相続税法第21	条の6第1項	夏の規定	Eの適用を受けて	いません。		
) D to					山沟扶八石	いたいかかたいい	トレナンジア	- `#: ###	た明本の明	wш		
10/10				2	山貝村刀り	JEWJUJAU 77		-1929	した財産の労			_
		壬壬 半百	2回日	退	開した財産の明 部女提訴等	₩ 田	粉具		イエタ百	出資持分の定め 所在3	のない法人などの 地、名称	^
		们里大只	# 0 0		///11/%///국 合計		数里		IMAX	0		
												~
追加			3 特定の	、益法人な	どに寄附し が	こ相続財産又(は特定公	益信言	そのために支	出した相続財産の	明細	
	寄	附(支出)			寄附(支出	3)した財産の明細				公益法人等の所在	地 寄附(支出)を した相続人等	~
		年月日	種類	細目	所在場所等	数	₽		化西客頁	受託者及び名称)	の氏名	
編集	お利用	100年10月	現金・預貯金	現金時	创业県春日部市 第73丁目5番16	个動 号			2,000,000	日本赤十字社	国税 花子	
					合計				2,000,000			~

	< 8	篇集 >	保存終了中止
相続税	の課税価格に加算する相続e すべき相続税額から控除す/	持精算課税適用財産の課税値 べき贈与税額の明細データの	西格及び)入力
番号	1	贈与を受けた人の氏名	国税 花子 🗸
贈与年月日	平成 🗸 🛛 00 1 🗸 月 9		
種類	土地 🗸	ŧ⊞ ⊟	宅地 🗸
所在場所	春日部市○○○3丁目5番16号		
数重	50	単位	m 🗸
●価額	1 9,500,000		
②、①の価額のうち 特定贈与財産の価額	1 9,500,000		
②、相続税の課税価格に 加算される価額 (① − ②)			

相続 () 第15表(相続財産の種類別価額表)を画面で確認します。

第15表(相続財産の種類別価格表)を開いて確認します。

Εſ		-(2 <u>)</u>	実る			
			第15表	長相続財産の種類	類別価額表 	
	被相続人		国税 太郎			
	相続人		各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
	Ħ	1	0	0	0	0
	畑	2	0	0	0	0
	宅地	З	129,681,000	100,696,000	6,435,000	22,550,000
	山林	4	3,617,100	0	3,617,100	0
土地	その他の土地	5	0	0	0	0
	計	6	133,298,100	100,696,000	10,052,100	22,550,000
	300つち配間者居住相に 基づく敷地利用権	7	0	0	0	0
	6のうち 通常価額 特例曲	8	0	0	0	0
	地等と思義投資価格による価額	9	0	0	0	0
	家屋等	10	24,275,950	12,231,050	0	12,044,900
	10のうち配偶者居住権	11	0	0	0	0
	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	12	0	0	0	0
事業	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	13	0	0	0	0
兼用は	売掛金	14	0	0	0	0
<u></u> 腔産	その他の財産	15	0	0	0	0
	≣†	16	0	0	0	0
	特定同 配当還元方式	17	50,000	50,000	0	0
	の株式その他の方式	18	69,000,000	69,000,000	0	0
有	出愛 10よう/2000 15及び16以外の株式及び出資	19	31,085,000	7,830,000	9,155.000	14.100.000
	公債及び社債	20	6590.700	0	0	6.590.700
75	証券投資信託、貸付信託	21	6902.700	0	5.240.700	1.662.000
		22	113.628.400	76,890,000	14 395 700	22,352,700
	羽全 預定全等	22	00/63 3/3	26,588,600	41 790 611	31.084.132
		20	2500,040	25,00,000	41,700,011	01,004,102
	大会保険を筆	24	2,500,000 en 307 en 9	2,500,000		24.646.051
	工作内容支	20	30,000	2000,000	33,750,637	24,040,301
その		20	0,500,000		0570.050	0
他の	エーーの	21	2,578,000	0	2,576,000	0
財産	子の地	28	90.050.700	7 750 700	0	0
	C 07 112 ≣4	20	105,000,700	7,750,700	24,500,000	04.646.051
	≣†(euput August voousee)	29	125,226,358	37,750,700	62,828,707	24,646,951
		30	498,392,151	256,646,350	129,067,118	1 12/0 /8,083
T日前	ルッチ術身また沈週川別座1曲観 不動産等の価額	31	24,626,085	0	24,626,035	0
	(6+9+10+15+16+25)	32	229,202,100	181,977,050	12,630,150	34,594,900
債	情 務 ————————————————————————————————————	33	24,056,340	0	24,056,340	0
務等	葬式費用	34	3,359,600	3,359,600	0	0
	合計(35+36)	35	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0
差	引純資産価額(28+29-37)	36	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683
暦	門宣産1曲額に加算される 年課税分の贈与財産価額	37	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
	課税価格(38+39)	38	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000
			<			

相続⑧第2表(相続税の総額の計算書)を画面で確認します。

第2表(相続税の総額の計算書)を開いて確認します。

印刷		メニューに戻る							
			第2君	長 相続税の総額の)計算書				
	被相続人	Ξ	税 太郎						
	課税価格の合計額((円)		遺産に係る基礎控除額	酒		課税	遺産総額 (円)	
1	4	498,600,000		(Aの法定 相親人の数)		(万円) 二		450,600),000
ホ		0	a aaa T. W. 1/200						0
			3,000万円+(800	лях з					
	法定相続人 氏名	ŝ克柄	法定相続分	第1表の「相続税 取得金額	の総額」の計算 基礎となる税額	第3表の 取得金額	「相範税 質	の総額」の計算 基礎となる税額	
国税	花子	妻	1/2	225,300,000	74,385,000				
国税	éb	長男	1/4	112,650,000	28,060,000				
税務	幸子	長女	1/4	112,650,000	28,060,000				
									~
3	ま定相続人の数	A 3人	合計 1	相続税の総額	130,505,000	相続税の総	額		

第1表(相続税の申告書)を開いて確認します。 「編集」ボタンから按分割合、算出税額の編集が出来ます。

£р	刷	印刷	訓(第8の8表)		<u></u>	ューに戻る			
						第1表 相続税の申	告書		
		被相称	売人		国税 太郎				
		相続	X		各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子	
		取得財産	の価額	1	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683	
課	相紛	売時適用 則	腟の価額	2	24,626,085	0	24,626,035	0	
価权	債務	汲び葬式	費用の金額	з	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0	
₩ 0 1		純資産	価額	4	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683	
鞙	加算	軍衛年贈与	財産価額	5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000	
		課税佰	略	6	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000	
	遗产	童こ係る基	罐控除額		3人 48,000,000				
杏		相続税の)総額	7	130,505,000				
見 し 見 し し し し し し し し し し し し し し し し し	一舟	との場合	按分割合	8	1.00	0.51000	0.26000	0.23000	
額		福朱	算出税額	9	130,505,000	66,557,550	33,931,300	30,016,150	
	農地	納税猶予	算出税額	10					
	2割	加算の場	合の金額	11	0	0	0	0	
	ŧж	暦年贈与	₽税控除額 	12	90,000	0	0	90,000	
	祝額	配偶者科	と 線 興 至 減 額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	13	65,252,500	65,252,500	0	0	
各人	控除	121113	3」以外の 控除案項	14	425,000	217,204	111,169	96,627	
の 納			ā †	15	65,767,500	65,469,704	111,169	186,627	
付		差引移	溶頁	16	64,737,500	1,087,846	33,820,131	29,829,523	
還付	精算	課税贈与	税客則控除余額	17	0	0	0	0	
税額	医療	法人持分	税客則控除余額	18	0	0	0	0	
の 計		小計	t	19	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500	
算		納税猶子	和物理	20	0	0	0	0	
	納税	納付す	べき税額	21	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500	
	纇	還付され	る税額(△)	22	0	0	0	0	
修正	修工	4	1言十	23					
山田山	上前の	納税獲	雪子税額	24					
書	0	申告	約4月	25					
の場		小計の増	的喀魚	26					
â	納作	寸税額又は	還付税額	27					
					<				
C) 税額控除の計算

相続10第4表・第4表の付表(相続税の加算金額の計算書) 第4表の2(暦年課税分の贈与税額控除額の計算書)を作成します。

第4表(相続税の加算金額・暦年課税分の贈与税額控除額の計算書)を作成します。



第4表の2を入力します。

E)	刷	編集	登 翁	₹	保存終了	-ב"א ז	に戻る	<編集>	•
_				_	第4表の	2 暦年課税:	分の贈与	税額控除額0	D計算書
	袝	人規劃		国税	太郎				
	控制	紡() 象者()	D氏名		税務幸子	- V	未選択	~	未選択 >
	贈与税	の申告書	提出先			税務署		税務署	税務署
	1	寺例贈る	財産						
	前年中のり	曹年課税! 合計額	贈与財産の	1					
	10)55	被相続人	からの	•					
相	贈与則打	重の価額(マーニル	の合計額 -	2		Static B		work hill	NOM N
続開	層	左0)年分(年贈与税	0) [額]	3		262.547-16		3%24°±18	
始の年	控	除贈与税 (3×2÷1)	[額)	4		0		0	
の前気	-	一般贈出	刺產						
芬	前年中の川	舊年課税! 合計額	贈与財産の	5					
	5のうた 贈与則が	5被相続人 重の価額(、からの の合計額	6					l
	肥	その年分(年贈与税	の [額]	7		※6が上限		※6が上閣	※6が上間
	控	除贈与税 (7×6÷5	(額))	8		0		0	
	贈与税	の申告書	提出先			税務署		税務署	税務署
	1	寺例贈り	刺產						
	前々年中(の暦年課籍 の合計額	税贈与財産	9					
扫	9のうす 贈与則が	5被相続人 星の価額(、からの の合計額	10					
続開	: 暦	その年分(年贈与税	の !額	11		※10が上限		※10が上限	※10が上開
始の年	控	除贈与税 11×10÷3	[額] 9)	12		0	, 	o	
の前	-	一般贈	刺產						
¥ 年 分	前々年中の	の暦年課籍 の合計額	税贈与財産 !	13					
	13のうた 19月1日	5 被目続。 毎 の価額の	人からの の合計額	14					
		その年分(2. 2.	15		※14が上限		※14が上限	※14が上間
	層	伡贈与税 除膳与税	(朝) (朝)	10					
	(1	5×14÷1	3)	16		0		0	
	贈与税	の単告書	用是出先		1400	税務署		税務署	利 税務署
	**	新知識者	거위기호 III 2018년 는 모스						
	NI Q Q 440 j	100暦年 重の合計等	建物理智 与 其引 語	17		2,000,000			
担	17のうれ 開告見打	5 被目続/ 重の価額(人からの の合計額	18		2,000,000	-		
額税	月2	その年分(年贈与税	の 【額	19		<u>※18が上限</u> 90,000		※18が上限	※18が上昇
第の年の	控	旅館与税 9×18÷1	.額 (7)	20		90,000		0	
前々	-	一般贈出	刺産						
ら年分	前々々 贈与	年中の暦 財産の含	年課税 計額	21					
	21のうた 1995月21	5 被目続	人からの の合計額	22					
	20 9 A 17	その年分(の () 20日 (20日	23		※22が上限		※22が上限	※22が上昇
	控	派贈与税 3×22÷0	(額 21)	24		0		0	
	居年 贈与称	[課税分の [額控除罰) 411+	25		90,000		0	
					<				

第5表(配偶者の軽減税額の計算書)を開いて確認します。

印刷		戻る											
			第5表 配偶者の	D移	〔額軽減額の計算	書							
	1 一般の場合												
課税価格の合 偶者の法定相	課税価格の合計額のうち配 (第1表のAの金額) 載分 人												
498,600,000円 × 1 / 2 = 249,300,000円									249,300,000	円			
配偶者の税 額軽減額を	① 分割財産の価額 (11表配偶者①)		分割財産の価額から控除: ②債務及び葬式費用の金額 (1表配偶者③)	する ©ヲ (11	債務及び葬式費用の金 R分割財産の価額 表配偶者②)	2額 ④ (②-③) (③>②)の金 = 0)	2 宿頂	⑤純資産価額に加 算される暦年課税 分の贈与財産価額] fi			
計算9 ②場 合の課税価 格	256,646,3	:50 F J	3,359,600円		98			3,359,600円	1,000,000	A			
	\$\(0-&+ \$)0;	金額(1,000円未満切捨て)						254,286,000	m			
⑦相続税の総 (第1表②の金	:額 :額)	®1 少な	(の金額と©の金額のいずれ い金額	ከታን	③課税価格の合計額 (第1表Aの金額)		0	D配偶者税額 〔①×◎÷○	軽減の基となる金 D)				
	130,505,000P	3	249,300,00	0A	498,600,000円			65,252,500 F					
配偶者の税額	軽減の限定額	G	第1表配偶者の③又は④) 66,557,550円	(第1表配偶者のゆ) - 0円			口 66,557,550円		Æ				
配偶者の税額	輕減額	@ 0	ゆの金額と口の金額のいずれか少ない方の金額ハ					ハ 65,252,500円					
6主) ハの金額	を第1表の配偶者の	rø2/#	場者の税額軽減額の」欄に移	\$i2	します。								
			2 配偶者以外の人	が	農業相続人である	場合							
課税価格の合 偶者の法定相	計額のうち配 ⁽³⁾ 職分相当額	\$3表)	のAの金額) 配偶者の法 統分 円 × /	:定相 =	8	н	= (16,000万円と	の多い方の金額)	E			
	0		分割財産の価額から控除す	する	債務及び葬式費用の金	額			小&お2次 本 (基本日本日				
配偶者の税 額軽減額を	の 分割財産の価額 (11表配偶者の)		⑫債務及び葬式費用の金 額 (1表配偶者②)	©∄ (11	R分割財産の価額 表配偶者②)	0 (0-0) (0>0)の金 = 0)	: 酒	の発気を面積高加 算される暦年課税 の贈与財産価額	, 分			
計算する場 合の課税価 格		円	н		Э			円		Ħ			
	©(O-@+@)თ;	金額(1,000円未満切捨て)							円			
<mark>の相続税の総</mark> (第3表のの金	\$額] \$額)	® 二 かす	の金額と ゆ の金額のいず; >ない金額	h	<mark>ゆ課税価格の合計額</mark> (第3表Aの金額)		Q B	D配偶者税額 11(0×0÷0	軽減の基となる金 3))				
	P	3		円			Ħ			Ħ			
配偶者の税額	解経滅の限定額		(第1表配偶者のゆ) 円	-	(第1表配偶者	f0@)	ر ا	赤 I F		P			
配偶者の税額	輕減額	Q0)金額とホの金額のいずれ)	ტა⊴⊳	ない方の金額		-	×		Ħ			
(6主) への金額	を第1表の配偶者の	配偶	著の税額軽減額の一欄に移	\$82	します。								

相続12第6表(未成年者控除額・障害者控除額の計算書)を作成します。

第6表(未成年者控除額・障害者控除額の計算書)を作成します。

印刷 編集	登 翁		保存終了	ב⊒X	ーに戻る	<	編集	>			
		第6	6表 未成4	手者 控	除額 障	害者控除	額の	計算書			
被相続人		関ロ第	吳								
				1 :	未成年初	皆控除					
未成年者の氏名			関ロ光							≣ †	
年齢	Ð		0歳								
未成年者控除額	Ø		1,3	800,000						1,800,000	
				0,000		0	,000			0,000	
未成年者第1表の相続税額	٢		1,353,1	153,294						1,353,153,294	
控除しきれない金額	۲			0					A	0	
		<						>			
扶養義務者の氏名		関ロ	はるか	~			~		-	≣ †	
扶養義務者第1表相続税額	\$		243.9	595,972						243,595,972	
未成年者控除額	6	Г					_				
		<						>			
				2	除生老	· 信服全					
				2	14 - 18	152.105					
一般障害者											
障害者の氏名											
年齢	Ð								1		
障害者控除額	Ø						İ				
				0,000		(),000				
障害者第1表の相続税額	٩										
控除しきれない金額	۲										
		<						>			
特別障害者											
特別障害者の氏名										i †	
年齢	٢										
特別障害者控除額	Ø										
				0,000		C),000			0,000	
特別障害者の相続税額	٩										
控除しきれない金額	۲								A		
		<						>			
扶養義務者の氏名				~			~			i †	
扶義義務者第1表相続税額	\$										
障害者控除額	٢	Г					_				
		<						>	1		

相続13第7表(相次相続控除額の計算書)を作成します。

第7表(相次相続控除額の計算書)を作成します。

ページ選択 国税 太助	ページ選択 国税 太助 未登録												
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
印刷 編集 削除 登録 メニューへ戻る 自動計算 <照会>													
被相続人 国税 太郎													
1 相次相続控除額の総額の計算													
前の相続に係る被相続人の氏名 前の相続に係る被相続人と う回の相続に係る被相続人との続柄 前の相続に係る相続税の申告書の 提出先													
国税 太助	E	税 太郎 の父			春	日部	税務署						
①前の相続の年月日	②今回の林	相続の年月日	3頁 今回の	前の相続か√ 相続までの	5 期間	@1	○年−③の年数						
平成 🖌 26 3 10	令和5年	四年5月10日 9年			1 年								
⑤被相続人が前の相続の時に 取得した純資産価額	⑥前の木 被相続人	相続の際の の相続税額	⑦今回(⑦(⑤-⑥)の金額 財産を 純資			D相続、贈与によって 取得した全ての人の 」産価額の合計額							
19,411,546円		4,250,000 🎮			5,161,546円		495,602,246円						
(⑥の相続税額) ※	(⑧/⑦)が1を超	える時は1で計算	(@	(④の年数) 相		11次相続招	認念額の総額						
	(×® /	③/⑦) (×④/10≇) A欄	手入力	0円						
4,250,000円	×495,602,246円 .	3円/15,161,546円 ×1年/10年			= 425,000+								
2 各相続人の相次相続控除	額の計算												
(1) 一般の場合													
被相続人から財産を 取得した相続人の氏 名	相続控除額の 総額 (第	14716税入の純重度 価額 第1表の各人の④の 金額)	①相続人以9 めた純資産価 額	トの人も含 躪の合計	12 各人の(割合	0/вの ;	⑬各人の相次相続控 除額 (⑨×⑫)						
☑ 国税花子 上記		253,286,750				0.511069	217,204						
☑ 国税 一郎 A の	425,000	129,636,813	(6,813 <mark>B</mark> 49			0.261574	111,169						
✓ 税務 幸子 額		112,678,683			0.227357		96,627						
		+				1.000000	425,000						

相続19第8表(外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書)

を作成します。

印刷	×	ニューに戻る								
			第8表 外	国税額控除	ќ額∙ 農地	等納税猶予税	額の計算書	:		
	被相続人	関口 勝男								
追加					1 外国	税額控除				
			પ્રજ્ઞાસ ્ઉ		Ø	\$	6	ø	8	
	課せられた人の 氏名	国名及び 税の名称	① 新期限 (年月日)	(2) 税額	しの日現在に おける邦賀 換算卒	邦貿換算税額 (②×③)	邦賀換算在外 純財産の価値	(⑤/取得財産) の割合	相次相魏控除 後の税額×⑥	程序額 (図と②のうち 少ない方の金額)
編集	関ロ水	アメリカ合衆国	令和 00・12・31	ኑ°ル 150	124	18,600	600,000	0.00544298	305,975	18,600
					- 10- 20 ⁻ 6d+ 1	194 - 7 1205				~
				2 戻	地寺納私	胡四才祝額				
	農業相続人	の氏名		関口周	R	関ロ火				
	納税措予の元と	なる税額	1		26,250	26,25	10			
	相続税額の2割加算が行わ	れる場合の加算金	2額 2		0		0			
朝 上 税の	税額控防	(額の計	3		0	2,000,00	00			
御税 予額	第3表③の各農業権	相続人の算出税額	i 4	56,	,21 4,697	74,952,93	:0			
- 税控 - 額除 - 計の	相続税額の2割加算が行	行われる場合の加算	算金額 5		0		0			
算額	(©-(@+©))თ	金額(赤字の時0)) 6		0		0			
	農地等納税措予税額(1	100円未満切捨)	7		26,200	26,20	00			
				<						>

第8表(外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書)を作成します。

2.基本登録 2-1.データ情報登録

データ 情報	く追加> 追加 編集 削除 登録 終了
デーダ識別名 (被相続人)	
対応相続税指定 (年版)	○○年01月01日以降用相続税 ✔
相続開始年月日	日統開始年月日の変更は、 被相統人登録で行って下さい。 贈与税遅択時は入力不要です。
メモ欄	
	住所・地番マスター
追加所在	場所 ※各種入力画面で所在場所入力時、参照・選択して入力を省力化できます。
	×

①データ式別名(被相続人)を入力します。
 ②対応相続税指定(年版)
 ③相続開始年月日を入力します。
 (メモ欄はご自由にお使いください。)
 ④「登録」ボタンをクリックします。
 ⑤「終了」ボタンをクリックし、トップメニューに戻ります。

2-2.被相続人登録

被相続	人登録 <編集> 保存終了 中止
相続開始日	令和 ✔ ○○ 年 5 ✔月 10 ✔日
被相続人名	国税太郎
フリガナ	12/21/302
申告種類	確定 🖌
生年月日	昭和 🗸 🛛 18 年 10 🗸 月 19 🗸 日
年齢	75 歳 年齢計算
郵便番号	344-0001
住所	埼玉県春日部市不動院野 参照 登録 3丁目5番16号
電話番号	047 -0000 -0000
職業	○○商事 代表取締役
管轄税務署	春日部
あん分割合桁数	2 🗸
算出税額端数処理	○ 切捨て ● 自動按分
第11·11の2表付表1:同意欄	○ 全相続人 ● 選択した財産の取得者
依頼日	令和 ✔ ○○ 年 5 ✔月 10 ✔ 日
申告日	令和 ✔ ○○ 年2 ✔月4 ✔日
税理士法30条	 ●有 ○無 税理±法33条2 ●有 ○無
※個人番号(マイナンバー)は相縁	競争告書第一表のプレビュー画面で直接入力して下さい(個人番号の保存はしません)

項目	説明
相続開始日	元号を選択し、年月日を入力します。(和暦)
被相続人名	被相続人氏名を入力します。
フリガナ	被相続人氏名のフリガナを全角カタカナで入力します。
申告種類	確定か修正のどちらかを選択します。
生年月日	元号を選択し、被相続人の生年月日を入力します。(和暦)
年齢	被相続人の年齢を計算して自動入力します。
郵便番号	被相続人の郵便番号を入力します。
住所	被相続人の住所を入力します。
電話番号	被相続人の電話番号を入力します。
職業	被相続人の職業を入力します。
管轄税務署	管轄税務署を入力します。
あん分割合桁数	あん分割合を何桁まで計算するか選択します。(2 桁~10 桁)
算出税額端数処理	税額の端数処理方法を切捨て、自動按分から選択します。
第11・11の2表	全相続人を印字するか、選択した財産取得者のみを印字するか選択します。
付表 1:同意欄	
依頼日	後日確認するためのメモ入力欄です。申告には関係しませんので任意で入力してください。
申告日	後日確認するためのメモ入力欄です。申告には関係しませんので任意で入力してください。
税理士法 30 条	税理士法 30 条の書面を提出しているかどうか、有・無どちらかを選択します。
税理士法 33 条 2	税理士法 33 条 2 の書面を提出しているかどうか、有・無どちらかを選択します。

①各項目の入力を行います。

②入力が終わったら、画面右上の「登録」ボタンをクリックします。

③データを登録しました、と表示します。「OK」をクリックします。

④「終了」ボタンをクリックして、トップメニューに戻ります。

2-3.相続人登録

相続人	标卷	(編集) 削除	保存終了中止								
相続人No.	1										
相続人名	国税 花子										
フリガナ	コクゼイ ハナコ										
続柄											
生年月日	昭和 💙 25 年 9 🗸月	昭和 🗸 25 年 9 🗸月 21 🗸日									
年齡	70 歳 年齢計算										
郵便番号	344-0001										
住所	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号	埼玉県春日部市不動規野 (3丁目5番16号									
電話番号	047 -0000 -0000										
職業											
配偶者	● 該当 ○ 非該当										
相続の開始を知った日	令和 🗸 🔿 🔿 年 5 🗸 月	10 V B									
相続時精算課税適用区分	非適用者										
取得原因	相続 🗸										
法定相続人	● 該当 ○ 非該当										
法定相続分	1 / 2 ※相続人の)合計が 1 になるように入力します	ġ.								
民法上の相続割合	1 / 2 ※未分割則	材産の按分割合となります									
相続放棄	○該当 ●非該当	養子制限	○該当 ● 非該当								
農業相続人	○該当 ●非該当	障害者控除	なし 🖌								
2割力口算(相続税額力口算)	●該当 ○非該当	制限納税義務者	居住無制限納税義務者 🗸								
参考記載	○該当 ●非該当										
代理人	法定代理人 🗸	代理人氏名									
※個人番号(マイナンバー)は相続	^{売税甲告書第一表のプレビュー} 画	面で直接人力して下さい(個人番	号の保存はしません)								

項目	説明
相続人 No.	自動表示します。
相続人名	相続人氏名を入力します。
フリガナ	相続人氏名のフリガナを全角カタカナで入力します。
続柄	被相続人との続柄を選択します。
生年月日	相続人の生年月日を和暦で入力します。
年齢	相続人の年齢を入力します。
郵便番号	相続人の郵便番号を入力します。
住所	相続人の住所を入力します。
電話番号	相続人の電話番号を入力します。
職業	相続人の職業を入力します。
配偶者	被相続人の配偶者に該当するか、該当しないか選択します。
相続の開始を知った日	相続の開始を知った日を和暦で入力します。
相続時精算課税適用区分	非適用者、適用者、適用者(相続開始前死亡)の中から選択します。
取得原因	相続、贈与のどちらかを選択します。
法定相続人	該当または非該当のどちらかを選択します。
法定相続分	相続人の合計が1になるように入力します。
民法上の相続割合	未分割財産の按分割合を入力します。
相続放棄	該当または非該当のどちらかを選択します。
養子制限	該当または非該当のどちらかを選択します。

農業相続人	該当または非該当のどちらかを選択します。
障害者控除	なし、一般、特別の中から選択します。
2割加算	該当または非該当のどちらかを選択します。
制限納税義務者	居住無制限納税義務者、制限納税義務者、非居住無制限納税義務者の中から
	選択します。
参考記載	該当または非該当のどちらかを選択します。(第 1 表印刷「参考」欄)
代理人	法定代理人、特別代理人、親権者、後見人の中から選択します。
代理人氏名	代理人の氏名を入力します。

①各項目の入力を行います。
②入力が終わったら、画面右上の「保存終了」ボタンをクリックします。
③データを登録しました、と表示します。「OK」をクリックします。
④「終了」ボタンをクリックして、トップメニューに戻ります。

	Ŧ	地一覧		【国税太郎】			戻	3
	細目	コード	利用区分	所在場所	価額	取得者名		
並び順変	更 <u>選</u> 打	ℝして追加−−	追加					
編集	宅 宅 山林		1	埼玉県春日部市不動院野3丁 目5番16号	64,350,000	取得分割	複写	~
編集	その他 宅 その他 その他	(原野) (牧場) (沼地)	2 貸家建付地	埼玉県春日部市不動院野3丁 目5番17号	46,215,000	国税 花子	複写	
編集	宅その他	(鉱泉地) (雑種地)	3 貸家建付地	文京区〇〇1丁目3番5号	35,451,000	国税 花子	複写	
編集	山まその他		1 普通山林	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇13番 2	3,617,100	国税 一郎	複写	
								~

	र्न-५ <	編集> 削除	保存終了 中止
細目	宅地	01-03-001	宅地
利用区分	参照		
所在場所	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号		
地積 ※數値(小數点可)	165	単位	m² 🗸
所有割合		所有割合分	未入力
単位面積価額	単価		
固定資産税評価額	64,350,000	倍数	×
権利割合		権利割合名	
任西客頁	64,350,000 計算		
取得者名	取得分割 🗸 取得分割		
小規模宅地の特例	● 有 ○ 無	付表1(別)	● 有 ○ 無

項目	説明
細目	田、畑、宅地、山林、その他(原野)、その他(牧場)、その他(沼地)、その他(鉱
	泉地)、その他(雑種地)、手入力から選択。選択した細目を画面に表示します。
利用区分	細目に応じた利用区分を入力します。
	「検索」ボタンから呼び出して選択入力も出来ます。田(自用地、貸付地、賃借権、耕
	作権、永小作権)、畑(自用地、貸付地、賃借権、耕作権、永小作権)、宅地(自用宅
	地、貸宅地、貸家建付地、自用借地権)、山林(普通山林、保安林)
所在場所	土地の所在場所を入力します。
地積	地積を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
所有割合	所有割合を分数で入力します。
所有割合分	地積と所有割合から自動計算して表示します。

単位面積価額	路線価地区の土地の場合に、単位面積当たりの価額を入力します。
固定資産税評価額	倍率地区の土地の場合に入力します。
倍数	倍率地区の土地の場合に入力します。
権利割合	財産が権利付きである場合に、権利割合を入力します。
権利割合名	財産が権利付きである場合に、権利割合名を入力します。
価額	価額を自動計算します。手入力も可能です。
	■路線価地区の土地の価額計算■
	「単位面積価額」×「倍数」× 地積の「所有割合分」
	(所有割合分がない場合は「単位面積価額」×「倍数」×「地積」×「権利割合」)
	■倍率地区の土地の価額計算■
	「固定資産税評価額」×「倍数」×「所有割合」×「権利割合」
取得者名	相続人の一覧から選択します。
小規模宅地の特例	特例適用の有無を選択します。
付表1(別1)	第11・11の2の付表1(別表)を書面で提出するかどうか、有・無を選択します。

①各項目の入力を行います。

②入力が終わったら、画面右上の「保存終了」ボタンをクリックします。
 ③データを登録しました、と表示します。「OK」をクリックします。
 ④「終了」ボタンをクリックして、トップメニューに戻ります。

3-2.家屋 · 構築物

家屋・構築物	カデータ <編集>	削除	保存終了中止
細目	家屋(鉄口2·居宅)	02-01-001	家屋
利用区分	自用家屋		
所在場所	埼玉県春日部市不動院野3丁目5番16号	参照	
面積等 ※數値(小數点可)	120	単位	m² 🗸
所有割合			
単位面積価額	単価 調整率 / X /	固定資産税評価額	3,874,960
倍数			
権利割合		権利割合名	
(西客頁	3,874,960 計算		
取得者名	国税花子 🗸 取得分割		

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分	利用区分を入力します。「検索」ボタンから選択することも出来ます。
所在場所	家屋・構築物の所在場所を入力します。
面積等	面積を入力します。小数点以下有効です。
単位	「㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
所有割合	所有割合を分数で入力します。
単位面積価額	単位面積当たりの価額を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の
	調整率欄を使用します。
固定資産税評価額	評価額を入力します。
倍数	評価倍率を入力します。
権利割合	財産が権利付きである場合に、権利割合を入力します。
権利割合名	財産が権利付きである場合に、権利割合名を入力します。
価額	価額を自動計算します。手入力も可能です。
	「単位面積価額」×「倍数」×「面積等」×「所有割合」×「権利割合」
	を計算します。
	※「単位面積価額」に入力のない場合、「固定資産税評価額」×「倍数」×
	「所有割合」×「権利割合」で計算します。
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-3.事業用財産

事業用財産	ミデータ < <u>追加</u> >	劉晓	保存終了中止
≇⊞目	機械その他減価償却資産		機械その他減価償却資産
利用区分銘柄等			
所在場所	春日部市OO3丁目×番×号		検索
数量 ※数值(小数点可)	1	単位	個 🗸
単価	50,000 ×		
倍数	× []		
価額	50,000 計算		
取得者名	望月花子 ∨ 取得分割		
項目	説明		
細目	選択した細目を表示しる	ます。	

細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分を入力します。「検索」ボタンから選択することも出来ます。
所在場所	財産の所在場所を入力します。
数量	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、口、点、台、個から選択します。
単価	単価を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の欄を使用します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-4.有価証券

有価証券	र्न-५ <	編集 >	削除	保存終了中止
部日	持定株式(配当) ×		04-01-001	特定株式(配当)
銘柄等	# 00			
所在場所、金融機関名称等	春日部市○○ 3丁目×番×号			
株式数等 ※数值(小数点可)	1,000		単位	株 ∨
1株当りの単価	単価 50 × 第登本			
倍数	×			
価額	50,000 計算			
取得者名	望月花子 ∨ 取得分割			

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
銘柄等	利用区分を入力します。「検索」ボタンから選択することも出来ます。
所在場所、金融機関名称等	財産の所在場所を入力します。
株式数等	株式数を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、ロ、点、台、個から選択します。(初期値は株)
1 株当りの単価	1株あたりの価額を入力します。
倍数	1株あたりの価額に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算
	過程の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-5.現金·預貯金

現金·預貯會	をデータ	< 編集 >	削除	保存終了中止
翻目	現金	_	05-01-001	現金
預貯金の種類	現金	-		
所在場所、金融機関名称等	春日部市0003丁目5番10	5号		
口座番号等				
価額	450,000			
取得者名	望月花子 🗸 取得:	分割		

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
預貯金の種類	預貯金の種類を入力します。
所在場所、金融機関名称等	預入先の所在場所、金融機関名称等を入力します。
口座番号等	口座番号を入力します。
価額	金額を入力します。
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-6.家庭用財産

家庭用財産	データ	< 編集 >	削除	保存終了	中止
部日	家庭用財産	×	06-99-001	家庭用財産	
利用区分	家具等一式				
所在場所	春日部市〇〇〇3丁目5番16号 検索				
数量 ※数值(小数点可)			単位		
単価	× [
倍数	× [
価額	2,500,000 手入	(л			
取得者名	望月花子 🗸 取	得分割			

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分	利用区分を入力します。
所在場所	財産の所在場所を入力します。
数量	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	㎡、ヘクタール、アール、株、ロ、点、台、個から選択します。
単価	単価を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の欄を使用します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-7.その他の財産(生命保険金等・退職手当金等)

その他の財	産データ	<編集>	削除	保存終了中止
細目	生命保険金		07-01-001	生命保険金
利用区分銘柄等				
保険会社等の所在場所	千代田区002丁目×番 			
保険会社等の名称	00生命保険(相)			
受取年月日	令和 🗸 🔘 🛱 7	✔月 10 ✔日		
受取金額	29,629,483			
受取人の氏名	国税 一郎 🗸 取得	影割		

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分銘柄を入力します。
保険会社等の所在場所	保険会社または勤務会社の所在場所を入力します。
もしくは勤務会社等の所在	
地	
保険会社等の名称	保険会社または勤務会社の所在場所を入力します。
もしくは勤務会社等の名称	
受取年月日	生命保険金または退職金を受け取った年月日を入力します。
受取金額	金額を入力します。
退職手当等の名称	細目が「退職手当金等」の場合に、その名称を入力します。
受取人の氏名	相続人の一覧から選択します。

3-8.その他の財産(立木・その他財産)

その他の財産	हेर्ने 🗸 🗸	[編集>	削除	保存終了	中止
細目	立木		07-03-001	立木	
利用区分銘柄等	ひのき65年生				
所在場所	00県00郡00町0013番	2			
面積等 ※數値(小數点可)	3		単位	sî V	
単位面積価額	1,011,000 ×				
倍数	0.85 ×				
「西客頁	2,578,050 計算				
取得者名	国税 一郎 🗸 取得分割				

項目	前明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分銘柄を入力します。
所在場所	財産の所在場所を入力します。
面積等	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	m [®] 、ヘクタール、アール、株、ロ、点、台、個から選択します。(初期値は株)
単位面積価額	単位面積価額を入力します。調整率を入力する場合は、×の右側の欄を使用します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-9.その他の財産(定期金に関する権利・生命保険契約に関する権利・ 信託受益権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権等・営業権)

その他の財産	産データ	<追加>	削篩	保存終了	中止
細目	定期金に関する権利				
利用区分銘柄等					
所在場所等					
石香東					
取得者名	未分割 🗸 取得	分割			

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	細目が「定期金に関する権利」「生命保険契約に関する権利」「信託受益権」の
所在場所等	場合に、その銘柄を入力します。また、所住場所も入力します。
価額	価額を入力します。
取得者名	相続人の一覧から選択します。

3-10.代償財産

代償財産	データ	<編集>	削除	保存終了中止
部目	現金		08-01-001	現金
利用区分銘柄等	利用区分銘柄 りようくぶんめい			
所在場所等	東京都狛江市西野川			検索
数量 ※数值(小数点可)	1		単位	•
単価	単価 165,000 × 調整卒			
倍数	×			
価格	165,000 計算			
取得者名	望月和子 🗸			

項目	説明
細目	選択した細目を表示します。
利用区分銘柄等	利用区分銘柄を入力します。
所在場所等	財産の所在場所を入力します。
数量	数量を入力します。小数点以下有効です。
単位	m [*] 、ヘクタール、アール、株、ロ、点、台、個から選択します。
単価	単価を入力します。
倍数	単価に掛ける倍数を入力します。
価額	「数量」×「単価」×「倍数」を計算して表示します。手入力も出来ます。(計算過程
	の全てで小数点以下を切り捨てます)
取得者名	相続人の一覧から選択します。

代償分割の入力

代償分割を行う場合、まず「財産と債務データ入力」にて「代償財産」の入力を行います。

代償財產一覧				【国税 頼子】			戻	3
	細目	コード	利用区分 銘柄等	所在場所	価格	取得者名		
並び順変	·更選択	して追加ー- 🗸	追加					
編集	現金	08-01-00	01		20,000,	000 国税 花子	複写	~
編集	現金	08-01-00)4		-20,000,	000国税 一郎	複写	

第11表の代償財産を確認します。

代償財産の計が0になっていることを確認します。

第11表 相続税がかかる財産の明細書											
	被相続人		[国税太	郎						
遺産(の分割状況			[分割	区分 割の日	1.全部分割 令和 ()〇年 5 月	1日編	集		
その他財産	代償財産	現金							120,000	国税 花子	120,000
その他財産	代償財産	現金							△120,000	国税一郎	∆120,000
	(小計)								0		
((言†))									0		

第15表「その他の財産」の「その他」欄を確認します。

	生命保険金等	25	60,397,608	0	35,750,657	24,646,951
ج ا	退職手当金等	26	30,000,000	30,000,000	0	0
の他	立木	27	2,578,050	0	2,578,050	0
の財	代價財産		0	120,000	-120,000	0
産 	その他	20	32,250,700	7,750,700	24,500,000	0
	≣t	29	125,226,358	37,870,700	62,708,707	24,646,951

第15表の印刷

代償財産がある場合は、[28]その他が2段で印刷され、上段に代償財産を印刷します。

その他國 775090	
-------------	--

3-11.債務

債務デー	-9	< 編集 >	削除	保存終了中止	
種類	公租公課		09-01-001	債務	
≇⊞目	25年度分固定资産税			·	
債権者の氏名または名称	春日部市役所				
債権者の住所または所在地					
発生年月日	平成 🗸 00 年1 、	✔ <mark>月</mark> 1 ↓ 日			
弁済期限	令和 ✔ 00 年 12 ✔月 31 ✔日				
価額	345,900				
負担する人の氏名	望月 →郎 🖌 取得	分割			

項目	説明
種類	選択した債務の種類を表示します。
細目	債務の細目を入力します。
債権者の氏名または名称	債権者の氏名または名称を入力します。また、債権者の住所または所在地も入力
債権者の住所または所在地	します。
発生年月日	年月日を入力します。
弁済期限	年月日を入力します。
価額	金額を入力します。
負担する人の氏名	相続人の一覧から選択します。

3-12.葬式費用

	葬式費用データ	2	< 編集 >	削除	保存終了 中止
細目名			10-99-001		葬式費用
支払先の氏名 または名称	00寺				
支払先の住所 または所在地	春日部市〇〇 ×丁目×番×号				
支払年月日	令和 🗸 00 🛱	5 🗸 月 14 🗸	3		
金額	1,500,000				
負担する人の 氏名	望月花子 🗸 📱	又得分割			

項目	説明
細目名	選択した細目を表示します。
支払先の氏名または名称	支払先の氏名または名称を入力します。また、支払先の住所または所在地も入力
支払先の住所または所在地	します。
支払年月日	年月日を入力します。
金額	金額を入力します。
負担する人の氏名	相続人の一覧から選択します。

4. 相続税申告書

相続税申告書の作成

「基本登録」「財産と債務データ入力」で入力した財産データをもとにして相続税申告書を作成します。

①相続税トップメニュー画面を開きます。

②「相続税申告書」をクリックします。

相続税トップメニュー						
対象デー 【 OO (対象データ【国税太郎】 【 〇〇 01月01日以降版】					
▶ 基本登録	▶ 評価明細書					
▶ 財産と債務データ入力	▶ その他					
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷					
<u></u>	тор					

③作成したい表をクリックします。



④必要な箇所に入力します。

E	印刷 印刷(付表) 編集		登録	保存終了	メニューに戻る	<編集>
			第4表 • 第4	表の付表相	続税額の加算金	額の計算書
	被相続人	国税	太郎			
			第4	表 相続税額	額の加算金額の言	算
	加算対象者の氏名		国税 礼	花子		
	各人の税額控除前 の相続税額	1		66,557,550		
続柄変	一親等の血族の期間内に 取得した財産の価額の合計額	2	※第1表0	D②が上限 [0円]		
更の堤	取得財産のうち課税価格に 算入された財産の価額	з		0		
R C	加算の対象とならない 相続税額(①×②/③)	4		0		
	管理残額がある場合の 加算の対象とならない相続税額	5		0		
Ŀ	加算金額(①×0.2) 記④又は⑤の金額がある場合は ((①-④-⑤)×0.2)	6		13,311,510		
			<			>
	第4表の付表		措置法第	70条の2): (R6. (2第12項第1号(ā 31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
	第4表の付表		措置法第 国税 福	570条の2): (R6-(花子	2第12項第1号(a 31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表の又はの)	1	措置法第	i70条の2): (R6.(花子	2第12項第1号(31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表®又は®) 被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額	1	措置法第 国税 行	70条の2): (R6. 1 推子	2第12項第1号(31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は④) 被相続人から相続や遺贈により 取得しためとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額 取得した財産で課税価格に算入 れた財産の価額第1表①+②)	1 2 3	措置法第	70条の2): (R6. { 佐子	2第12項第1号(31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
」 して 債	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は⑩) 被相続人から相続や追贈こより 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額 取得した財産で課税価格に算入 れた財産の価額第1表①+②) 務及び葬式費用の金額(第1表③)	1 2 3 4	措置法第	70条の2): (R6.(花子	2第12項第1号に 31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
J to 債	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は④) 被相続人から相続や遠贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額 取得した財産で課税価格に算入 れた財産の価額第1表①+②) 務及び葬式費用の金額(第1表③) ③ - ④(赤字の時はの)	1 2 3 4 5	田税	70条の2): (R6. (花子	2第12項第1号に 31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]]	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は④) 被相続人から相続や追贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額 取得した財産で課税価格に算入 れた財産の価額(第1表①+②) 務及び葬式費用の金額(第1表③) ③ - ④(赤字の時はの) 純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	1 2 3 4 5 6	措置法第 国税 i	70条の2) (R6. (花子	2第12項第1号に 31以前のみ)	規定する管理残額がある場合
10 債	第4表の付表 加算対象者の氏名 各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は⑩) 核相続人から相続や追贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象とならない部分の金額 取得したも成で課税価格に算入 れた財産の価額(第1表①+②) 務及び葬式費用の金額(第1表③) ③一④(赤字の時はの) 総資産価額に加算される居年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤) 加算の対象とならない相続税額 ①×②/(⑤+⑤)	1 2 3 4 5 6 7	措置法第	70条の2) (R8 (花子	2第12項第1号に 31以前のみ)	規定する管理残額がある場合

⑤入力が終了したら「保存終了」ボタンをクリックして終了します。

٤ſ	唰 印刷(付表) 編集							
	第4表・第4表の付表相続税額の加算金額の計算書							
	·····································							
			第4表 相続	税額の加算金額の計算				
	加算対象者の氏名		国税 花子					
	各人の税額控除前 の相続税額	1	66,557,550					
続柄恋	一親等の血族の期間内に 取得した財産の価額の合計額	2	※第1表の②が上限 [0円]					
夏の提	取得財産のうち課税価格に 算入された財産の価額	з	0					
*	加算の対象とならない 相続税額(①×②/③)	4	0					
ħ	管理残額がある場合の 町の対象とならない相続税額	5	0					
上調	加算金額(①×0.2) 2④又は⑤の金額がある場合は ((①-④-⑤)×0.2)	6	13,311,510					
			<	>				

⑥他の表へ移動する時や財産入力に戻る時は、各表の入力画面から「他表へのリンク」ボタンをクリックして簡単に移動できます。

他表へのリンク	「1740」 印刷(第8の8表)						بتلا	ューに戻る
第1表(第8表の8印刷)							5	停1表 相続税の申
第2表		被相続人					国税 太郎	
第3表								1
第4表·第4表付表				相続	٨		各人の合計	国税 花子
第4表の2				取得財産	小価額	1	/08/302/151	256.646.250
第5表		≣	相約	5. 古马涛田时		' 0	490,092,191	220,040,000
第6表		脱税	年日和 7年 257	元子》二十二章		2	24,020,035	0
第7表		格	1頁7分		費用の金額 (****	3	27,415,940	3,359,600
第8表		同計		一 純 資 産	1曲各貝	4	495,602,246	253,286,750
第8の2表付表1,2,3,4		算	加算	創替年贈与	財産価額	5	3,000,000	1,000,000
第8の2表				課税促	略	6	498,600,000	254,286,000
			遗礼	童 こ係る基	罐控除額		3人 48,000,000	
		125		相続税の)総額	7	130,505,000	
第8の4表		出	一角	の場合	按分割合	8	1.00	0.51000
		税 額	_	福集	算出税額	9	130,505,000	66,557,550
筆0表			農地	納税猶予	算出税額	10		
第4代			2害	肋頂の場	合の金額	11	0	0
<u></u>				暦年贈与	税控除額	12	90,000	0
第11代			税姻	配偶者科	常和國家主義	13	65,252,500	65,252,500
第1102表 第11・11の2付1		各人	腔除	[12][13 税額	3〕以外の 控除額	14	425,000	217,204
第11・11の2付1(別1)		() (注面)			計	15	65,767,500	65,469,704
第12表	約付	何		差引称	客頁	16	64,737,500	1,087,846
第13表		還	精算	課税贈与	税額排空除客員	17	0	0
第14表		税	医療	法人持分	税客則控除客員	18	0	0
第15表		額 の		小計	t	19	64,737,400	1,087,800
		算		納税猶予	和教育	20	0	0
財産債務入力へ			納超	納付す	べき税額	21	64,737,400	1,087,800

第1表 相続税の申告書(第8の8表印刷)

Ę	唰	印刷	訓(第8の8表)			ューに戻る		
					身	第1表 相続税の申	時書	
		被相称	売人		国税 太郎			
	相続人				各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
		取得財産	の価額	1	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683
課	相約	読時適用財	腟の価額	2	24,626,085	0	24,626,035	0
価	債務	及び葬式す	費用の金額	З	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0
0 1		純資産	価額	4	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683
算	加算	軍暦年贈与	財産価額	5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
		課税低	略	6	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000
	遗	闺こ係る基	罐控除額		3人 48,000,000			
		相続税の)総額	7	130,505,000			
算 出	—A	切場合	按分割合	8	1.00	0.51000	0.26000	0.23000
税		編集	算出税額	9	130,505,000	66,557,550	33,981,300	30,016,150
	農地	納税猶予	算出税額	10				
	2割加算の場合の金額		11	0	0	0	0	
		曆年贈与	税控除額	12	90,000	0	0	90,000
	税額	配偶者科	镕興圣滅額	13	65,252,500	65,252,500	0	0
各人	控除	[12][13 税額	3]以外の 控除額	14	425,000	217,204	111,169	96,627
の納			≣ †	15	65,767,500	65,469,704	111,169	186,627
何		差引税額 1		16	64,737,500	1,087,846	33,820,131	29,829,523
還付	精算	課税贈与	税額控除額	17	0	0	0	0
税額	医療	法人持分	税額控除額	18	0	0	0	0
۱Ö H		小計	ł	19	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
算		納税猶予	税額	20	0	0	0	0
	納税	納付す	べき税額	21	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
	纇	還付され	る税額(△)	22	0	0	0	0
修工	修	团	信十	23				
山田	上前	納税獲	静形税額	24				
古書	Ø	申告	納税額	25				
の場		小計の増	的喀魚	26				
合	納作	対税額又は	還付税額	27				
					<			

第13	表 相	続税の申告書	
- A	①取	得財産の価額	第11表③
ほう	②相	続時適用財産の価額	第11の2表1⑧
兄の	3債	務及び葬式費用の金額	第13表3⑦
曲計	④純	資産価額	①+②-③ 計算結果がマイナスの場合は0
格 算	⑤加	算暦年贈与財産価額	第14表1④
	6課	税価格	④+⑤(1,000円未満切捨て)
	遺産	に係る基礎控除額	第2表 🖸 欄の人数と、 🗘 欄の額を表示します。
	⑦相	続税の総額	第2表⑧
	⑧按	分割合	按分割合を表示します。
算			※「編集」ボタンから変更できます。小数点以下2桁まで有効です。
出			・手入力で計算した場合は背景がピンクになります。
税			・自動計算に戻す場合は「クリア」を押してからそのまま「登録」を
宮			クリックすると白背景の自動計算に戻ります。
	9算	出税額	算出税額を表示します。※「編集」ボタンから変更できます。
	10農	地等納税猶予適用・算出	被相続人に農業相続人がいる場合は、 ⑧及び ⑨欄の記入を行わず、この
	税額		欄に第3表の13欄の税額を表示します。
	(11)2	割加算の場合の金額	第4表⑥
	税	12) 暦年贈与税控除額	第4表の205
各	額	13111出出了。1311日日本1311日日本1311日日本1311日日本1311日日本13110年末3110月年末3111月年末3111月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	第5表の 🕐 又は 🛇
人	<u></u> 控 除	個位個以外の税額控除額	第8の8表1⑤
の	P/1/	15計	 10~10の合計
納	16差	引税額	⑨+⑪-⑮又は⑩+⑪-⑮(赤字の時はO)
付	①精	算時課税贈与税控除額	第11の2表1⑨
。	18医	療法人持分税額控除額	第8の4表2B
虚	(19)/J\	Ēt	16一17一18(黒字の時は100円未満切捨て、赤字の時は0)
10 10			※19-11がマイナスの場合、19は計算に含まず、19-11のマイナス
17兀 安古	◎ % 由		
領の	20前月		
() =⊥	тм	(1)納付すべき祝額	19一四の金額かノフスの場合に表示します。(100円末満切捨て)
it and the second secon	祝	③単立なる2300	※週~週月、UWP、及び週月、Y1ノスの場合はUを衣示しまり。
岸	額	迎退りこれる抗領	週月771ノスの场面に、週~1お11のと衣 の型外国祝賀控际額」の 今朝たキテレキオー(計算妹里がマイナマの提合けの)
			玉碑で衣がしみす。 (計算和木A:Y1 ノ人の場口は O)

第8の8表税額控除額及び納税猶予税額の内訳書(印刷)					
1 税額控除額					
①未成年者控除額	第6表1②、③又は⑥				
②障害者控除額	第6表2②、③又は⑥				
③相次相続控除額	第7表13又は18				
④外国税額控除額	第8表1⑧				
⑤合計	(1+2)+(3)+(4)				
2納税猶予税額					
①農地等納税猶予税額	第8表2⑦				
②株式等納税猶予税額	第8の2表2A				
③特例株式等納税猶予税額	「納税猶予税額入力」の第8表の2の2表分の金額				
④山林納税猶予税額	第8の3表28				
⑤医療法人持分納税猶予税額	第8の4表2A				
⑥美術品納税猶予税額	「納税猶予税額入力」の第8の5表分の金額				
⑦事業用資産納税猶予税額	「納税猶予税額入力」の第8の6表分の金額				
8合計	1+2+3+4+5+6+7				

第2表 相続税の総額の計算書

印刷	ニューに戻る						
		第2署	長相続税の総額の)計算書			
被相続人	国利	兑太郎 					
[1]課税価格の合計額(円) [2]遺産に係る基礎控除額 [3]課税遺産総額(円)							
<u>т</u> 4	98,600,000		(A0)法定 相続人の数) ロー人	n	(万円) =	450,600,	000
- ホ	0	3,000万円 + (600万	5円× 3	人) = 4,800			0
[4]法定相続人 氏名	、続柄	[5]法定相続分	第1表の「相続税の [6]取得金額	総額[7]」の計算 [7]基となる税額	第3表の「相続税([9]取得金額	の総額[7]」の計算 [10]基となる税額	
国税花子	妻	1/2	225,300,000	74,385,000			
国税一郎	長男	1/4	112,650,000	28,060,000			
税務幸子	長女	1/4	112,650,000	28,060,000			
							~
注它相结人而粉	A 24	스타 1	[8]相続税の総額	190 505 000	[11]相続税の総額		
広連作時冗八切段	A 3/		[7]の合計額)	າສາຊາຊາຍ	([10]の合計額)		

第2表相続税の総額の計算書	
①課税価格の合計額	⑦…第1表⑥A
	⑦…第3表⑥A
②遺産に係る基礎控除額	◎…「相続人情報の登録」で入力した「法定相続人の数」を表示します。
	⑦…3,000万円+(600万円×◎)
③課税遺産総額	$\bigcirc \dots \oslash - \oslash$
	◎…⑰-②を表示します。
④法定相続人	「基本情報登録」で入力した法定相続人氏名、続柄を表示します。
⑤法定相続分	「基本情報登録」で入力した法定相続分を表示します。
⑥法定相続分に応ずる取得金額	○×⑤(1,000円未満切捨て)
⑦相続税総額の基となる税額	⑥をもととして、税率テーブルの速算表により計算した税額を表示しま す
	- 7。 ⑦の合計額(100 円未満切捨て)
⑨法定相続分に応ずる取得金 額	◇×⑤ (1,000 円未満切捨て)
⑩相続税総額の基となる税額	⑨をもととして、税率テーブルの速算表により計算した税額を表示しま
	す。
①相続税の総額	⑩の合計額(100円未満切捨て)

第3表 農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

「相続人登録」で「農業相続人」該当者がいる場合に使用します。

É[.	刷		ı−(2 <u>)</u>	更る						
				第3表 農業相続人な	心いる場合の各人の	算出税額の計算書				
	被相続人 国税 太郎									
相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名				国税 花子 68歳 く				>		
	財産を明	収得した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子			
	取財	農業相続人	1	256,646,350	256,646,350	0	0			
課	得産	その他の人	2	266,371,836	0	153,693,153	112,678,683			
税価	債務	务·葬式費用	З	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0			
格の	四 各 純資産価額		4	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683			
計算	2 計 暦年課税贈与財産		5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000			
	算 課税価格 (1,000円未満切捨て) 6		6	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000			
	相	続税の総額	7	130,505,000						
各	按分额	割合 編集	8	1.00	0.5100000	0.2600000	0.2300000			
۱Ā D		算出税額	9	130,505,000	66,557,550	33,981,300	30,016,150			
算出超	納基 税と	相続税の 総額の差額	10	0	計算式を表示					
額の計	猫なるが	- 農業投資 価格超過額	11	0	0	0	0			
 算	初初	各人への 按分額	12	0	0	0	0			
	各人	の算出税額	13	130,505,000	66,557,550	33,981,300	30,016,150			
	X									

第3表 農業相続人がいる場合の各	人の算出税額の計算書
相続税の納税猶予の適用を受ける	「相続人登録」で「農業相続人」該当を選択した相続人名を表示します。
農業相続人の氏名	
①農業相続人	農業相続人は第12表⑤
②その他の人	その他の人は第1表の①「取得財産の価額」+②「相続時精算課税適用財産
	の価額」
③債務・葬式費用	第1表③
④純資産価額	①-③ 又は ②-③ (赤字の時はO)
⑤暦年課税分贈与財産	第1表⑤
⑥課税価格	④+⑤(1,000円未満切捨て)
⑦相続税の総額	第2表⑪
⑧按分割合	各人の6÷8(8は6の合計)
	※按分割合は「編集」ボタンから変更できます。小数点以下2桁まで有効。
	・手入力で計算した場合は背景がピンクになります。
	・自動計算に戻す場合は「クリア」をクリックしてから「登録」すると白背景
	の自動計算に戻ります。
⑨算出税額	⑦×各人の⑧
⑩相続税の総額の差額	第1表の⑦ーこの表の⑦ ※計算内容は「計算式を表示」ボタンをクリック
	することで確認できます。
⑪農業投資価格超過額	第 12 表③
12各人への按分額	⑩×各人の⑪÷⑤
⑬各人の算出税額	9+12

第4表・第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書

E	印刷 印刷(付表) 編集		登録	保存終了	メニューに戻る	<編集>			
	第4表・第4表の付表 相続税額の加算金額の計算書								
	被相続人 国税 太郎								
			第	4表 相続税額	「の加算金額の言	†算			
	加算対象者の氏名								
	各人の税額控除前 の相続税額	1							
続柄変	一親等の血族の期間内に 取得した財産の価額の合計額	2							
夏の提	取得財産のうち課税価格に 算入された財産の価額	з							
2	加算の対象とならない 相続税額(①×②/③)	4							
t	管理残額がある場合の 加算の対象とならない相続税額	5							
Ŀ	加算金額(①×0.2) 記④又は⑤の金額がある場合は ((①-④-⑤)×0.2)	6	<				>		

第4表	第4表相続税額の加算金額の計算書						
(「相	目続人登録」で2割加算「副	亥当」に設定した場合に使用)					
加算対	「象者の氏名	「相続人登録」で「2割加算」該当を選択した相続人氏名を表示します。					
①各人	の税額控除前の相続税額	第1表の算出税額⑨又は第1表の算出税額⑩					
2~4	しは相続時精算課税適用財産	を取得した相続人で、相続の開始までに被相続人との続柄に変更があった場合					
に入た	」※相続時精算課税適用者で	でない人は必要ありません。					
続柄変雨	②一親等の血族の期間内 に取得した財産の価額	被相続人の一親等の血族であった期間内(2割加算の対象にならない期間) に、被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額を入力します。第1 表②「相続時精算課税適用財産の価額」の範囲内で入力してください。					
シ があった	③取得財産のうち相続税 の課税価格に算入された 財産の価額	加算対象者の第1表①+第1表②+第1表⑤ (②が未入力の場合は空欄)					
に場合	④加算の対象とならない 相続税額	 ①×②÷③ (円未満切り上げ) (②が未入力の場合は空欄) 					
⑤管理 対象と	と 残額がある場合の加算の たならない相続税額	第4表の付表 A					
⑥相紛	税額の加算金額	①×0.2(円未満切捨て) 上記④~⑤の金額がある場合は(①-④-⑤)×0.2 となります。					

第4表の付表	1	措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額がある場合 (R6.3.31以前のみ)	
加算対象者の氏名			
各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は⑩)	1		
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額	2		
取得した財産で課税価格に算入 された財産の価額(第1表①+②)	з		
債務及び葬式費用の金額(第1表③)	4		
③-④(赤字の時は0)	5		
純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	6		
加算の対象とならない相続税額 ①×②/(⑤+⑥)	7		
	2	2 措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額がある場合	
加算対象者の氏名			
各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は⑩)	8		
被相続人から相続や遺贈により 取得したものとみなされる管理 残額のうち、加算の対象となら ない部分の金額	9		
取得した財産で課税価格に算入 された財産の価額(第1表①+②)	10		
債務及び葬式費用の金額(第1表③)	11		
◎-◎(赤字の時は0)	12		
純資産価額に加算される暦年課 税分の贈与財産価額(第1表⑤)	13		
加算の対象とならない相続税額 ⑧×⑨/(⑫+⑬)	14	<	
	第4	表の付表 3 加算の対象とならない相続税額の合計額	
加算対象者の氏名			
加算の対象とならない相続税額の 合計額(⑦+⑭)	А		

第4表の付表 1 措置法第70条の2の2第12項第1号((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の 贈与税の非課税))に規定する管理残額がある場合 (R6.3.31以前のみ)

加算の対象となる人の氏名	加算の対象となる相続人の氏名を表示します。
①各人の税額控除前の相続税額	第1表9又は第1表10
②被相続人から相続や遺贈により取得したものとみ なされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分 の金額	管理残額を入力します。
③被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈 与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入 された財産の価額	第1表①+第1表②
④債務及び葬式費用の金額	第1表③
53-4	③-④(赤字の時は0)
⑥純資産価額に加算される暦年課税分の 贈与財産価額	第1表⑤
⑦加算の対象とならない相続税額	① × (②÷(⑤+⑥)) (①を超える場合には①を上限)
第4表の付表 2 措置法第70条の2の3第12 場合の贈与税の非課税))に規定で	項第2号((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた する管理残額がある場合
加算の対象となる人の氏名	加算の対象となる相続人の氏名を表示します。
⑧各人の税額控除前の相続税額	第1表9又は第1表10
⑨被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額	管理残額を入力します。
⑩被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈 与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入 された財産の価額	第1表①+第1表②
⑪債務及び葬式費用の金額	第1表③
	⑩-⑪(赤字の時は0)
⑬純資産価額に加算される暦年課税分の 贈与財産価額	第1表⑤
14加算の対象とならない相続税額	8×(9÷12+13))(8を超える場合には8を上限)
A 加算の対象とならない相続税額の合計額	

第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

Εſ	唰 編集 登錄	ł	保存終了	אבב-א	こ戻る <編集>	•
		(CER # W	第4表の2	曆年課税乡	うの贈与税額控除額の	D計算書
		国祝				
	控除対象者の氏名		国税花子		未選択	未選択
	贈与税の甲舌書提出元		団切り	税務著	税務署	税務署
	15179月6-5月87月5 前年中の歴年課税贈与財産の					
	合計額	1		12,000		
	1のうち被相続人からの 贈与財産の価額の合計額	2		12,000		
相続	その年分の 歴年贈与超額	з		<u>※2が上限</u> 12000	※2が上限	※2が上限
開始の	控除贈与税額			10,000	â	
0年 の	(3×2÷1)	4		12,000	0	0
前生	一般贈与財産					
分	前年中の暦年課税贈ラ財産の 合計額	5		2,000,000		
	5のうち被相続人からの 贈与財産の価額の合計額	6		2,000,000		
	その年分の	7		<u>※6が上限</u>	※6が上限	※6が上限
	/留中頭子枕嶺 			90,000		
	(7×6÷5)	8		90,000	0	0
	贈与税の甲告書提出先		1	税務署	税務署	税務署
	行刑指与财庄					
	前々年中の暦年課税増与財産 の合計額	9				
+0	9のうち被相続人からの 贈与財産の価額の合計額	10				
稿	その年分の	11		※10が上限	※10が上限	※ 10が上限
開始の	控除贈与税額	10				
軍の	(11×10÷9)	12		· · · ·		•
刺々	一般贈与財産					
勞	前々年中の暦年課税増与財産 の合計額	13				
	13のうち被相続人からの 贈与財産の価額の合計額	14				
	その年分の	15		※14が上限	※14が上限	※ 14が上限
	7首4-只言	10				
	(15×14÷13)	16		0	0	0
	増与祝の甲舌書提出先 		ТФЛ	税務署	税務署	Ⅰ 税務署
	「「「「」」」「「」」」」」「「」」」」」」」」「「」」」」」」」」」」」」					
	産の合計額	17		2,000,000		
相	17のうち被相続人からの 贈与財産の価額の合計額	18	L	2,000,000		
続開	その年分の 暦年贈与税額	19		<u>※18が上限</u> 90.000	※18が上限	※18が上限
9 の (生	控除則曾与税客員	20		90,000		
の前	(19×18÷17)	20		20,000	0	0
2 4	前々々在中心歴年課題					
劳	贈与財産の合計額	21				
	21のうち被相続人からの 贈与財産の価額の合計額	22				
	その年分の 歴年贈与説顔	23		※22が上限	※22が上限	※22が上限
	201-1×0-2-17.28	0.4	1	-		
	(23×22÷21)	24		0	0	0
	則曾与-税額其控除余額言十	25		192,000	0	0
			<			

「第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の	計算書			
被相続人	被相続人氏名を表示します。			
控除対象者の氏名	相続人氏名を表示します。			
相続開始の年の前年分				
贈与税の申告書提出先	税務署名を入力します。			
特例贈与財産				
①前年中の暦年課税贈与財産の合計額	前年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。			
②①のうち被相続人からの贈与財産の合計額	①の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。			
③その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(②の額を上限)			
④控除贈与税額	③×②÷① (円未満切捨て)			
一般贈与財産				
⑤前年中の暦年課税贈与財産の合計額	前年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。			
⑥⑤のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑤の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。			
⑦その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑥の額を上限)			
⑧控除贈与税額	⑦×⑥÷⑤ (円未満切捨て)			

相続開始の年の前々年分	
贈与税の申告書提出先	税務署名を入力します。
特例贈与財産	
⑨前々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
⑩⑨のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑨の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
⑪その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑩の額を上限)
12腔除贈与税額	⑪×⑩÷⑨ (円未満切捨て)
一般贈与財産	
⑬前々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
(4)13のうち被相続人からの贈与財産の合計額	⑬の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
15その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑭の額を上限)
16控除贈与税額	⑮×⑭÷⑬ ((円未満切捨て)
相続開始の年の前々々年分	
贈与税の申告書提出先	税務署名を入力します。
特例贈与財産	
⑪前々々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々々年中の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
1817のうち被相続人からの贈与財産の合計額	①の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
19その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(18の額を上限)
20控除贈与税額	⑩×⑬÷⑪ ((円未満切捨て)
一般贈与財産	
创前々々年中の暦年課税贈与財産の合計額	前々々年の暦年課税贈与財産の合計額を入力します。
2221のうち被相続人からの贈与財産の合計額	②の合計額のうち、被相続人からの贈与財産の合計額を入力します。
23その年分の暦年贈与税額	その年分の暦年贈与税額を入力します。(⑫の額を上限)
29 控除贈与税額	23×22÷20 (円未満切捨て)
129暦年課税分の贈与税額控除額計	(4)+(8)+(10)+(10)+(20)+(20)

第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

印刷)-ב_X	戻る							
			第5表 配偶者の)税	額軽減額の計算	書			
<u>†</u>	皮相続人	国税	太郎						
	1 一般の場合								
課税価格の合計額のうち 配偶者の法定相続分相当 額						~ ~	(16,000万円と)	の多い方の金額)	
		4	28,800,000円 スイノ 2	- 72	249,300,00 佳務乃7 (弗子典田の			249,300,000円	
① 分割財産の価額 配偶者の税 額軽減額を			2債務及び葬式費用の 全額 第1表配偶者③)	ッつ ③未 (第1	1 分割財産の価額 1表配偶者②)	±€ @ (@−③)の (③>②=0	金額)	⑤純資産価額に加 算される暦年課税 分の贈与財産価額	
計具90場 合の課税価 格	256,646,3	50円	3,359,600円		四		3,359,600円	1,000,000円	
	©(O-@+S)0	金額(5>⑥=5)(1,000円未)	黄切	捨て)			254,286,000円	
⑦相続税の約 (第1表⑦の3	治客頁 金客頁)	⑧ イ() か少	り金額と⑥の金額のいず ない金額	h (3課税価格の合計額 (第1表Aの金額)		<mark>⑩配偶者の</mark> 税 金額(⑦×⑧ [・]	糖軽減の基となる ÷⑨)	
	130,505,000P	3	249,300,00	0FT	49	8,600,000円	65,252,500円		
配偶者の税額	願軽減の限度額	(第	1表配偶者の⑨又は⑩) 66,557,550円	_	(第1表配偶者	fの12) 0円		66,557,550円	
配偶者の税額	領華至滅客則	00):	金額と口の金額のいずれ;	か少	ない方の金額		л	65,252,500 M	
(j主)ハの金額	顔を第1表の配偶者(り配得	も者の税額軽減額®」欄 に	転	己します。				
			2 配偶者以外の人	が	農業相続人である	場合			
課税価格の1 配偶者の法2 額	合計額のうち ミ相続分相当	[3表の	Aの金額) 配偶者の法 続分 円 × /	;定相 =	B	二 (円	(16,000万円と	の多い方の金額) 円	
	•	3	診測財産の価額から控除	する	債務及び葬式費用の	金額		低处论 产在发育一中n	
配偶者の税 額軽減額を	の 分割財産の価額 (第11表配偶者の)		2債務及び葬式費用の 2額 第1表配偶者③)	⑬未 (第1	分割財産の価額 1表配偶者②)	@ (@−®)の (®>@=0	金額)	の税賃屋価額に加 算される暦年課税 分の贈与財産価額	
計算する場 合の課税価 格		円	Ю		н		円	Э	
	®(ന-@+ആ)ഗ	金額()	⑮>⑯=⑮)(1,∞0円未淌	莇切	捨て)			Ю	
 ⑦相続税の総額 (第3表⑦の金額) 			の金額と個の金額のいず ない金額	n (19課税価格の合計額 (第3表Aの金額)		<mark>の配偶者の</mark> 税 金額(①×®)	糖軽減の基となる ÷®)	
	P	3		Ħ		円		н	
配偶者の税額軽減の限度額			(第1表配偶者の⑩) 円	_	(第1表配偶者	fの⑫) 円		Ħ	
配偶者の税額	領車至減客員	න ග:	金額とホの金額のいずれ	か少	ない方の金額		\sim	н	
(注)への金額	種を第1表の配偶者の	「配像	場者の税額軽減額の」欄に	転	さします。				

第5表	第5表 配偶者の税額軽減額の計算書								
1 一般	1 一般の場合								
1 課税	紀価格の合計額のうち配偶者の法	第1表 🙆×配偶者の法定相続分(16,000 万円に満たない場合は							
定相続	分相当額	16,000万円になります)							
π η = ι	①分割財産の価額	第11表配偶者の①							
配 計 偶 質	②債務及び葬式費用の金額	第1表配偶者の③							
間すす	③未分割財産の価額	第11表配偶者の②							
のる	④ (2-3)の金額	②-③(マイナスのときは0)							
統合の課	⑤純資産価額に加算される暦年 課税分の贈与財産価額	第1表配偶者⑤							
額 税 を 価	⑥(①-④+⑤)の金額	 ① 一④ + ⑤ (1,000 円未満切捨て) ※ ⑤ の 今朝 ト り い さい ト き け ⑤ の 今朝 							
格		※6の金額より小らいてらは6の金額							
⑦相続	税の総額	第1表⑦							
8A	つ金額と⑥の金額のいずれか少な	⑦の金額と⑥の金額のいずれか少ない金額							
い金額									
9課税	価格の合計額	第1表 🙆							
10配偶	者税額軽減の基となる金額	⑦×8÷9 (円未満切捨て)							
	場者の税額軽減の限度額	(第1表配偶者の⑨又は⑩)ー(第1表配偶者の⑫)							
	暑者の税額軽減額	⑩の金額と							
2 配偶	者以外の人が農業相続人である場合								
〇課税	紀価格の合計額のうち配偶者の法	第3表 🙆×配偶者の法定相続分(16,000 万円に満たない場合は							
定相続	分相当額	16,000万円になります)							
≖ ⊐ =1	⑪分割財産の価額	第11表配偶者の①							
北 計 偶 質	⑩債務及び葬式費用の金額	第1表配偶者の③							
皆す	13未分割財産の価額	第11表配偶者の②							
のる	(14)(12-(13)の金額	112-13(マイナスのときは 0)							
防留軽減	⑮純資産価額に加算される暦年 課税分の贈与財産価額	第1表配偶者の⑤							
額 税 を 価 格	⑥ (①-⑭+⑮) の金額	⑪ー⑭+⑮(1,000円未満切捨て) ※⑮の金額より小さいときは⑮の金額							
①相続	税の総額	第3表⑦							
18₿₽₫	D金額と⑯の金額のいずれか少な	○の金額と⑯の金額のいずれか少ない金額							
い金額									
19課税	価格の合計額	第3表 🙆							
20配偶	者税額軽減の基となる金額	⑪×18÷19(円未満切捨て)							
⑦配偶	場者の税額軽減の限度額	(第1表配偶者の⑩)-(第1表配偶者の⑫)							
⊘配偶	◇配偶者の税額軽減額 ⑳の金額と ⑦の金額のいずれか少ない金額								

第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書

印刷 編集	登録	保存終了メニュ	ーに戻る < 編集	>							
第6表 未成年者控除額 障害者控除額の計算書											
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											
	1 未成年者控除										
未成年者の氏名		税務 幸子			i †						
年齢 ①		15歲									
未成年者控除額	0	300,000			300,000						
		0,000	0,000		0,000						
未成年者第1表の相続税額	٩	29,028,720			29,028,720						
控除しきれない金額	۲	0			A. 0						
		<		>]						
は美美教書の丘々					. ≣∔						
1人物物研名の氏石		×	~		ēl						
扶義義務者第1表相続税額	٩										
未成年者控除額	¢										
		<		>							
		2	障害者控除								
一般障害者											
障害者の氏名		税務 幸子									
年齢	Ð	15歲									
障害者控除額	障害者控除額 ②										
		0,00	0 0,1	0,000							
障害者第1表の相続税額	٩	29,028,720									
控除しきれない金額	۲	0									
ᄮᄟᅇᇥᆃᆕᄽ		<		>							
行別咩吉省	1										
特別障害者の氏名					i +						
年齢	Ð										
特別障害者控除額	Ø				4,200,000						
		0,000	0,0	000	0,000						
特別障害者の相続税額	0				29,028,720						
控除しきれない金額	Ø				A. 0						
				,							
扶養義務者の氏名		~	~		≣†						
扶義義務者第1表相続税	\$										
<i>額</i> 陸害者控除額	¢										
	~	<		>							

第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書						
1 未成年者控除						
未成年者の氏名	「相続人登録」で年齢が 18 歳未満(相続開始日が令和 4 年 3 月 31 日以前は					
	20 歳未満)かつ第 1 表⑥「課税価格」が0 ではない相続人氏名を表示します。					
① 年齢	年齢を表示します。(1年未満切捨て)					
②未成年者控除額	10万円×(18歳(相続開始日が令和4年3月31日以前は20歳)-①歳)					
③未成年者の第1表の相続税	未成年者の第1表(9+11-12-13)又は(10+11-12-13)の相続税額					
額						
④控除しきれない金額	2-3					
\otimes	④の合計					
扶養義務者の氏名						
	ます。					
⑤扶養義務者第1表相続税額	扶養義務者の第1表(9+1)-12-13)又は(10+11-12-13)の相続税額					
⑥未成年者控除額	未成年者控除額を手入力してください。					
2 障害者控除						
一般障害者						
障害者の氏名	一般障害者の氏名を表示します。					
①年齢	年齢を表示します。(1年未満切捨て)					
②障害者控除額	10万円×(85歳-①歳)					
③障害者第1表の相続税額	-般障害者の第1表(9+1)-12-13)-第8の8表11					
	又は第1表(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1①の相続税額					
④控除しきれない金額	2-3					
扶養義務者の氏名	◎を扶養義務者の税額から控除する場合は、相続人の中から扶養義務者を選択し					
	ます。					
⑤扶養義務者第1表相続税額	扶養義務者の第1表(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1①					
	又は 第1表(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表 1①の相続税額					
⑥障害者控除額	障害者控除額を手入力してください。					
特別障害者						
特別障害者の氏名	特別障害者の氏名を表示します。					
①年齢	年齢を表示します。(1年未満切捨て)					
②特別障害者控除額	20万円×(85歳-①歳)					
③特別障害者第1表の相続税	特別障害者の第1表(9+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1①					
額	又は 第1表 (⑩+⑪-⑫-⑬) -第8の8表 1①の相続税額					
④控除しきれない金額	2-3					
扶養義務者の氏名						
	ます。					
⑤扶養義務者第1表相続税額	扶養義務者の第1表(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1①					
	又は 第1表 (⑩+⑪-⑫-⑬) -第8の8表 1①の相続税額					
⑥障害者控除額	障害者控除額を手入力してください。					
\bigcirc	ー般障害者 @と特別障害者 @の合計					

第7表 相次相続控除額の計算書

3回分の計算書を作成でさま9。										
ページ選択 国税太助	未登録	未登録								
印刷 編集 削除	登録 メニュ	.─へ戻る	自動計算	<照会>						
第7表 相次相続控除額の計算書										
被相続人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
1 相次相続控除額の総額の										
前の相続に係る被相続人の	0氏名	前の相続に1 今回の相続に係る	係る被相続人と	前の相	続に係る	相続税の申告書の				
国税 太助	E	利 太郎 の父		春	日部	<u>税務署</u>				
· ①前の相続の年月日	②今回の村	相続の年月日	③前の相続か	ら 1月1月月	410年-③の年数					
平成 🖌 26 3 10	令和5年	≢5月10日			1 年					
⑤被相続人が前の相続の時に 取得した純資産価額	⑥前のれ 被相続人	相続の際の 、の相続税額	⑦(⑤-⑥)の金額		⑧今回の相続、贈与によって 財産を取得した全ての人の 純資産価額の合計額					
19,411,546		4,250,000 🎮	1	5,161,546円		495,602,246円				
(⑥の相続税額) ※	(⑧/①)が1を超	える時は1で計算	1	相次相続控除額の総額						
	(× ® /	∕ @)) _ A櫂	手入力	0 <mark>円</mark>					
4,250,000円	× 495,602,246円 .	/ 15,161,546円	× 1年/10年 =			425,000円				
2 各相続人の相次相続控制	額の計算									
(1) 一般の場合	_									
今回の相続の 被相続人から財産を ③相次 取得した相続人の氏 名	(10) (神紀続控除額の) (第) (第))各相続人の純資産 価額 第1表の各人の④の 金額)	①相続人以外の人も含 めた純資産価額の合計 額	12 各人の(割合	ឿ∕₿の ;	⑬各人の相次相続控 除額 (⑨×⑫)				
☑ 国税花子 上		253,286,750			0.511069	217,204				
☑ 国税 一郎 🛛 🕺 🛛	425,000	129,636,813	B 495,602,246		0.261574	111,169				
☑ 税務 幸子 釜		112,678,683		0227357		96,627				
	e 1	+			1.000000	425,000				

第7表 相次相続控除額の計算書	
1 相次相続控除額の総額の計算	
前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人の氏名を入力します。
前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る	前の相続に係る被相続人と被相続人との続柄を入力します。
被相続人との続柄	
前の相続に係る相続税の申告書の提出先	税務署名を入力します。
①前の相続の年月日	和暦で入力します。
②今回の相続の年月日	「データ情報」で登録した相続開始年月日を和暦で表示します。
③前の相続から今回の相続までの期間	今回の相続の年月日ー前の相続の年月日を自動計算
	(1年未満切捨て)
④10年-③の年数	10年一③の年数を自動計算
⑤被相続人が前の相続の時に取得した純資産	被相続人が前の相続時に取得した純資産価額を入力します。
価額	
⑥前の相続の際の被相続人の相続税額	前の相続時の被相続人の相続税額を入力します。
⑦前の相続における取得した純資産価額から	5-6
相続税額を控除した金額	
⑧今回の相続等によって財産を取得した全て	第1表④の合計金額
の人の純資産価額の合計額	
◎相次相続控除額の総額	⑥の相続税額×(⑧÷⑦(※1を超える場合は1))
	×(④÷10年)(円未満切り捨て)
	※手入力で変更も出来ます。

2 各相続人の相次相続控除額の計算	
(1) 一般の場合	
今回の相続の被相続人から財産を取得した相	該当する相続人にチェックをつけて選択します。
続人の氏名	
⑨相次相続控除額の総額	「1 相次相続控除額の総額の計算」の 🙆
⑩各相続人の純資産価額	第1表の各人の④
⑪相続人以外の人も含めた純資産価額の合計	第1表④の各人の合計額
額	
12各人の10/0の割合	各人の ¹¹⁰ ÷ 8
③各人の相次相続控除額	⑨×各人の ¹ / ₂
(2)相続人のうちに農業相続人がいる場合	
今回の相続の被相続人から財産を取得した相	該当する相続人にチェックをつけて選択します。
続人の氏名	
⑭相次相続控除額の総額	「1 相次相続控除額の総額の計算」の 🙆
低各相続人の純資産価額	第3表の各人の④
⑥相続人以外の人も含めた純資産価額の合計	第3表④の各人の合計額
額 🔘	
①各人の⑤/〇の割合	各人の15÷〇
1888888988999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999<td>(4)×各人の①</td>	(4)×各人の①

第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

「追加」(入力済データは「編集」)ボタンをクリックして外国税額控除入力画面を開き、データを入力します。

印刷	:x	コーに戻る								
			第8表 外	国税額控	涂額·農地等	存納税猶予税	額の計算書			
	被相続人	望月太郎								
追加	<u>追加</u> 1 外国税額控除									
—————————————————————————————————————		外国の法令により課税		<u> </u>	ത	¢	¢	Ċ.		
	課せられた人の 氏名	国名及び 税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額	10の日現在に おける邦貨 換算卒	邦 省換 東鉄線 (②×③)	邦賀換算在外 純財産の価値	(⑤/取得財産) の割合	相次相魏控除 後の税額×⑥	控除額 (④と①のうち 少ない方の金額)
				2 8	畏地等納税	猶予税額				
	農業相続人	の氏名		望月(花子					
	納税猶予の元と	なる税額	1		0					
ŧ	目続税額の2割加算が行わ	れる場合の加算	(金額) 2		0					
朝上 税の	税額控除	金額の計	З	5	1,584,927					
猶税 予額	第3表のの各農業	相続人の算出税	額 4	5	1,714,700					
税控額除	相続税額の2割加算が行	行われる場合のカ	口算金額 5		0					
単額	(Q-(@+\$))0	金額(赤字の時)	0) 6		0					
	農地等納税猶予税額(-	100円未満切捨)	7		0					
				<						>

		<追加>			削除	保存終了	中止				
	外国税額擠除										
9	国で相続税を課せられた人	~									
国名											
	税の名称										
1	納期限	令和 🗸	年──月	✓ 8							
2	税客頁				単位						
з	邦貨換算率										
4	邦貨換算税額(②×③)										
5	在外純財産の価額										
6	⑤の金額/取得財産価額				※ 1						
7	相次相続税控除後の税額×⑥				※ 2						
8	控除客員		0								
₩1 Ж2	※1 「取得財産価額」第1表[4]+第14表1[3](贈与年月日が相続開始日の年と同年の分の合計)変更可能 ※2 「相次相続税控除後の税額」第1表[9又は10+11-12-13]-第8の8表1[1+2+3] 変更可能										
第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書											
---------------------------	---	--	--	--							
1 外国税額控除											
外国で相続税に相当する税を課せら	相続人氏名から選択します。										
れた人の氏名											
国名	国名を入力します。(全角 16 字)										
税の名称	税の名称を入力します。(全角 16 字)										
①納期限	納期限を和暦で入力します。										
②税額	税額を入力します。										
単位	単位を入力します。										
③邦貨換算率	①の日付時点での邦貨換算率を入力します。(整数9桁、小数2桁)										
④邦貨換算税額	2×3										
⑤在外純財産の価額	在外財産の価額から、その財産についての債務の金額を控除した価額を入										
	カします(11 桁)										
65の金額/取得財産価額	⑤の金額÷取得財産価額(※1)										
※1 取得財産価額	第1表④+第14表1③(贈与年月日が相続開始日の年と同年分の合計)										
⑦相次相続税控除後の税額×⑥	相次相続税控除後の税額(※2)×⑥										
※2 相次相続税控除後の税額	第1表(()9又は())+(1)-(1)-(1))-第8の8表1((1)+2+3)										
 ⑧控除額 	④と⑦のうちいずれか少ない方を表示します。										

	2 農地等納税猶予税額				
	農業相続人の氏名		望月 花子		
	納税猶予の元となる税額	1	0		
-	目続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	2	0		
朝上 税の	税額控除額の計	з	51,584,927		
御税 予額	第3表③の各農業相続人の算出税額	4	51,714,700		
税控 額除	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	5	0		
計の 算額	(③-(④+⑤))の金額(赤字の時0)	6	0		
	農地等納税猶予税額(100円未満切捨)	7	0		
			<		

2 農地等納税猶予税額	
農業相続人の氏名	「相続人登録」で「農業相続人」該当を選択した相続人名を表示します。
①納税猶予の元となる税額	第3表の各農業相続人の12
②相続税額の2割加算が行	第4表⑥×(①÷第3表の各農業相続人の③)
われる場合の加算金額	
③税額控除額の計	第1表の各農業相続人の19+17
④第3表⑨の各農業相続人	第3表9
の算出税額	
⑤相続税額の2割加算が行	第4表⑥×(④÷第3表の各農業相続人の③)
われる場合の加算金額	
⑥ (3- (4+5))の金	(3-(4+5)) (赤字の時は0)
客頁	
⑦農地等納税猶予税額	①+②-⑥(100円未満切捨て)(赤字の時は0)

第8の2表の付表1・付表2・付表3・付表4

まず認定承継会社登録を行い、次に付表の作成をします。

「経営承継相続人等」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると「認定承継会社登録」画面を表示します。 ※経営承継相続人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。 入力が終わったら「登録」ボタンをクリックします。

認定承継会社及び付表登録	【国税 太郎】	メニューに戻る
経営承継人		
追加 ―選択して追加―― 🗸		
編集 国税 花子		付表4 削除

付表1 付表2 付表3	-	<追加>	編集	登録	中止	
認定承継会社登録						
被相続人	国税 太郎					
経営承継相続人等	国税 花子					
会社名	1					
整理番号						
所轄税務署名		署				
事業種目						
資本金		H				
資本準備金		H				
従業員数	<u> </u>					
付表区分	未選択 🗸					
※区分を変更した場合は	t必ず付表を開き確認	してください。				

認定承継会社登録	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。
会社名	会社名を入力します。
整理番号	整理番号を入力します。
所轄税務署名	所轄税務署名を入力します。
事業種目	事業種目を入力します。
資本金	資本金を入力します。
資本準備金	資本準備金を入力します。
従業員数	従業員数を入力します。
付表区分	付表1、付表2、付表3から選択します。

「認定承継会社登録」が終わったら「付表区分」で選択した付表を入力できます。 左上の「付表1」「付表2」「付表3」ボタンをクリックして入力画面を開きます。 「付表4」は経営承継人より画面を開きます。

					<編集>	印刷	編集	登録	中止
	第8の2表の付表1								
被相続人	废相続人 国税太郎								
	続人等	国税 花子							
		1 🖈	掾非上場構	式等に係る	会社				
[1]会社名	名								
[2]整理番	号								
[2]所轄税務	8署名		署						
[3]事業種	ÉB								
[4]資本3	金		円						
[5]資本準(備金		円						
[6]従業員			X						
【川相続開始から5か 経営承継相続人等	7月1街における 等の役職名								
[8]円滑化法の	認定年月日			∃ ✓日					
認定の状況	認定番号								
[9]外国会社等の株	転等の有無	○有(• 無						
		2	対象非上場	株式等の明	細				
[1] 相続開始時の発行	テ [2] 相続又に	は逮贈により	[3] [2]のうち	制度の適用を	[a] → t#		[5] 価 額		客頁
済株式等の総数等	副 取得した株	式等の数等	受ける株	式等の数等	【4】 「林白/こりの1曲役			[3] × [4]	
							А		
	- ~					E E			円
	3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算								
[1] 発行済株式等の総数等の		[2] 相続開始前から		[3] [1]-[2]の数等		等	[4] [3]と2[2]の数等のうち		のうち
3分の2に相当する数等	等(切上)	保有する	数等	(赤字の場合は 0))	いずれか少ない方		方

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項						
[1] 取得の原因	厚月日	[3] 申告した税	[3] 申告した税務署名 [4] 贈与者又は被相続人の日			
● 贈与 ● 相続等 🛛 🗸 🗸	年 (11)	<mark>──</mark> 月				
	5 会社が現	物出資又は	曽与により取得した資	i産の明細書		
取得年月日	۶m 🖂	利用反公	武士相武学	数量	出資者・贈与者の	
種 類		利用区力	的机式物的夺	[1] 価 額	氏名·名称	
				_ - 		
				E H		
				H H		
				<u>н</u>		
[2] 現物出資又は贈与により取得した	資産の価額の合	計額[[1]の合計	客頁)	<u>田</u>		
[3] 会社の全ての資産の価額の合計	額([2]の金額を含	む)		н		
[4] 現物出資等資産の保有割合([2]/	%					
上記の明細の内容に相違ありません。 V 年 V月 V日						
	所	在 地				
	숦					

第8の2表の付表1					
被相続人	被相続人の氏名を表示します。				
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。				
1 対象非上場株式等に係る会社					
①会社名					
②整理番号					
②所轄税務署名					
③事業種目	認定承継会社登録より表示します。				
④資本金					
5資本準備金					
⑥従業員数					
⑦相続開始から5か月後における経営承継相	役職名を入力します。				
続人等の役職名					
8認定年月日	経済産業大臣の認定年月日を入力します。				
8認定番号	経済産業大臣の認定番号を入力します。				
⑨外国会社等の株式等の有無	有無を選択します。 印刷時選択した方を丸で囲みます。				
2 対象非上場株式等の明細					
①相続開始時における発行済株式等の総数等	株式等の総数等を入力し、単位を選択します。				
②相続・遺贈取得した株式等の総数	取得した株式等の数等を入力します。				
③②のうち制度の適用を受ける株式等の総数	②と3④を比べて少ない方を転記します。				
④1 株当たりの価額	1株(ロ・円)当たりの価額を入力します。				
5価額	3×4				
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数	数等の限度数(限度額)の計算				
①発行済株式等の総数等の3分の2に相当す	2①×2÷3 (1株(ロ・円)未満切上げ)				
る数等					
②相続開始前から保有する数等	相続開始前から保有する数等を入力します。				
31-2の数等	(1-2 (赤字の場合は0)				
④③と2②の数等のうちいずれか少ない方	③と2②の数等のうちいずれか少ない方を表示します。				
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納	税猶予及び免除等の適用に関する事項				
①取得の原因	贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。				
②取得年月日	取得年月日を入力します。				
③ 申告した税務署名 <td> 申告した税務署名を入力します。 (漢字8文字)</td>	申告した税務署名を入力します。 (漢字8文字)				
④贈与者又は被相続人の氏名	氏名を入力します。(漢字 20 文字)				
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産					
取得年月日	取得年月日を入力します。				
	種類を人力します。(漢字6文字)				
	細目・利用区分を人力します。(漢字6文字)				
	防在場所等を人力します。(漢字 12 文字)				
	数量を入力・単位を選択します。				
出資者・贈与者の氏名・名称	氏名・名称を人力します。(漢字 12 文字)				
(2)現物出資又は贈与により取得した資産の価	①の合計額				
③会社の全くの資産の価額の合計額	全貨産価額の合計額を入力します。				
④坑物出貨寺貨産の保有割合	ビーじ×100(小数只弗2位木両切括()				
上記明細の内谷に相遅めりません。					
川仁地 今社夕					
	1\衣白氏石を人刀しまり。 (漢子 24 乂子 <i>)</i>				

						<編集>	ÉD.	刷	編集	登録	中止
				第8の2妻	の付表	2					
	被相続人		国税 太郎								
	経営承継相続人	等	国税 花子								
1 対象非上場株式等に係る会社											
	[1]会社名										
	[2]整理番号										
	[2]所轄税務署部	ŝ		署							
	[3]事業種目										
	[4]資本金			円							
	[5]資本準備金			円							
	[6]従業員数			人							
	[7]相続開始から5か月後 経営承継相続人等の	剝こおける 役職名									
[8]糺	経営承継相続人等が役員	等であった期間		 ─年 ────月	∨ B	から 📃 🔪	 ✓ ✓ 	₹ ∨	<mark>月 ∨</mark> В		
[9]	9]円滑化法の (認定年月日		────────────────────	月 🗸	8					
	認定の状況	認定番号									
	[10]外国会社等の株式	等の有無	○有	◉ 無							
			2	対象非上場株	式等の	明細					
1) 相続開妙	始時の発行済株式等総数	以等									
2) 対象非」	上場株式等の明細										
区分	受聘年月日	[1]相続又	は遠贈により	[2]贈与により取得	导 [3]制度	意の適用を受	[4]1株当	5 7- 100-6		_[5]価	額_
		取得した	株式等 数 等	した株式寺奴寺	・ ける	株式等数等		17C2 02 11		[3] ×	[4]
1										_	
特定受贈 同族会社				1			1				
株式等							_				
				1							
_											
1 特定同族				1							
株式寺					b						
	│ <u>────────────────────────────────────</u>			1							
ハ イ及び口		a			C						
以 外											
		合	計	d	e				A		
	3	納税猶予及び	「免除の適	用を受ける株式	(等の数	(等の限度数	如限度額)の計算	〔		
[1] 発行》	育株式総数の3分の	[2] 相続開	冶前から			[3] 20)(2	2)[3]の限度	となる数	[等		
21こ相論	当する数等(切上)	保有す	る数等			ර bの≙	計の限度	 数		cの限度	数
				[1]≦[2]0:	場合						
				[1]>[2]の:	場合						
	⊿ 是如	の非上提姓式	*笙についざ	の贈与組みの	ሐብረር -	137、市民全学	の演用し	一関する	ス車面		
[1] PT		2731-1-3017AL- 5-1			nana⊟ 1 + _[o]_+				이 카이지 아이가 한 것이다. 한 것이 아이지 않는		£.~>
		[2]	収得牛月日		[3] 🛱	古した祝務者そ		[4] 贈	子者又は彼	(作助完人の)	π
○贈与	 11 100 1100 11000 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100 1100	✓	<u></u> <u> </u>			3	者				

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
取得年月日 種 類	細目	利用区分	所在場所等	数量	出資者・贈与者の 氏名・名称		
				H H			
				v			
				E H			
[2] 現物出資又は贈与により取得した	資産の価額の合計	額([1]の合計額)		円 円			
[3] 会社の全ての資産の価額の合計額	順[[2]の金額を含む])		Н			
[4] 現物出資等資産の保有割合([2]/	[3])			%			
上記の明細の内容に相違ありません	•	● 年	▼月 ▼日				
	所	在 地					
	숯	社名					
	代表者氏名						
6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第43条第1項第3号の同意							
同意すべき人の氏名							

第8の2表の付表2	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継相続人等	経営承継相続人等の氏名を表示します。
1 対称非上場株式等に係る会社	
①会社名	
②整理番号	
②所轄税務署名	
③事業種目	認定承継会社登録より転記します。
④資本金	
⑤資本準備金	
⑥従業員数	
⑦相続開始から5か月後における経営承継	役職名を入力します。
相続人等の役職名	
⑧経営承継相続人等が役員等であった期間	期間を入力します。
⑨認定年月日	経済産業大臣の認定年月日を入力します。
9認定番号	経済産業大臣の認定番号を入力します。
⑩外国会社等の株式等の有無	有無を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。
2 対象非上場株式等の明細	
(1)相続開始時における発行済株式等の総	株式等の総数等を入力し、単位を選択します。
数等	
(2)対象非上場株式等の明細	
受贈年月日	受贈年月日を入力します。
①被相続人から相続又は遺贈により取得	a株式数を入力します。
した株式等数等	
②被相続人から贈与により取得した株式	株式数を入力します。
等の数等	
③①又は②のうち制度の適用を受ける	3納税猶予:①>②の場合は3③イ+ロの金額を上限に計算
株式等の数等	bの株式数を計算
	3 納税猶予:①≤②の場合は(3①−②)+d合計を上限に計算
	りの株式数を計算
	<u>c</u> の株式数を計算
 ④1 株当たりの価額	1株(ロ・円)当たりの価額を入力
5価額	(3)×(4)
	- 0.11(0)0011 の数等の限度数(限度額)の計算
①発行落株式等の総数等の3分の2に相当	2①×2-3(1株(口・円)未満切上げ)
する数等	
②相続開始前から保有する数等	ー 相続開始前から保有する数等を入力します。
<u>③限度となる</u> 数等	
イトの合計限度数	
1<2の場合	(1-2+2す (赤字の場合は0)
	(d)の新第:2 d
1>2の場合	(1-2) $(1-2)$
4 最初の非上場株式等についての贈与税の約	」 ○ ○ ○ 2 2 2 0 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
1 贈与の原因	贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます
○ 3 由告した税務署名	由告した税務署名を入力します (準字 8 文字)
<u>● 一 ③ 中 日 ○ に 1 3 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 </u>	F2 C(2) (第2 2 C) (英学 C) (大学 C) ((\lambda) (\lambda) (\lambda) (\lambda) (\lambda) (\lambda) (\lambda) (\lambda) (\lambda) (

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資	資産の明細書
取得年月日	年月日を入力します。
種類	種類を入力します。(漢字6文字)
細目・利用区分	細目・利用区分を入力します。(漢字6文字)
所在場所等	所在場所等を入力します。(漢字 12 文字)
数量(単位)	数量を入力・単位を選択します。
①価額	価額を入力します。
出資者・贈与者の氏名・名称	氏名・名称を入力します。(漢字 12 文字)
②現物出資又は贈与により取得した資産の価	①価額の合計額
額の合計額	
③会社の全ての資産の価額の合計額(②の金	全資産の価額の合計額を入力します。
額を含む)	
④現物出資等資産の保有割合	②÷③×100(小数点第2位未満切捨て)
上記明細の内容に相違ありません。	
年月日	年月日を入力します。
所在地	所在地を入力します。(漢字 24 文字)
会社名	会社名を入力します。(漢字 24 文字)
代表者氏名	代表者氏名を入力します。(漢字 24 文字)
6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する	5政令 附則第43条第1項第3号の同意
同意すべき人の氏名	氏名を入力します。(漢字8文字)

第8002表の付表3					
経営相続承継受贈者 国税 花子					
1 対象相続非上場株式等([1]会社名	係る会社				
[2]整理番号					
[2]所轄税務署名 [3]事業種目					
[4]資本金 円					
[5]資本準備金 円 [6]従業員数 人					
[7]相続開始の時における経営 相続承維受贈者の役職名					
[8]円滑化法の 確認の状況 約75分号					
Image: Section of a (1) Image: Section of a (1) <thimage: (1)<="" a="" of="" section="" th=""> <thimage: section<="" th=""><th></th></thimage:></thimage:>					
2 対象相続非上場株式等	の明細				
受贈年月日 [1] 相続開始時の発行 [2] 贈与により取得した [3] [2] 受贈年月日 済株式等の総数等 株式等の数等 受覚する非	かうち通用を [4] 1株当たりの価額 [3] × [4]				
	A				
3 新行活躍了及び 52年の18月12 又のお休止寺の3 [1] 発行済株式等の総数等の [2] 121欄に係る贈与の直前に [3]	3][1]-[2]の数等 [4][3]と12]の数等のうち				
3分の2に相当する数等(切上) 保有していた数等	(赤字の場合はの) いずれか少ない方				
A 品加の非上提株式等についての贈与税の執助強					
[1] 取得の原因 [2] 取得年月日 [3] 6	中告した税務署名 [4] 贈与者以は被相続人の氏名				
第8の2表の付表3					
被相続人	被相続人の氏名を表示します。				
	経営承継相続人等の氏名を表示します。				
1 対象相続非上場株式等に係る会社					
①会社名					
	-				
	認定承継会社登録より転記します。				
	-				
	-				
①相続開始かららか月後における社	役職名を入力します。				
宮承継相続人寺の役職名					
	経済産業大臣の認定年月日を入刀しより。				
	経済産業大臣の認定番号を入力します。				
9外国会社等の株式等の有無	有無を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。				
2 対象相続非上場株式等の明細					
受贈年月日	受問年月日を人力します。				
①相続開始時の発行済株式等総数等	株式等の総数等を入力し、単位を選択します。				
②贈与により取得した株式等の数	取得した株式数等の数等を入力します。				
③②のうち制度の適用を受ける株式	②と3④を比べて少ない方を転記します。				
等の数等					
④1株当たりの価額	1株(ロ・円)当たりの価額を入力します。				
5価額	3×4				
3 納税猶予及び免除の適用を受ける	株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
①発行済株式等の総数等の3分の2	2①×2÷3 (1株(ロ・円)未満切上げ)				
に相当する数等					
②2②欄に係る贈与の直前に保有し	2②に係る贈与の直前に保有していた数等を入力します。				
ていた数等					
③1-2の数等	① - ② (赤字の場合は0)				
④③と2②の数等のうちいずれか少	③と2②の数のうちいずれか少ない方を表示します。				
ない方					
4 最初の非上場株式等についての贈	与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項				
①取得の原因	贈与又は相続等を選択します。印刷時選択した方を丸で囲みます。				
②取得年月日	取得年月日を入力します。				
<u>③</u> (3) 申告した税務署名	由告した税務署名を入力します。(漢字8文字)				
<u>④ 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 </u>					

	<編集>	印刷 編集 登録	終了
	第8の2表の付表4		
被相続人	国税太郎		
経営承継人 会社の名称	国税 花子		
	1 規定の適用を受ける旨の確		
○ 租税特別措置法第70条の7の2第	35項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げ	。 認定承継会社の要件から、同号ロの資産保有	9
型会社又は資産運用型会社のうな 租税特別措置法第70条の7の2第 維重会社の経営を確実に承継する	5、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に定 37項の規定の適用を受け、同条第2項第3号に掲げ 54のと認められる要件として、租税特別提置法施行	めるものに該当しないこととする要件を除きます。 経営承継相続人等の要件から、同号への認定 注明1節23条の10第9項で定める相続の関連の	
直前において該当会社の役員で	あったこととする要件を除きます。		
 租税特別措置法第70条の7の4第 保有型会社又は資産運用型会社 	18項の規定の適用を受け、同条第2項第1号に掲げ のうち、租税特別措置法施行令第40条の8の4第3項	ら認定相続承継会社の要件から、同号口の資産 に定めるものに該当しないこととする要件を除	
	2 災害等により被害を受けた会社の社	客の態様	
(1) 災害によって被害を受けた事業	用資産が総資産の30%以上である場合		
[1] 災害が発生した年月日			
[2] 災害が発生した日の属する事業	美年度直前の事業年度終了時における総資産価額	<u> </u>	
[3] 災害により滅失をした資産の価 	溶剤の合計額 		
[4] ([3]÷[2]×100) (の) ※実にトーズ被害な登けた事業	30%以上でめれは適用 筋で産用されていた常味使用従業員の数が常味便	リ→ % 田洋業員の総称の00%/11トである担合	
 (2) 火害によって彼害を受けた事業 [1] 災害が発生した年月日 	別で進用されていた希特使用従来員の数が希特は		
[1] べきが 死生した日の前日にお	ける常時使用従業員の総数		
[3] 災害により滅失又は損壊をした 使用していた受時使用従業員	事業所において、その災害が発生した日の前日に	λ.	
[4] ([3]÷[2]×100)	20%以上であれば適用	∏→ %	
(3) 中小企業信用保険第2条第5項 売上金額の70%以下である場	第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定 合	日以後6か月間の売上金額が前年同期間の	
[1] 中小企業信用保険法第0条第5	ゴ 項の該当事由(3号・4号)及び結定日	○ 3号該当 ○ 4号該当	
[2] 特定日の1年前の日から同日」 [9] 特定日から特定日内総合か日7	以後6か月を経過する日までの間における売上金額 382過すてロまでの問いたけてき しぐ類		
[4] ([3]÷[2]×100)	112週9る日よしの回にのける元上玉碑 70%以下であれば適用	T→ %	
第8の2表の付表4			
被相続人		被相続人の氏名を表示	します。
経営承継人		経営承継人の氏名を表	示します。
会社の名称		認定承継会社登録より	転記します。
1 規定の適用を受	ける旨の確認		
〇措置法		該当措置法を選択しま	す。印刷時チェックが付きます。
2 災害等により被	害を受けた会社の被害の態格	ŧ	
(1) 災害によって	被害を受けた事業用資産が終	資産の 30%以上である	場合
①災害が発生した	年月日	年月日を入力します。	
②災害が発生した	日の属する事業年度直前	金額を入力します。	
事業年度終了時	の総資産価額		
③災害により減生	ちした資産の価額の全計頭	余額を入力します	
$\frac{2}{2} (3 \div 2 \times 100)$		<u>…</u> 県でスランより。 ③二②×100 (小粉r	5以下切捨て)
 ① (③ · ④ · ⑥ / 100 (2) ※ 生によって 	ッ 被害な受けた事業所で雇用。	<u>しし、したで</u> い の の の の の の の の の の の の の の の の の の	うちょう いってい いっちょう いっちょう いっちょう いっちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう うちょう
	111日で又りに尹禾川 C 催用(合		
	<u>し</u> 午日口	年日日を入力します	
 ① 災告が先生した ② 災害が発生した 	<u>キクロ</u> ロの前ロにおける受時値田		
2 火告が先生した 従業号の総数			
	マけ塩博なした東挙所にお	人物た入力します	
③火音により滅天 はる 発生前日	×は頂俵をした事未別にの の営時体田従業昌の数		
<u>いる、</u> 元土則日 (の <u>・</u> の <u>v</u> 100			与以下切拴了)
<u>(2) 市小企業</u> /FE	リ 存除注策の対策に構成の「	<u> ③・ビス IUU (小数) マけ笠 / 旦のいずわかの</u>	
	休咲仏为 ∠ 木お ∪ 児お 3 5 午日期間の主 仐宛の 700/	入はお 4 ちのいりれのの	アーロに該当し、村庄口以夜ひか月间の
	4回知回り九上立領り(し) 除辻笠 0 夕笠 5 西の訪判市		
	映広おと余弗り頃の該当事 、 あび性空口		と迭択しま9。印刷時ナエックか付さる ユカレキオ
			ヘルレます。
2 特定日の1年前	の目から同日以後らか月を	玉額を人刀します。	
	い间にのける元上金額		
3 特定日から特定	日以後のか月を経過する日	玉額を人刀します。	
までの間におけ	る元上金額 、		
(4) $((3) \div (2) \times 100)$)	131÷121×100 (小)	釵点以下切捨て)

第8の2表

「経営承継人」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると第8の2表を表示します。 ※経営承継人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。



第8の2表登録	国税太郎】	戻る
経営承継人		
追加 ―選択して追加ーー 🗸		
編集」国税花子		削除

			く編集ン	印刷	編集	登録	終了
	第8の2表						
被相続人 国税太郎							
経営承継		1税 花子					
	1 株	式等納税猶予税額0)基となる相続税の総	額の計算			
(1)「特定価額に基づく課	税遺産総額」等の計	算					
[1] この計算書の経営	[1] この計算書の経営承継人の第8表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額 0 P						
[2] この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額第1表のその人の[3]欄の金額)							6,137,606
[3] この計算者の経営 (この計算者の経営		1,292,762,504					
[4] 控除未済債務額([1			0				
[5] 特定価額[[1]-[4])(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)							0
[6] 特定価額の20%に	相当する金額([5]×20)%)(1,000円未満切捨て)					0
(この計算者の経営)	承継人以外の者の第	等の課税価格の合計額 引表の[6]欄(又は第3表の	[6])の金額の合計)			4,	720,881,000
[8] 基礎控除額(第2表(D[ハ]欄の金額)						66,000,000
[9] 特定価額に基づく課	₹税遺産総額([5]+[7]	-[8])				4,0	654,881,000
[10] 特定価額の20%に	:相当する金額に基づ	<課税遺産総額[[6] +[7]·	-[8])			4,6	654,881,000
(2)「特定価額に基づく相	続税の総額」等の計算	〕					
[11]法定相続人の氏名	[12]法定相続分	特定価額に基づく相 [13]法定相続分の 取得価額	総額の計算 [14]相続税総額の 基礎となる税額	特定価額の2 [15]法定相続分 取得全額	20%に基 3の	づく相続税の総 [16]相続税総 基礎となる制	溶真の 溶真の 炭素画
国税 花子	1/2	2,327,440,000	1,208,092,000	2,327,4	140,000	1,208	3,092,000
望月 太郎	1/10	465,488,000	190,744,000	465,4	188,000	190),744,000
望月 勝利	1/10	465,488,000	190,744,000	465,4	188,000	190),744,000
関口 通	1/10	465,488,000	190,744,000	465,4	188,000	190),744,000
望月 武夫	1/10	465,488,000	190,744,000	465,4	488,000	190),744,000
		2 株式等納	脱猶予税額の計算				
[1] (経営承維人の第1表の([15] +[17] -[12]))の金額 1,652,684,766円							
[2] 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の[17]×1の[5]/1の([5]+[7]))							0
[3] 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(2)×20%)							0
a ([2]+[3]-経営承給	継人の第1表の[12])の	金額(赤字の場合はの)					0
[4] 特定価額の20%に	相当する金額に基づく	経営承継人の算出税額([1の[18]×1の[6]/1の([6	3]+[7]))			0
[5] 特定価額の20%に	[5] 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額[[4]×20%)						0
b ([4]+[5]-経営承継人の第1表の[12])の金額(赤字の場合は 0)							
[6] 経営承継人の第1表の[6]擱に基づ(算出税額)その人の第1表の([9](又は[10]+[11]-[12])(赤字の場合は 0)						1,1	852,686,382
[7] ([1]+a-b-[6])の金額赤字の場合はO)							0
[8] (a-b-[7])の金額(赤字の場合は 0) 0							
[9] 特例非上場株式等又	は特例相続非上場核	転等に係る会社が2社以	上ある場合の会社ごとの核	k式等納税猶予税	顏		~
承継会社行	S (9] 株式等納税猶予税額					
							~
F							
[10] 秣式等納税猶予利	昭則イキロキハ)						0円

第8の2表	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
経営承継人	経営承継人の氏名を表示します。
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の語	
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
①経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表	この計算書の経営承継人の第8表の2表の付表1・付表
3のA欄の合計額	2・付表3のA欄の合計額を表示します。
②経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額	経営承継人の第1表3
③経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の	経営承継人の第1表①+②、又は第3表の①
価額	
④控除未済債務額	①+2-3 (赤字の場合は0)
⑤特定価額	①-④ (1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)
⑥特定価額の20%に相当する金額	⑤×20% (1,000円未満切捨て)
⑦この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価	経営承継人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計
格の合計額	
⑧基礎控除額	第2表 🕖
⑨特定価額に基づく課税遺産総額	6+7-8
⑩特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺	6+7-8
産総額	
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算	
⑪法定相続人の氏名	法定相続人の氏名を表示します。
⑩法定相続分	法定相続分を表示します。
特定価額基づく相続税の総額の計算	
⑬法定相続分に応ずる取得金額	9×12
⑩相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を
	表示します。
特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総	額の計算
⑮法定相続分に応ずる取得金額	
⑥相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を
-	表示します。
①相続税の総額	④の合計額
⑧相続税の総額	6 の合計額
2 株式等納税猶予税額の計算	
①経営承継人の第1表の(⑮+⑪-⑫)の金額	経営承継人の第1表19+11-12
②特定価額に基づく経営承継人の算出税額	1の⑪×1の⑤÷1の(⑤+⑦)
③特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる	②×20%
場合の加算金額	
a(2+3-経営承継人の第1表の12)の金額	②+③-(経営承継人の第1表1)(赤字の場合は0)
④特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承	1の®×1の⑥÷1の(⑥+⑦)
継人の算出税額	2
⑤特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税	@×20%
額の2割加算が行われる場合の加算金額	
b(④+⑤-経営承継人の第1表の位)の金額	④+⑤-(経営承継人の第1表位)(赤字の場合は0)
c 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額	第1表(9又は(10)+(10)-(12) (赤字の場合は0)
⑥ (①+a-b-c)の金額	(1)+a-b-c (赤字の場合は0)
⑦ (a-b-⑥)の金額	a-b-6 (赤字の場合は0)
8対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る	る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額
会社名	付表で登録した会社名を表示します。
株式等納税猶予税額	○×株式等に係る価額÷1の① (100円未満切捨て)
⑨株式等納税猶予税額A	⑦(100円未満切捨て)、又は⑧の合計

第8の3表の付表、第8の3表

「林業経営相続人」を一覧から選択し、第8の3表の付表(明細)に入力して「登録」ボタンをクリックします。 付表の入力後、第8の3表を開いて入力します。

第8003表 6	唰	編集	登録	保存終了 削除	X	ユーに戻る	<編	集>				
-	第8の3表の付表											
被	相続人											
林業経営相	続人	選択	国税は	tat								
	1 林業経営相続人に関する事項											
[1]特例施業対象山林	1]特例施業対象山林を相続又は追贈により取得した日(相続開始年月日) 平成28年1月1日 平成28年1月1日											
[2]相続の開始があっ	たことを知	四った日(通常は[1]と同じ日	ヨになります。)				¢	和 🗸	00 年	1月1日	
[3]相続の開始の日カ	ら林業経	営相続人に係る	,平均余台	診(1年未満切捨て)を経済	過する日	までの期間		Г	30 年	1 月		
[4][[3]の期間]と[30年	≢Jのうちし	すれか短い期	間					30	年0月			
				2 特例施業対象	山林・牛	特例山林の明	細					
所在場所	路網整 備等	[5]面積	m^2 V	[6]特例山林以外	[8]i	面積		[9]積	種	[4]<[1 0]⊕₩	[12]特例山林以外	
		評価額		[7]特例山林		評価額	[10]伐期給例の期間 定		[13]特例山林			
東京都西多摩郡檜			1,000	25,010,000	[350	松	~		不	12,00	o
		25,	010,000	0		12,000	20	年	5 月			0
東京都西多摩郡檜			1,000	25,010,000]	350	杉	~		淸	12,00	o
		25,	010,000	0		12,000	30	年	1 月	<u>,e</u>		0
東京都西多摩郡檜			2,400	0	ſ	400	くぬぎ	~		不	8,50	0
			340,000	340,000		8,500	5	年	1 月	-		0
東京都西多摩郡檜			2,400 0 400 <kp></kp>			0						
	v		340,000	340,000		8,500	30	年	1 月	<u>) (61</u>	8,50	<mark>0</mark> ~
						62	2,500					
	[7]≯	時例山林の合計	額A	991,113			[13]	特例山	山林の合調	計額 B	208	1,500
			特例山	」林の価額の合計額 A	+B(C	の金額を第8の3	長の1(1)	ர[1]	欄に転記	します。)	1,199	,613
			З	特例施業対象山	林の経	「営に関する事	頭					
	経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額					147,2	200					

第8の3表の付表	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
林業経営相続人	選択した林業経営相続人の氏名を表示します。
1林業経営相続人に関する事項	
①特例施業対象山林を相続又は遺 贈により取得した日(相続開始年 月日)	相続開始年月日を表示します。
②相続の開始があったことを知っ た日(通常は①と同じ日になりま す)	相続開始年月日を表示します。 (相続開始年月日と違う場合は、こちらで上書き入力ができます)
③相続の開始の日から林業経営相 続人に係る平均余命(1年未満切 捨て)を経過する日までの期間	相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命を経過するまでの期間 を入力します。
④「③の期間」と「30 年」のうち いずれか短い期間	③の平均余命と30年のうち、短い期間を表示します。

2 特例施業対象山林·特例	2 特例施業対象山林・特例山林の明細					
所在場所	山林の所在場所を入力します。	の所在場所を入力します。				
路網整備を行わない山林等	路網整備を行わない山林または市街	W 備を行わない山林または市街化区域内の山林に該当する場合は「×」を選択				
土地	⑤面積	面積の単位を選択し、面積を入力します。				
	評価額	評価額を入力します。				
	⑥特例山林以外の土地の価額	特例山林以外の評価額を表示します。				
	⑦特例山林の土地の価額	特例山林の評価額を表示します。				
立木	⑧面積	面積の単位を選択し、面積を入力します。				
	評価額	評価額を入力します。				
	9樹種	樹種を選択します。				
	⑩①の日から標準伐期齢等に達す	相続開始の日から標準伐期齢等に達する日ま				
	る日までの期間	での期間を入力します。				
	114<10の判定	否・適を自動判定				
	⑩特例山林以外の立木の価額	特例山林以外の立木の価値を表示します。				
	⑬特例山林の立木の価額	特例山林の立木の価値を表示します。				
⑥特例山林以外の合計額	特例山林以外の土地の評価額の合調	+				
⑦特例山林の合計額A	特例山林の評価額の土地の合計	別山林の評価額の土地の合計				
⑩特例山林以外の合計額	特例山林以外の立木の評価額の合調	別山林以外の立木の評価額の合計				
¹³ 特例山林の合計額B	特例山林の立木の評価額の合計	1山林の立木の評価額の合計				
特例山林の価額の合計額	特例山林の価額の合計額A+B	例山林の価額の合計額A+B				
A+B	A+B (この金額を第8の3表の1(1)①に転記します。)					
3 特例施業対象山林の経営	に関する事項					
経営報告基準日の属する年分	の山 山林所得に係る収入金額をス	したす。				
林所得に係る収入金額	林所得に係る収入金額					

印刷	第8の3表付表	<u>الم</u>	に戻る				
	第8の3表						
	被相続人	Ξ	税太郎				
	林業経営相綱	売人 国	税はなこ				
		1 ป	」林納税猶予税額の	基となる相続税の総約	顔の計算		
(1)「特定	自価額に基づく課	税遺産総額」等の計算	世				
[1] 林朝	業経営相続人の	第8の3表の付表(A+	B)欄の金額			1,199,613	
[2] 林朝	業経営相続人に	系る債務及び葬式費	用の金額(第1表のその人の	D[3]欄の金額)		1,800,000	
[3] 林 (林	業経営相続人が 業経営相続人の	相続又は遺贈により取)第1表の([1]+[2])(又	X得した財産の価額 は第3表の[1]の金額)			1,546,274,335	
[4] 控制	除未済債務額[[1]+[2]-[3])の金額(赤	字の場合は0)			0	
[5] 特济	定価額([1]-[4])(1,000円未満切捨て)(赤字の場合はの)			1,199,000	
[6] 特济	定価額の20%に	相当する金額([5]×20	%)(1,000円未満切捨て)			239,000	
[7] 林 (林	業経営相続人以 業経営相続人均	外の相続人等の課税 外の者の第1表の[6]	価格の合計額 欄(又は第3表の[6]欄)のá	診療の合計)		663,150,000	
[8] 基积	港控除額(第2表(D[ハ]欄の金額)				54,000,000	
[9] 特定価額に基づく課税遺産総額([5]+[7]-[8])						610,349,000	
[10] 特	[10] 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額[[6]+[7]-[8]) 609,389						
(2)「特定	E価額に基づく相	続税の総額」等の計算	〕				
[11]法定:	相続人の氏名	[12]法定相続分	特定価額に基づく相 [13]法定相続分の 取得価額	続税の総額の計算 [14]相続税総額の 基礎となる税額	特定価額の20%に [15]法定相続分の 取得金額	基づく相続税の総額 [16]相続税総額の 基礎となる税額	
国税はなこ		1/2	305,174,000	110,587,000	304,694,000	110,347,000	
国税あき	5	1/6	101,724,000	23,689,600	101,564,000	23,625,600	
国税 はる	か	1/6	101,724,000	23,689,600	101,564,000	23,625,600	
国税 のぞ	<i>ъ</i>	1/6	101,724,000	23,689,600	101,564,000	23,625,600	
法定相	続分の合計	1	[17]相続税の総額 (「14]の合計額)	181,655,800	[18]法相続税の総額 ([16]の合計類])	181,223,800	
	2 山林納税猶予税額の計算						
[1] (林	業経営相続人の	第1表の([15] +[17] -	-[12]))の金額			564,707,590円	
[2] 特定価額に基づ、林業経営相続人の算出税額(1の[17]×1の[5]/1の([5]+[7]))					327,847		
[3] 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額[[2]×20%)					65,569		
a ([2	a ([2]+[3]-林業経営相続人の第1表の[12])の金額(赤字の場合は0)						
[4] 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額([1の[18]×1の[6]/1の([6]+[7]))					ர([6]+[7]))	65,289	
[5] 特济	[5] 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額([4]×20%)						
b ([4	ь ([4]+[5]-林業経営相続人の第1表の[12]の金額赤字の場合は0)					0	
[6] 林	業経営相続人の!	第1表の[6]欄に基づく	算出税額その人の第1表	の([9](又は[10]+[11]-[1	2])(赤字の場合は0)	652,922,302	
[7] ([1]]+a−b−[6])の	金額(赤字の場合はの)			0	
[8] 山村	[8] 山林納税猶予税額(a-b-[7])の金額(赤字の場合は 0)					0	

被相続人 被相続人の氏名を表示します。 林業経営相続人の第名の引奏の計算 (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算 ①林業経営相続人の第名の3表の付表 (A+B) 欄の金額 林業経営相続人の第名の3表の付表 (A+B) 欄の金額 ②林業経営相続人に係る債務及び弊式 費用の金額 林業経営相続人の第1表③ ③林業経営相続人に係る債務及び弊式 費用の金額 林業経営相続人の第1表③ ③林業経営相続人が相続又は遺贈によ り取得した財産の価額 小半②-③ ④学認味未満債務額 ①+②-③ ④学認味未満債務額 ①+②-③ ①+②の無方 (1).000 円未満切捨て) ⑤特定価額 ①-④ ①-④ (1,000 円未満切捨て) ⑦本業経営相続人以外の相続人等の課 株業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 桃価格の合計動 ①-④ ⑧基礎控除額 第2表 ② ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ②2、「特売価額に基づく相続税の総額」等の計算 ③法定相続人の氏名 ③法定相続力の氏名 法定相続人の氏名を表示 ②2、「特売価額に基づく相続税の総額の計算 ⑤×② ⑨法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ③法定相続力の応名 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑦相続税の総額 ⑤ ● ④×徑 ●相続税の総額の計算 ⑤シ(2) ◎法定相続力に応する取得金額 ⑤×徑 ● ⑤×徑 ● ● ● ○
林業経営相続人の氏名を表示します。 1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算 (1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算 ①林業経営相続人の第8の3表の付表 (A+B)欄の金額 林業経営相続人の第8の3表の付表 (A+B)欄の金額 ②林業経営相続人に係る債務及び葬式 費用の金額 林業経営相続人の第1表③ ③林業経営相続人が相続又は遺簡によ り取得した財産の価額 小業経営相続人の第1表③ ③林業経営相続人が相続又は遺簡によ り取得した財産の価額 小半②-③(赤字の場合は〇) ⑤特定価額の20%に相当する金額 ①+②-③(赤字の場合は〇) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦一④(1,000円未満切捨て) 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 柳価格の合計額 ①-④(1,000円未満切捨て) ⑦本経営相続人以外の相続人等の課 桃価格の合計額 第2表〇 ③特定価額の20%に相当する金額に 超く字形満遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ①「特定価額に基づく課税遺産総額 ⑥-⑦-⑧の金額を表示 ①な定相続力の総額の計算 ③ ③法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ②定相続力 法定相続分の総額の計算 ③法定相続久の監督 ⑤×20 ④相続税総額の基礎となる税額 ⑤ ⑦生相続税の総額の計算 ③ ③法定相続久の総額の計算 ⑤ ③法定相続分に応ずる取得金額 ⑤ ③となる税額 ⑤ ⑤ ⑦ ⑦生植続分に応ずる取得金額に ⑤ ⑦生植続分の総額 ⑤ ⑦生植 ⑤
1 山林納税猶予税額の基となる相納税の総額の計算 (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算 ①林葉経営相続人の第8の3表の付表 (A+B) 欄の金額 ②林葉経営相続人に係る債務及び葬式 費用の金額 ③林葉経営相続人に係る債務及び葬式 費用の金額 ③林葉経営相続人に係る債務及び葬式 費用の金額 ③林葉経営相続人が相続又は遺贈によ り取得した財産の価額 ①本算法 ④空除未済債務額 ①+2-③ ③大葉経営相続人が相続又は遺贈によ り取得した財産の価額 ④空除赤済債務額 ①+2-③ ③大葉経営相続人が相続又は遺贈によ り取得した財産の価額 ④空冷いた財産の価額 ④空冷いた財産の価額 ①中2-③ ①中2-③ ③赤字の場合は ○) ⑤特定価額 ①-2.0 ①中2-③ ①市産価額 ②の%に相当する金額 ⑤+20-⑧の金額を表示 ③ ③特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+20-⑧の金額を表示 ④ ③特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+20-⑧の金額を表示 ④ ① ① ③な定相続力の氏名 ③た定相続力の氏名 ③ ③な定相続のの長ろ ③次定相続力に応する取得 ③ ③法定相続力に応する取得 <t< td=""></t<>
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算 ①林業経営相続人の第8の3表の付表 林業経営相続人の第8の3表の付表 (A+B)欄の金額 林業経営相続人に係る債務及び葬式 ②林業経営相続人に係る債務及び葬式 林業経営相続人の第1表③ 費用の金額 林業経営相続人の第1表③ ③林業経営相続人に係る債務及び運式 林業経営相続人の第1表③ 900円の金額 (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑤特定価額 (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑥特定価額 (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑥特定価額 (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑥特定価額の (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑥特定価額の (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑥特定価額の (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑥特定価額の (1)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑧特定価額の (5)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑧特定価額の (5)+2(-3)(赤字の場合は0) ⑧特定価額の (5)+2(-8)の金額を表示 ⑧特定価額に基づく課税遺産総額 (5)+(-1)-8)の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」」等の計算 (5)+(-1)-8)の金額を表示 10法定相続人の氏名 法定相続人の氏名 (2)「特定価額に基づく相続税の総額の計算 (第)2表の連算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 10法定相続分に応する取得金額 (9)2(2) (1)相続税総額の基礎となる税額 (1)2(2) (1)相続税総額の基礎となる税額 (1)2(2) (1)相続税 (5)2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 <
①林葉経営相続人の第8の3表の付表 林業経営相続人の第8の3表の付表 (A+B) ②林葉経営相続人に係る債務及び葬式 耕業経営相続人の第1表③ 費用の金額 3林業経営相続人の第1表③ ③林葉経営相続人が相続又は遺贈によ 林業経営相続人の第1表①+②、又は第3表① り取得した財産の価額 ①+②-③ (赤字の場合は〇) ⑤特定価額 ①+②-④ (九〇〇円未満切捨て) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20% (1,000円未満切捨て) ⑦林葉経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑤、又は第3表⑥の合計 税価格の合計額 ⑤×20% (1,000円未満切捨て) ⑧特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20% (1,000円未満切捨て) ⑦林葉経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 税価格の合計額 ⑤×20% (1,000円未満切捨て) ⑧本経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 10日春空価額の20%に相当する金額に ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ②「特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ②(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥×① ③法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 12定相続分に応する取得金額 ⑨×① ③本館配に基づく相続税の総額の計算 ⑤<×①
(A+B)欄の金額 ②林業経営相続人に係る債務及び葬式 費用の金額 林業経営相続人の第1表③ 資用の金額 林業経営相続人の第1表③+②、又は第3表① り取得した財産の価額 ①+②-③(赤字の場合は O) ④控除未済債務額 ①+②-③(赤字の場合は O) ⑤特定価額 ①-④(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は O) ⑥特定価額の 20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 桃価格の合計額 第2表 ⑦ ③特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ①生う<(課税遺産総額
②林業経営相続人に係る債務及び葬式 費用の金額 林業経営相続人の第1表③ ③林業経営相続人が相続又は遺贈によ り取得した財産の価額 林業経営相続人の第1表①+②、又は第3表① ④控除未済債務額 ①+②-③ (赤字の場合は O) ⑤特定価額 ①-④ (1,000円未満切捨て)(赤字の場合は O) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は O) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 税価格の合計額 株業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 ⑧基礎控除額 第2表⑦ ③特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ②く院税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ②く同特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ①と定相続分 法定相続人の氏名を表示 ⑦定相続分に応する取得金額 ⑨×10 1歳税税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑦相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 10 1歳税税総額の基礎となる税額を表示します。 10 1歳税の総額 10 1表の 10 1 11 1 12 1 13 1 13 1 13 1 14 1 15 1 15 1
費用の金額 株業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 株業経営相続人の第1表①+②、又は第3表① ④控除未済債務額 ①+②-③(赤字の場合は O) ⑤ ⑤特定価額の20%に相当する金額 ①-④(1.000円未満切捨て)(赤字の場合は O) ⑥ ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1.000円未満切捨て) ⑦ ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 桃価格の合計額 ⑧基礎控除額 第2表⑦ ③ ③特定価額に基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ③ ⑩特定価額の20%に相当する金額に ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ④ 2く「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥ ① 11法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ③ 2○「特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑤×20% 1 11法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ③ 2○「特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑤×10 1 11法定相続人の氏名 法定相続行の総額の計算 ③ 12次相続分に応する取得金額 ⑨×10 1 14 結税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 1 16 内合計額 1 1 1 16 地続税の総額 (1を2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 1 16 地続税の総額の計算 1 1 1 12 山林納税額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)
③林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 林業経営相続人の第1表①+②、又は第3表① ④取得した財産の価額 ①+②-③(赤字の場合は〇) ⑤特定価額 ①-④(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は〇) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 修定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 株業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 ⑧基礎控除額 第2表① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑪法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ⑫定相続分 法定相続人の氏名を表示 ⑫之和続分に応する取得金額 ⑨×⑫ ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑪相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の主優合なる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑲の合計額 均定価額の主要となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑲の合計額 ⑬右続税額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑲の合計額 ⑲目 ○の合計額 ⑲目 ○の合計額 ⑲目 ○の合計額
り取得した財産の価額 ④控除未済債務額 ①+②-③(赤字の場合は〇) ⑤特定価額 ①-④(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は〇) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦木業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 税価格の合計額 第2表① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額に基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ② 第2表① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ② 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ① 法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ② 「特定価額に基づく相続税の総額の計算 ① 法定相続人の氏名 法定相続分を表示 1 法定相続税の総額の計算 ① 法定相続分のに応する取得金額 ⑨×征 ④相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ①相続税の総額 ④の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑩×征 ⑩相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ①相続税の総額 ⑩の合計額 ●相続税の総額 ⑲の合計額 ②出体納税猶予税額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ①相続税 ⑩の合計額 ②出林納税猶予税額の計算 「小合計額 ① 「林業経営相続人の第1表の
④控除未済債務額 ①+2-③ (赤字の場合は 0) ⑤特定価額 ①-④ (1,000 円未満切捨て) (赤字の場合は 0) ⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20% (1,000 円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第 1 表⑥、又は第 3 表⑥の合計 税価格の合計額 第 2 表 ① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ① 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ① 1法定相続人の氏名 返定相続分 法定相続人の氏名を表示 ②定相続分 法定相続人の氏名を表示 1 第2 表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 1 御生橋税の総額の計算 1 ③×10 1 ④ 1 ④の合計額 1 ● 1 ● 1 ● 1 ○ 1 ● 1 ● 1 ● 1 ● 1 ● 1 ● 1 ● 1 ● 1 ● 1 ○ 1 <td< td=""></td<>
⑤特定価額 ①一④ (1,000 円未満切捨て)(赤字の場合は0) ⑥特定価額の 20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000 円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 税価格の合計額 第2表① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦一⑧の金額を表示 ⑩特定価額の 20%に相当する金額に ⑥+⑦一⑧の金額を表示 ②「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥+⑦一⑧の金額を表示 ①2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥+⑦一⑧の金額を表示 10法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 22)「特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑤×10 11法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 12定相続分 法定相続人の氏名を表示 11法定相続税の総額の計算 ⑤×10 11法定相続分に応する取得金額 ⑨×10 11法税税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 11相続税総額の基礎となる税額 (10合計額 12定相続分の総額 ⑩×10 11個続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 11個続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 11個続税総額の 10の合計額 2山林納税猶予税額の計算 1 11 1 11 1 12 1 13 1 14 1
⑥特定価額の20%に相当する金額 ⑤×20%(1,000円未満切捨て) ⑦林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額 林業経営相続人以外の第1表⑥、又は第3表⑥の合計 ⑧基礎控除額 第2表① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ①文課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ①定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ②定相続分 法定相続人の氏名を表示 12定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 13法定相続分に応ずる取得金額 ⑨×10 14結税約総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 17価続税の総額 ⑭の合計額 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑲シ(1) 13法定相続分に応する取得金額 ⑲シ(2) 10相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 10相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 10相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 16相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 16相続税総額の基礎となる税額 (第0合計額 2山林納税猶予税額の計算 1 1 1 1 1 1 1
⑦林業経営相続人以外の相続人等の課 林業経営相続人以外の第1表6、又は第3表6の合計 税価格の合計額 第2表① ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額の20%に相当する金額に ⑤+⑦-⑧の金額を表示 基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ① ①法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ① ①法定相続分の氏名 法定相続人の氏名を表示 1 法定相続人の氏名 1 法定相続税の総額の計算 1 ③×10 (1)相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 1 10合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 10×10 1 10合計額 1 10合計額 1 10合計額 1 10合計額 1 10合計額 2 10合計額 2 10合計額
税価格の合計額 第2表① ⑧特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額の20%に相当する金額に ⑥+⑦-⑧の金額を表示 基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ① ①法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ① ①法定相続人の氏名 法定相続分を表示 1 法定相続分を表示 1 法定相続分を表示 1 (1)法定相続分の氏名 1 法定相続分を表示 1 (1)法定相続税の総額の計算 1 (1)法定相続税に応ずる取得金額 1 (1)公 (1)相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 1 (1)日緒続税総額の基礎となる税額 (1)日緒続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 (1)相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 (1)相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 (1)相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 (1)相続税の総額 (1)の合計額 2山林納税猶予税額の計算 (1)の合計額 2山林納税猶予税額の計算 (1)の合計額 1 (1)の合計額
⑧基礎控除額 第 2 表 ○ ⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額の 20%に相当する金額に 基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 ⑪定相続分の氏名 法定相続人の氏名を表示 ⑫定相続分 法定相続人の氏名を表示 ⑬法定相続分に応する取得金額 ⑨×⑫ ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の 20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑲×⑫ ⑲相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の 20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑲×⑫ ⑲相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の 40%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑲×⑫ ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額 ⑲の合計額 2山林納税猶予税額の計算 ⑪の合計額 ②山林納税猶予税額の計算 林業経営相続人の第1表の
⑨特定価額に基づく課税遺産総額 ⑤+⑦-⑧の金額を表示 ⑩特定価額の20%に相当する金額に 基づく課税遺産総額 ⑥+⑦-⑧の金額を表示 (2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑪法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ⑫定相続分 法定相続人の氏名を表示 ⑬法定相続分に応する取得金額 ⑨×⑫ ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑰相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応する取得金額 ⑭×⑫ ⑭和続税の総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑲×⑫ ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑭の合計額 2山林納税猶予税額の計算 ⑭の合計額 ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+⑰ー⑫
10 <
基づく課税遺産総額 ●1000000000000000000000000000000000000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 ⑪法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ⑫定相続分 法定相続分を表示 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ③ ⑬法定相続分に応ずる取得金額 ⑨×⑪ ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑰相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ・ ⑮法定相続分に応ずる取得金額 ⑩×⑫ ⑯相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑯相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ②山林納税猶予税額の計算 ①木業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+⑪-⑫
①法定相続人の氏名 法定相続人の氏名を表示 ⑩定相続分 法定相続分を表示 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ③×① ③法定相続分に応ずる取得金額 ⑨×① ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑪相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ・ ⑮法定相続分に応ずる取得金額 ・ ⑬×⑫ ・ ⑯相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑯相続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲と⑫ ・ ⑲和続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑱相続税の総額 ・ ⑲和続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲和続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲和続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲和続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲和続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲和続税の総額の基礎となる税額 ・ ⑲和続税の総額の ・ ⑲和続税の総額の計算 ・ ⑲和続税 ・ ⑲和続税 ・ ⑳和続税 ・ ⑳和続税 ・ ⑲和続税 ・ ⑳和続税 ・ ⑴ ・ ⑴ ・
①定相続分 法定相続分を表示 特定価額に基づく相続税の総額の計算 ③×① ③法定相続分に応ずる取得金額 ⑨×① ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑰相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ・ ⑮法定相続分に応ずる取得金額 ・ ⑬本⑫ ・ ⑲和続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ・ ⑲和続税約の影額 ・ ②山林納税猶予税額の計算 ・ ①本業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+①
特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額 ⑨×⑫ ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑰相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ・ ⑮法定相続分に応ずる取得金額 ⑩×⑫ ⑯相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑯相続税の総額 ・ ⑲×⑫ ・ ⑯相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲和続税約の基礎となる税額 ・ ⑲×⑫ ・ ⑲和続税約の基礎となる税額 ・ ⑲和続税約の基礎となる税額 ・ ⑲和続税約の基礎となる税額 ・ ⑲和続税約の基礎となる税額 ・ ⑲和続税約の基礎となる税額 ・ ⑲和続税約の総額の目 ・ ⑲和続税約の総額の計算 ・ ⑴本額 ・ ②山林納税猶予税額の計算 ・ ⑴本業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+①-
③法定相続分に応ずる取得金額 ⑨×⑫ ⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑪相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額 ⑩×⑫ ⑯相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ⑲の合計額 2山林納税猶予税額の計算 ・ ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+⑪ー⑫
⑭相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑰相続税の総額 ⑭の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑮法定相続分に応ずる取得金額 ⑩×⑫ ⑯相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑲相続税の総額 ・ ⑲和続税の総額 ・ ②山林納税猶予税額の計算 ・ ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+①
①相続税の総額 ④の合計額 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑤法定相続分に応ずる取得金額 ⑩×⑫ ⑥相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑧相続税の総額 ⑥の合計額 2山林納税猶予税額の計算 1 ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+⑪-⑫
特定価額の 20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算19法定相続分に応ずる取得金額10×1210相続税総額の基礎となる税額(第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。10相続税の総額16の合計額2山林納税猶予税額の計算1表の10林業経営相続人の第1表(1)+10-12
16法定相続分に応ずる取得金額 10×12 16相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 18相続税の総額 16の合計額 2山林納税猶予税額の計算 1 10本業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表10+10-12
⑩相続税総額の基礎となる税額 (第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額を表示します。 ⑬相続税の総額 ⑯の合計額 2山林納税猶予税額の計算 1 ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表⑮+⑪ー⑫
18相続税の総額 16の合計額 2山林納税猶予税額の計算 1 ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表1
2山林納税猶予税額の計算 ①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表(1)+①
①林業経営相続人の第1表の 林業経営相続人の第1表(b+①-①
(15+17-12)の金額
②特定価額に基づく林業経営相続人の 1の⑪×1の⑤÷1の(⑤+⑦)
算出税額
③特定価額に基づき相続税額の2割加 ②×20%
算が行われる場合の加算金額
a(②+③-林業経営相続人の第1表 2+3-(林業経営相続人の第1表⑫)(赤字の場合はO)
の (2)の金額 (2)
④特定価額の20%に相当する金額に ①の18×1の6÷1の(6+7)
基づく林業経営相続人の算出税額
⑤特定価額の20%に相当する金額に ④ ④×20%
基づき相続税額の2割加算が行われる
b (④+⑤-林業経営相続人の第1表 ④+⑤-(林業経営相続人の第1表⑫)(赤字の場合は0) の⑫)の金額
⑥林業経営相続人の第1表⑥欄に基づ 林業経営相続人の第1表⑨又は⑩+⑪-⑫ (赤字の場合は0) く算出税額
⑦ (①+a-b-⑥)の金額①+a-b-⑥ (赤字の場合は0)
⑧山林納税猶予税額 a-b-⑦ (赤字の場合はO)

第8の4表の付表

まず認定医療法人の登録を行い、次に付表の作成をします。

「相続人」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると「認定医療法人の登録」画面を表示します。 ※認定医療法人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。 入力が終わったら「登録」ボタンをクリックします。

認定問	医療法人及び付表習	<u>達</u> 録	メニューに戻る
	相続人		
追加	一選択して追加 🗸		
編集	国税はなこ	医療法人名	削除
編集	国税はなこ	医療法人名2	削除
編集	国税はなこ	医療法人名3	削除

付表		<編集>	編集	登録	
	認定医療法	人の登録			
被相続人	国税太郎				
相続人	国税はなこ				
医療法人名	医療法人名				
整理番号	A1234567				
所轄税務署	立川				
適用を受ける特例	税額控除(全て放棄)		~		
※特例を変更した場合は	は必ず付表を開き確認し	てください。			

認定医療法人の登録	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
相続人	選択した相続人の氏名を表示します。
1 特例非上場株式等に関わる会社	
医療法人名	会社名を入力します。
整理番号	整理番号を入力します。
所轄税務署	所轄税務署名を入力します。
適用を受ける特例	適用を受ける特例を選択します。
	※特例を変更した場合は必ず付表を開いて登録し直してください。

「認定医療法人の登録」が終わったら、左上の「付表」ボタンをクリックして入力画面を開きます。

	<編	集> 印刷		編集	登録		中止
	第8の4表の付表						
被相続人	国税太郎						
医療法人持分相続人等	国税 花子						
	医療法人の持分の明細						
1 医療法人の持分に関する事項							
[1]医療法人の名称等							
[1]整理番号							
[1]所轄税務署	税務署						
[2]厚生労働大臣の認定年月日							
[3]厚生労働大臣の認定を受けた認定 移行計画に記載された移行期限							
[4]医療法人の持分の保有状況							
相続開始の時から相続税申告書の提定 また、今後、この相続税申告書の提出	出までの間において、持分の払戻しを受けたこと又 期限までの間においても、払戻しを受けること又は調	は譲渡をしたこと! 譲渡をすることはi	はありき ありま†	ません。 せん。			
2 医療法人の持分の明細							
相続又は遺贈により取得した持分	(第8の4表の1の[1])	持分の価額	А				—— 円
基金拠出型医療法	ま人へ基金を拠出した場合の医療法人持	分税額控除額	領の言	算明組	ł		
1 医療法人の持分に関する事項							
[1]「出資持分の放棄申出書」の医療法人へ	の提出年月日			\vee	年	✓月	\sim \Box
[2]医療法人の基金拠出型医療法人への科	8行のための定款変更に係る都道府県知事の認可/	があった年月日		\vee		✔月	\sim \Box
2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法	表人の持分の明細						
[1]相続又は遺贈の直前の持分		持分の価額	в				
「別基金珈虫の直筋の持分		拠出年月日		\sim	年 、	✓月	$\sim \Box$
		持分の価額	С				Ξ <mark>円</mark>
3 医療法人持分税額控除額(放棄相当相級	税額)の計算						
[1]医療法人持分納税猶予税額等(第8の43	長の2の[9](又は[8]))		D				Η
[2]基金として拠出した額			E				— 円
[3]2の「[2]基金拠出の直前の持分」欄の持	分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の	金額(C-E)					
[4]2の「[2]基金拠出の直前の持分」欄の持 (C×A/(A+B))	労の価額のうち特例の適用に係る持分に相当する	金額					
[5]医療法人持分税額控除額(D×([3]/[4])([3]>[4]の場合はD) (第8の4表の2	ற[10]ற்பற்க)	F				

第8の4表の付表	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
医療法人持分相続人等	医療法人持分相続人等の氏名を表示します。
医療法人の持分の明細	
1 医療法人の持分に関する事項	
①医療法人の名称	
整理番号	認定医療法人登録より転記します。
所轄税務署	
②厚生労働大臣の認定年月日	厚生労働大臣の認定年月日を入力します。
③厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記	移行期限を入力します。
載された移行期限	
④医療法人の持分の保有状況	クリックするとチェックを付けます。
2医療法人の持分の明細	
相続又は遺贈により取得した持分の価額A	相続又は遺贈により取得した持分の価額を入力します。
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法	人持分税額控除額の計算明細
1 医療法人の持分に関する事項	
①「出資持分の放棄申請書」の医療法人への提出	提出年月日を入力します。
年月日	
②医療法人の基金拠出型医療法人への定款変更移	都道府県知事の認可があった年月日を入力します。
行に係る都道府県知事の認可があった年月日	
2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持	行の明細
①相続又は遺贈の直前の持分日	相続又は遺贈の直前の持分の価額を入力します。
②基金拠出の直前の持分(拠出年月日)	拠出年月日を入力します。
②基金拠出の直前の持分(持分の価額C)	基金拠出の直前の持分の価額を入力します。
3医療法人持分税額控除額(放棄相当相続税額)の	計算
①医療法人持分納税猶予税額等D	第8の4表の29又は8
②基金として拠出した額E	基金として拠出した額を入力します。
③2の「②基金拠出の直前の持分」欄の持分の価	С-Е
額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額	
④2の「②基金拠出の直前の持分」欄の持分の価	$C \times A \div (A + B)$
額のうち特例の適用に係る持分に相当する金額	
⑤医療法人持分税額控除額F	D×(③÷④) ※③>④の場合はD

第8の4表

「相続人」を一覧から選択して、「追加」ボタンをクリックすると第8の4表を表示します。 ※相続人をすでに登録している場合は「編集」ボタンをクリックします。

第8の4表登録	メニューに戻る
相続人	
追加 一選択して追加 🗸	
編集 国税はなこ	削除

		<編集>	印刷	編集 登録	录
		第8の4表			
被相続人	国税太郎				
医療法人持分相続人	国税はなこ				
1 医療法人持分	納税猶予税額又	は医療法人持分税額控除額の基とな	る相続税の	総額の計算	
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額	」等の計算				
[1] 医療法人持分相続人等の医療	法人の持分の価額(第	98の4表の付表のAの金額)			91,802,000 円
[2] 医療法人持分相続人等に係る(責務及び葬式費用の:	金額(その医療法人持分相続人等の第1表の[:	3]欄の金額)		1,800,000
[3] 医療法人持分相続人等が相続: (その医療法人持分相続人等の	又は遺贈により取得し)第1表の([1]+[2])(又	,た財産の価額 は第3表の[1]の欄)			1,546,274,335
[4] 控除未済債務額([1]+[2]-[3])(赤字の場合は0)					
[5] 特定価額([1]-[4])(1,000円未満	韧捨て)(赤字の場合	‡0)			91,802,000
 [6] 医療法人持分相続人等以外の (その医療法人持分相続人等) 	相続人等の課税価格 以の相続人等の第1:	の合計額 表の[6]欄(又は第3表の[6])の金額の合計)			663,150,000
[7] 基礎控除額(第2表の[ハ]欄の金	[客頁]				54,000,000
[8] 特定価額に基づく課税遺産総額	ŧ([5]+[6]−[7])				700,952,000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額	」等の計算				
		特定価額に基づく相	続税の総額の言	†算	^
[9]法定相続人の氏名	[10]法定相続分	[11]法定相続分の取得価額	[12]相続税	総額の基礎とな	る税額
国税はなこ	1/2	350,476,000			133,238,000
国税 あきら	1/6	116,825,000			29,730,000
国税 はるか	1/6	116,825,000			29,730,000
国税 のぞみ	1/6	116,825,000			29,730,000
法定相続分の合計	1	[13]相続税の総額([12]の合計額)			222,428,000
2 医	療法人持分納防	猶予税額又は医療法人持分税額控	除額の計算		
[1] (医療法人持分相続人等の第1詞	€の([15] +[17] −[12]))の金額			564,707,590円
[2] 特定価額に基づく医療法人持分	神続人等の算出税物	顛(1の[13]×1の[5]/1の([5]+[6]))			27,047,196
[3] 特定価額に基づき相続税額の2	割加算が行われる場	合の加算金額([2]×20%)			5,409,439
[4] ([2]+[3]-医療法人持分相続人	、等の第1表の[12])の	金額(赤字の場合は0)			31,419,967
[5] 医療法人持分相続人等の第1表	の[6]欄に基づく算出	税額(第1表の([9](又は[10]+[11]+[12]))(赤雪	字の場合はの)		652,922,302
[6] ([1]+[4]-[5])の金額(赤字の場	(o は o)				0
[7] ([4]-[6])の金額(赤字の場合は	0)				31,419,967
[8] 特例の適用に係る医療法人が2法	広人以上ある場合の国	国療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等			
医療法人名	[8] 医療法/	特分納税猶予税額			
医療法人名		325,800			
医療法人名2		30,803,200			
医療法人名3		290,900			<u> </u>
[9] 医療法人持分納税猶予税額等([7]の金額(100円未満	彻捨て)(又は[8]の金額の合計額)			31,419,900 円
イ 納税猶予及び免除の特例		医療法人持分納税	猶予税額 A		0 <u>H</u>
[10] [10] (イ) 持	分の全てを放棄	医療法人持分税額	控除額日		31,419,900 円
(口) 持	分の一部を放棄、残	余部分を基金として拠出医療法人持分税額	控除額日		0 円

第8の4表	
被相続人	被相続人の氏名を表示します。
医療法人持分相続人等	医療法人持分相続人等の氏名を表示します。
1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法	人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算
(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」	等の計算
①医療法人持分相続人等の医療法人の持	医療法人持分相続人等の第8の4表の付表のA
分の価額	
②医療法人持分相続人等に係る債務及び	医療法人持分相続人等の第 1 表③
葬式費用の金額	
③医療法人持分相続人等が相続又は遺贈	医療法人持分相続人等の第1表①+②、又は第3表①
により取得した財産の価額	
	①+②-③ を表示 (赤字の場合はO)
	(1)-④(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)
⑥医療法人持分相続人等以外の相続人等	医療法人持分相続人等以外の相続人等の第1表⑥、又は第3表⑥の
の課税価格の合計額	
□⑦基礎控除額	第2表の 🕖
⑧特定価額に基づく課税遺産総額	⑤+⑥-⑦を表示
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」	等の計算
⑨法定相続人の氏名	法定相続人の氏名を表示します。
⑩法定相続分	法定相続分を表示します。
⑪法定相続分に応ずる取得金額	8×10
121相続税総額の基礎となる税額	(第2表の速算表で計算)相続税総額の基礎となる税額表示します。
③相続税の総額	10の合計額
2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法	人持分税額控除額の計算
①医療法人持分相続人等の第1表の	医療法人持分相続人等の第1表19十10-12
②特定価額に基つく医療法人持分相続人	$1003 \times 1005 \div 100(5+6)$
寺の昇出祝祖 ②性宮医療に其づき担結税額のの割加箔	@x200%
③特定価額に奉 ノさ相続税額のと割加昇 が行われる場合の加管全額	©X20%
4(213)医療広入分力相続入寺の第 1 美の10)の全額	213-(医療広入持力相続入寺の第1衣位) (加手の場合は0)
理税価格に其づく管出税額	
⑥ (1+4-5) の余額	(1+4-6) (赤字の場合は0)
(7)(4-6)の余額	④ + ⑤ + ⑥ (赤字の場合は0)
<u>8</u> 特例の適用に係る医療法人が2法人以上	ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等
医疗法人名	付表で登録した医療法人名を表示します。
医療法人持分納税猶予税額	①×持分の価額÷1の① (100円未満切捨て)
⑨医療法人持分納税猶予税額等	⑦ (100 円未満切捨て)、又は⑧の合計額
10	
イ納税猶予及び免除 医療法人持分納	9
の適用を受ける場合 税猶予税額A	
ロ税額控除の適用を受ける場合	
(イ)持分の全てを放 医療法人持分税	9
棄 額控除額B	
(ロ)持分の一部を放 医療法人持分税	第8の4表の付表のF
│ 棄、残余部分を基金と│ 額控除額B	
して拠出	

納税猶予税額入力(第8の2の2表・第8の5表・第8の6表)

※第8の8表を作成するための必要項目を入力します。

なお、第8の8表の印刷は第1表の上部にある 印刷(第8の8表) ボタンで行って下さい。 ※100円未満切り捨てた金額を入力してください。

編集 登録	終了 <照会>	•		
	納利	猶予税額入力		
被相続人	国税 太郎			
第	8の2の2表 特例株式	穿納税猶予税額の計算	書及び付表分	
※100円未満を切捨てた金額	顔を入力してください			
相続人	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子	
[第8の8表の(3)] 特例株式等納税猶予税額	П	一 の円	一 の円	
	第8の5表 美術	品納税猶予税額の計算	書分	
[第8の8表の(6)] 美術品納税猶予税額	П	回	○ 円	
	第8の6表 事業用語	資産納税猶予税額の計	算書分	
[第8の8表の(7)] 事業用資産納税猶予税額	П	○ 円	○ 円	
<	·			>

※第1表の画面に、第8の8表の印刷ボタンがあります。

Ę	1刷 印刷(第8の8表)]	_
	被相続人		国税太郎
	相続人		各人の合計
	取得財産の価額	1	498,392,1
課	相続時適用財産の価額	2	24,626,0
価	債務及び葬式費用の金額	З	27,415,9
	純咨産価額	4	495.602.3

第9表 生命保険金などの明細書

	3			
	第9表 生命	保険金などの明経	田書	
被相続人	国税 太郎お			
1 相続や遺贈によって取得	たものとみなされる保険会	など		
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額(円)	受取人の氏名
千代田区OO2丁目×番	00生命保険(相)	令和○・7・6	29,629,48	3 国税 一郎
千代田区OO2丁目×番	00生命保険(相)	令和○・7・6	5,000,00	0 国税 一郎
千代田区OO1丁目×番	××生命保険(相)	令和 ○•7•13	10,000,00	0 国税 一郎
中央区OO2丁目×番	△△生命保険(相)	令和 ()•8•7	20,000,00	0 税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	() () () () () () () () () () () () () (令和○・9・4	10,768,12	5 税務 幸子
2 課税される金額の計算				表示順
2 課税される金額の計算 保険金の非課税限度額	500万円	〔法定相続人の数 × 3 人	0 =	表示順 A 15,000,000P
2 課税される金額の計算 保険金の非課税限度額 保険金などを 受け取った相続人の氏名	500万円 ①受け取った保険金などの 金額(円)	〔法定相続人の数 × 3 人 ②非副 A×各人の)) = ₹税金額)①/B(円)	表示順 A 15,000,000 P ③課税金額 (①-②)(円)
2 課税される金額の計算 保険金の非課税限度額 保険金などを 受け取った相続人の氏名 国税 一郎	500万円 ①受け取った保険金などの 金額(円) 44,629,	(法定相続人の数 × 3 人 ②非副 A×各人の 483	1) = 親税金額)①/B(円) 8,878,826	表示順 A 15,000,000 了課税金額 (①-②)(円) 35,750,657
2 課税される金額の計算 保険金の非課税限度額 保険金などを 受け取った相続人の氏名 国税 一郎 税務 幸子	500万円 ①受け取った(保険金などの 金額(円) 44,629, 30,788,	○法定相続人の数 × 3 人 ②非副 A×各人の 483 125	() =	表示順 A 15,000,000 P ③課税金額 (①-②)(円) 35,750,657 24,646,951
2 課税される金額の計算 保険金の非課税限度額 保険金などを 受け取った相続人の氏名 国税 一郎 税務 幸子	500万円 ①受け取った(保険金などの 金額(円) 44,629, 30,768,	〔法定相続人の数 × <u>3</u> 人 ②非副 A×各人の 483 125	() = R税金額)①/B(円) 8,878,826 6,121,174	<u>表示順</u> A <u>15,000,000</u> P ③課税金額 (①-②)(円) 35,750,657 24,646,951

第9表 生命保険金などの明細書	
1 相続や遺贈によって取得されたとみな	ふされる保険金など
保険会社等の所在地	
保険会社等の名称	「財産と債務データ入力」の「その他の財産」のうち、
受取年月日	「生命保険金」データの登録より表示します。
受取金額(円)	
受取人の氏名	
2 課税される金額の計算(相続人の並び	び順を「登録順」または「金額順」に変更できます)
─────────────────────────────────────	500 万円×法定相続人の数
保険金などを受け取った相続人の氏名	自動表示
①受け取った保険金などの金額(円)	上記1の受け取り金額の合計
②非課税金額(円)	$ (A \land O) \div $
③課税金額(円)	()-2
⑧ 合計	各項目の合計

第10表 退職手当金などの明細書

	5					
		職手当全など	の明細書			
被相続人	国税 大郎お					_
1 相続や遺贈によって取得し	たものとみなされる退職	手当金など				
勤務先会社等の所在地	勤務先会社 等の名称	受取年月日	退職手当金 などの名称	受取金額(円)	受取人の氏名	^
文京区〇〇1丁目3番5号	○○商事㈱	令和○ 7.6	退職金	40,000,000	国税 花子	
文京区〇〇1丁目3番5号	〇〇商事㈱	令和○•7•6	功労金	5,000,000	国税 花子	
2 課税される金額の計算					表示	~
退職手当金などの非課税限度額	500151	□ ∨ □ 3	人の数」 1.	A		順
	500/31		人 三		15,000,000	順]円
退職手当金などを 受け取った相続人の氏名	0受け取った退職手当金な の金額(円)	تك A×	<mark> 人 =</mark> ②非課税金額 各人の①/B(円)	 (0	15,000,000)課税金額)ー②)(円)	順]円
退職手当金などを 受け取った相続人の氏名 国税 花子	①受け取った退職手当金な の金額(円) 45,00	تلا مەرمەر مەرمەر	▲ = ②非課税金額 各人の①/B(円) 15,000,0		15,000,000 課税金額 (円) 30,000,000	順]円
退職手当金などを 受け取った相続人の氏名 国税 花子	①受け取った退職手当金な の金額(円) 45,00	χ Σ Σ Σ,000	人 = ②非課税金額 各人の①/B(円) 15,000,		15,000,000)課税金額)一②)(円) 30,000,000	

第10表 退職手当金などの明細書					
1 相続や遺贈によって取得されたとみなる	される退職手当金など				
勤務先会社等の所在地					
勤務先会社等の名称	「財産と債務データ入力」の「その他の財産」のうち、				
受取年月日	「退職手当金等」データの登録より表示します。				
退職手当金などの名称					
受取金額(円)					
受取人の氏名					
2課税される金額の計算(相続人の並び	頁を「登録順」または「金額順」に変更できます)				
◎退職手当金などの非課税限度額	500 万円×法定相続人の数				
退職手当金などを受け取った相続人の	自動表示				
氏名					
①受け取った退職手当金などの金額	上記1の受け取り金額の合計				
(円)					
②非課税金額(円)	$ (A \land O) $ (各人の $) $ $) $				
③課税金額(円)	1-2				
⑧ 合計	各項目の合計				

第11表 相続税がかかる財産の明細書

※令和6年1月分以降、第11表様式が変更となりましたが、従来様式での提出が可能であることから、 令和6年においては従来様式のままとなっております。ご承知おきいただきますようお願いします。

印刷	NJ		火ニューに戻る								
				第11	表相続税が	がかる財産の	の明細書				
		被相続人		国税太郎							
	\da ====			区分							
	退産の分割状況			分割の日	令和 C)〇年 5 月	1日 編集	Ę			
				財産の明	Å⊞				分割が確定した	·財産	
J	種類	細日	利用区分 銘板	等 所在提醒	新業	数量	単価	価額	取得した人の正夕	任成百	
			10/02/07/04/16	147 ///12-30/	7147	評価額	倍数	IMD 2	216010700200		
	十地	宅地	自用字地	埼玉県春日部市不	動院野	165.00 m ²	11・11の2表の		国税 花子	(持分1/2)	
			5,1, 0, 0	3」目5番16号		12,870,000	付表1のとおり	12,870,000		6,435,000	
									国税一郎	(持分1 / 2) 6,435,000	
	1 416		(共会7年(土山))		T動B宗野系	150 m ²	11・11の2表の				
	土地	毛地	宜承建行地	3丁目5番17号	2006/02/1	30,810,000	付表1のとおり	30,810,000	国杭 1七丁	30,810,000	
	∔ +h	字地	供完建付地	文京区〇〇		150.0 m ²			国税 龙子		
·	1.46	-646	員家庭的地	1丁目3番5号		35,451,000		35,451,000	山 秋元 1 년]	35,451,000	
	+t#b	字地	自用宅地	埼玉県春日部市不	動院野	150.0 m²	280,000	1	国税 龙子	(持分2 / 3)	
<u> </u>	1-~5		未利用地	2丁目3番4号				42,000,000		28,000,000	
									税務幸子	(持分1 / 3) 14,000,000	
						1 125 m ²	237.500				
	土地	宅地	自用宅地	埼玉県春日部市不 1丁目1番	動防野	1,120 11	49.4	所有割合6,14 4 / 192,000	税務幸子	8,550,000 💙	
╞						1×1	8.550.000				
	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	Ξ	副税 花子	国	说一郎	税務幸子			
合品	合分割財産の価額		498,392,	151	256,766,35	0	128,947,118	3 112,67	78,683		
義	未分割	財産の価額	編集		0		0	C		0	
	各人の	取得財産の価	喀頁	498,392,	151	256,766,35	0	128,947,118	112,67	78,683	
<					1					>	

第11表 相続和	第11表相続税がかかる財産の明細書						
区分	「編集」ボタン	遺産が全て分割されている場合は「全部分割」、一部なら「一部分割」、全て					
	をクリックし	未分割の場合は「全部未分割」から選択します。					
分割の日	て入力します。	遺産分割協議が行われ、遺産を分割した日を和暦で入力します。					
財産の明細							
種類							
細目							
利用区分		「財産と債務データの入力」の登録データより表示します。					
所在場所等							
数量		※生命保険金、退職手当金、小規模宅地等の特例については各表より					
評価額		転記表示します。					
単価							
倍数							
価額							
分割が確定した	財産						
取得した人の氏律	2	取得した人の氏名を表示します。					
取得財産の価額		取得財産の価額を表示します。					
合計表							
財産を取得した	人の氏名	相続人氏名を表示します。					
①分割財産の価額	頚	分割財産の合計額					
②未分割財産の(西額	未分割財産の合計額 ※「編集」ボタンから変更できます。					
③各人の取得財産	産の価額	①分割財産+②未分割財産の合計額					

第11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の 贈与税額控除額の計算書

相続時精算課税の適用を受けている財産がある場合に作成します。

※令和6年1月分以降、第11の2表は「贈与を受けた人ごと」の様式に変わりましたが、入力画面は従来のまま贈与を受けた 人を分けずに入力し、印刷において自動で贈与を受けた人ごとに印刷します。

「追加」(入力済データは「編集」)ボタンをクリックして入力画面を開き、データを入力します。

印刷			- تـــلا	- に戻る									
		第110	の2表	長相続時精算	算課税	適用財	産の明細書	相続時精	算課税	分の贈与税額	控除額の計算	唐	
	_	被相続人		国税太	郎								
追加		1 相	続税の)課税価格に加	項する	16涼時料	算課税適用財產	童の価額及び	納付す~	べき相続税額から	摺除すべき贈与れ	税額の明細	
	番号	贈与を受け の氏名	た人	①贈与を 受けた年分	②贈4 申告利	戸税の 税務署	③贈与財産の 価額の合計額	(④基礎招	鄧余額	⑤(③-④) 赤字の時は0	⑥贈与税額	⑦贈与税額に係る 外国税額控除額	\sim
編集	1	国税 一郎		令和〇年分	春日部		24,626,0	35	0	24,626,035	1	o c	
	氏	名		初めて贈与を 受けた年分		届出	書提出税務署	⑧適用 価額の	財産の 合計額	9贈与 の合語	-税額 00 計額	外国税額控除額 の合計額	^
	(各人の)合計)							24,626,	.035	0	0	
国税	一郎		編集	令和〇年分		春日部			24,626,035		0		
													\sim
					2 1	目続時	精算課税適用	11) 1月11日 1月1日 1月11日 1月1日 1月11日 1月111日 1月111日 1月11日 1月	(இ)ற	明細			
	胆与2	を受けた 人						②相続時	精算課種	说適用財産の明細]		
番号	9月42日に入 の氏名 の氏名		種	類	細目	利用区分、 銘柄等	Ē	所在場所等	数量	価額			
1	国税 -	一郎	令和(O年5月14日	有価	証券	特定株式(そ の他)	00商事 (株)	〇〇商事 (株) 文京区〇〇1丁目3番 5号		2,000株	14,624,000	
1	国税	一郎	令和(O年5月14日	現金·	預貯金	定期預金	00銀行00支店		殿 のの しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しょう しょう しんしょう しんしょ しんしょ		10,002,085	

共通データを入力後、「登録」ボタンをクリックします。

	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書リスト											
	【国税 太郎】 「戻る」											
	共通データ 「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」											
	番号 贈与を受けた人の氏名											
	■ 国税 一郎				~							
	①贈	割 与 年	Ξ	②提出税務署	③価額合計額	④基礎控約	余額 (5)(③-④)	⑥贈与科	说客頁	⑦外国税額	預控除額
令利			0	春日部	24,626,035		2	24,626,035				
						明細リフ	<u>ر</u> ۲					
2 1	相続税	(精算	輻果税道	「用財産(1の③)の「	明細	7210070						
			Re	95を受けた人の		(2)相続時精算課税適用財産の明細						
追	加	番	7.6	氏名	種類	ĥ	細目 利用区分		∩、銘柄等		数量	^
		Ĩ	0)贈与年月日		所在	場所等				価額	
*6	隹	1	国税	一郎	有価証券	特定株式	式(その他)	OO商	事(株)		2,6	000株
	1216		令和()年5月14日	文京区〇〇1丁目34	番5号					14,62	4,000
źĒ	編集 1 国税 一郎 □ 令和○年5月14日 ○		一郎	現金·預貯金	定期	阴預金						
-148			00銀行00支店						10,00	2,035		
												~

明細リストの「追加」ボタンをクリックして明細データ入力します。

明細データを入力後、「保存終了」ボタンをクリックして保存します。

	共通データ				
番号 ①贈与を受けた人の 氏名	②贈与年	③提出税務署	④課税価格計	⑤贈与税額	⑥外国税額控除額
1 国税 一郎 f	和〇年	春日部	24,626,035		
明細デ	一夕入力	<編	集> 削除	(S	森終了 中止
種類	有価証券	~	細目	特定株式(そ)	の他) 🗸
利用区分、銘柄等	OO商事(株 	(秋索)			
所在場所等	文京区OO1	1丁目3番5号	検索		
数量	2,0	000	単位	株 🗸	
イ西客員	14,62	4,000			
贈与年月日	令和 〇	年 5 ✔月 14	∨ ∎		

各人の合計欄の「編集」ボタンをクリックします。

氏名	氏名 (氏名) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大		⑧適用財産の 価額の合計額	⑨贈与税額 の合計額	⑩外国税額控除額 の合計額
(各人の合計)			24,626,035	0	0
国税 一郎	編集 <mark>未編集</mark>	未編集	24,626,035	0	0
[初めて贈与を受けた年今 相続時精算課税選択届出 を提出した税務署	登録 国税 一郎 う 令和 マ 年 春日部	終了 年分と打 して保祥	是出税務署を入力 字します。	後、「登録」ボタ	ンをクリック

第1	1 (の2表相続時精算課税適用財	産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書				
1 柜 賶	目続和 創与和	税の課税価格に加算する相続時 税額の明細	精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき				
贈り	を	受けた人の氏名	贈与を受けた相続人の氏名を選択します。				
1)贈	与	を受けた年分	贈与を受けた年を入力します。				
2贈	与	税の申告税務署	税務署名を入力します。				
③相	∃続E	時精算課税に係る贈与を受け	「2 相続税精算課税適用財産(1 の③)の明細」の価額の合計額を表示				
た	財	産の価額の合計額	します。				
43 17	から	ら控除する相続時精算課税に	基礎控除額を入力します。				
آرا +۲	*⊘ź ⊐v±r	幸啶 2 防領 は 岐 答: 悪 3 液 田 日 支 の 圧 感					
		時有昇誄悅適用財産の価額 ままに広え贈た発感	3-4 (赤子のこさはし) 贈に形態をユカレキオ				
63		対圧に徐る贈 う 祝顔	<u>贈う祝観を入力します。</u>				
()(b		つり贈与祝額に係る外国祝額	2 怕続祝精昇課税週用財産(の③)の明細」欄に記入した財産にフ				
占			いて、贈与祝の外国祝観控际観の週用を受けている場合に入力します。				
	创	の(贈与を受けに中分	初めて相続時精昇課税に除る贈うを受けた年分を入力します。				
谷	提	出しに祝務者の名称	相続時有昇課祝選択庙出着を提出した祝務者の名称を入力します。				
	(8)	相続時精昇課祝週用財産の価	5 の合計額				
の 合		観の合計観					
⊒⊥	9	贈与祝額の合計額					
ΞI	(10)	90つら贈与祝額に係る外国 第155年の第155	⑦の合計額				
0 +	, - // + r	祝観控际観の合計観					
2 枪	読 した	時精昇課祝適用財産(1 の3)(
贈り	125	受けに人の氏名	1 (選択した相続人氏名を表示します。				
(1)罪	5	年月日	贈与月日を入力します。				
2			種類を入力します。				
相道	ぎり	細目	細目を選択します。				
がり	н Ы	利用区分、銘柄等	利用区分、銘柄等を入力します。				
精	童	所在場所等	所在場所等を入力します。				
算(の	数量	数量を入力します。				
禄	归	单位	単位を選択します。				
170 /1	.u	価額	価額を入力します。				

第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

「小規模宅地等の特例」の入力手順については、P.25~30を参照してください。

印刷	編集 登録	削除 メニューに戻る	<編集>						
	第11・11の2	表の付表1 小規模宅地等に	ついての課税価格の計算明線	細書					
	被相続人 国税太郎								
1 特例の	1 特例の適用にあたっての同意 ※被相続人登録で選択した方法により氏名を表示								
氏名	国税 花子 国税一郎 			>					
2 小規模	2 小規模を地等の明細 宅地(追加分)と「付表1の別表1」の再適用ボタン								
	小規模宅地等の種類 と 事業内	<u> </u>							
宅地等	① 特例の適用を受ける取得者の)氏名 (⑤ ③のうち特例の対象として選択し;	た宅地等の面積					
の番号	 ⑦ 所在地番 	C	◎ ④のうち小規模宅地等(④×⑤÷	 ③)の価額 					
┃ 財産コード	③ 取得者の持分に応ずる宅地等	Fの面積 (② 課税価格の計算に当たって減額る	shる金額(⑥×⑨)					
	(4) 取得者の持分に応する宅地等	∲の1曲客員 (C	8) 課税1価格に算人される1価額(④)— -	©					
	[1]特定居住用宅地等 🗸 🗸			^					
[1]	国税花子			82.5					
	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号			32,175,000					
01-03		82.5000		25,740,000					
001		32,175,000		6,435,000					
	[1]特定居住用宅地等 🗸 🗸								
[1]	国税一郎			82.5					
L.13	埼玉県春日部市不動院野 3丁目5番16号			32,175,000					
01-03		82.5000		25,740,000					
001		32,175,000	>	6,435,000					
	- 小規模-毛	地寺の月細の課税・波額計算」 及び	「吸度面積要件の利定計算」ホタン						
○ 限度面	「積要件の判定								
区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等						
種類	[1]特定居住用宅地等	[2]特定事業用宅地等	[3]特定同族会社事業用宅地等	[4]貸付事業用宅地等					
割合 (50)	80/100	80/100	80/100	50/100					
面積合計	165.00000000 m ²	0.00000000 m ²	0.00000000 m ²	100.0000000 m ²					
		①限度面積							
г									
	[1]特定居住用宅地等×200/3	30+([2]特定事業用宅地等+[3]4	守定同族会社事業用宅地等)×200/	400+[4]貸付事業用宅地等					
	165.000000	10 m² ×200/330 + 0.00000	000 m² ×200/400 + 100.00	000000 m ²					
	$= 200.00000000m^2 \leq 200m^2$								

第11・11の2表の付表1 小規模宅地等	第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書							
1 特例の適用にあたっての同意	被相続人登録内での選択により、全相続人、又は特例の対象となり 得る財産を取得した人全員の氏名を表示します。							
2 小規模宅地等の明細								
宅地(追加分)と「付表1の別表1」の	このボタンをクリックすると、追加した宅地と「付表 1 の別表 1」							
再適用ボタン	を再適用します。							
小規模宅地等の種類	種類を選択します。1…特定居住用宅地等、2…特定事業用宅地等、 3…特定同族会社事業用宅地等、4…貸付事業用宅地等							
事業内容	事業内容を入力します。							
小規模宅地等の番号	宅地等の番号に応じた種類を表示します。							
財産コード	財産コードを表示します。							
①特例の適用を受ける取得者の氏名	取得者の氏名を表示します。							
②所在地番	所在地番を表示します。							
③取得者の持分に応ずる宅地等の面積	面積を表示します。							
④取得者の持分に応ずる宅地等の価額	価額を表示します。							
⑤③のうち特例の対象として選択した宅地 等の面積	③の面積のうち、特例の対象として選択した面積を入力します。							
⑥④のうち小規模宅地等の価額	4×5÷3							
⑦課税価格の計算に当たって減額される金額	6×9							
⑧課税価格に算入する価額	4-7							
「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」	このボタンをクリックすると、「小規模宅地等の明細の課税・減額計							
及び「限度面積要件の判定計算」ボタン	算」および「限度面積要件の判定計算」を実行します。							
「限度面積要件」の判定	[「小規模宅地等の明細の課税・減額計算」及び「限度面積要件の 判定計算」ボタン]をクリックすると自動計算して表示します。							

第11・11の2表の付表1(別表1)小規模宅地等の計算明細書(別表1)

「小規模宅地等の特例」の入力手順については、P.25~30を参照してください。

;	灯コーに戻る				
	第11・11の	02表の付表1(別表1) 小規	規模宅地等についての課税価	格の計算明細書	(別長)
	被相続人	国税太郎			
	財産コード	宅地等の所在地		宅地等の面積	評価額
	編集 01-03-001	埼玉県春日部市不動完野る	3丁目5番16号	165	64,350,000

印刷	編集	登録	る <mark><編集></mark>					
	第11・11-2付1(別1)小規模宅地等の計算明細書(別表)							
	被相続人 <mark>国税太郎</mark>							
1 -(1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額							
宅地	等の所在地 <mark>埼玉</mark>	県春日部市不動院野3丁目	5番16号		①宅地	も等の面積	165.00 m²	
	相続	開始の直前における宅地	等の利用区分		面	積(m²)	評価額(円)	
A	①のうち被相続人等 (B、C及びDに該当す	の事業の用に供されてい† するものを除きます)	上宅地等		0		8	
в	①のうち特定同族会	社の事業(貸付事業を除き	ます)の用に供されてい	た宅地等	3		9	
С	①のうち被相続人等 (相続開始の時において	の貸付事業の用に供され ⁻ 「継続的に貸付事業の用に供さ	ていた宅地等 hていると認められる部分の	款地)	4		0	
D	①のうち被相続人等 (CIC該当する部分)	の貸付事業の用に供されて 以外の部分の敷地)	ていた宅地等		6		0	
E	①のうち被相続人等	の居住の用に供されていた	定地等		6	165.0000	64,350,000	
F	①のうちAからEの宅	8地に該当しない宅地等			0	0.0000	(3 0	
2 -0	のモル寺の取得者と	との面積及び評価額		Ott /				
壬戌	寺の取得者氏名 1 持分に応じたま	国税 (助空	と手 「ターナ記の交地等のろか	(型)持分 - 過動時代	が割合 免空地等	1/2 2 特例の対象を	オンドナン 文地 第(1 - 0)	
	「 持力に心した-20 面積(m ²)	·℃寺 評価額(円)	2 注記の宅地等の 55 面積(m ²)	評価を	≫-と地寺 0∄(円)	3 1910の対象C 面積(m ²)	(45)ない-2地寺(1-2)	
	©×0	©×0						
A								
в	@×@	\$XB				_		
	2							
с	@×19	W X W						
D	\$X@	0×0						
F	©×0	@×@	825000		32175.000			
	82.5	32,175,000	02.5000		32,175,000			
F	0	С С					0	
宅地	等の取得者氏名	国税一	- 郎	@持分	分割合 	1/2		
	 1 持分に応じた宅¹ デまたくの 		 2 左記の宅地等のうち (2) 左記の宅地等のうち 	5選択特例対1	象宅地等	3 特例の対象と <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	ならない宅地等(1-2)	
	山(m) ②×09	高平1曲谷貝(円) ③×09		a开1曲卷	澳(円)	山楨(m)	吉干1曲谷県(1十))	
A								
	@×@	@×@						
с	@×0	@×@						
D	\$X@	0×0						
	©×0	©×@						
E	82.5	32,175,000	82.5000		32,175,000			
F	©×09 0	©3×09 C					0	
<							>	

第11・11の2表の付表1(別表1)小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)								
1-の	1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額							
宅地等	の所在地		宅地等の所在地を表示します。					
①宅地	等の面積		宅地等の面積を表示します。					
	A①のうち被相続人等	等の事業の用に供されていた宅地等	②面積を入力します。					
	(B、C 及びD に該	当するものを除きます)	⑧評価額を表示します。					
相	B①のうち特定同族会	会社の事業(貸付事業を除きます)の用に供され	③面積を入力します。					
続	ていた宅地等		⑨評価額を表示します。					
開 始 空	C①のうち被相続人の	D貸付事業の用に供されていた宅地等	④面積を入力します。					
の地	(相続開始の時にお	いて継続的に貸付事業の用に供されていると認	⑩評価額を表示します。					
直等	められる部分の敷却	地)						
肌の	D①のうち被相続人等	等の貸付事業の用に供されていた宅地等	⑤面積を入力します。					
お用	(Cに該当する部分)	以外の部分の敷地)	⑪評価額を表示します。					
け区	E①のうち被相続人等	等の居住の用に供されていた宅地等	⑥面積を入力します。					
る 分			12評価額を表示します。					
	F①のうちAからE	の宅地等に該当しない宅地等	⑦面積を入力します。					
			⑬評価額を表示します。					
2-の	宅地等の取得者ごとの	D面積及び評価額						
宅地等	の取得者氏名	宅地等の取得者氏名を表示します。						
14持分	割合	共有分割割合を表示します。(共有分割財産でな	ふい場合は、1/1 と表示します)					
	面積 A~E	②~⑥の各面積×「持分割合」を表示します。						
1	面積F	「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」の「①宅地等の面積」-「1 持分に応じた						
持		宅地等のAからEまでの面積の合計」を表示します。						
ゴに		取得分割している財産の場合は、「財産および債務データ」の「取得分割」画面の「面						
応		積」-「1持分に応じた宅地等のAからEまで	の面積の合計」を表示します。					
じた	評価額 A~E	⑧~⑪の価額×「持分割合」を表示します。						
毛地	評価額F							
等		宅地等のAからEまでの宅地等のAからEまで	での評価額の合計」を表示します。					
		取得分割している財産の場合は、「財産および個	責務データ」の「取得分割」画面の「価					
		「額」−「1 持分に応じた宅地等の A から E まで	の評価額の合計」を表示します。					
2	面積 ABCE	「1 持分に応じた宅地等」の各面積のうち、適用	用を受ける面積を入力します。					
左 特		(小数4桁まで有効)						
記例								
の 刈 う 象								
ち宅		国債に応じた許価額を自動衣がしよ9。						
選地								
沢 寺								
2	面積 A~F	(1 持分に応じた宅地等) – (2 左記のうち選抜	R特例対象宅地等)の面積					
っ 特 な								
崩ら								
のない	評価額 A~F	(1 持分に応じた宅地等) – (2 左記のうち選抜	R特例対象宅地等)の評価額					
刘尔金宅								
を塩								
等								

第12表 特例農地等の明細書

「財産及び債務データ」で入力した「土地」のうち「特例農地区分該当」データを表示します。

(「選択」ボタンで農業相続人の切り替えが出来ます)

第12表 農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書										
被相続人 国税太郎										
農業相続人 選択 国税一郎										
都市営農農地等の別	地上橋、永小作権、	- 推、永小作権、使用賃		II場所	面積(m²)				通常価額(円)	~
田、畑等の別	1首による作用が見1首	作用リノ方リ					価額(円)		(第日表の抽想)	
都市営農農地等	都市営農農地等		東京都立川市 ≤	幸町			50,025	5,000	50.025.000	
畑	火田		*************	+]		150	7,503	3,750	33,22,500	
								0	50.025.000	
(小計)							7,503	3,750	33,523,500	
((言†))								0	50.025.000	
							7,503	3,750	00,020,000	
[[合計]]								0	50.025.000	
							7,503	3,750		
	✓									
			4	}≣†		150	B 7,508	,750	A 50,025,000	
[1]特例農地等の通常 (Aの金額)	:価額 [2]特例 価格に。	農地等の よる価額()農業投資 Bの金額)	[3]農業投資価 ([1]-[:	格超過額 2])	[4]通常(取行	画額により計算した 得財産の価額	[5]唐 取	農業投資価格で計算した 得財産価額([4]-[3])	
50	0,025,000		7,508,750		42,521,250		203,598,153		161,076,90	3

第12表特例農地等の明細書							
農業	相続人	農業相続人の氏名を表示します。 ※農業相続人が複数いる場合は、「選択」ボタンで農業相続人の 切り替えができます。					
都市	営農農地等の別						
⊞、	畑等の別						
地上	権、永小作権等の別						
所在	場所	「財産と債務データの入力」の「土地」のうち、					
面積		「特例農地区分該当」の登録データより表示します。					
農業	投資価格 1,000 ㎡単価(円)						
価額							
通常	価額						
	面積	面積の合計					
合	⑧ 価額	価額の合計					
ēΤ	▲通常価額	通常価額の合計					
①特	例農地等の通常価額	◎の金額					
②特例農地等農業投資価格による価額		❸の金額					
③農業投資価格超過額		1-2					
④通	常価額により計算した取得財産価額	指定した農業相続人の第11表③+第11の2表⑧					
⑤農 価	業投資価格により計算した取得財産 額	④ -③					

印刷	3IJ		2~(2戻	5										
	第13表 債務及び葬式費用の明細書													
	被相続人 国税太郎													
	1 債務の明細													
	債務の明細													
種	顀	細目		\$ T)+-	∂ \$#	債権者	+ 50++++		発生	±8 		Ĵ	~	
			-71	exir.	古朴	1±РЛ XI3	们在地		令和		谷貝	E A K	电129 る玉額 	-
公租	公課	31年分固定資産	春日春	部市役萨	所				00.	.1.1		国祝一		
									<u>क अन</u>		345,900		345,9	00
公租	公課	31年分固定資産	文京都	都税事務	務所				节和 00.	.1.1		国税一	→ 郎	
											250,800		250,8	00
小和	い課	31年分周定咨辞	008	印役堤					令和 00.	.1.1		国税一	→良β	~
						合	≣ †				24,056,340			
	2 葬式費用の明細													
	葬式費用の明細													
支払先 支払 」 支払						自担者の氏名	~							
	Į	た名义は名称			1£F	外又は所在地] (1)1111 7	<u> 1</u> 担する金額 t ア		
oc)寺			春日部	市000	OT目O番O号 令和 005.15			5	1,500,000		LEI 17L 1	1500.0	00
						。			150.000		国税者	ŧ 子		
00	ぼつう	_		春日部	(市)))(()	〇丁目〇番〇号 005.15		5	150,600			150,6	00	
00	油店			寿口部	3±000				100.900		国税者	ŧ子		
						0,00800		00.5.1	5		100,000		100,9	<mark>00</mark>
								合言	†		3,359,600			
						3 債務及び	葬式費	用の合	計額					
		債務承継者の氏治	名		(各	人の合計)	王	税 花子			国税一郎		税務幸子	
		負担確定債務		1		24,056,340			0		24,056,3	40		0
債 務	負	担未確定債務 編	譲	2		0			0			0		0
		計(1+2)		3		24,056,340			0		24,056,3	40		0
葬		負担確定葬式費用	Ħ	4		3,359,600		3,35	9,600			0		0
江曹	負担	未確定葬式費用	編集	5		0			0			0		0
用		計(4+5)		6		3,359,600		3,35	9,600			0		0
		合計(3+6)		7		27,415,940		3,35	9,600		24,056,3	40		0
														>

第1	3表 債務及び葬式費用の明細語					
1 億	賃務の明細					
種类	頁					
細目	3					
債権	霍者の氏名又は名称					
債権	霍者の住所又は所在地					
発生	EB	「財産と債務データの入力」の「債務」の登録データより表示します。				
弁済						
金額	頁					
負担	1者の氏名					
負担	する金額					
合言	ł	合計金額				
2季	葬式費用の明細					
支払	ふ先の氏名又は名称					
支払	ふ先の住所又は所在地					
支払		「財産と債務データの入力」の「葬式費用」の登録データより表示します。				
金密	Ę.					
負担	目者の氏名					
負担	目する金額					
合言	ł	合計金額				
3 億	義務及び葬式費用の合計額					
債務	器継承者の氏名	相続人の氏名を表示します。				
倩	①負担確定債務	「1 債務の明細」の各人の金額				
	②負担未確定債務	未分割の債務がある場合に「編集」ボタンをクリックして、各人の債務金額				
務		を入力します。				
	③計	1+2				
葬	④負担確定葬式費用	「2 葬式費用の明細」の各人の金額				
式	⑤負担未確定葬式費用	未分割の葬式費用がある場合に「編集」ボタンをクリックして、各人の葬式				
費		費用を入力します。				
用	©=+	<u>4</u> +5				
(7)€	·	3+6				

第14表 純資産価額に加算される贈与財産等の明細書

「追加」(入力済データは「編集」)ボタンをクリックして入力画面を開き、データを入力します。

				第1	4表 純資	産価額に	加算される	s贈与財產	等の明細書			
	被目	統人		国税 太郎								
追加												
, and the second s		与を受けた 人の氏名	贈与 年月日	種類	暦年 細目	1970年 2課税に係る 所有	順音前3年以内 5贈与を受け; 5場所等	MIL 想達の明 数重	B ①価額	しの価額のうち特 定贈与財産の価額	単統税の課税価格 し加算される価額 (①-②)	^
編集	1 国税	花子	令和ご年 月10日	1 土地	宅地	春日部市 5番16号	00037日	50	mi 19,500,000	19,500,000	o	
編集	2 国税	花子	平成〇年 6月2日	F 現金·預 貯金	現金	和日部市 5番16号	00037日		1,000,000	0	1,000,000	
編集	3 税務	幸子	平成〇年 10月3日	F 現金·預 貯金	現金	春日部市 5番16号	00037目		2,000,000	0	2,000,000	
曽与を受け -人ことの@ 第の合計額 私	氏名 (各人の合計) 国税 花子 税務 幸 たとの(の) の合計額 の合計額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							[1	の特定	85財産の価額につい	では増与税の課税価	
格に算入し なお 私	します。 は、相続	開始の年の	D前年以前	二波相続人 /	からの贈与に	ついて相続	税法第21条の)6第1項の	規定の適用を受け	ていません。		
追加				2	2 出資持分	うの定め	のない法ノ	などに通	贈した財産の問			
	種類	Ā	¥⊞⊟	ið	魍魎した財産の 所在場別	D明細 所等	ŝ	敗重	価額	出資持分の定め 所在	りのない法人などの 地、名称	^
					合計					0		~
èto (9	独立の	N ACKE I 1		(七和)(生)	日本カロナキ	***/\}{/		山上和結时表在	NH Ém	
	索附(古	3 90	RAEVA		寄附6	支出した財	産の明細	SINE ZA TILLI		公益法人等の所在	地 寄附(支出を	Â
	單角	<u> </u>	種類	ŧ⊞⊟	所在場別	所等	数重		価額	 名称公益信託の 受託者及び名称 	り した相続人等) の氏名	$\left[\right]$
編集日	冷和○年1 3	0月5 現3	金·預貯 金	現金	春日部市OC 目5番16号)O3T			2,000,000	日本赤十字社	国税 花子	
					合計				2,000,000	1		~
7		(1)国	地方公共[団体又は租利	院特別措置法	施工令第4	0条の3日規定	とする法人に	対しての寄附			
		(2)租	脱特别措置	法施行令第	40系の4第33	項の要件に	該当する特定	2公益信託0)信託則産とするた	めの支出		
		(3)特	定非営利活	動促進法第	2条第3項に	規定する認知	定特定非常利	活動法人	対しての寄附			
		相	続税の	課税価	格に加算	する相	続時精算	課税递	用財産の課	税価格及び		
	番	号	41113 2		1	" Э ТТРР	9 × C ge	ョー・ウレau 贈与を受	ナた人の氏名	国税花子	✓	
	贈与年	■月日		令和 🗸	00	1 ∨ ⊧]9 ∨ B	3				
	種類	頃		土地	~	<u> </u>	-	-	······································	宅地	~	
				春日部市	0003TI	月5番16号		検索				
	所在	場所			00007			17010				
	数	₽				50		i	单位	m² 🗸		
	@1#	略頁			19,	,500,000						
②、 特定	①の個 2勝互助	略願のうち 相産の価格	ā		19,	,500,000						
3、相 力	- 編 7 x 線税の 噂され	1/20/100 課税価格 る価額 -の))	- 11 	<u> </u>								
14	(①- 夫 :		E価額	に加管	される	、贈与同	封産等	の思約	書			
14 純資	(0)- 表 ; 産価!		E価額 D質さ	に加算 れる歴	で される 新生課和	ら贈与! 分の!	財産等 増与財	の明紙 産価 ^額]書]及び特定	贈与財産価	宮の田細	
14 純資 与を	(0- 表 i 室価 受け	純資産額に加た人の	E価額 0算さ 0氏名	に加算 れる暦	「される 「年課税	3贈与則 紀分の則	財産等 増与財 ↓ 和	の明紙 産価額 続人力]書 夏及び特定 いら選択し	贈与財産価ます。	額の明細	
14 純資 与を 与 与 日	(0)表 値受け	約 純 資 約 前 に か か に た 人の の 	E価額 回算さ の氏名	に加算 れる暦	いされる 新年課税	ら贈与明 記分の開	財産等 増与財 相 開	の明紙 産価額 続人力 与年 F	i書	贈与財産価 ます。 します。	額の明細	
14 純資 与を 与年 新	(0) 表 産 価 目 日	純資産額にかた人の	E価額 回算さま の氏名	に加算れる暦	られる 存課称	ら贈与! 記分の!	財産等 増与財 相 相 財	の明紙 産価額 人力 年の 種 の 種	唐	贈与財産価 ます。 します。	額の明細	
14 純資が ション ション ション ション ション ション ション ション	(0- 表) 産価 受け 月日	純資産 額にか た人の	 〔 価額 〕算さう 〕氏名 〕	に加算れる暦	でれる	3贈与則	財産等 増与財 相 相 開 目 財	の明細 産価人力 5年の 4年の 4年の 4月 の 4月 の 4月 の 4月 の 4月 の 4月 の	唐	贈与財産価 ます。 します。 します。 します	額の明細	
14 純資 与 を 第 5 年 間 百 世 で 二 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	(0)表 差 差 表 面 所 の <!--</td--><td>純資産 額にか た人の</td><td> 臣価額 印算さ ひ氏名</td><td>に加算れる暦</td><td>でされる 第年課税</td><td>5贈与明</td><td></td><td>の暗続与産産産の</td><td>1書 取び特定 ら選択し 日を入力 類を選択 1目を選択 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二</td><td>贈与財産価 ます。 します。 します。 します。 を入力しま</td><td>額の明細 す</td><td></td>	純資産 額にか た人の	 臣価額 印算さ ひ氏名	に加算れる暦	でされる 第年課税	5贈与明		の暗続与産産産の	1書 取び特定 ら選択し 日を入力 類を選択 1目を選択 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	贈与財産価 ます。 します。 します。 します。 を入力しま	額の明細 す	
14資を5月11日に日本	(0)表 産の産の使た表 産のたたたえたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたたた<!--</td--><td> 純資産 額にか た人の </td><td><u> て 価額</u> 回算され の 氏名</td><td>に加算れる暦</td><td>「される</td><td>ら贈与り</td><td></td><td>の産続与産産産の明細額の月間のの一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個</td><td> 書 扱び特定し 日を選び 日を選び 日を選び 日本 日本 第二本 </td><td>贈与財産価 ます。 します。 します。 します。 します。 します。</td><td>額の明細 す。</td><td></td>	 純資産 額にか た人の 	<u> て 価額</u> 回算され の 氏名	に加算れる暦	「される	ら贈与り		の産続与産産産の明細額の月間のの一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個	 書 扱び特定し 日を選び 日を選び 日を選び 日本 日本 第二本 	贈与財産価 ます。 します。 します。 します。 します。 します。	額の明細 す。	
14資を与り割日在量位	(0)表 ご差 (0)一 表 (0)一 表 (0)一 表 (0)一 表 (0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0)(0	 純資産 額にか た人の 	配額 回算さ の氏名	に加算れる暦	証 される 3 年課称	ら贈与り		の産続与産産産産位	書 及び特定し 日類目在量の 変え入力 沢沢等力す	贈与財産価 ます。 します。 します。 します。 を入力しま します。	額の明細	
1純与与類目在量位価額	(0)表 産 受 月所 等	 純資産 額にか た人の 	 	に加算れる暦	語される	5 贈 与 時 行 の 序	 財産与相 開財 開財 財財 財 財 日 	の産続与産産産位産明価人年のののをののをの	書 及び特別目在量沢の 第一日、 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で 一般で の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	贈与財産価 ます。 します。 します。 します。 しまうしま しまうしま します。	額の明細 す。	
14資を年月14100000000000000000000000000000000000	()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()()(・ /ul>				が贈与り	財 僧 財 僧 財 僧 財 別 財 別 財 別 財 別 財 別 財 別 財 別 日	の産続与産産産産位産の明価人年のののをのののをのののをのの	書 ひ 送を と し た ま の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	贈 与 す ま す ま す 。 し し ま ま す 。 し し ま ま す 。 し し ま ま す 。 。 し し ま ま す 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	額の明細 す。 の価 <u><u></u> の価<u></u> 気</u>	

1-2

③の合計額

③相続税の課税価格に加算される価額

④金額

	<編集	> 削除		保存終了	中止
出資持	分の定めのない法人などに遺	贈した財産の明細ラ	データの入力		
種類	土地 🗸	細目	山林	~	
所在場所	埼玉県熊谷市大塚 	検索			
数量	600	単位	m² 🗸		
任西客頁	12,000,000				
出資持分の定めのない法人など の所在地、名称	埼玉県熊谷市上中条 株式会社あおば	検索			

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細					
種類	遺贈した財産の種類を選択します。				
細目	遺贈した財産の細目を選択します。				
所在場所等	遺贈した財産の所在場所等を入力します。				
数量	遺贈した財産の数量を入力します。				
単位	遺贈した財産の単位を選択します。				
価額	遺贈した財産の価額を入力します。				
出資持分の定めのない法人などの所在	出資持分の定めのない法人などの所在地・名称を入力します。				
地、名称					

		<編集>		削除	保存終了	中止
特定の公益法人などに寄り	附した相続財産	又は特定公益信託	のた	めに支出した相続	財産の明細デー	タの入力
寄附年月日	令和 🗸 🔘	10 🗸 月 1 🗸 日				
種類	現金·預貯金 🗸			細目	現金	~
所在場所	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		検索			
数量				単位	🗸	
行西客頁	2,000,000					
公益法人等の所在地・名称	日本赤十字社		検索			
寄附をした相続人等の氏名	国税花子 🗸					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細				
寄附(支出)年月日	寄附年月日を入力します。			
種類	財産の種類を選択します。			
細目	財産の細目を選択します。			
所在場所等	財産の所在場所等を入力します。			
数量	財産の数量を入力します。			
単位	単位を入力します。			
価額	財産の価額を選択します。			
公益法人等の所在地・名称	公益法人等の所在地・名称を入力します。			
寄附(支出)をした相続人等の氏名	寄附をした相続人等の氏名を選択します。			
※(1)、(2)、(3)の該当する箇所にチェックをします。				

第15表 相続財産の種類別価額表

E		—(2 <u>₿</u>	冥る							
	第15表相続財産の種類別価額表									
	被相続人 		国税 太郎	a税 太郎						
	相続人		各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子				
	⊞	1	0	0	0	0				
	畑	2	0	0	0	0				
	宅地	3	129,681,000	100,696,000	6,435,000	22,550,000				
	山林	4	3,617,100	0	3,617,100	0				
土地	その他の土地	5	0	0	0	0				
	計	6	133,298,100	100,696,000	10,052,100	22,550,000				
	30006町両着居住相に 基づく敷地利用権	7	0	0	0	0				
	6のうち - 通常価額 特例農	8	0	0	0	0				
	地等 展業投資価格 による価額	9	0	0	0	0				
	家屋等	10	24,275,950	12,231,050	0	12,044,900				
	10のうち配偶者居住権	11	0	0	0	0				
	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	12	0	0	0	0				
事業	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	13	0	0	0	0				
作用け	売掛金	14	0	0	0	0				
産	その他の財産	15	0	0	0	0				
	計	16	0	0	0	0				
	特定同 配当還元方式 族会社 によったもの	17	50,000	50,000	0	0				
<i>_</i>	のない 及び 出資 によったもの	18	89,000,000	69,000,000	0	0				
月西丁	15 及び16以外の株式及び出资	19	31,085,000	7,830,000	9,155,000	14,100,000				
监察	公債及び社債	20	6,590,700	0	0	6,590,700				
	証券投資信託、貸付信託 の受益証券	21	6,902,700	0	5,240,700	1,662,000				
	≣†	22	113,628,400	76,880,000	14,395,700	22,352,700				
	預金、預貯金等	23	99,463,343	26,588,600	41,790,611	31,084,132				
	家庭用財産	24	2,500,000	2,500,000	0	0				
	生命保険金等	25	60,397,608	0	35,750,657	24,646,951				
£	退職手当金等	26	30,000,000	30,000,000	0	0				
刀也	立木	27	2,578,050	0	2,578,050	0				
の財	代僧財産	00	0	0	0	0				
Ĩ	その他	28	32,250,700	7,750,700	24,500,000	0				
	計	29	125,226,358	37,750,700	62,828,707	24,646,951				
4	計(6+9+14+20+21+22+27)	30	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683				
哥	売時精算課税適用財産価額	31	24,626,035	0	24,626,035	0				
	不動産等の価額 (6+9+10+15+16+25)	32	229,202,100	181,977,050	12,630,150	34,594,900				
(#	債 務	33	24,056,340	0	24,056,340	0				
頃務防室	葬式費用	34	3,359,600	3,359,600	0	0				
Ť	合 計(35+36)	35	27,415,940	3,359,600	24,056,340	0				
差	引純資産価額(28+29-37)	36	495,602,246	253,286,750	129,636,813	112,678,683				
層	純資産価額に加算される 結果税分の贈与財産価額	37	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000				
	課税価格(38+39)	38	498,600,000	254,286,000	129,636,000	114,678,000				
			<							

第15表 相続財産の種	類別価額表	
土地	1~5	第 11 表から表示します。
	6計	1+2+3+4+5
	⑦(未対応)	
	8	⑥のうち第 12 表特例農地等の「通常価額」を表示します。
	9	⑥のうち第12表特例農地等の「農業投資価格による価額」を表示します。
家屋・構築物	10	第11表から表示します。
	①(未対応)	
事業用財産	(12)~(15)	第11表から表示します。
	16計	(12+(13+(14)+(15)
有価証券	(17~21)	第11表から表示します。
	22言十	(1) + (18 + (19 + (20 + (21 + (21 + (13 + (21
現金、預貯金等	23	第11表から表示します。
家庭用財産	24)	第11表から表示します。
その他の財産	25~28	第11表から表示します。
	(28代償)	※P.53 参照
	29言十	25 + 26 + 27 + 28
合計	30	6+10+16+22+23+24+29
相続時精算課税適用財	31)	第11の2表「⑧課税の価額」の合計
産の価額		
不動産等の価額	32	6+10+12+11+18+20
債務等	3334	第13表より表示します。
	35	33+34
差引純資産価額	36	③+3)-35 (赤字の時はO)
純資産価額に加算され	37)	第14表④から表示します。
る暦年課税分の贈与財		
産価額		
課税価格	(38)	36+37 (1,000 円未満切捨て)

相続税修正申告書の作成

相続税申告書を元にして修正申告書データを作成します。

①相続税トップメニュー画面を開きます。

②「データ選択」をクリックします。

相続税トップメニュー					
【管理者専用】					
👗 データ選択	▲ オペレーター管理				
	▲ 税理士登録				
▲ 印刷設定について(必読)	🛔 アカウント設定				
ログアウト					

③修正申告を行うデータの「修正申告」ボタンをクリックします。

対象データ選択		戻る
新規追加登録降順	✔ [コンボボックスを選択して表示順を変えられます]	平成27年01月01日以降用相続税 🗸
データ識別名	相続開始年月日 年版 データメモ	
選択 編集 国税太郎	平成27年5月11日 平成27年01月01日以降用相続税 27年版国税庁記載データ	複写 修正申告 💙

④データのコピー確認画面が出ますので、「実行」をクリックします。

	修正申告作成【国税太郎】			
下記データを修正申告用にコピーし修正申告用データを作成します。よろしいですか。 実行				
相続開始年月日	平成27年5月11日			
データ識別名	国税太郎修正申告			

⑤「データをコピーしました。」と表示したら「OK」をクリックします。修正申告データが作成されました。 トップメニューに戻りますので、データ選択で修正申告の該当年を選択し、修正申告データの「選択」ボタンを ____クリックして修正申告書データを入力します。

対象データ選択		
新規追加登録降順	✔ [コンボボックスを選択して表示順を変えられます]	平成27年01月01日以降用修正申告 🗸
データ識別名	相続開始年月日 データメモ 年版	
選択 扁集 国税太郎修正申告	平成27年5月11日 平成27年01月01日相続税修正申告 27年版国税庁記載データ	^

令和5年以後の相続税修正申告書の作成

第1表 相続税の申告書(修正申告書)

印刷		白馬	削(第8の8表)			<u>」-に戻る</u>		
					穿	第1表 相続税の申	i告書	
被相続人					国税 太郎			
		相続人			各人の合計	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
		取得財産の価額			506,392,151	264,646,350	137,617,118	104,128,683
課	郙	相続時適用財産の価額			24,626,085	0	24,626,085	0
加個	債務	債務及び葬式費用の金額			27,415,940	3,359,600	24,056,340	0
10 10		純資産	(西客頁	4	503,602,246	261,286,750	138,186,813	104,128,683
算	加算	軍暦年贈与	財産価額	5	3,000,000	1,000,000	0	2,000,000
		課税価格		6	506,600,000	262,286,000	138,186,000	106,128,000
	追问	遺産に係る基礎控除額			3人 48,000,000			
		相続税の)総額	7	133,905,000			
月出	—A	愛の場合	按分割合	8	1.00	0.51774	0.27277	0.20949
积累		編集	算出税額	9	133,905,000	69,327,975	36,525,267	28,051,758
	農地	納税猶予	算出税額	10				
	2書	2割加算の場合の金額		11	0	0	0	0
		暦年贈与税控除額		12	90,000	0	0	90,000
	税額	記偶者税額輕減額		13	66,952,500	66,952,500	0	0
各人	. 控 除	2 [12][13]以外の 税額控除額		14	425,000	220,505	116,619	87,876
の純		≣ †		15	67,467,500	67,173,005	116,619	177,876
何		差引税額		16	66,437,500	2,154,970	36,408,648	27,873,882
還付	精算	精算課税贈与税額控除額		17	0	0	0	0
税姻	医療	医療法人持分税額控除額		18	0	0	0	0
0 T		小計		19	66,437,300	2,154,900	36,408,600	27,873,800
算	:	納税猶予税額		20	0	0	0	0
	納税	納 納付すべき税額		21	66,437,300	2,154,900	36,408,600	27,873,800
	額	額 還付される税額(△)		22	0	0	0	0
修	修	修 小計		23	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
上申	齢	此 納税猶予税額		24	0	0	0	0
吉書	: O	の申告納税額		25	64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500
の場	;	小計の増加額		26	1,699,900	1,067,100	2,588,500	-1,955,700
	納	納付税額又は還付税額		27	1,699,900	1,067,100	2,588,500	-1,955,700
					<			
第1表(修正申告書)

第1表	第1表 相続税の申告書(修正申告書の場合 図~図)					
	C	③小計	修正前の相続税申告書第1表19			
こ申	の 修	④納税猶予税額	修正前の相続税申告書第1表20			
の告由書	正前	25申告納税額	修正前の相続税申告書第1表⑪又は⑫			
出言で	Ď	(還付の場合は頭に△)	※⑫の場合は△を付けて表示します。			
書あ	261	い計の増加額	(19-23)			
修場	⑦この申告により納付すべき税額		(2)又は(2))-26			
正谷	2	ては還付される税額	(黒字の時は 100 円未満切捨て、赤字の時は頭に△を			
			付けて表示します。)			
この申告が修正申告である場合の異動の内容等			「被相続人登録」で入力した内容を印字します。			

被相続	人登録 <編集> 保存終了 中止
相続開始日	○○ 年 5 ♥月 10 ♥日
被相続人名	国税 太郎
フリガナ	コクゼイ タロウ
申告種類	確定 ∨
生年月日	昭和 🗸 22 年 10 🗸 月 19 🗸 日
年齢	〇〇 歳 年齢計算
郵便番号	344-0001
住所	埼玉県春日部市〇〇〇 参照 登録 3丁目5番16号
電話番号	
職業	○○商事(株)代表取締役
管轄税務署	春日部
あん分割合桁数	5 🗸
算出税額端数処理	○ 切捨て ● 自動按分
第11・11の2表付表1:同意欄	○ 全相続人 ● 選択した財産の取得者
依頼日	令和 > ○○ 年 5 > 月 30 > 日
申告日	令和 > 〇〇 年 2 > 月 5 > 日
税理士法30条	●有 ○無 税理士法33条2 ●有 ○無
この申告が修正申告で ある場合の異動の内容等	
※個人番号(マイナンハー)は相続	就甲告書第一表のブレビュー画面で値接入力して下さい(個人番号の保存はしません)

第8表2農地等納税猶予税額の計算書(修正申告書計算)

ÉD	<u> 利</u> <u>×</u>	ニューに戻る									
			第8表夕	旧税額控	余額·農地等	等納税猶予税	額の計算書				
	被相続人	国税 太郎									
追;	ho				1 外国	税額控除					
	外国で相続税を	外国の法	:令により課され	いた税	 の日期左に	æ	٩	©	Ø	() 100 B-0:005	
	課せられた人の 氏名	国名及び 税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額	おける邦貨換算率	邦貨換算税額 (②×③)	邦貨換算在外 純財産の価額	(⑤/取得財産) の割合	相次相続控除 後の税額×®	程は報 (色と⑦のうち 少ない方の金額)	
											~
				2 /	畏地等納税	猶予税額					
		、の氏名		国税 -	一郎						
	納税猶予の基と	となる税額	1	1	2,019,200						
	相続税額の2割加算が行わ)れる場合の加算:	金額 2		0						
納上 税の	. 税客 朝空 称	凃額の計	3		111,327						
指税 子額	第3表⑨の各農業	相続人の算出税物	顏 4	3/	4,007,134						
祝控 額除 計の	税控 翻絵 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 5				0						
算額	算額 (③-(④+⑤))の金額(赤字の時0) 6				0						
農	地等納税猶予税額(100円未	∈満切捨て、赤字の	の時0) 7	2	2,019,200						
[修正申告の場合】修正前の	D農地等納税猶予	税額養	2	2,061,700						
				<						>	÷

第8表 2(修正申告書)

農業相続人の氏名	「相続人登録」で「農業相続人該当」選択した相続人名を表示します。
農地等納税猶予税額⑦	①+②-⑥ (100円未満切捨て)(赤字の時は0)
	※修正前の金額を超える場合は、修正前の金額
【修正申告の場合】参考表示	修正前の相続税申告書第8表 2⑦
修正前の農地等納税猶予税額	

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告用)

印刷 編集	削除 登録	中止	<編集>						
第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)									
被相続人 国税太郎									
1 「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算									
(1) 第1表の各人の 合計の(4)の金額	(2) 第1表の各/ 合計の(5)の	人の 金額	(3) ((1)+(2)))の金額	(4) 第1表(配偶者な	D(1)+(2)のうち(が隠蔽した金額)	(5) 第1表の(3)のうち配偶 者が仮装した債務の金額		
495,602,	.246 3,	000,000		<mark>498,602,246</mark>					
(6)(4)+(5)の金額と第 表の(4)の少ないフ	第1 (7)第1表の(5)の 方 配偶者が隠蔽した)うち に金額	(8) ((6) +(7)))の金額	(9) ((3)-(8))の金額		(10)(9)に相当する 相続税の総額		
						498,602,000	130,505,45		
		2「課	税価格の1	合計額」の	計算				
(11)第1表配偶者(1) 納税義務者隠蔽金額	(12)第1表配偶者(3) 納税義務者仮装債務	(13) (11) + の(4)(·(12)と第1表 D少ない方	(14)第1表 納税義務者	记偶者(5) 隠蔽金額	(15)((13)+(14) の金額)) (16)((3)-(15)) の全額		
							498,602,00		
-	3 🕅	間者に	係る相続も	兄の課税値	「略格」の言	 算			
(17)第11表配偶者	分割財産の価額	分割財産の価額から控除する債務・葬式費用の金額)) (22)第1表配偶者の		
の(1)の金額	(18)第1表配偶者(3)	(19) 第11	表配偶者(2)	(20) ((18)	-(19))	の金額	(5)の金額		
256,646,350	3,359,600		0		3,359,600	253,286,	,750 1,000,00		
(23)(17)のうち納税義 務者が隠蔽した金額	(24) (18)のうち納税義 務者が仮装した債務	(25) (23) - の少	+(24)と(21) ンない方	(26)(22)の ³ 務者が隠蔽	ら納税義 した金額	(27)(25)+(26 の金額) (28)(21)+(22)-(27) の金額		
							254,286,00		

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書	(付表)
被相続人	被相続人氏名を表示します。
1 「相続税の総額」及び「課税価格の合計額	
①第1表の各人の合計の④の金額	第1表の各人の合計の④
②第1表の各人の合計の⑤の金額	第1表の各人の合計の⑤
③ (1+2)の金額	1+2
④第1表の①+②のうち配偶者が隠蔽又は	手入力
仮装した金額	
⑤第1表の③のうち配偶者が仮装した債務	手入力
及び葬式費用の金額	
⑥(④+⑤)の金額と第1表の④の金額の	(④+⑤) と第1表④のうち少ない方を転記します。
うち少ない方の金額	
⑦第1表の⑤のうち配偶者が隠蔽又は仮装	手入力
した金額	
⑧(⑥+⑦)の金額	6+7
9(3-8)の金額	③一⑧ (1,000円未満切捨て)
109に相当する相続税の総額	⑨の金額を課税価格の合計額とみなし相続税の総額を計算します。
	(第2表の速算表で計算)
2「課税価格の合計額」の計算	
①第1表の配偶者①のうち納税義務者が隠	手入力
蔽又は仮装した金額	
12第1表の配偶者③のうち納税義務者が仮	手入力
装した債務及び葬式費用の金額	
(11)(11)+12)の金額と第1表の④の金額の	(⑪+⑫) と第1表④のうち少ない方を転記します。
うち少ない方の金額	
⑭第1表の配偶者⑤のうち納税義務者が隠	手入力
蔽又は仮装した金額	
(13+14)の金額	
16 (3-15)の金額	③一⑮ (1,000 円未満切捨て)
3「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算	
⑪第11表の配偶者の①の金額	第11表の配偶者の①
分割財産の価額から控除する債務及び葬式費	用の金額
18第1表の配偶者③の金額	第1表の配偶者の③
19第11表の配偶者の②の金額	第11表の配偶者の②
20(18-19)の金額	(1) - (1) = (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1) < (1)
② (①-20)の金額	① - ② (赤字のときは 0)
②第1表の配偶者の⑤の金額	第1表の配偶者の⑤
12010のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した	手入力
金額	
2018のうち納税義務者が仮装した債務及び	⑫の金額を転記します。
葬式費用の金額	
25 (23+24) と20の金額のうち少ない方の	(123+29)と20のうち少ない方を転記します。
金額	
²⁶ 22のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した	⑭の金額を転記します。
金額	
② (珍+13)の金額	25+26
28(21+22-22)の金額	①+②-⑦ (1,000円未満切捨て)(赤字のときは0)
第5表の付表がある場合、第5表への金額転	記があります
第5表の付表 ⑨の金額	第5表の⑨又は⑲へ転記します。
第5表の付表10の金額	第5表の⑦又は⑪へ転記します。
第5表の付表16の金額	第5表の(第1表の 🖓 の金額)又は(第3表の 🖓 の金額)へ転記。
第5表の付表 ¹⁸ の金額	第5表の⑥又は⑯へ転記します。

令和4年以前の相続税修正申告書の作成

第1表 相続税の申告書(修正申告書)

		印刷	印刷(第8の	8表)							
		被相	続人		国税 太郎						
		+04				6 1 m	0.51				
		个日和	宛入			谷人の	合計			国税 化于	
					(イ)修正前課税額	(口)修正日	申告額	(ハ)修正する額	(イ)修正前課税額	(口)修正申告額	(ハ)修正する額
		取得財	童の価額	1	527,392,151	5	527,392,151	0	256,646,350	256,646,350	0
課税	7	相続時適用	財産の価額	2	24,626,035		24,626,035	0	0	0	0
価格	傊	戦務及び葬っ	式費用の金額	3	27,415,940		27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0
の計		純資	童価額	4	524,602,246	5	524,602,246	0	253,286,750	253,286,750	0
鞙	1	加算曆年贈	与財産価額	5	3,000,000		3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
		課稅	価格	6	527,600,000	5	527,600,000	0	254,286,000	254,286,000	0
	;	遺産に係る	基礎控除額		3人 48,000,000	37	48,000,000	<u> </u>			
1/25		相続稅	の総額	7	142,830,000	1	142,830,000	0			
日期	-	般の場合	按分割合	8	1.00		1.00				
額		· 編朱	算出税額	9							
	農	地納税猶子	算出税額	10	142,830,000	1	142,830,000	0	66,557,550	66,557,550	0
		2割加算の	場合の金額	11	9,236,195		9,236,195	0	0	0	0
		暦年期	曹与税控除額	12	90,003		90,003	0	0	0	0
		配偶者	¥税客興軽3威客勇	13	65,252,500		65,252,500	0	65,252,500	65,252,500	0
	税	未成	年者控除額	14	1,700,000		1,700,000	0	0	0	0
各	一般	障害	言者控除額	15	0		0	0	0	0	0
۸ 0	Pホ	相次	相続控除額	16	425,000		425,000	0	217,204	217,204	0
納 付		外国	税客則控除余客則	17	4,772		4,772	0	4,772	4,772	0
· 遗			āt	18	67,472,275		67,472,275	0	65,474,476	65,474,476	0
付 税		差引	税客則 	19	84,598,920		84,593,920	0	1,083,074	1,083,074	0
額の	額 精算課税贈与税額控除額 20		0		0	0	0	0	0		
計算	許 医療法人持分税額控除額 21		0		0	0	0	0	0		
1		4.4		22	84,593,800		84,593,800	0	1,083,000	1,083,000	0
		納税猶	1予税額 	23	18,949,894		18,949,894	0	2,905,865	2,905,865	0
	納税	納付	すべき税額	24	67,466,700		67,466,700	0	0	0	0
	額	還付さ	れる税額(△)	25	0		0	0	0	0	0

修正申告書 第1表(第8の8表印刷)

税務署名	,]	「被相続人登録」データから印刷します。			
提出年月	18				
法定相続	人の数及び遺産に係る基礎	控除額			
	(イ)修正前	修正前の第2表②の 🔘			
法 相 定 続	(口)修正申告	第2表②の 🔘			
人	(ハ)修正人数	$(\Box) - (\mathcal{I})$			
+	(イ)修正前	修正前の第2表②の 🕖			
基 控 礎 除	(口)修正申告	第2表②の 🕖			
額	(ハ)修正額	$(\Box) - (\mathcal{I})$			
按分割合	i 8				
(イ)修	正前	修正前の按分割合を表示します。			
(口)修	· 还申告	修正申告の按分割合を表示します。 ※「編集」ボタンから変更できます。			

第8表の8表 納税猶予税額の内認	沢書(印刷)
(イ)修正前の課税額	修正前の納税猶予税額を表示します。
(口)修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。
(ハ)修正する額	$(\Box) - (1)$

第3表・第8表2 農業相続人算出税額・農地等納税猶予税額の計算書 (修正申告用)

	ÉD	刷	دتلا	.ーに戻る								
		第3表•3	将 8表	2 農業相続/	人がいる場合	の各人の1	算出税額及(び農地等納	脱猶予税額	の計算書		
		被相続人		国税 太郎								
		1	財	産を取得した	人のうちに農	業相続人力	がいる場合の	の各人の算	出税額(第3)	表)		
	財産を	取得した人の氏名			(各人の合計)			国税 花子			国税 一郎	
		区分		(4)修正前税額	(1)修正申告額	(小修正する額	(4)修正前税額	(1)修正申告額	(八)修正する額	(4)修正前税額	(11)修正申告額	01)18
	取財	農業相続人	1	153,693,153	153,693,153	0	0	0	0	153,698,153	153,698,153	
課	得産	その他の人	2	369,325,083	369,325,033	0	256,646,350	256,646,350	0	0	0	
税価	債	務·葬式費用	З	27,415,940	27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0	24,056,340	24,056,340	
格の	i	純資産価額	4	495,602,246	495,602,246	0	253,286,750	253,286,750	0	129,636,813	129,636,813	
計算	暦年	F課税贈与財産	5	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	0	0	
	(1,00	課税価格 0円未満切捨て)	6	498,600,000	498,600,000	0	254,286,000	254,286,000	0	129,636,000	129,636,000	
	ħ	目続税の総額	7	130,505,000	130,505,000	0						
各	按分)割合 編集	8	1.00	1.00		0.51	051	0.00	0.26	0.26	
Ь Л		算出税額	9	130,505,000	130,505,000	0	66,557,550	66,557,550	0	33,931,300	33,931,300	
算出	納基	相続税の 総額の差額	10	12,325,000	12,325,000	0	計算式を表示	л				
枕額の	植な予る		11	29,000,000	29,000,000	0	0	0	0	29,000,000	29,000,000	
算	の祝	各人への 按分額	12	12,325,000	12,325,000	0	0	0	0	12,325,000	12,325,000	
	各.	人の算出税額	13	142,830,000	142,830,000	0	66,557,550	66,557,550	0	46,256,300	46,256,300	
				<								>
					2 農地	等納税猶子	税額(第8表	₹2)				
	農	業相続人の氏名			国税 一郎							
		区分		(1)修正前課税額	(1)修正申告額	(小)修正する警	Ē.					
	納税猶子	の基となる税額	1	12,325,000	12,325,000)	0					
	相続税額	動の2割加算が行 場合の加算金額	2	2,460,985	2,460,98	5	0					
納税措	税	額打空除客員の計	з	111,169	111,160	•	0					
予税額の	上の: 相続	表の⑨の各農業 売人の算出税額	4	33,981,300	33,931,300))	0					
計算上の税額物	相加場	続税額の2割 算が行われる 合の加算金額	5	6,775,209	6,775,209	•	0					
理院の額	(③- ((④+⑤))の金額 (赤字の時0)	6	c		þ	0					
(農地等 100円未満	納税猶予税額 (切捨・赤字の時の)	7	14,785,900	14,785,900		0					
				<								>

修正申告用 第3表

財産を取得した人の氏名	「相続人登録」を参照し表示します。		
按分割合⑧			
(イ)修正前	修正前の按分割合を表示します。		
(口)修正申告	修正申告の按分割合を表示します。※「編集」ボタンから変更できます。		

修正申告用 第8表2

農業相続人の氏名	「相続人登録」で「農業相続人該当」選択した相続人名を表示します。
納税猶予税額⑦	
(イ)及び (ロ)	各①+②-⑥ (100円未満切捨て)(赤字の時は0)
(ハ)修正額	$(\Box) - (\uparrow)$

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書(付表)(修正申告用)

印刷編集	削除 登録	中止	<編集>				
	第5表の	付表配。	偶者の税	額軽減額	の計算書	(付表)	
被相続人	国税 太郎						
1 「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算							
(1) 第1表の各人の 合計の(4)の金額	(2) 第1表の各/ 合計の(5)の	人の 金額	(3) ((1) +(2)))の金額	(4) 第1表() 配偶者な	D(1)+(2)のうち が隠蔽した金額 ;	(5) 第1表の(3)のうち配偶 者が仮装した債務の金額
495,602,	,246 3,	,000,000		498,602,246			
(6)(4)+(5)の金額と第 表の(4)の少ない	第1 (7)第1表の(5)の 方 配偶者が隠蔽し	Dうち た金額	(8) ((6) +(7)))の金額	(9) ((3) -	-(8))の金額	(10) (9)に相当する 相続税の総額
						498,602,000	130,505,450
		2「課	脱価格の1	合計額」の	計算		
(11)第1表配偶者(1) 納税義務者隠蔽金額	(12)第1表配偶者(3) 納税義務者仮装債務	(13) (11) +) の(4)の	(12)と第1表)少ない方	(14)第1表 納税義務者	記偶者(5) 隠蔽金額	(15)((13)+(14 の金額)) (16)((3)-(15)) の金額
							498,602,000
	3 🖪	记偶者に	系る相続	見の課税値	師格」の言	 算	
(17)第11表配偶者	分割財産の価額	額から控除す	する債務・葬	式費用の金	茗魚	(21) ((17) –(20)) (22)第1表配偶者の
の(1)の金額	(18) 第1表配偶者(3)	(19) 第11君	表配偶者(2)	(20) ((18)	-(19))	の金額	(5)の金額
256,646,350	3,359,600		0		3,359,600	253,286,	,750 1,000,000
(23)(17)のうち納税義 務者が隠蔽した金額	(24) (18)のうち納税義 務者が仮装した債務	(25)(23)+ の少	F(24)と(21) ない方	(26)(22)のう 務者が隠蔽	うち納税義 むた金額	(27)(25)+(26 の金額) (28)(21)+(22)-(27) の金額
							254,286,000

第5表の付表 配偶者の税額軽減額の計算書	(付表)
被相続人	被相続人氏名を表示します。
1 「相続税の総額」及び「課税価格の合計額	」の計算
①第1表の各人の合計の④の金額	第1表の各人の合計の④
②第1表の各人の合計の⑤の金額	第1表の各人の合計の⑤
③ (1+2)の金額	1+2
④第1表の①+②のうち配偶者が隠蔽又は	手入力
仮装した金額	
⑤第1表の③のうち配偶者が仮装した債務	手入力
及び葬式費用の金額	
⑥(④+⑤)の金額と第1表の④の金額の	(④+⑤)と第1表④のうち少ない方を転記します。
うち少ない方の金額	
⑦第1表の⑤のうち配偶者が隠蔽又は仮装	手入力
した金額	
<u>8(6+7)の金額</u>	6+7
<u>9(3-8)の金額</u>	③一⑧ (1,000円未満切捨て)
109に相当する相続税の総額	⑨の金額を課税価格の合計額とみなし相続税の総額を計算します。
	(第2表の速算表で計算)
2「課税価格の合計額」の計算	
1 1 表の配偶者①のうち納税義務者が隠	手入力
蔽又は仮装した金額	
12第1表の配偶者③のうち納税義務者が仮	手入力
装した債務及び葬式費用の金額	
(13)(11+12)の金額と第1表の④の金額の	(⑪+⑫)と第1表④のうち少ない方を転記します。
うち少ない方の金額	
他第1表の配偶者⑤のうち納税義務者が隠	手入力
一 敝乂は仮装した金額	
	③一⑮ (1,000 円末満切捨て)
3 1 配偶者に係る相続祝の課祝価格」の計算	
①第11表の配偶者の①の金額	第11表の配偶者の①
分割財産の価額から控除する債務及び葬式費	
 1 1 表の配偶者(3)の金額 	
(19第11表の配偶者の2)の金額	第11表の配偶者の②
20(18-19)の金額	
(1)(1)-20)の金額	(1)-22) (赤字のときは0)
22第1表の配偶者の5の金額	第1表の 能 構 者の 5
(23)①のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した	手入力
(2)(18のつち納祝義務者の仮装した債務及び	(12)の金額を転記します。
葬 式 賀 用 の 金額 こ ち ホ ち ホ ち ホ ち ホ ち ホ	
(13)(13)+(24))と凹の金額のつら少ない方の	(23十四)と凹のつら少ない力を転記します。
過200つら納祝義務省か隠敝又は仮装しに	心の金額を転記します。
立印	
	(1)+(4)-(4) (1,000 円木両切括 () (亦子のとさは 0)
おこ衣の1)衣かめる場合、まち衣への金額転 第5まではまのの全部	
おり衣の竹衣母の金額	おっていしては心へたい、またののないので、
おり衣の竹衣心の金額	
おらえの何え他の金額	第5表の(第1表の一)の金額)又は(第3表の一)の金額へ転記。
第5表の付表 ¹⁸⁰ の金額	第5表の⑥又は⑯ヘ転記します。

第8の2表株式等納税猶予税額の計算書(修正申告用)

				<編集>	E[.	1刷 編身	〔	登録	中止	
		第	3の2表							
被相続人										
経営承継	人 国	1税 花子								
	1株	式等納税猶予税額の)基となる相	続税の総	額の計算	Į				
				(イ)修正前	向課税額	(口)修正申領	告額	(ハ)修正	Eする額	
(1)「特定価額に基づく課	。 R税遺産総額」等の計			1						
[1]経営承継人の第8表の作	す表1・付表2・付表3の	A欄の合計額		200.010.000円 200.010.000 円			<u>(</u>)	○円		
[2]経営承継人に係る債務/	及び葬式費用の金額			3.2	59.600	3,359	.600	0		
[3]経営承継人が相続又は	遺贈により取得した財	腟の価額		056.6	246750	050.040	250			
 (その経営承継人修正算 [4]地略主流体致顔[1] エ[4] 	第1表([1]+[2])又は修 3]—[3])の全額(去字4	正第3表・第8表2の1の[1]相) 坦今(ナの)	闌)	200,0	40,300	200,040,			0	
	0円未満切捨て)(赤字)	の場合はの の堪会けの		200.0	10,000	200.010	000		0	
[6]特定価額の20%に相当する余額([5]×20%)(1,000円未満切捨て)				200,0	02000	40.002	000		0	
[7]経営承継人以外の相続	人等の課税価格の合	計額		40,0	~2,000	40,002,	~~~			
 (その経営承継人以外の 修正第3表・第8表2の10)者の修正第1表の[6] D[6])の合計)	欄(又は		244,3	314,000	244,314,	,000		0	
[8]基礎控除額(第2表の[ハ]欄の金額)			48,0	000,000	48,000,	000		0	
[9]特定価額に基づく課税通	息産総額([5]+[7]-[8])		396,3	324,000	396,324,	000		0	
[10]特定価額の20% こ相当 ([6]+[7]-[8])	自する金額に基づく課題	脱退産総額		236,3	316,000	236,316,	000		0	
	 続税の総額 等の計算									
		特定価額に基づく相	続税の総額の	計算	特定在	西額の20%にま	基づく相	続税の総	額	
[11]法定相続人の氏名	[12]法定相続分	[13]法定相続分の 取得金額	[14]相続税 基礎となる	総額()) 5税額	[15]法定 取得	2相続分の 景金額	[16] 基	相続税総 礎となる科	額()) 客員	
国税 花子	1/2	198,162,000		62,264,800		118,158,000		30	,263,200	
国税 一郎	1/4	99,081,000	:	22,724,300		59,079,000		10	,723,700	
税務 幸子	1/4	99,081,000	:	22,724,300 59,0		59,079,000		10,723,700		
法定相続分の合計	1	([14]の合計額)	1	07,713,400	7,713,400 ([16]の合計額)			51,710,600		
<u> </u>										
		2 株式等納税	兒猶予税額(D計算						
				(イ)修正前	前課税額	(口)修正申行	告額	(ハ)修正	Eする額	
[1](経営承継人の修正第1]	表の([18]+[20]ー[12] 影響しの第中部類	1))の金額		65,474,476円		65,474,476円		0		
(1の[17]×1の[5]/10	料産人の算正税額)([5]+[7]))			48,486,593		48,486,593		0		
[3]特定価額に基づき相続ね 加算金額([2]×20%)	脱額の2割加算が行れ	わる場合の		0		0		0		
a([2]+[3]-経営承継人の (赤字の場合はの)	修正第1表の[12])の会	已客頁		48,486,593		48,486,593		0		
[4]特定価額の20%に相当 ([1の[18]×1の[6]/10	する金額に基づく経営 D([6]+[7]))	「承継人の算出税額		7,275,452		7,275,	7,275,452		0	
[5]特定価額の20%に相当 行われる場合の加算会	する金額に基づき相総 類([4]×20%)	売税額の2割加算が		0		0		0		
b([4]+[5]-経営承継人の (赤字の提合!+0)	修正第1表の[12])の会	と客 頁		7,275.452 7		7,275,	7.275.452		0	
 (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の)	の[6]欄に基づく算出和 +[11][12]))(赤字のも	税額(その人の修正 場合はの)		66,5	66,557,550 665		,550		0	
[6]([1]+a-b-c)の金額()	赤字の場合は0)	»uit v		40,1	28,067	40,128,	<i>,</i> 067		0	
[7](a-b-[6])の金額(赤字	5の場合は 0)			1,0	83,074	1,083,	,074		0	
[8] 対象非上場株式等又	は対象相続非上場梯	弐等に係る会社が2社以	上ある場合の会	≹社ごとの株	式等納税	酋予税額				
	承継会社?	2			[8] 1	株式等納税猶	予税額		\sim	
[9] 株式等納税猶予税	客頁		A	1,0	83,000 FH	1,083,0	D00 円		○円	

修正申告用 第8の2表

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1)の①経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額					
(イ)修正前の課税額 修正前の課税額を表示します。					
(口)修正申告額	修正申告額を表示します。				
(ハ)修正する額	$(\Box) - (\mathcal{T})$				
2 株式等納税猶予税額の計算					
97(又は8の合計額)					
(イ)修正前	修正前の納税猶予税額を表示します。 (100 円未満切捨て)				
(口)修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。 (100 円未満切捨て)				
(ハ)修正する額	$(\Box) - (\mathcal{I})$				

第8の3表山林納税猶予税額の計算書(修正申告用)

印刷 第8003表付表 メニューに戻る									
		第	3の3表						
被相続人	< III III III III III III III III III I]税 太郎							
林業経営相続	続人 国]税一郎							
	1 Ц	」林納税猶予税額の	基となる相称	説の総額	飼い計算				
(1)「特定価額に基づく課	戦視違産総額」等の計	算							
				(イ)修正育	う課税額	(口)修正申智	与額	(ハ)修正する額	
[1]林業経営相続人の第80)3表の付表(A + B)欄 使変みびまざ表用の。	の金額 へを		2,	000,000円	2,000	ρœΗ	ol	
(修正第1表のその人の)	資務及び葬式費用の3 [3]欄の金額)			24,	,056,340	24,056	340	0	
[3]林業経営相続人が相続 (林業経営相続人の修正)	又は遺贈により取得 	,た財産の価額 は修正第3表・第8表2の1	の[1]の金額)	153,	,698,153	153,693),153	0	
[4]控除未済債務額([1]+[2	2]-[3])の金額(赤字の)場合は0)			0		0	0	
[5]特定価額([1]-[4])(1,00	0円未満切捨て)(赤字)	の場合はの)		2	,000,000	2,000	000	0	
[6]特定価額の20%に相当	する金額([5]×20%)(1,000円未満切捨て)	LUM A		400,000	400	000	0	
17林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の 者の修正第1表の[61欄(又は修正第3表・第8表2の1の[61欄)の金額の合計)			(11970) 計)	368,	,964,000	368,964	000,	0	
[8]基礎控除額(第2表の[ハ]欄の金額)				48,	,000,000	48,000	000	0	
[9]特定価額に基づく課税返	遺産総額([5]+[7]ー[8])		322,	,964,000	322,964	000,	0	
[10]特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額[6]+[7]-[8])				321,364,000 321,364,000			0		
(2)「特定価額に基づく相	続税の総額」等の計算	〕(修正申告)							
[11]法定相続人の氏名	[12]法定相続分	特定価額に基づく相 [13]法定相続分の 取得金額	続税の総額の) [14]相続税績 基礎となる	計算 特定価額の20%に基づく相続税の総額 総額の [15]法定相続分の [16]相続税総額の 5税額 取得金額 基礎となる税額			続税の総額 相続税総額の 礎となる税額		
国税 花子	1/2	161,482,000	•	47,592,800		160,682,000		47,272,800	
国税 一郎	1/4	80,741,000		17,222,300		80,341,000		17,102,300	
税務 幸子	1/4	80,741,000		17,222,300	[]+p/d	80,341,000		17,102,300	
法定相続分の合計	1	[17]和時気祝の総領 ([14]の合計額)	(<mark>82,037,400</mark> [18]相続税 ([16]の合		祝の総領 合計額)		81,477,400	
		2 山林納税	猶予税額の	計算					
				(イ)修正育	前課税額	(口)修正申银	与額	(ハ)修正する額	
[1](林業経営相続人の修正	E第1表の([18]+[20]-	-[12]))の金額		111,169円		111,169円		ol	
[2]特定価額に基づく林業約	登営相続人の算出税客	〔1の[17]×1の[5]/1の□	([5]+[7]))		442,293	442,298		0	
	脱額の2割加算が行れ	これる場合の加算金額[2]	×20%)	88,458		88,458		0	
au2」+131-林美経宮相続 [4]特定価額の20%に相当	への10正弟1衣の[12 する金額に基づく林業	Dの金額赤子の場合はの 経営相続人の貨生税額		530,751		530	0,751	0	
([1の[18]×1の[6]/10 [5]特定価額の20%に相当	の([6]+[7])) する全額に基づき相約	調査のの実力の発生の構成	ス提合の		88,235	88	3,235	0	
加算金額([4]×20%)					17,647	17	647	0	
b([4] +[5] -林業経営相続	人の修正第1表の[12]])の金額(赤字の場合は0) 1988年の「小袋工等・	主の([6](立)+		105,882	105	,882	0	
[10])+[11]-[12])(赤字(1480/101間に本 八月 の場合は0)	山枕観ての八切尾正男日	*«MEALXIA	55,	A92,495	55,492	2,495	0	
[7]([1]+a-b-[6])の金額	(赤字の場合はの)				0		0	0	
[8]山林納税猶予税額(a-)	b-[7])(100円未満切	舎て)(赤字の場合は0)			424,800	424	,800	0	

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1)の①林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額					
(イ)修正前の課税額 修正前の課税額を表示します。					
(口)修正申告額	修正申告額を表示します。				
(ハ)修正する額	$(\Box) - (\mathcal{A})$				
2 山林納税猶予税額の計算					
⑧ (a-b-⑦) の金額					
(イ)修正前	修正前の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)			
(口)修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)			
(ハ)修正する額	$(\Box) - (\mathcal{A})$				

第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (修正申告用)

					<編集>	£Π	刷編集	登録	中止
			第8の4表	Ē					
被相続	λ	国税 太郎							
医療法人持分析	11続人等 	国税花子							
1 医病	法人持分	納税猶予税額又	は医療法人持分離	額招	뺢額の基とな	る材	目続税の総額の言	算	
(1)「特定価額に基づく調	果税遺産総額	」等の計算							
					(イ)修正前課税	額	(口)修正申告額	(ハ)修正す	る額
[1]医療法人持分相続人等 [0]医療法人持分相続人等	の医療法人(an 体え病教)	の持分の価額(第8の 37,薪業専用の全額	4表の付表のAの金額)		1,000,00	юĦ	1,000,000		の円
(その医療法人持分相	売人等の修正	(07年51夏7100金額) 第1表の[3]の金額)	- + 卒の / 1950/ スの 医 (な) +		3,359,60	0	3,359,600		0
おけたないでは、日本の時には、日本の日本のの時には、日本の日本のの時には、日本の日本のの時には、日本の日本の日本のの時には、日本の日本の日本のの時には、日本の日本の日本のの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	が陥続又はれ 第1表の([1]+[21)(又は修正第3表・	4座の1曲観その医療法 第8表2の1の[1]の欄)	^	256,646,35	0	256,646,350		0
[4]控除未済債務額([1]+[2]-[3])(赤字	の場合は 0)				0	0		0
[5]特定価額([1]-[4])(1,0)	20円未満切捨	で)(赤字の場合はの)) (計成) 2 小 医 (本) 十 十		1,000,00	0	1,000,000		0
100医療法人特力和統人等 相続人等以外の相続人 の金額の合計額)	「以外の相続」 (等の修正第1	へ等の課税価格の2 1表の[6]欄(又は修正	高1額での医療法へ存 三第3表・第8表2の1の[6])	244,314,00	0	244,314,000		0
[7]基礎控除額(第2表の[)	1]欄の金額)			48,000,000 48			48,000,000		0
197,314,000 197,314,000					0				
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算									
「9]法定相続人の」	€2	[10]法定相続分		特别	定価額に基づく相続	続税	の総額の計算		
			[11]法定相続分に	[11]法定相続分に応ずる取得金額 [12]相続税総額の基礎となる税額				楚となる税額	
国税 花子		1/2			98,657,000			22,597	7,100
国税 一郎		1/4			49,328,000			7,865	5,600
税務幸子		1/4			49,328,000			7,865	5,600
法定相続分の合	TET .	1	[13]相続税の総領	狽([12]	の合計額)			38,328	3,300
	2百	运注人持公纳的	3猫子科姐女(1年)	去注。	人持公辩如均率	全好	の計算		
		275(72A) (1) (1) (1)		<i>₩41</i> 27/	(イ)修正前課税	索目	(口)修正申告額	(ハ)修正す	る額
	穿の修正第1表	その([18]+[20]-[12	1))の金額		65,474,47	76円	65,474,476円		0円
27年1月11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日11	法人持分相続	人等の算出税額			156,24	1	156,241		0
(10)(13)×10)(5)/10	ルにら」エにらりか 税額の2割加	算が行われる場合の	の加算金額[2]×20%)		0		0		0
[4]([2]+[3]-医療法人持	 分相続人等の)修正第1表の[12])の)金額(赤字の場合は0)		156,241		156,241		0
[5]医療法人持分相続人等 相続人等の修正第1表	の修正第1表 の([g](マ!+[1)	の[6]欄に基づく算出 ol)+[11]-[12])(表	出税額(その医療法人持 字の提合けの)	分	66,557,55	0	66,557,550		0
[6]([1]+[4]-[5])の金額()	赤字の場合は	0)	1 0/-2010 0/		0		0	0	
[7]([4]-[6])の金額(赤字の	り場合は 0)				156,24	1	156,241		0
 [8] 特例の適用に係る医	【療法人が2決			人持分	納税猶予税額等				
	医	~			[8]	医療	法人持分納税猶予移	(客頁	-
1									
[9]医療法人持分納税猶子 (又は[8]の金額の合計	>税額等([7]の 額)	金額(100円未満切捨	舎て) 		156,20	юĦ	156,200 円		oĦ
イ納税猶予及び多	「除の特例		医療法人持分納税 猶予税額	А	156,20	00 円	156,200 円		o円
[10] _{壬台友百士元R全}	(イ) 持分の全	こでを放棄	医療法人持分 税額控除麵	в		0	0		0
日の特例	(の)持分の一	部を放棄、残余	医療法人持分	в		0	0		0

修正申告用 第8の4表

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算					
(1)の①医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額(第8の4表の付表のA欄の金額)					
(イ)修正前の課税額 修正前の課税額を表示します。					
(口)修正申告額	修正申告額を表示します。				
(ハ)修正する額	$(\Box) - (\mathcal{I})$				
2 医療法人持分納税猶予税額又は	2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算				
97(又は8の合計額)					
(イ)修正前	修正前の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)			
(口)修正申告額	修正申告の納税猶予税額を表示します。	(100円未満切捨て)			
(ハ)修正する額	$(\Box) - (\mathcal{I})$				

【Microsoft Edge】Internet Explorer モードの設定、印刷設定方法等

【Microsoft Edge】Internet Explorer モードの設定方法について。

WEB 相続の対応ブラウザは Internet Explorer です。Windows10、11 標準搭載ブラウザは Microsoft Edge です。ログイン時に Internet Explorer モードへの切り替えが必要となります。

◆Windows10、11(Microsoft Edge)Internet Explorer モードを有効にする手順

①WEB 相続税ログイン画面を開きます。(<u>https://www.websouzoku.qbz.jp/souzoku/</u>)

②画面右上の「…」→「設定」の順にクリックします。

		- @ ×
← C ŵ ☆ https://www.websouzoku.qbz.jp/souzoku/	2 A 🛧 🔇 I s	⊱ @ @ …
	新しいタブ	Ctrl+T
	新しいウィンドウ	Ctrl+N
ITでビジネスを効率化 💶 WFB	😨 新しい InPrivate ウインドウ	Ctrl+Shift+N
QuickBiz 相続税申告書	<i>∆−</i> ⊼	— 100% + ⊿7
2022/08/24 16:30:27 【メンテナンス株了】2022/08/24 3:00~18:00 子変されていたメンテナンスが終わりました。 2022/08/16 10:38:28 【メンテナンス】2022/08/24 3:00~18:00 夏新作業にともなうメンテナンス	☆ お気に入り	Ctrl+Shift+O
2022/02/15 15:26:118 [メンテナンス除了] 2022/02/15 3/00 (18:00 千定されていたメンテナンスが終わりました。 2022/02/08 10:05:38 [メンテナンス】2022/02/15 3:00 ~ 18:00 要新作業にとちなうメンテナンス 2021/09/08 18:39:05 [メンテナンス除了] 2021/09/08 3:00 ~ 18:00 千定されていたメンテナンスが終わりました。	ⓓ □レクション	Ctrl+Shift+Y
- ■ Microsoft社「Windows10、11」ご利用のお客様へ ※IEモード設定:		Ctrl+H
	<u>↓</u> ダウンロード	Ctrl+J
更新内容のお知らせ ※会知った1日1日以降田相結税に対すろ修正由告に対応しました	- EB アプリ	>
※行和3年分贈与税に対応しました。 ※データ運行両面のリスト表示方法が変わりました。	89 7-14	
一左上の相続税年版で選択されている年版のデータリストのみ表示されます。	(3 拡張機能	
	P Microsoft Rewards	
■ログイン		
	Q 75-H2K2H	
会計事務所用 ログイン	0 mm	Ctrl+P
■ 事務所 10	I Web キャプチャ	Ctrl+Shift+S
半角英数字	↓ Web 選択	Ctrl+Shift+X
	☑ 共有	
	🖏 ページ内の検索	Ctrl+F
+/739421AT	A ^N 音声で読み上げる	Ctrl+Shift+U
パスワード	■ Internet Explorer モードで再読み込み	193
半角英数字	その他のツール	>
	(2) 設定	
> IU/ハスワートを忘れた方はこちら	⑦ ヘルプとフィードバック	>
ログイン	Microsoft Edge を閉じる	

③「既定のブラウザー」をクリックすると画面右側に表示される「Internet Explorer モードでサイトの再読 み込みを許可」の設定で「許可」をクリックします。

□ □ ログイン × 総 設定	× +	- 0 ×
← C û €dge edge://settings/d	faultBrowser	G G 4 G 🧶 …
設定	既定のブラウザー	
Q 設定の検索	Microsoft Edge は既定のブラウザーです	既定に設定する
 ワンアイル フライバンー、検索、サービス 外数 (スタート、(ホーム、および(新規)タブ ※ 共有、コビーして起り付け Cookie とサイトのアクセス許可 読定のブラウザー 	Internet Explorer の互換性 レガシサイトを Microsoft Edge で動 レガシサイトを開くらに開題が発生しています? Inter ができます。Internet Explorer モードで自動的に開くサ ページで (追加)を選択します。	作させる rnet Explorer モードでは、レガジ サイトを Microsoft Edge で開くこと イトの一覧にレガン サイトを追加するには、Internet Explorer モード
 ダウンロード 登 ファミリー セーフティ Edge /└ー れ 変更 	Internet Explorer C Microsoft Edge でサイトを開かせる ③ Internet Explorer でブラクスすることの - Microsoft Edge でサイトを自動的に取くよい意	常に (推奨) > 駅できます
 ラブリンター ロ システムとパフォーマンス 	Internet Explorer モード (IE モード) でサイトの再読み込みを許可 ⑦ Microsoft Edge でブラウズするときに、互換性を確保するために Internet Explorer が必要 とを選択できます。	許可 ~ RG場合は、Internet Explore Tachで再度読み込むご 既定
 設定のリセット スマートフォンとその他のデバイス 	Internet Explorer モード ベージ これらのページは、ページ追加日から 30 日間 Internet Explorer モードで開きます. Internet	計 印 許可しない Explorer モードの一覧に追加されているページがまだあり:

④以下の画面で「再起動」をクリックします。

Internet Explorer モード (IE モード) でサイトの再読み込みを許可 ⑦ Microsoft Edge でブラウズするときに、互換性を確保するために Internet Explorer が必要な場合は、Internet Explorer モードで再度読み込むこと を選択できます。	許可 >
この設定の変更を有効にするには、ブラウザーを再起動してください	○ 再起動
Internet Explorer モード ページ これらのページは、ページ追加日から 30 日間 Internet Explorer モードで開きます. Internet Explorer モードの一覧に追加されているページがまだありませ	追加 ±ん.

⑤引き続き Internet Explorer モード(リロードのタブ)【以下:IE モードボタン】の表示設定をします。

「外観」をクリックします。

□ □ ログイン × ② 時間	: × +		-	ø	×
← C ⋒ & Edge edge://settings/	appearance	\$3 €	œ		
設定	表示のカスタマイズ				
Q、設定の検索 図 プロファイル	全体的な外観 新しいタブ、ページ、ダイアログ、その他のメニューに適用されます	ブラウザー全体の外観に満足していますか? 🔥	\$		
 □ ブライバシー、検索、サービス ○ 外親 □ (スタート)、(ホーム)、および(新規) 97 	ンステムの意定 ライト ターク				

⑥画面を下にスクロールして、「Internet Explorer モード(IE モード)ボタン」右側の設定をクリックします。

 □ □ ログイン × 袋 設定 	× +					-	0	×
← C ⋒	ance	ŵ	3	5⁄≣	Ē	ø	۲	
設定	ツールバーに表示するボタンを選択してください:							
Q 設定の検索			ボタ	ンの URL	を設定		>	
⑤ ブロファイル ♪ ブライバシー 絵楽 サービス	(3 (拡張機能)ボタン 1つ以上の拡張機能がオンになっている場合、ツールバーに拡張機能ボタンが自動的に表示されます。			自意	かに表	示 ~		
 ○ 外観 	☆= [お気に入り] ポタン						>	
□ [スタート]、[ホーム]、および (新規) タブ ○ 共有 コピー」 乙貼り付け	 						>	
G Cookie とサイトのアクセス許可	⑤ [履歴] ボタン					•	5	
□ 既定のブラウザー ↓ ダウンロード						•		
登 ファミリー セーフティ	业 [ダウンロード] ボタン					•		•
III Edge バー Aで 言語	※ [パフォーマンス] ボタン					•		
□ JU29-	③ (数式ソルバー) ボタン					•		
 システムとパフォーマンス (*) 設定のリセット 	99 引用ボタン					•		
 スマートフォンとその他のデバイス 	守 Microsoft Rewards ボタン					•		
常 アクセシビリティ え Microsoft Edge について	Internet Explorer モード (IE モード) ボタン						>	

⑦WEB 相続税ログイン画面を再び開きます。画面右上にアイコン(IE モードボタン)が表示されます。

「IE モードボタン」	をクリックします。
-------------	-----------

	コグイン	× +			
← C	ଜ	🗅 https://www.websouzoku.qbz.jp/souzoku/	à 🕼	۲	
		HTCFUFARAS機能に QuickBiz MEB 相続税申告書 MEB 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller をされていよくシラオンスが用わりました。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller 著なきれていよくシラオンスが用わりました。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller 著なきたいよくシラオンスが用わりました。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller 著なきたいよくシラオンスが用わりました。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller 著なきたいよくシラオンスが用わりました。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller 手を含むたいよくシラオンスが用わりました。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller 手を含むたいよくショオンスが用いた。 1000/0741 HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller Home-Teller Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller Home-Teller Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller Home-Teller Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller HitMing (メンタオンスは7) 0000/074 Home-Teller Home-Tell			

⑧以下の画面を表示します。

「次回、このページを Internet Explorer モードで開く」→ 「完了」を順番にクリックします。

t		<i>e</i> .	グイン	× +							×
	\leftarrow	С	ŵ	https://www.websouzoku.qbz.jp/souzoku/	P	*	3	£≣	۵	0	
				CO/A-U/A Internet Explorer モードで聞かれ ています Microsoft Edge TG: ほとんどのイージが以後のに動作した なすくにとのモードを用することを動かします。注意は重 変面。このイージを Internet Explorer モードです く 変面 変面 変面 変面 変面 変面 変面 変面 変面 変面	<u></u>	方法					~

【旧モードオフ(画面左側)とオン(画面右側)の表示について】



※設定後、30日間有効です。30日経過の場合 面左側の表示になります。クリックして IE モ ードをオンにします。 ①WEB 相続税にログインしてトップメニューを表示します。

画面の欄外(紫色の部分)→ マウス右クリック → 印刷プレビューの順に進みます。

相続税トップメニュー		前に戻る(B) 次に進む(O) コピーしたアドレスに移動(D) (Ctrl+Shift+L
		右前を1907日景を床付(3) 背景に設定(G) 背景のコピー(C)	
	ка дл	Bingで翻訳	
	1	電子メール (Windows Live Hotm すべてのアクセラレータ ショートカットの作成(T)	>
印刷設定について(必読) アカウン		お気に入りに追加(F) ソースの表示(V) エンコード(E)	>
ログアウト		印刷(I) 印刷プレビュー(N) 最新の情報に更新(R)	
		Export to Microsoft Excel プロパティ(P)	
②画面左上の 🏾 💿 「ページ設定」をクリッ	ック	します。	
 □ 印刷ガルビュー □ □ □ □ □ □ 1ページ表示 ▼ 「縮小して全体を印刷する ▼ 		4 +	× @
◆ ◆ 日朝泉 hy7/cユー	#1	-	
 ▲ データ調託 ▲ ポイレーター電電 ▲ 市場上空鉄 ▲ 市場設立になって(品) ▲ アカウント設定 			
09791			

③印刷時のヘッダーとフッターの設定等をします。

- カラー印字の為に、「背景の色とイメージを印刷する(C)」にチェックを入れます。
- ●「縮小して全体を表示できるようにする(S)」にチェックを入れます。
- ヘッダー(H)とフッター(F)6ヶ所を全て「-空-」にします。
- ●「余白」の値を4カ所全てOに設定して「OK」をクリックして終了 →自動的に値が割り振られます。

ページ設定		×
 用紙オブション 用紙サイズ(Z): A4 210 x 297mm ~ ● 縦(Q) ○ ಡ(A) ✓ 背景の色とイメージを印刷する(C) ✓ 縮小して全体を表示できるようにする(S) 	余白 (ミリ) 左(L): 4.23 右(B): 4.57 上(D): 4.23 下(B): 4.83	The second secon
ヘッダーとフッター ヘッダー(H): -空-	フッター(F): ~ -空-	~
-空-	~ 空-	~
-空- フォントの変更(<u>N</u>)	 ✓ -空- 	く キャンセル

◆印刷時にポップアップブロックが出た場合の設定方法

【Microsoft Edge】でWEB相続税申告書の印刷時に『ポップアップがブロックされました』と表示された 場合、印刷画面が表示されません。以下の設定手順が必要になります。

①画面上部に『ポップアップがブロックされました』が表示されます。

	6 NE-	·复表		× +									-	0	×
÷	CG	9	0 0	https://tatemo	uratest.com/202	15 ボッブス	アップがブロック	されました	ò	3	£≣	۲	ē		`
Intern	et Explorer	€-Fict	っています。	ほとんどのページは、	Microsoft Edge	でより遭切に機能	じします。	Microsoft (idge T	ana k			1	詳細情報	×
他即	財産リスト/	<u> </u>	EUBI	MIRS											^
1	土地一覧				財産一覧表		Chi	テストデ	-夕]						
家園	₹·積疑物一對	ίζ.	全部	土地	家屋·横築物	事業用財産	有価証券	現金預貯	全	家庭用财源		その他	ft	價財産	

② 『ポップアップがブロックされました』のアイコンをクリックします。

			× +					- 0	×
< C ⋒	0	🗅 h	ttps://tatem	uratest.c	om/20220101/sys2/p5001_zaisan_lis 🐻 🕯	GI	`= @ @	5 (8)	
internet Explorer モード	こなってい	ます。ほと	んどのページは	. Microst	ポップアップがプロックされました:	< ac		詳細情報	×
他財産リストへ		EDBI	NIP	8	https://tatemurates/20220101/blank.htm https://tatemuratestzaisan_list_pm.aspx	î			^
土地一覧				財産一	 https://tatemurates/20220101/blank.htm 				
家屋·横築物一覧		全部	土地	家屋	https://tatemuratestzaisan list.pm.aspx	家庭用財産	その他	代價財產	
事業用財産一覧					 https://tatemuratest.com からのボップアップとリダイ レクトを実に許可する 	設量		相利即常	うの相
有価証券一覧	1	料理へ	種類	細目	TD-7548.7	所有割合	0.2.X.8.01710	植利	割合
现金·预貯金一覧					Julien.	単価	倍数	876	229
家庭用財產一覧			土地	#	管理 完了	100m ²	18,0	00	_
その他財産一覧		編集	01-01-001		31900109	1			

③「https://…からのポップアップとリダイレクトを常に許可する」をクリックします。 「完了」をクリックして設定は終了になります。

□ @ 财理-发表		× +						- 0	×
< C @	🥥 🗇 ht	tps://tatem	uratest.c	om/20220101/sys2/p5001_zaisan_lis	- To to	0 1	¢ @ (ē 😩	
Internet Explorer モード	こなっています。ほと/	しどのページは	. Microst	ポップアップがプロックされました: https://tatemurates/20220101	/blank.htm	a <		建建油料	×
(2) 設定の更新を確認	8するには、ページを3	E耕してくださ	u I	https://tatemuratestzaisan lis https://tatemurates/20220101	t pm.aspx /blank.htm				×
他財産リストへ	ED(B)	H B IS	8	https://tatemuratest_zaisan.lks https://tatemuratest_com_fbildfile	t non asny v				^
土地一覧			財産一	レクトを実に許可する	01116971				
家屋·横築物一覧	全部	土地	家屋	() ブロックを続け		家庭用財産	その他	代價財產	
事業用料理一覧 有価証券一覧	削り取取へ	植物	細日	管理	完了	数量 所有割合	国主灾走机評価	an 相利制度 相利	きの相 割合
現金·預貯金一覧	1930	1.026035		CALCOURT .		単価	僧数	196	68 <u>0</u>

相続税申告書の印刷

①相続税各帳票の印刷は帳票左上の「印刷」ボタンから行います。

他表へのリンク		印刷	メニューに戻る					
第1表					長相続税の総額∂)計算書		
第2表	1	被相称人	Ŧ	1. 道大郎				
第3表	l r	122-1 DHVL/ \						
第4表		課税価格の合計物	蔥 (円)		遺産に係る基礎控除 (Aの決定	溶魚	課税	遺産総額(円)
第4表付表		1	8,507,172,000		相続人の数)	11	(万円) =	8,441,172,000
第5表		ホ	0	3,000万円 + (6007	5円× 6	人) = 6,60	0 ~	0
第6表		法定相続	民	注它和结公	第1表の「相続税	の総額」の計算	第3表の「相続科	の総額」の計算
第7表		氏名	続柄	一次上们机力	取得金額	基礎となる税額	取得金額	基礎となる税額
		国税 花子	妻	1/2	4,220,586,000	2,249,322,300		
第10年代ま10月		望月太郎	長男	1/10	844,117,000	392,264,350		
第00/2代刊表1,2,3		望月勝利	二男	1/10	844,117,000	392,264,350		

②印刷プレビュー画面を表示します。「印刷」ボタンをクリックするとプリンタ指定画面を表示します。

		Int	ernet Explorer		
	+0 🗸	描: +0 ✔ 保存		ÉDRI	閉じる 設定について
相 続 税	の 総	額の計算	[書] 被相能	龙人 望月太郎	
この表は、第1表及 なお、被相続人から 場合は、この表の感情	び第3支の「† 相続、遺譜やす 及び〇幡小びに	1統税の総額」の計算のため 相続時期算機税に係る贈与(こ②欄から①欄までは記入す	つに使用します。 こよって財産を取得 "る必要がありませ。	した人のうちに農業 ん。	相続人がいない
① 課税価格の合計	⊦額 ^② 濫	産に係る基金	整控除额	③ 課 税 遺	送 総 額
(※ (第1ま) 201,8	日 87,000 <u>5.00</u>	(金の抜け (福禄人の 0万円+(1,000 ^{万円} × ^{〇〇} 3~	() ()= 3,000	() () ()	421,887,00
(\$\$3♥) (\$3♥)	, 000 @a	>人猿及び②の金額を第1支	」 ⑥~報記します。	(@-@)	,00
 法定相続 (注)1参照) 	λ (6) ± (1)	きゅう 第1表の「相続税	の総額⑦」の計算	第3表の「相従税の	の診額⑦」の計算
氏 名	 初初に 初初に 和 新一次 新一次 新一次 	 (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	 「 相続税の総額の 差となる希額 (下の「途算表」) (で計算します。) 	 ③ 法定相続分に 応ずる取得金額 (〇×⑤) (1,000円未満切捨て) 	 ④ 相数税の総額の 並となる発報 (下の「速算表」 で計算します。)
望月 花子	# 1	/2 210, 943 , 000	। न 67, 377, 200	匹 ,000	P
望月 一郎	長男 1	/4 105, 471 , 000	25, 188, 400	, 000	

③プリンタを選択して「印刷」ボタンをクリックすると帳票印刷を開始します。(プリンタ指定なしで印刷をクリックした場合、緑のチェックマークが付いた「通常使うプリンタ」指定となります)

* _ イノンヨノ	
NEC MultiWriter2860N	RICOH IPSIO SP C810 RPCS
OKI C811(PCL)	SHARP MX-C312 - WSD
pdfFactory	SHARP MX-C312 FAX
	-005
状態: 準備完了 🔤	ファイルへ出力(F) 詳細設定(R)
場所	
ACKE	5355 (Station
ページ範囲	
◎ すべて(L)	部数(C): 1 🚔
○ 選択した部分(T) ● 現在のページ(U)	
ページ指定(G): 1	□ ■ 部単位で印刷(O)
ページ番号のみか、またはページ範囲のみを入力し	123 123
CV/2001/01995 0-12	

相続税申告書第1表の印刷

①帳票左上の「印刷」ボタンから行います。

印刷	印刷(第8の8表)	XIII-(S
		第13
	被相続人	国税太郎
	相続人	各人の合計

②印刷プレビュー画面で青枠内にマイナンバーを入力します。

(保存はしません。印刷のつど入力が必要です)

「印刷」ボタンをクリックするとプリンタ選択画面を表示します。

	印刷					[□控用 □取得	印刷 財産のない)相続人印	刷	閉	じる				
印字	□位置補正(p×) 約	従: +0	✔ 横:	+0 🗸	保存]			ED#	削設定	1270	いて				
※個ノ	【番号(マイナンバー	-)は青科	に直接入っ	りして下さし	い(個人番	号の保ィ	をはしま	きせん)								
	春日部 税務署	Æ	相系	売 税	の	申	告	書	修正	F	D	35	6 3	3		
	<u>令和〇年_2月_5日</u>	提出	相続問	#始年月日_≤	\$和O年_\$	5_月_10			※中告期限到	民日		年	月	П		
	〇フリガナは、必ず記入して	てください。	各	人	Ø 🕴	r #1		財 産	を 取 得	L.	た	人	参方と	ンモ		峦
	フリガ	Ŧ	(被相続人) コクも	ר אםי	ל			コクゼイ	ハナコ			る規	台	+	क्र
~	氏	名		国	脱 太良	3			国税 花	子			(参考	N)	この	表
務務	個人番号又は決	人番号						10	000	00	0		0	ан. 5	中告書で	(令和

③プリンタを選択して「印刷」ボタンをクリックすると帳票印刷を開始します。(プリンタ指定なしで印刷をクリックした場合、緑のチェックマークが付いた「通常使うプリンタ」指定となります)

ブリンターの選択 NEC MultiWriter2860N GKI C811(PCL)	RICOH IPSiO SP C810 RPCS
	ファイルへ出力(F) ジリンターの検索(D)…
ページ範囲 ③ すべて(L) ③ 違沢した部分(T) ① 現在のページ(U) ◎ ページ指定(G) 1 ページ番号のみか、またはページ範囲のみを入力し	部数(C): 1 (1) 『部単位で印刷(O) 123 123

①相続税トップメニュー画面を開きます。
 ②「評価明細書」をクリックします。

相続税トップメニュー							
対象データ【国税太郎】 【 〇〇 年01月01日以降版】							
▶ 基本登録	▶ 評価明細書						
▶ 財産と債務データ入力	2 その他						
2 相続税申告書	▶ 連続印刷						
	ФТОР						

③「土地等の評価明細書」をクリックします。

評価明細書	<u>印刷設定について(</u> 必読)	【国税 太郎】 【〇〇 年01月01日以降版】
土地等	の評価明細書	営業権の評価明細書
配偶者居住	E権等の評価明細書	定期金の評価明細書
市街地農	と地の評価明細書	定期預金等の評価明細書
取引相場のな	い株式の評価明細書	山林・森林の立木の評価明細書
上場株	式の評価明細書	
店頭銘柏	所他の評価明細書	財産一覧表(相続税へ連動)
	戻る	5

(1)	「追加」	ボクンを畑	、てデート	フを追加し	(ます
$\mathbf{\nabla}$		ハノノビヨー			$\prime \circ \gamma \circ$

	土地等の評価明細書・	一覧	【望月太郎】	戻る
	コード	所在場所		
追加	1			

⑤基本情報を入力します。

※地目・地積・側方判定区分(路線価)・利用区分・地区区分は必ず入力してください。

	基本情報							
所	轄局(所)署	東京国税 🗸 局	(所) 新宿		署令和 🗸 🤇	20 年分 / ページ		
(住居表示)		新宿区001丁目00		検索	登録			
i	所在地番	新宿区001丁目00		検索	登録 路線価	※所轄局、年、ページ、所在地番内の 都道府県により路線価ページを開きます。		
所有者	住所(所在地)	世田谷区001丁目00		検索	登録			
	氏名(法人名)	国税太郎						
使用者	住所(所在地)	新宿区001丁目00		検索	登録			
	氏名(法人名)	国税商事(株)						
	地目	宅地 🗸						
地積 ※	数値(小数点可)	600 m²		Ē	所有割合			
	正面	3,000,000 円		DE \$6	間ロ	30 m		
D846/m	側方	1,000,000円 月	角地 🗸	正已离住	奥行	20 m		
正合称家1曲	側方	円 月	角地 🗸	想定	間口	m		
	裏面	PH PH		整形地	奥行	m		
:	利用区分	貸家建付地	~	_		▼		
7	利用区分2	- ~						
:	地区区分	ビル街地区	~					
借地権害	引合(R・S・U・W・X)			炭老玉酒				
借家村	崔割合(S·V·Y)							
賃貸(賃借	制合							

⑥第1表の内容を入力します。

第1表 自用地1平方メートル当たりの価額		
1. 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 円 ×	(価額/1m ²)円	А
2. 二路線に面する宅地 (A) () (負行補正率) () (調整率) (A) () (員行補正率) () (調整率) 円 + 円 ×	<u>н</u>	в
3. 三路線に面する宅地 () (負行補正率) () (調整率) (B) () (員行補正率) () (調整率) 円 円 円 () ()	<u>н</u>	c
4. 四路線に面する宅地 (0) () (員信補正常) () (調整率) (0) () (員信補正常) () (調整率) 円 円 円 円 () ()	۳.	D
5-1.開口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) 円 × (ال	E
5-2. 不整形地 (A) b0 までのうち思想するもの) 不健形地捕正率※ * 不整形地捕正率の計算 (想定整形地の間口服剤)(想定整形地の角(形剤) (想定整形地の地検) m × m = m ² (想定整形地の地検) (不整形地の地検) (想定整形地の地検) (かけ地創合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地捕正率素の補正率) (間口快小補正率) × = ① (與行長大補正率) (間口快小補正率) の名下限とする) × = ②	μ.	F

6. 地積規模の方式な法地 (x55672 c0358887560) MKM程程至率 (x # x +) + #1 × 0.3" 「 」 …				
日本(0.50)	6. 地積規模の大きな宅地			m
((株田にA) ((B) ((C) ((H) ((H) ((H) ((H) ((H) ((H) ((H) ((H) ((H) (H)	A X			G
7. 無面類性 (************************************	(BBREA) (BD) EC at ² × ·	+)÷ (600 a*)	(0.00 (0.00 (0.00)) = 8.0 ×	-
円×(1-) (1 = 0)	7. 無道路地 (F又はなのうちはみずうちの) (別のの計算の)5	トポトする)		Ħ
(二田田市の) (〇田市市の) (〇田市市の) (〇田市市の) (〇田市市の) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市市) (〇田市市市) (〇田市市市市) (〇田市市市) (〇田市市市市) (〇田市市市市) (〇田市市市市) (〇田市市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市) (〇田市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市市) (〇田市市) (〇田市) (〇田) (〇田市) (〇田) (〇田) (〇田) (〇田) (〇田) (〇田) (〇田) (〇田) (〇田)<	円 × (1 -)	(18444444)	н
8-1. がけ地等を有する宅地 がけ地地様 目 「「「「」」」」」 「「」 」 8-2. 土砂ズ美有物質増加区域空活ある宅地 特別費加区域空活ある宅地 「「」」」 「」 「」 8-2. 土砂ズ美有物質増加区域空活ある宅地 特別費加区域空活ある宅地 「「」」」 「」 「」 8-2. 土砂ズ美有物質増加区域空活あ宅地 特別費加区域空活ある宅地 「」」 「」」 「」 「」」 「」」 」	(m ×	#) + (H ×	n ²) =	
(A96-62 T 056 Bial F 26 km) (30(200 # 2 m) 1 8 - 2. 土砂天喜林彩簡素区域写にある芯地 特別簡素区域の地林 一 一 7 8 - 2. 土砂天喜林彩簡素区域写にある芯地 特別簡素区域協正部の建築区域協正部の計算(0.55 T 20.5 T 20.	8-1.がけ地帯を有する宅地 がけ地地	接 = 「「南 ~		P
8-2. 土谷天富林別智和区域35.55七地 特別智和区域0.地積 =	(A5%64までの5%5基面するもの)(5%12##まま) 円 ×			- '
(A994427095134756.0) 特別等点区場場正率の計算(0.557582576) かけ地地積 」 」 *がけ地地積 ●「「「」」」」」 」 」 9時期零点区場場正率の通貨がある場合の特別管点区域場正率の計算(0.557582576) かけ地地積 □「」 □「」 9< 存積率の0項がるな以上の地域にわたる宅地 (A99643700595838756.0) (虚粉新命) 日 × (1 - 」) □「」 □「」 90< 私道 (A99643700595838556.0) (虚粉新命) 日 × 0.3 □「」 □「」 □「」 90(1). 市能地最地等 日 - ②他位式貸付加蒸煮 □「」 □「」 □ <td>8-2. 土砂共害特別管城区域内にある宅地</td> <td>特別管戒区域の地積 =</td> <td>e</td> <td>円</td>	8-2. 土砂共害特別管城区域内にある宅地	特別管戒区域の地積 =	e	円
サガリ地地球属 「「「「「」」」」」」」」」」」」」」 」」」 」」」 」」」 96 時時年点区時温室末4,043至2)(5)(26)(26)(26)(26)(26)(26)(26)(26)(26)(26	(A5%A2でのうち放出するもの) 特別等点区域編2 円 ×	[#×		
0時期零選び場面正常れの構正型(5)1均増正型) 9. 容積面の貫がる0以上の地域にわたる空地 (x495以までの)5時間面す56,00 (目前前音) 日 × (1 -) N: 私道 (x495以までの)5時間面す56,00 (目前前音) 日 × (1 -) N: 私道 (x495以までの)5時間面す56,00 (目前前音) 日 × 0.3 10(1). 市際地震地障 日 - 200公用 日 - 200公用 日 - 200公用 日 - 200公用 日本 (目前地)50(価額) 0 日 0 <t< td=""><td>※がけ地議正率の連用がある場合の特別の</td><td>警戒区域補正率の計算(05を下環とする) が計算が語</td><td>ā V</td><td>J</td></t<>	※がけ地議正率の連用がある場合の特別の	警戒区域補正率の計算(05を下環とする) が計算が語	ā V	J
S. 容積集の異なる以上の地域にわたる定地 (x95-32 で05983 m 7 56 m) (R1 × (1 -)) (R1 m m) (R1 × (1 -)) (R1 m m) (x95-32 で05983 m 7 56 m) (x95-32 で05983 m 7 56 m) (R1 m m) (x95-32 で05983 m 7 56 m) (R1 m m) (x95-32 m m)	(時期要求区相端正常表の構正常)(5()1981日正常) ×	-		_
(4) 4) 42 700 768 (200 768 (0)) (200 84 (0)) (200 84 (0)) (100 8	9、容積率の異なる以上の準線にわたる定地			
日 × (1 -) □ □ N0.86週 (x0+5x127035583887556.0) 日 × 0.3 日 × (1 -) □ □ □ N0(1).市能地動地等 ● ● ● □ □ N0(2). □ □ □ □ N0(2). □ □ □ □ N0(2). □ □ □ □ 回用地の評価的 □ □ □ □ ○ □ ● ● □ ○ □ ● ● ●	(45らいまでのうち読曲するもの) (2014)	制合)		ĸ
NU-Rule 日	H × (1 -])		
日 × 03 日 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	N- 40度 (A5らKまでのうち該当するもの)			
10(1).市販地農地等 「 「 「 日 三世は広田計算所 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 10(2). 「 「 「 11(2). 「 「 」 11(2). 「 「 」 11(2). 「 「 」 11(2). 「 「 」 11(2). 「 」 」 11(2). 「 」 」 11(2). 「 」 」 11(2). 「 」 」 11(2). 「 」 」 11(2). 「 」 」 11(2). <td< td=""><td>FI X 03</td><td></td><td></td><td></td></td<>	FI X 03			
円 - 主要法法法用計算系 10(2). 円 (日本)の評価額 円 (日本)の字価額 総額 (日本)の字価額) (日本)の字価額 総額 (日本)の字価額) (日本)の字価額 (日本)の字価額 (日本)の字価額 (日本)の字価額 (日本)の字価額 (日本)の字価額	10(1). 市街地農地等	×	200	PH 1.2
10(2). 円 13 自用地の評価額 13 自用地に平方メートル面たりの優額 総種 (自用地に出出たりの優額 化からよどのうちの認識記号) 地積 (自用地に出出たりの優額 (1) // //	A -	毛地边成青計算表		
自用地の評価額 は 自用地の評価額 自用地の評価額 (日用地1㎡当たりの価額 (日用地1㎡当たりの価額 (日用地1㎡当たりの価額 (日用地1㎡当たりの価額 (日用地1㎡当たりの価額	10(2).			Ħ
自用地の評価額 倉用地1中方メートル面付けの保護 地積 (自用地1m2当たりの保護 地積 (自用地1m2当たりの保護 M				u
自用地1平方メートル当たりの保護 (ムからよまでのうちの該当記号) の 日本 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の				
自用地1年方メートル、当たりの価額 (ムからにまでのうちの該当記号) 地積 (自用地1㎡当たりの価額) × (地種) M 0 円		自用地の評価額		
0 B	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうちの該当記号)	地積	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地線)	
		/		м
	0 A	af.	0	я

⑦第1表の入力が終了したら「登録」ボタンをクリックします。

第2表 国税庁路線	チェックシート	<:	編集> 印刷 宅地印刷	編集 登録	終了
第1表で登録ボタンを押すと	「第2表」と「大きな宅地チェ	ックシート」が入力可能こな	します。		
	土地及	び土地の上に存する構	転りの評価明細書		
対象データ 国税太郎					
		基本情報			
所轄局(所)署	東京国税 🗸 🗸	局(所) 新宿	署 令和 🗸 💿 年分		<u>ページ</u>
⑧続けて第2表を作用	成する場合には「第2	表」ボタンをクリッ	クします。		
第2表 国税庁路線	1曲 チェックシート	<:	編集> 印刷 宅地印刷	編集 登録	終了
第1表で宣録ホタンを押すと	「第2表」と「大きな宅地チェ	ックシート」が入力可能こな	ります。		
	土地及	び土地の上に存する構	権利の評価明細書		
対象データ <mark>国税太郎</mark>					
		基本情報			
所轄局(所)署	東京国税	局(所) 新宿	署 令和 🗸 💿 年分		ページ
⑨第2表の入力をしま	ます。入力が終わった	ら登録をします。登録	緑後、印刷または終了しま	ます。	_
第1表 国税庁路線	山田		< 編集> 印刷	編集 登録	
	土地及び日	:地の上に存する権利	の評価明細書(第2表)		
対象データ 国税太郎					
P:大規模工場用地 Q:ゴ)	りフ場用地 🗸				
	せ	ットバックを必要とする [:]	宅地の評価額		
(自用地の評価額)	(自用地の評価額)	(該当地種)	(総地積)		

土地等の評価明細書・第1表

第1表では路線価方式の土地や土地の上に存する権利の評価計算をします。

			基本	情報				
DF	(11) 墨	東京国報	✓ 局(所) 新宿		黒金和又(00 æw [×
	142/00/17/2	5K57 (1801)74	* X00707 (MITB			4,1		~ ~
	(住居表示)	新宿区001		使家	豆球			
ļ		<u> </u>						
	Tr +- 10 m2	新宿区001	T800	検索	登録 路線価	※所轄局、年、^	ページ、所在地番内の	
	所在吧審					都道府県により	り路線価ページを開き	ます。
			17800	縮切	5-18			
	住所(所在地)			17.310				
所有者								
	氏名(法人名)	国税太郎						
		新宿区001	TEOO	検索	登録			
使用者	(印)(加在地)	<u> </u>						
DC/II/W	100+10							
ļ	成石(成八石)	国祝田爭(休.						
	地目	宅地 🗸						
this a	※粉値(小粉店司)		600		話友別へ			_
AE494 ×	Sexue (1.externit)	I	800 M.		까여하는	1		
	正面	3,0	0.000 円		問ロ	30 m		
	/9I±	10	2000 m 条約 x4	距離	100 x ==			
路線価	091/3	1 1,0	0000 H HAE *		9411	20 m		
	側方		円 角地 💙	相定	問ロ	m		
	東南			整形地	康行	m		
	37(11)		-		9613	m		
	利用区分	貸家建付地	~	-		~		
	利用区分2	-	~					
		La de ser ser entre						
	地区区分	ビル街地区	~					
借地權	割合(R·S·U·W·X)							
	table(ov.)			参考事項				
借家	1世名小田(名・1/・1/)							
賃貸(賃(借)割合							
F								_
			第1表 自用地	1平方メー	トル当たりの面	顧		
1 98-2	刺ってするないね						(研修 4-2) 四	
(IE)	面路線価)	(奥行価格補	正率)				CILLER (M) H	4
	3,000,000 PP ×	094	I				2,820,000	^
	× 1.1 ×	0.54						
2. 二路線	泉口面する宅地						H	
	(A)	(側方路線	a) (具行補正率)	(制方加算率)		型 ^{半)}	0.007.000	в
	2,820,000円 +	1,000	000 H × 10.96 ×	0.07	×	÷	2,887,200	
3. 三路部	泉口面する宅地							
	(8)	()	(奥行補正率)	()	(88	整率)	A	0
	円 +		H× X		×	÷		
					,			-
4.四路線	泉口面する宅地						円	
	(0)	()	(與行補正率)	0		整平) 		D
	円 +		H× × ×		×	÷		
5-1.間	同が連小な字地等							
(Am6D)	までのうち該当するもの)	(間口狭小補正	率) (奥行長大補正率)					F
	н×		× ()					
	11.0							
5-2.不	「整形地						_	
(Am6Dz	までのうち該当するもの)	不整形地補正	率 ※				н	
※小型1 (想定整)	9地補止平の計算 形地の間口距離)(想定!	整形地の奥行距離	 (想定整形地の地積) 					
	m ×	m =	- mi					
(想定)	整形地の地積)	(不整形地の地	(想定整形地の地積)	(かげ	(地割合)			F
×.	m - 1		n)÷ m	-	96			
(不整形地	3補正平表の補正平)	(間口狭小補正率) _ •					
	×		= 0	- 教育(林福田)	* (© @ @ 11###	to del 1 a tel		
(奥行	「長大補正牢) (間口狭小補正牢)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	下至形地捕工	- 0.6を下限とする)))		
	×		= 0					
6. W###	見様の大きな字体						-	
(Ath6F#	までのうち該当ずるもの)	規模格差補正率	« —	-			н	
	Η×							G
	(地積((A))	((B))	((0)) (地稽(()	A3))	(小型	(点2位切捨)		
-{(mi	×	+)÷		mi}×0.8=			
7 40.20	8:4ah						_	
(F又は)	Gのうち該当するもの)	(割合の計算 0.4	を上限とする)				н	
	Η×	(1 -)					н
1	(正面路線価)	(通路音	(F又はGのう)	ち該当するもの	の) (評価対象地の))地積)		
C	Η×	-	mi)÷(۳	× n	1) =		
8-1.*	计力地等奏有 オス字母	hi he	() () () () () () () () () () () () () (mine	·		р	
(A/SH4	までのうち該当するもの)	(がけ地捕正率)			_			1
	円 ×							
	Tol. constant at The same of						m	
8-2.±	••汉吉特别警戒区4	町内にある宅地	特別警戒区域の地積=	1	mi		н	
(AM) 6H8	までのつち該当するもの) 円 メ	特別警戒区域社	正 中梁					
*が	地補正率の適用が	ある場合の特別	警戒区域補正率の計算(0.5を	下限とする)	1			J
			かけ 力地 地 稜 =		mi 🛱 🖌			
(特別答戒	区域補正率表の補正率)(がけ地補正率)	-					
	×		-					
9. 容積3	客の異なる2以上の地	域にわたるも	b				д	
(Ath 6Ja	までのうち該当するもの)	(控)	(金)					К
	Η×	(1 -)					
10. 新潮							д	
(AmGKa	までのうち該当するもの)							L1
	円 ×	0.3						
10(1). 7	巾街地農地等	_	~				н	1.2
	円 -		宅地造成费計算表					4
			_	_				
10(2).							H	
								13
			自用地(の計価額				
自用	地理方メートル当た	りの価額	地積		(4=	総額	ቼ) × (ቀቀፋቋን	
(A)	いっしょ こりつちり話	1972)			「日用	一面 一面 とりの加載	87 × (31288)	
			1					м
(8)		2,887,200円		600	m		1,732,320,000	

奥行価格補正率 側方路線影響加算率	「奥行距離」と「地区区分」から自動算出します。(①奥行価格補正率表 参照) 「地区区分」と「角地区分」から自動算出します。(②側方路線影響加算率表 参照)
二方路線影響加算率	「地区区分」から自動算出します。(③二方路線影響加算率表 参照)
間口狭小補正率	「間口距離」と「地区区分」から自動算出します。(④間口狭小補正率表 参照)
奥行長大補正率	(「奥行距離」÷「間口距離」)と「地区区分」から自動算出します。(⑤奥行長大補正率表参照)
間口狭小の条件	(⑥間口狭小の条件 参照)
不整形地補正率	「地区区分」、「かげ地割合」及び「地積区分」から自動算出(⑦不整形地補正率表 参照)
かげ地割合=	(想定整形地の地積-評価対象地の地積)÷想定整形地の地積
地積区分二	「地区区分」及び評価対象地の地積から決定(⑧不整形地補正率を算定する際の地積区分表参照)

規模格差補正率の算定 三大都市圏とそれ以外の地域で表が分かれています。 「地積」と「地区区分」から自動算出します。(⑨規模格差補正率を算定する際の表参照)

がけ地補正率 「がけ地割合」と「がけ地の方位」から自動算出します。(⑩がけ地補正率表 参照) がけ地割合二がけ地地積・総地積

特別警戒区域補正率 「特別警戒区域の地積」÷「総地積」から自動算出します。(⑪特別警戒区域補正率表参照) ※①~⑪の資料は P.137~P.139 を参照して下さい。

至4					
所轄	锔(所)署	所轄の税務署情報を選択、入力します。また何年度分か入力します。			
住居	表示	住居表示を入力します。			
所在	世番	所在地番を入力します。			
所有	住所(所在地)	所有者の住所を入力します。			
者	氏名(法人名)	所有者の氏名を入力します。			
使田	住所(所在地)	使用者の住所を入力します。			
者	氏名(法人名)	使用者の氏名を入力します。			
地目]	該当地目を選択します。			
地積	🎚 ※数値(小数点可)	土地の地積を入力します。			
所有	割合	共有の所有物である場合、所有割合を入力します。			
	正面	正面路線の路線価を入力します。			
路	側方	側方路線の路線価を入力します。			
線	側方	側方路線の路線価を入力します。			
1Ш	裏面	裏面路線の路線価を入力します。			
距	間口	側方路線、間口が狭小な宅地等の補正率の自動算出が必要な場合、必ず入力し 奥行価格補正率の自動算出が必要な場合、必ず入力します。	/ます。		
離	奥行				
想	間口	想定整形地の間口の距離を入力します。			
整					
形 地	奥行	※5-2 不整形地の計算か必要な場合は必ず人力します。			
利用	1区分	該当項目を選択。※該当土地の利用区分を選択します。			
利用	1区分2	該当項目を選択。※該当土地の利用区分を選択します。			
地⊵	区分	該当項目を選択。※正面路線の地区区分を選択します。			
借北	e権割合(R・S・U・W・X)	借地権割合を入力します。			
借家	『権割合(S・V・Y)	借家権割合を入力します。			
賃貸	割合	賃貸割合を入力します。			
参考	等項	参考事項を入力します。			
第1	表 自用地1平方メートル	当たりの価格			
1	路線に面する宅地	(正面路線価)×(奥行価格補正率) ※「肉行価格補正率」の管出方法は、P127を参照	А		
2-	· 敗迫に両すス它地	※ [央门 11	R		
	国家に回りる七地		D		
		A 「 (例)」 四線価/ へ (英口価 1 間 正平) へ (例) 加昇平) へ (
		第二、「同方山は「「二、「「「一」」、「「一」」、「「「「」」、「「「」」、「「」、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「			
		※「風行価格補正率」「側方加算率」「一方加算率」の管出方法はP1.37			
		を参照			
		※加算率の調整を行う場合は(調整率)欄に入力します。			

		1
3.三路線に面する宅地	側方下段 [角地・準角地] に路線価がある場合	С
	B+(側方下段路線価)×(奥行価格補正率)×(側方加算率)×(調整率)	
	側方下段 [非角地] に路線価がある場合	
	B+(側方下段路線価)×(奥行価格補正率)×(二方加算率)×(調整率)	
	裏面に路線価がある場合	
	B+(裏面路線価)×(奥行価格補正率)×(二方加算率)×(調整率)	
	※ [奥行価格補正率] [側方加算率] [二方加算率] の算出方法は P.137	
	を参照	
	※加算率の調整を行う場合は(調整率)欄に入力します。	
4.四路線に面する宅地	C+(裏面路線価)×(奥行価格補正率)×(二方加算率)×(調整率)	D
	※ [奥行価格補正率] [二方加算率] の算出方法は P.137 参照	
	※加算率の調整を行う場合は(調整率)欄に入力します。	
5-1.間口が狭小な宅地等	A~D×(間口狭小補正率)×(奥行長大補正率)	E
	※ 「間口狭小補正率」 「奥行長大補正率」 の算出方法は P.138 を参照	
	※間口狭小の計算条件の範囲内で計算がかかります。P.138 を参照	
5-2 不整形地	(A~Dのうち該当するもの)×(不整形地補正率)	F
	※a あるいは b の値の小さい方(06 を下限)	•
	※「不整形地補正率」「問口狭小補正率」「用行長大補正率」はP138	
	※「地区区分」がビル街地区の提合は計算しません	
	※1 地区区力」が八工场地区で地積が3,000 11200 場合は計算しません。	
	※5-1 と 5-2 け 手	
		C
0.地植祝候の入さな七地		G
	{(地積((A) × ((B)+(C)) ÷ (地積(A))}× (C8×小数品第3位以下切拾(
	※ 1000 m以上・二人都中圏以外 1000 m以上 (計算)	
(.無迫路地	F 乂はGに該当するもの×(1一無迫路地の割合(0.4 を上限))	H
	※無道路地の割合は(「正面路線価」×「通路部分の面積」)÷(F×評	
	※「通路部分の地積」を入力すると計算します。	-
8-1.がけ地等を有する宅地	(A~Gのうち該当するもの)×(がけ地補正率)	1
	※[がけ地補正率]は、P.139を参照	
	※「がけ地地積入力」と「がけ地の方位(東西南北)」を選択すると計算	
	します。	
8-2.土砂災害特別警戒区域内	(A~Hのうち該当するもの)×(特別警戒区域補正率)	J
にある宅地	※がけ地補正率適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算	
	(特別警戒区域補正率表の補正率×がけ地補正率(小数点以下2位未満切捨(0.5を下限))	
	※1時別警戒区域補止率表」は、P.139を参照	
9 容積率の異なる2以上の地	(A~Jのうち該当するもの)×(1-控除割合)	K
域にわたる宅地	※「控除割合」を入力すると計算します。	
10.私道	(A~K のうち該当するもの)×0.3	L1
	※「利用区分」が私道である場合のみ計算します。	
10(1).市街地農地等	(A~K のうち該当するもの)-宅地造成費	L2
	※市街地周辺農地を選択した場合、総額 K の算出時×0.8 します。	
	※宅地造成費は、宅地造成費計算表ボタンから控除額を計算できます。	
	※「地目」が田・畑・山林・原野・雑種地である場合のみ L2 を計算しま	
	す。	
10(2).自由入力欄	文字入力枠・金額入力枠ともに手入力となります。	L3
	※L1・L2を入力した場合は入力不可。	
自用地の評価額		
	(自用地1 m当たりの価額) A~L までのうち該当する記号と金額を転記	Μ
	します。	
	(地積) 該当土地の地積と、上段に持分割合を転記します。	
	(総額) = (自用地 1 m当たりの価額) × (地積) × (持分割合)	

①奥行価格補正率表

地区区分							
				关闭支援 化电化合体压	**********		
奥行距離	ビル街地区		繁華街地区	音週簡美・ 併用住宅地区	普週任宅地区	甲小工場地区	大工場地区
(x-F/V)							
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満		0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6 " 8 "	0.84	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8 // 10 //	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10 // 12 //	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12 // 14 //	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14 // 16 //	0.92	1.00				0.98	0.98
16 // 20 //	0.93					0.99	0.99
20 // 24 //	0.94					1.00	1.00
24 // 28 //	0.95				0.97		
28 // 32 //	0.96		0.98		0.95		
32 // 36 //	0.97		0.96	0.97	0.93		
36 // 40 //	0.98		0.94	0.95	0.92		
40 // 44 //	0.99		0.92	0.93	0.91		
44 // 48 //	1.00		0.90	0.91	0.90		
48 // 52 //		0.99	0.88	0.89	0.89		
52 // 56 //		0.98	0.87	0.88	0.88		
56 / 60 /		0.97	0.86	0.87	0.87		
60 // 64 //		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64 // 68 //		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68 // 72 //		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72 // 76 //		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76 // 80 //		0.92	0.81	0.82			
80 // 84 //		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84 // 88 //		0.88		0.80			
88 // 92 //		0.86			0.81	0.90	
92 // 96 //	0.99	0.84					
96 // 100 //	0.97	0.82					
100 ″	0.95	0.80			0.80		

②側方路線影響加算率表

배모모分	加算率		
JUDD //	角地の場合	準角地の場合	
ビル街地区	0.07	0.03	
高度商業地区 繁華街地区	0.10	0.05	
普通商業·併用住宅地区	0.08	0.04	
普通住宅地区 中小工場地区	0.03	0.02	
大工場地区	0.02	0.01	

③二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街地区	0.03
高度商業地区 繁華街地区	0.07
普通商業·併用住宅地区	0.05
普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区	0.02

④間口狭小補正率表

地区区分 間口距離 (メートル)	ビル街地区	高度商業地区	繁華街地区	普通商業· 併用住宅地区	普通住宅 地区	中小工場地区	大工場地区
4未満	-	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	1000 (1000)	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6 " 8 "	10 <u>1</u> 0	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8 " 10 "	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10 // 16 //	0.97					1.00	0.97
16 // 22 //	0.98						0.98
22 // 28 //	0.99						0.99
28 ″	1.00						1.00

⑤奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街地区	高度商業地区 繁華街地区 普通商業・ 併用住宅地区	普通住宅地区	中小工場地区	大工場地区
2以上3未満	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00
3 " 4 "		0.99	0.96	0.99	
4 " 5 "		0.98	0.94	0.98	
5 " 6 "		0.96	0.92	0.96	
6 " 7 "		0.94	0.90	0.94	
7 " 8 "		0.92		0.92	
8 ″		0.90		0.90	

⑥間口狭小の条件

	8		2		間口が狭小な宅地	奥行が長大な宅地
		地区区刀	8		間口距離	奥行距離÷間口距離
Ę	ıl	街	地	X	28 m未満	-1
高	度	商業	地	X	8m未満	3以上
繁	華	街	地	X	4m未満	3以上
普ì	重商業	ŧ・併用	住宅	地区	6m未満	3以上
普	通	住 宅	地	X	8m未満	2以上
中	小	工場	地	X	10m未満	3以上
大	I	場	地	X	28m未満	-1

⑦不整形地補正率表

地区区分	高度商業地区、繁華街地区、普通商業·併用住宅地区、中 小工場地区			普通住宅地区		
地積区分	Α	в	0	A		0
かげ地割合	_ ^		U			Ŭ
10%以上	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	0.99
15% ″	0.98	0.99	0.99	0.96	0.98	0.99
20% "	0.97	0.98	0.99	0.94	0.97	0.98
25% #	0.96	0.98	0.99	0.92	0.95	0.97
30% ″	0.94	0.97	0.98	0.90	0.93	0.96
35% ″	0.92	0.95	0.98	0.88	0.91	0.94
40% ″	0.90	0.93	0.97	0.85	0.88	0.92
45% #	0.87	0.91	0.95	0.82	0.85	0.90
50% ″	0.84	0.89	0.93	0.79	0.82	0.87
55% ″	0.80	0.87	0.90	0.75	0.78	0.83
60% "	0.76	0.84	0.86	0.70	0.73	0.78
65% ″	0.70	0.75	0.80	0.60	0.65	0.70

⑧不整形地補正率を算定する際の地積区分表

地積区分	A	В	С
高度商業地区	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上
繁華街地区	450m ² 未满	450m ² 以上 700m ² 未満	700m²以上
普通商業・併用住宅地区	650m ² 未満	650m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m²以上
普通住宅地区	500m ² 未満	500m ² 以上 750m ² 未満	750m²以上
中小工場地区	3,500m ² 未満	3,500m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m²l以上

⑨規模格差補正率を算定する際の表

イ 三大都市圏に所在する宅地

着通商業・併用住宅 地区区分 **着 通 住 宅** 地積㎡ C ø 500以上1,000未満 25 0.95 1,000 // 3,000 // 0.90 75 3,000 // 5,000 // 225 0.85 5,000 // 0.80 475

ロ 三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地区区分	普通商業· 普通	·併用住宅 住宅
地積㎡	ß	Ģ
1,000以上3,000未満	0.90	100
3.000 // 5.000 //	0.85	250
5,000 #	0.80	500

⑩がけ地補正率表

がけ地の方位				
<u>がけ地地積</u> <u>総地積</u>	南	東	西	ik.
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20 ″	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30 ″	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40 ″	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50 #	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60 "	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70 ″	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80 ″	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90 ″	0.70	0.65	0.60	0.53

⑪特別警戒区域補正率表

特別警戒 区域の地積 総 地 積	補正率
0.10以上	0.90
0.40 ″	0.80
0.70 //	0.70

土地等の評価明細書・第2表

第2表では、第1表で指定した「利用区分」に該当する項目の評価計算をします。



第2表		
セットバックを必要とする宅地の 評価額	「N セットバック」を選択すると計算がかかります。	Ν
都市計画道路予定地の区域内にあ る宅地の評価額	「O都市計画道路予定地」を選択すると計算がかかります。	0
セットバック・都市計画道路予定地	「N セットバック O 都市計画道路予定地」を選択すると計算がかかります。	NO
大規模工場用地等の評価額	「P 大規模工場用地等」を選択すると計算がかかります。	Р
ゴルフ場用地等	「Qゴルフ場用地等」を選択すると計算がかかります。	Q
大規模工場用地等・ゴルフ場用地	「P 大規模工場用地 Q ゴルフ場用地」を選択すると計算がかかります。	PQ
区分所有財産に係る敷地利用権の評価額	「R区分所有財産」を選択すると計算がかかります。	R
区分所有財産に係る敷地利用権の評価 額【居住用の区分所有財産の場合】	「R区分所有財産 S居住用区分所有財産」を選択すると計算がかかります。	RS
7	その他「RとSを含む」組み合わせ NR、NRS、OR、ORS、NOR、N	NORS
総額計算による価額		
貸宅地	利用区分が貸宅地の時、自用地の評価額と借地権割合から T を自動計 算します。	Т
貸家建付地	利用区分が貸家建付地でその他の権利を選択していない場合、自用地 の評価額と借地権割合、借家権割合、賃貸割合からしを自動計算しま す。 その他の権利を選択している場合、Vの金額と借地権割合、借家権割 合、賃貸割合からした自動計算します	U
()権の目的となっている土地	 利用区分がその他の権利の目的となっている土地を選択している時、 自用地の評価額と手入力した割合から V を自動計算します。 () 内に権利名を入力します。 	V
借地権	利用区分が借地権の時、自用地の評価額と借地権割合から W を自動計算します。	W
貸家建付借地権	利用区分が貸家建付借地権の時、自用地の評価額と借地権割合からW を自動計算し、WまたはADと借家権割合、賃貸割合からXを自動 計算します。	×
転貸借地権	利用区分が転貸借地権の時、自用地の評価額と借地権割合からWを 自動計算し、WまたはADと借地権割合からYを自動計算します。	Y
転借権	利用区分1が転借権の時で利用区分2がない場合、自用地の評価額と 借地権割合からWを自動計算し、WまたはADの金額と借家権割合 からZを自動計算します。 利用区分1が転借権の時で利用区分2が貸家建付借地権の場合、W を自動計算後、WまたはADと借家権割合、賃貸割合からXを自動 計算しXと借地権割合からZを自動計算します。	Z
借家人の有する権利 	利用区分1が借家人の有する権利で利用区分2が借地権の場合、自用 地の評価額と借地権割合からWを自動計算し、WまたはAD金額と 借家権割合、賃貸割合からAAを自動計算します。 利用区分1が借家人の有する権利で利用区分2が転借権の場合、Wを 自動計算後、WまたはADの金額と借地権割合からZを自動計算し、 Zと借家権割合、賃貸割合からAAを自動計算します。	AA
()権	利用区分1がその他の権利の場合、自用地の評価額と手入力した割合からABを自動計算します。権利名は利用区分2で選択したものを表示します。	AB
権利が競合する場合の土地	「該当」を選択した場合、T または V の金額と手入力した割合から AC を自動計算します。該当する割合名を選択します。	AC
他の権利と競合する場合の土地	「該当」を選択した場合、WまたはABの金額と手入力した割合から ADを自動計算します。該当する割合名を選択します。	AD
備考	備考を入力します。	

6-2. 財産評価明細書 配偶者居住権等の評価明細書

配偶者居住権、居住建物、敷地利用権及び居住建物の敷地の用に供される土地の評価を行います。 ※財産一覧表への転記はありません

①相続税トップメニュー画面を開きます。 ②「評価明細書」をクリックします。

相続税トップメニュー					
	対象データ【国税太郎】 【 〇〇 年01月01日以降版】				
≥ 基本登録	▶ 評価明細書				
▶ 財産と債務データ入力	🛃 その他				
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷				
	☆ TOP				

③「配偶者居住権等の評価明細書」をクリックします。

評価明細書	<u>印刷設定について(必読</u>)	【国税 太郎】 【○○ 年01月01日以降版】
土地等の評価明細書		営業権の評価明細書
配偶者居住	:権等の評価明細書	定期金の評価明細書
市街地農	建地の評価明細書	定期預金等の評価明細書
取引相場のな	い株式の評価明細書	山林・森林の立木の評価明細書
上場株:	式の評価明細書	
店頭銘杯	所他の評価明細書	財産一覧表(相続税へ連動)
	戻	5



⑤入力が終了したら「登録」ボタンをクリックしてデータの登録を行い、「印刷」ボタンまたは「終了」ボタンを クリックします。

<編集>	印刷	削除	編集	登録	終了
配偶者居住権等の評価明細書					
対象データ 国税 太郎					

※土地は No.1 から No.10 まで入力可能になっています。

	【土地No.1】	[土地No.10]				
	(被相続人氏名) 国税 太郎 持分割合 / [2]	(被相続人氏名) 国税 太郎 持分割合 / [[2]			
土地	(共有者氏名) 持分割合 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	土 地 (共有者氏名) 持分割合 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
	(共有者氏名) 持分割合 持分割合 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(共有者氏名) 持分割合 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
	評価の基礎となる価額	評価の基礎となる価額				
	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額 [12]	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相談税評価額 円 [17]	2]			
	共有でないものとした場合の相続税評価額 [13]	共有でないものとした場合の相続税評価額	3]			
+th	(12)時級被評価額 (2)持分割合) (32) (四未満切巻7) 円 相続税評価額 円 × / / [14]	[1]の相談検評価額 (2)持分割合) (定) (中未減切除で)円 本地 (日本減切除で)円 × / × (日本減切除で)円 [1-1]	4]			
1.0	□ [14]を時価で計算する場合	□ [14] 述時価で計算する場合				
	○ 配偶者居住権に基づく数地利用権の価額 ○ 配偶者居住権に基づく数地利用権の価額					
 土地の 	相続人が配偶者のみの場合	□ 土地の相続人が配偶者のみの場合				
(12)の相能	機評価額) (5)賃貸以外の床面積/(5)層住種物の床面積) (1)と(2)のいずれかぎい特分割合) (年) (年) (年) (年) (年) (日本満四路五入) 円 円 × m / m × / × (一) (日本満四路五入) 円 [18]	(11)の相続後評価等) (5)損気以外の舟面線/(6)属住強物の舟面線) (11)と(2)のいずわか低い持分動合) (第) (1)	8]			
₫18						
	○ 居住建物の敷地の用に供される土地のの価額	○ 居住建物の敷地の用に供される土地のの価額				
([14])) ([14])	(14の相続税評価額) (13)敷地利用権の価額) 円 円 一 円 (23)	0 <mark>]</mark>				
備考 備考						
-			_			

配偶	配偶者居住権等の評価明細書					
建物	被相続人氏名		被相続人登録より転記します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	①被相続人持分割合		持分割合を入力します。			
	配偶者氏名		相続人登録より配偶者に該当するデータを転記します。			
彻			(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	配偶者持分	割合	持分割合を入力します。			
所在	地番		所在地番を入力します。			
(住	居表示)		住居表示を入力します。			
	②被相続人	氏名	被相続人登録より転記します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	被相続人持分割合		持分割合を入力します。			
±	共有者氏名		共有者氏名を入力します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
地	共有者持分	割合	持分割合を入力します。			
	共有者氏名		共有者氏名を入力します。(持分割合が入力されている場合に印刷)			
	共有者持分割合		持分割合を入力します。			
	建物の耐	(建物の構造)	建物の構造を選択します。※印刷については、手入力データが優先			
	用年数	③耐用年数	配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数より算出します。			
			[配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数] は、P.146 を参照			
	建築後の	(建築年月日)	建築年月日を入力します。			
居	経過年数	(配偶者居住権が 設定された日)	配偶者居住権が設定された日を入力します。			
江		経過年数	建築年月日から配偶者居住権が設定された日より算出します。			
<u></u> 物		④建築後経過年	経過年数を転記します。			
т Д		数				
内	建物の利	⑤建物のうち賃	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計を			
	用状況等	買の用に供されている部分の	入力します。			
		の部分の床面積				
		の合計				
		 ⑥建物の床面	建物の床面積の合計を入力します。			
	積の合計					
而つ	[存続期 間が終身		(配偶者居住権が 設定された日)	存続期間満了日を入力した場合、建築後の経過年数欄で入力した 配偶者居住権が設定された日を転記します。		
-------------	---	--	-------------------------------------	--		
偶	以5	トの場	(存続期間満了日)	存続期間満了日を入力します。		
者	110 仔 続 年数]		④存続年数	配偶者居住権が設定された日から存続期間満了日より算出します。		
「「住権」の	 (配偶者居住権が 設定された日に [存続期間 おける配偶者の が終身の場 満年齢) 			配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢を算出します。		
存	合の)存続年	配偶者生年月日	相続人登録より配偶者に該当するデータを転記します。		
続	数」		性別	性別を選択します。		
年			⑧平均余命	生命表より配偶者の年齢と性別をもとに算出します。 [平均余命] は、P.146 を参照		
数	CA	とBの	いずれか短い年	④とBのいずれか短い年を転記します。		
等	⑦存	F続年数		©を転記します。		
	8褀	夏利現価	率	複利現価率は存続年数をもとに算出します。 [複利現価率] は、P.146を参照		
		⑨賃貸のず、かつした場合	の用に供されておら の、共有でないものと 診の相続税評価額	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税 評価額を入力します。		
		 10共有 場合の 	でないものとした 目続税評価額	共有でないものとした場合の相続税評価額を入力します。		
	建	100	D相続税評価額	⑩の相続税評価額を転記します。		
	物	17	寺分割合	①持分割合を転記します。		
		①相続	税評価額	⑩の相続税評価額×①持分割合(円未満切捨て)		
≣亚		[11]	を時価で計算	⑩の相続税評価額×①持分割合の計算ではなく、手入力項目を印刷したい		
価		する	場合	場合にチェックを付けます。		
っ の		手ノ	、力項目			
基	-		が信貸の日に仕なり	※[11]を時価で計算9る場合にナエックか付いている場合は、手人刀項目を優先で印刷		
礎 と な		しまかが負責の用に供され えおらず、かつ、土地が共 有でないものとした場合の 相続税評価額		建物が負負の用に供されておらず、かう、工地が共有でないものとした場合の 相続税評価額を入力します。		
る 価		13 共有 場合の	でないものとした 相続税評価額	共有でないものとした場合の相続税評価額を入力します。		
額		(130	D相続税評価額	⑬の相続税評価額を転記します。		
	土	②持	寺分割合	②持分割合を転記します。		
	地	(ጃ	x)	借地権割合等、必要に応じて率を手入力します。		
		14相続	税評価額	13の相続税評価額×②持分割合×(率)(円未満切捨て) ※率の入力がある場合、率を印刷		
		[14]を 場合	時価で計算する	13の相続税評価額×2持分割合×(率)の計算ではなく、手入力項目を印刷したい場合にチェックを付けます。		
		手入	力項目	手入力項目(40文字×4行)		
				※[14]を時価で計算する場合にチェックが付いている場合は、手入力項目を優先で印刷		
〇配	偶者周	舌住権の)価額			
	(9 <i>0</i>	D相続税	評価額)	⑨の相続税評価額を転記します。		
j.	賃貸害	启		⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積		
	1)持分	割合		①持分割合を転記します。		
15配 る居	15配偶者居住権の評価の基礎となる居住建物の時価			⑨の相続税評価額×(⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積)×①持分割合(円未満四捨五入)		
	(15の金額)			⑮の金額を転記します。		
<u>ځ</u>	年数割合			③耐用年数-④経過年数-⑦存続年数:③耐用年数-④経過年数		
(8	⑧複利現価率			⑧複利現価率を転記します。		
16記偶者居住権の価額)価額	 (1)の金額一(5)の金額×(3)耐用年数一(4)経過年数一(7)存続年数÷(3)耐用年数一 (4)経過年数)×(8)複利現価率(円未満四捨五入) 		
〇居	住建物	物の価額	Į			
	$(\textcircled{1})\mathcal{O}$	相続税調	平価額)	①の相続税評価額を転記します。		
	(16酉	偶者居住	主権の価額)	16配偶者居住権の価額を転記します。		
①居	住建	物の価額	Į	⑪の相続税評価額一個配偶者居住権の価額		

〇配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額							
±	地の相続人が配偶者のみの場合	チェックを付けると、1819の計算はかかりません。					
	⑫の相続税評価額	⑫の相続税評価額を転記します。					
	賃貸割合	⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積					
	①と②のいずれか低い持分割合	①と②のいずれか低い持分割合を転記します。					
	(率)	借地権割合等、必要に応じて率を手入力します					
(18	敷地利用権の評価の基礎となる	⑩の相続税評価額×(⑤賃貸以外の床面積÷⑥居住建物の床面積)×①と②の					
扂	皆住建物の敷地の時価	いずれか低い持分割合(円未満四捨五入)※率の入力がある場合、率を印刷					
	(18の金額)	18の金額を転記します。					
	(⑧複利現価率)	⑧複利現価率を転記します。					
(19	敷地利用権の価額	18の金額-18の金額×8複利現価率(円未満四捨五入)					
С)居住建物の敷地の用に供される土	地の価額					
	(⑭の相続税評価額)	⑭の相続税評価額を転記します。					
	(⑲敷地利用権の価額)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
(20	居住建物の敷地の価額	⑭の相続税評価額一⑲敷地利用権の価額					
僱	诸						
偏	诸	手入力項目(50文字×4行)					

《参考1》配偶者居住権の評価で用いる建物の構造別の耐用年数(「居住他建物の内容」③)

構 造	耐用年数	構 造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	71	金属造(骨格材の肉厚3mm以下)	29
れんが造、石造又はブロック造	57	木造又は合成樹脂造	33
金属造(骨格材の肉厚4mm超)	51	木骨モルタル造	30
金属造(骨格材の肉厚3mm超~4mm以下)	41		

《参考2》生命表(完全生命表)に基づく平均余命(「配偶者居住権の存続年数等」B)

Mit Are add	平均]余命	Sale Per dala	平均	余命	Sills Ant	- 平北	匀余命	11	other days	平均	「余命	
海干師	男	女	海牛師	男	女	御牛	町 男	女	11	海平師	男	女	1
18	64	70	38	44	50	58	26	31	11	78	11	14	1 F
19	63	69	39	43	49	59	25	30	11	79	10	13	1 Г
20	62	68	40	43	48	60	24	29	11	80	9	12	1 F
21	61	67	41	42	47	61	23	29	11	81	9	12	1 F
22	60	66	42	41	46	62	22	28	1 [82	8	11	1 C
23	59	65	43	40	45	63	22	27	11	83	8	10	1 F
24	58	64	44	39	44	64	21	26	1 [84	7	9	1 E
25	57	63	45	38	44	65	20	25	11	85	7	9	1 F
26	56	62	46	37	43	66	19	24	11	86	6	8	1 F
27	55	61	47	36	42	67	18	23] [87	6	7	1 C
28	54	60	48	35	41	68	18	22] [88	5	7	1 E
29	53	59	49	34	40	69	17	21	1 [89	5	6	1 F
30	52	58	50	33	39	70	16	20	11	90	4	6	1 F
31	51	57	51	32	38	71	15	20	11	91	4	5	1 F
32	50	56	52	31	37	72	15	19] [92	4	5	1 C
33	49	55	53	30	36	73	14	18] [93	4	5	1 E
34	48	54	54	29	35	74	13	17] [94	3	4] [
35	47	53	55	29	34	75	13	16] [95	3	4] -
36	46	52	56	28	- 33	76	12	15] [96	3	3]
37	45	51	57	27	32	77	11	15	1 [97	3	3	1

200 AL: 65	平均	余命
间牛	男	女
98	3	3
99	2	3
100	2	3
101	2	2
102	2	2
103	2	2
104	2	2
105	2	2
106	2	2
107	1	2
108	1	1
109	1	1
110	1	1
111	1	1
112	1	1
113	1	1
114	-	1

《参考3》 複利現価率(法定利率3%)(「配偶者居住権の存続年数等」⑧)

存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率	存続年数	複利現価率
1	0.971	11	0.722	21	0.538	31	0.400	41	0.298	51	0.221	61	0.165
2	0.943	12	0.701	22	0.522	32	0.388	42	0.289	52	0.215	62	0.160
3	0.915	13	0.681	23	0.507	33	0.377	43	0.281	53	0.209	63	0.155
4	0.888	14	0.661	24	0.492	34	0.366	44	0.272	54	0.203	64	0.151
5	0.863	15	0.642	25	0.478	35	0.355	45	0.264	55	0.197	65	0.146
6	0.837	16	0.623	26	0.464	36	0.345	46	0.257	56	0.191	66	0.142
7	0.813	17	0.605	27	0.450	37	0.335	47	0.249	57	0.185	67	0.138
8	0.789	18	0.587	28	0.437	38	0.325	48	0.242	58	0.180	68	0.134
9	0.766	19	0.570	29	0.424	39	0.316	49	0.235	59	0.175	69	0.130
10	0.744	20	0.554	30	0.412	40	0.307	50	0.228	60	0.170	70	0.126

6-3. 財産評価明細書 市街地農地等の評価明細書

市街地農地等の評価の元となる宅地について「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」に準じて評価します。

①相続税トップメニュー画面を開きます。

②「評価明細書」をクリックします。

相続税トップメニュー					
tö	○ 年01月01日以降版】				
2 基本登録	2 評価明細書				
▶ 財産と債務データ入力	▶ その他				
≥ 相続税申告書	▶ 連続印刷				
	ФТОР				

③「市街地農地等の評価明細書」をクリックします。

評価明細書	<u>印刷設定について(必読</u>)	【国税 太郎】 【○○年01月01日以降版】
土地等	の評価明細書	営業権の評価明細書
配偶者居住	i権等の評価明細書	定期金の評価明細書
市街地農	と地の評価明細書	定期預金等の評価明細書
取引相場のな	い株式の評価明細書	山林・森林の立木の評価明細書
上場株:	式の評価明細書	
店頭銘杯	雨他の評価明細書	財産一覧表(相続税へ連動)
	戻	8

④「新規登録」ボタンを押してデータを追加します。

市街地農	豊地の評価明細書 デ・	一夕選択	国税 太郎】	戻る
新規登録				
	No.	住所		0

⑤必要な箇所に入力します。

								<編集	> 印刷	編集	登録	終了
						市街地農地	時の評	師聯書				
対象	€7	ス 国務	〔 太郎									
市街	也農地	9	~									
		ēf a	ta tah	æ					検索 登	録		
			1 12									
		現う	兄地	B	未選択	✓ (1)	地積		m			
					評価の	墓とした宅地の	01平方メー	トル当たりの評(面額			
		होता व	在 地	番				_		[録		
		່າງ≣ສ√ສ	:#5 ~ 54	***	<u> </u>							
		2) 8410	189 U Jan.	범이요								
		(4)	- -	+E\								
		(3) (⥠100	3円)		1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1						
				\$¥10	19 念炭地等か	පොස (කරුව	した場合の	川平方メートル音	当725月の18平1曲路見 1			
	40 ET	ла L жи	6I + Z	の曲地策の								
j,	4) 平 首路が	画上考れ らの距離 あまめの	記したて 載、形状	の最地寺の 等の条件に	i							
	e ~:	H100890.	/#T异 ^]	*								
		(m) (- . .	eta Er \	 							
		(5) (a# 100	観日)		11 12	±	-1 <i>44</i>				
					体制体力 开	-1548) (+ 7 = (+)	回ぬ質の	訂具	n. #1011-1 #10.5		[4]	
		整	地費		「通知を表	93000##J		(1m当79)	()整地变) []		[6]	
	彩				」 ((讲学• 抜相感	(要する面経)		(1前当たり)	□ D(供李·抜根要)		[7]	
	- 地 妻	做≵	抜根費			mi ×						
		1.1. 67			(地盤改良を	要する面積)		(1mi当だり)	の <u>土盛</u> 費)		[8]	
		地盤	WRŦ			mi ×			Ħ			
平井	平 出 土盛サ (土盛切) 地 土山黄 (擒望西)		を要する面積))	(平均)の高さ)	(1mi当たりの)	土盛費)	[9]			
通				mi ×		m ×	E P.	1				
			面の長さ)		(平均	1の高さ)	(1mi当たりの)	土止費)	[10]			
				mi ×		m ×	<u>н</u> н					
	ī	合計額の	計算			(6) + (7) + (8) +	(9) + (10)			[11]	
											[19]	
	1	ni当たり	の計算			(11)	÷ (1) 北	鲢	m			

⑥入力が終了したら「登録」ボタンをクリックしてデータの登録を行い、「印刷」ボタンまたは「終了」ボタンを クリックします。

	印刷	編集	登録	終了
市街地農地等の評価明細書		l		
対象データ 国税 太郎				
市街地農地				

印刷 編集 登録 終了 市街地農地等の評価明細書 対象チータ 国税 太郎 未選択 \sim 検索 登録 所在地番 現 況 地 目 未選択 🗸 (1) 地積 🚺 m 評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額 検索 🛛 登録 所在地番 (2) 評価額の計算内容 ③ 評 価 額) E 評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額 (4) 評価上考慮したその農地等の 道路からの距離、形状等の条件に 基づく評価額の計算内容 (5) (評価額) Ē 宅地造成費の計算 (整地を要する面積) (1㎡当たりの整地費) [6] 円 整地费 mi × 円 (「爆撃・抜根を要する面積) (1㎡当たりの(樹梨・抜根要) [7] 整地畫 (對≵:抜根费 mi × - PI (地盤改良を要する面積) (1㎡当たりの土盛要) [8] 地盤改良费 mi × 円 平坦地 (1mi当たりの土盛費) [9] (土盛りを要する面積) (平均の高さ) 土盛サ mỉ × m × Ħ (擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1mi当たりの土止費) [10] 土止费 m' × m × E Г [11] 合計額の計算 (6) + (7) + (8) + (9) + (10)[12]1㎡当たりの計算 (11)÷(1)地積。 m [13] 傾斜度に係る造成要 (傾斜度) 度 傾斜地 (「労業・抜根を要する面積)」 (1㎡当たりの(樹梨・抜根要) [14] 伐採 抜根费 mi × Ē [15] (13) + ((14) ÷ (1) 地積 mi) 1㎡当たりの計算 ([5]-(12)又は(15)) (1) 地積 持分割合 市街地農地等の評価額 1 / [Η× mi × 🔽

※持分割合がある場合、印刷時に市街地農地等の評価額の上部に割合を印刷します。

市街	地農地等	等の評価明細書	
農地	区分		該当項目を選択します。
所在地番			所在地番を入力します。
現況	地目		該当項目を選択します。
(1)	地積		地積を入力します。
評価	の基と	した宅地の1平方メート	ル当たりの評価額
所在	地番		所在地番を入力します。
(2)	評価額	厠の計算内容	評価額の計算内容を入力します。
(3)	評価客	頁	評価額を入力します。
評価	する農地	地等が宅地であるとした	易合の 1 平方メートル当たりの評価額
(4)	評価」	- 考慮したその農地等の	評価額の計算内容を入力します。
	道路か	らの距離、形状等の条件	
	に基づ	く評価額の計算内容	
(5)	評価客	<u>A</u>	評価額を入力します。
宅地	造成費の	の計算	
	整	(6)整地費	整地を要する面積×1 m当たりの整地費
亚	地	(7)伐採・抜根費	伐採・抜根を要する面積×1 m当たりの伐採・抜根費
	書	(8)地盤改良費	地盤改良を要する面積×1 m当たりの土盛費
坦	X		
地	(9)土盛費	土盛りを要する面積×平均の高さ×1 m当たりの土盛費
	(10))土止費	擁壁面の長さ×平均の高さ×1 ㎡当たりの土止費
	(11))合計額の計算	(6) + (7) + (8) + (9) + (10)
	(12)) 1 ㎡当たりの計算	(11) ÷ (1)
傾	(13))傾斜度に係る造成費	手入力します。
紁	(14))伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積)×(1 m当たりの伐採・抜根費)
541 141	(15))1 ㎡当たりの計算	$(13) + ((14) \div (1))$
16			
市街	地農地等	等の評価額	農地区分が市街地周辺農地以外の場合
			((5)-(12)または(15))×(1)×(持分割合)
			農地区分が市街地周辺農地の場合
			((5)-(12)または(15))×(1)×(持分割合)×0.8

取引相場のない株式の評価を、会社の区分に応じて評価します。

①相続税トップメニュー画面を開きます。 ②「評価明細書」をクリックします。

相続税トップメニュー								
対象データ【国税太郎】 【 〇〇 年01月01日以降版】								
	☑ 評恤明細書							
▶ 財産と債務データ入力	2 その他							
▶ 相続税申告書	≥ 連続印刷							
φ.το _P								

③「取引相場のない株式の評価明細書」をクリックします。

評価明細書	<u>印刷設定について(必読)</u>	
土地等	の評価明細書	営業権の評価明細書
配偶者居住	権等の評価明細書	定期金の評価明細書
市街地農	地の評価明細書	定期預金等の評価明細書
取引相場のな	い株式の評価明細書	山林・森林の立木の評価明細書
上場株:	式の評価明細書	
店頭銘杯	動他の評価明細書	財産一覧表(相続税へ連動)
	戻る	3

④「新規登録」ボタンを押してデータを追加します。

取引相	場のない株式の評(明細書	【国税 太郎】	戻る
新規登録				
	No.	会社名		0

⑤会社情報を入力します。

	<追加>	編集 登録 終了
第	約表 評価上の株主の判定及び会社規模の判	定の明細書
会社名No. 1	対象データ 国税 太	郎
整理番号		
電話番号		
会社名		
代表者氏名		
課税時期	令和 2 年 5 月 10 日	
自直前期	令和 ✔ 年 1 ✔ 月 1 ✔ B	
至直前期	令和 ✔ 年 1 ✔月 1 ✔日	
本店所在地	検	索 登録
業種区分	○ 卸売業 ○ 医療法人 ○ 小売・サービス業	○ その他
事業内容	取扱い品目、卸売等区分 	業種目番号 取引金額構成比 % % % % % % % % % %
開業前の会社	○該当 ● 非該当	
休業中の会社	○該当 ● 非該当	
開業後3年未満の会社		
開業年月日		

⑥入力が終了したら「登録」ボタンをクリックしてデータの登録を行い、「終了」ボタンをクリックします。

	<追加>	編集	登録	終了
	第1表 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の	の明細書		
会社名No. 1	対象データ 国税 太郎			
整理番号				

⑦取引相場のない株式の評価明細書では、会社規模、会社の区分等により入力可能な表が変わります。 必要な表に入力して登録した後、印刷または終了します。

取引相場のない株式	取引相場のない株式の評価明細書のメニュー								
	[No.1] 会社名【】								
	第1表 株主の判定及び会社規模の判定								
	第2表 特定の評価会社の判定の明細書								
	第3表 一般の評価会社の株式の価額計算書								
	第4表 類似業批準価額等計算書								
	第5表 1株当たりの純資産価額計算書								
	第6表 特定の評価会社の株式等の計算書								
	第7表 株式保有特定会社の株式価額の計算書								
	第8表 株式保有特定会社の株式価額の計算書(続)								
	戻る								

取引相場のない株式の評価明細書・判定順番

第1表で株主の同族判定及び少数株式所有及び会社規模(Lの割合)の判定をします。 [2.少数株式所有者の評価方式の判定]で



または純資産価額×Lの割合+純資産価額×(1-Lの割合)

、小会社…類似業種比準価額×0.5+純資産価額×0.5 または純資産価額

第1表・評価上の株主の判定及び会社規模の判定

第1表では、[1株主及び評価方式の判定] [2少数株式所有者の評価方式の判定] [3 会社規模(Lの割合)] 判定 をします。

基本情報					<	編集>		60月1-1	印刷1-2	編集	登録	終了
		第1氢	長評価」	の株主	の判局	こ及び会社	規模	の判定の明	細書			
会社名No. 1	東京	雨事				対象デ	ータ [国税太郎				
				1株	主及び	評価方式	の判り	Ê				
氏名又は名	称	続柄判	定	役耶	識名	株式の利	重類	(イ)株式数 株	(口)議決権数 個	(/\)割合 %	同	筆
		納税義務	务者		役			14		70		
I			続		役							
			続		役							
			続		役							
			続		役							
			続		役							
			続		12 		_					
			征		12		_					
						¦	_					
			続				_					
自己株式			174				_					
幼我喜欢	老の屋する同時	関係老グロ	レーブの識	中権の全	言十类ケ	,			(2)		(5)	
*CC12295212190		a, kan ∕n ∩el ∠ /			u i sx				(3)			(6)
筆頭株主	グループの議決	権の合計	汷									
評価会社の	の発行済株式又	は議決権	の総数					(1)	(4)	100		
				_	NPIL CON	t- office and the second			,			
					刊定法	2年•刊定 % N F						
筆頭株主グループ	の議決権割合()	6)	50%;	超	50	%以上 %以下		30%未満		株主の	区分	
			50%;	超	30	%以上	8	15%以上		同族株3 (面別的評)	主等 (FF方子)	
(5)の割合			F09/#	-2#		0/土?苯				画方式) 炒の株主		
			50%7	7月10]	30	20不问		1070757回		(配当還元	(方式)	
			2 :	少数株	式所有	者の評価	方式の	の判定				
					判识	と 要 素						
氏名												
(二)12 貝	わいいかかい日本には生		● である ● -でま		-77 -77	สเา						
(小)市内4九9支1为4百7.) 12	だいしつがより加大作本:	Ŧ	● ("のる ● -775 Z		0 (%)	ະເວ						
(^)納税義務者以外	れが中心的な同時	族株主	氏名「			k6 I						
判定			原則的評	両方式等	Ē	记当還元方式	式					
				3 会	1規模(しの割合)	の判	定				
					判定	と要素						
直前期末の総資産	童(西密頁	ļ			千円							
直前期末以前1年	間の取引金額				千円							
				0.	.0人							
直前期末以前1年	間における従業	負数	(継続動	务従業員費	数)	(維約	続動務	従業員数以外(の労働時間合調	i t)		
			()	X	+ ()	時間 ÷ 1,80	0時間		
(2)+204		10777	640-1-1-1-2-		判员	と 基 準						
(ナ旭前県)の従業	月末の総貨産1ml :員数に応ずる区	格及の画用 13分	期本以前	1年間		(リ旭前	期末以前1年 ずる区分	旬の取り金額		会社規	模とLの
	総資産価	客頁						取引金	客頁		割合(中	会社)
卸売業	小売業・ サービス業		その他	従業	員数	卸売業	ŧ	小売業・	≝ č	の他		☆+(手動)
20億円以上	10億円以上	- 10)億円以上	50.	人超	80億円比	上	20億円以	上 20億	田以上	*	会社
14億円以上	7億円以上		億円以上	EO	人走召	50億円以	上	12億円以	上 14億	田以上	0.00	
20億円未満 7億円11 k	10億円未満 7億円トト	売 10)億円未満 億円川ト		人招	80億円未 25億円ト	€満 ↓ト	20億円未) 6億円11	満 20億	四末満 ロビト	0.90	中
14億円未満	7億円未満	j 7	億円未満	50人	以下	50億円未	o⊥ €満	12億円未注	満 14億	円未満	0.75	; 云
7,000万円以上 7億円未満	4,000万円以_ 4億円未満	上 5,0	00万円以上 億円未満	. 5/ 30.4	人超した	2億円以 25億円ま	↓上 ∋満	6,000万円上 6億円夫	火上 8,000 蕭 7億	万円以上 円未満	0.60	
7,000万円未満	4,000万円未》	満 5,0	00万円未満	i 5人	以下	2億円未	満	6,000万円未	⇒満 8,000	万円未満	7.5	会社
			4 増(減)資の	状况子	の他評価	i ተወ	参考事項				
					- 0 07 U V							
						-						
						-						
						- í						

第1表	
1.株主及び評価方式の判定	
氏名又は名称	株主の氏名を入力します。
続柄判定	該当する続柄を選択します。
役職名	役職名を選択します。
株式の種類	株式の種類を入力します。
(イ)株式数	株式数を入力します。
(口)議決権数	株式数と同数を自動表示します。(手入力可能です)
(ハ)割合	(ロ)議決権数÷(4)議決権の総数×100
	同族株主の場合はチェックを入れます。
筆	筆頭株主グループの場合はチェックを入れます。
自己株式	自己株式の種類と株式数を入力します。
納税義務者の属する同族関係者グループ	自動表示します。(議決権数は手入力可能です)
の議決権の合計数	
筆頭株主グループの議決権の合計数	自動表示します。(議決権数は手入力可能です)
評価会社の発行済株式又は議決権の総数	自動表示します。(株式数、議決権数は手入力可能です)
判定基準・判定	
筆頭株主グループの議決権割合(6)	「1 株主及び評価方式の判定」から自動判定します。
(5)の割合	「1 株主及び評価方式の判定」から自動判定します。
2.少数株式所有者の評価方式の判定	
※株主及び評価方法の判定で同族株主等に該当し、 ※納税券務者の議決権割合が5%以上の提合。医療	かつ納税義務者の議決権割合が5%に満たない場合にここで各判定要素を入力します。 は、を選択した場合は入力できません。
「氏名	小教株式保有者の氏名を入力します。
	該当する項目を選択します。
(ホ)納税義務者が中心的な同族株主	納税義務者が中心的な同族株式か否か、該当する項目を選択します。
(へ)納税義務者以外が中心的な同族株主	納税義務者以外が中心的な同族株主か否か、該当する項目を選択しま
	す。納税義務者以外に中心的な同族株主がいる場合は、氏名を入力し
	ます。
判定	自動表示します。
3.会社規模(Lの割合)の判定	
直前期末の総資産価額	千円単位で入力します。
直前期末以前1年間の取引金額	千円単位で入力します。※前1年間の取引金額がない場合は0を入力します。
直前期末以前1年間における従業員数	自動表示します。
	継続勤務従業員数を入力します。
	継続勤務従業員数以外の労働時間合計を入力します。
判定基準	自動表示します。
	※業種区分に応じた[総資産価額][従業員数][取引金額]から判定します。
	※小会社に設定したい場合は「小会社(手動)」にチェックを入れます。
4.増(減)資の状況その他評価上の参考事I	
	増(減)資の状況その他評価上の参考事項を入力します。

第2表・特定の評価会社の判定の明細書

第2表では[会社の区分]を判定し、[7特定の評価会社の判定]を自動表示します。

			<編集>	印刷	編集	登録	終了	
	第2表	特定の評価。	社の判定の明	 細書				
会社名No. 1			対象データ 国	脱 太郎				
		1 比準要素	敗1の会社					
		判定要素					判定	
[1]直前期末を基と	した判定要素		[2]直前	「々期末を基とした判	定要素		政 14	
第4表(B1) 第4表(51) 第43	表(D1)	第4表(B2)	第4表(C2)	第43	表(D2)	60X 🖿	
円銭	0FS	Ħ	円銭	o	Э	円	非該当	
		2 株式等係	前完会社					
		判定要素				判	定	
(1)総資産価額 第5表(1)	(2)株式	等の価額の合計都 第5表(4)		(3)株式等保有割合 (2)/(1)	\$	50%以上	50%未满	
55542007	-c.co	John Color			04	BH LL	HERMAL	
					70		7F#X=3	
		3 土地保7	特定会社					
(1)200万 主 /正約5	判定		(5)4	14/0		会社規模判	定	
(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)((5)土地寺() 第5	加額の治計額 5表(小)	E(0)	1701来有副合 (5)/(4)			H.A.41 J. A.41	
ŦŦ	9	Ŧ	9		%			
				小会	:2+			
大会社	中会	ŧŧ±	卸売業20 小売・サービス	11年 卸売業7 小売・まード3	卸売業7千万円~20億			
zowiel k zowateżet	cowing the	00KT \#	上記以外1	小売・サービス業15億円以上 上記以外15億円以上		上記以外5千万円~15個 90%(以上 9		
			1040次上 該 当	市該北	itter united and and and and and and and and and an	=		
FX 5 7FEX 5	67 S	4 開業後3年	設 当 非設当 ジェックション					
		[1]開業後3年	未満の会社					
974 C DD	<u> </u>	=#24	:#0 -+v,. 			e ste	alestatz	
開業平月日	年月日	a来れい	「舟川 L dOU Y C I用来(20年末浦 (のつ	8		7623	
		[2]比準要素 ***	如の会社					
(日間)	「朝木を奉とした判定 第4末(C1)	5 *	±4±(54)		ŦIJĔ		PH NIZ	
·····································	, 10)5010	0EB		直前期3 田 判定要素	陸基比た 加ず相の	_		
5	関業前又は休業	中の会社			6 清節	中の会社		
開業前の会社		休業。	の会社		e nut			
該 고 나는	Betali	政业	HERMAN	0	該当		該当	
#X == 7F								
	/	特定の評価会	第107月定結果 /======					
		→股の評	10271					

※第2表では、[6清算中の会社]の該当・非該当選択以外、すべて自動転記、自動判定です。

第3表・一般の評価会社の株式の価額計算書

第3表では一般の評価会社の株式の価額計算をします。

							<	編集>		編集		終了
	舅	\$3表 -	一般の評価	絵社の	の株式	【及び株式	くに関する	権利	の価額の計算明紙	まし しょうしょう しょう		
会社名No. 1							対象データ	国税	太郎			
第1表の1 評価方式の	の判定											
○ 原則的評価方式	۲) 配当還	元方式	←選	択され:	ている方式で	で計算します	•				
				1	原則	的評価方	式による値	顣				
1株当たりの価額の計	算の基と	なる金額										
類似業種比準価	溶頁		1株当たりの 純資産価額			1株当たりの 価額の80%)純資産 相当額					
(1)	円	(2)		E	(3)		۳.	3				
1株当たりの価額の計	算 □					o /meteo /m						/w##
区分				1株	当たり	の1曲額の具	定万法				1株当たりの	1曲各具
大会社の株式の価額			(1)の: (1)の:	金額と(2)の金額 	順とのいずれ	いか低い方の	金額		(4)		F.
中会社の株式の価額	(1)と(2)の1	低い金額 (円	L IX	の割台	;)+	(2)又は(3)0	り金額	Lの割合 (円× (1-))	(5)		<mark>۳.</mark>
小会社の株式の価額	(2)又は(3)と((1)の)金額×050)	+((2)又	lt(3)(D額×050)	のいずれか個	乱方		(6)		щ
			(円×0.9	50)+			(円×0.50)	=	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	(0)		
株式の1曲額の修正		言田 42		- 25 77 48	(牛+====================================	発生 ブレ、	z 坦本				修正统小地+	山石海西
株式の価額		a未的 1株当7		100日期 額	いす作用し	·#±U(U)	.0~%0 D				IPSIE I及V)作本式(シコ画名賞
F	円-		F	-∩ ──						(7)		E E
課税時期におい	いて株式	の割当て	を受ける権利	し 株主と	なる権	訴 礼 株式無	僧交付期待;	権の発	生している場合		修正後の株式の	の価額
株式の価額		割当	株式1株当たい 払込金額	שו	1株	当たりの割れ	当株式数	1	1株当たりの割当・ 交付株式数	(0)		r
	(円+	Г		— m×					(1株+ 株	(8)		E.
				2	配当	還元方式	式による価	額				
1株当たりの資本金等(の額、発	行済株式	数等									
直前期末の資本金		直前期	床の発行済材	栽数	直	前期末の自	己株式数	1	株50円とした場合の	7	1株当たりの資	本金等、
		(10)		+4	(44)		+4	(10)	丁)資林式数((9)・50円)	U.)額((9)÷((10))-(1))) m
(⁹⁾ 直前期末以前2年間の	記当金額	湏		17			17	(12)		r a (13		
		(14)	年配当金	顏	(15)	左のう	ち非経	(16)	差引経常的な年配当 全額((14)-(15))	i	年平均配当 ((イ)+(口))	金額 ÷2
				千円			 fr	4 (r)		Ξ		•
直前々期				千円			 ₹₽.] (口)	Ŧ	— (17) 円)	₹₽.
	己当金額											
年平均配当金額((17)	((12)の株式数									
	千円÷			材						(18)	円録
配当還元価額												
(18)の金 /	額		(13)の金	額		(1	9)		(20)	E
(円)	践÷	·10%)×		_	(円÷	·50円)=	At The br	-t-r-	円			
● 無 ○ 有			1株計	3 当たりの ⁻	がい 予想配	、(二)到 9 る 当金額	いをすりの1曲 源泉徴収	離れる なれる	べき所得税相当額	(01	\ \	
配当期待権]	-) TU+ (一 円		eterity (z. 4.44-	P	H . L . A L . A A A A	(21)	円録
 無 () 有 株式の割当てを受 	計る権利	1		8) XII (2010)金	四一	割当株	式1株計	a/cyの仏込金額 	(22	0	۲.
 ● 無 ○ 有 			(8)又は(:	20)の金	全客頁	株主となる	5権利	こつき払い込む金額	100		
株主となる権利						円-			H	(23	<i>y</i>	μ.
	±+*		(8)又は()	20)の金	空客頁				(24	0	Ē
林式無道父何期代	す作用			4 株式	† 767	就生代信息	する抜利	の価	姪百			
株式の評価額				- 17K	- COSC C		J 2 CHETI	o 20100)				д
							配当 1	期待権				田鎚
							に当り 株式(の 別当:	てを受ける権利			т, 90 Щ
株式に関する権利の評	印西客頁						株主人	となる料	年利	-		Щ
							林式的	- いい 無償交・	付期待権	-		Е
							11040					

第3表		
1表の1 評価方式の判定		
評価方式の判定	ラジオボタンの初	〕期表示は第1表の判定をもとに設定しています。(変更可)
1.原則的評価方式による価額		
1株当たりの価額の計算の基とな	:る金額	
①類似業種比準価額	第4表匈を転記	します。
	※28が未入力の場合	は 😨 👽 が未入力の場合は 🤨 😡 が未入力の場合は空欄になります。
②1株当たりの純資産価額	第5表⑪を転記し	ノます。
③1株当たりの純資産価額の	第5表他の金額な	がある場合転記します。
80%相当額		
1株当たりの価額の計算		
④大会社の株式の価額	第1表で判定した	こ会社規模より自動計算します。
⑤中会社の株式の価額	第1表で判定した	こ会社規模より自動計算します。※1
⑥小会社の株式の価額	第1表で判定した	こ会社規模より自動計算します。※1
株式の価額の修正		
⑦課税時期において配当期待権	1株当たりの配当	後額を入力すると(株式の価額)に④または⑤または⑥の金
の発生している場合	額を転記します。	<u>*1</u>
⑧新株引受権発生の場合	1株当たりの払込	▲金額を入力すると(株式の価額)に⑦、⑦がない場合は④ま
	<u> たはらまたは6の</u>	D金額を転記します。※1
2.配当還元万式による価額	ジオホタンで配当道	還元万式にチェックが付いたときのみ計算します。
1 (9) 直前期末の資本金等		第4表①を転記します。
称 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		第4表②を転記します。
当⑪直前期末の自己株式数		第4表③を転記します。
	発行済株式数	⑨÷50円
り (131 株当たりの資本金等の)	<u> </u>	$9 \div (0 - 1) \times 2$
直 创年配当金額	第4表6	直前期・直前々期を転記します。
前(15左のうち非経常的配当金)	額 第4表で) 直前期・直前々期を転記します。
期(16差引経常的な年配当金額	(14)-(15)	· · ·
2 ⑪年平均配当金額	(@+@) ÷2
<u>+</u> 181株(50円)当たりの任配当	全額 (17)÷(12)	
<u>10</u> m m (00 13) <u>3 に 9 の 年 m s</u> 10 m 当 滞 元 価 額		7%) × (⑬∸50円) ※2
	 (1) ク (1) な 転記	しきす
	※19が原則	的評価方式の価額を超える場合は原則的評価方式の額を転記します。
3.株式に関する権利の価額 有	のラジオボタンにき	チェックを付けたときのみ計算します。
②配当期待権	1株当た	りの予想配当金額と源泉徴収されるべき所得税相当額を入力
	します。	
	(1 株当	たりの予想配当金額)-(源泉徴収されるべき所得税相当額)
図株式の割当を受ける権利	割当株式	1 株当たりの払込金額を入力します。
	(⑧また	は⑳の金額)-(割当株式1株当たりの払込金額)※1
²³ 株主となる権利	株主とな	る権利につき払い込む額を入力します。
	(⑧また	は⑳の金額)-(株主となる権利につき払い込む額)※1
	⑧または	20の金額
4.株式及び株式に関する権利の価	額	
株式の評価額	■原則的	評価方式にチェックがある場合は8、8がない場合は⑦、⑦
	がない場	合④⑤⑥のうち値のある金額を表示します。
	■配当還	元方式にチェックがある場合は⑩を表示します。
株式に関する権利の評価額	②配当期	待権・②株式の割当を受ける権利・③株主となる権利・
		償交付期待権の額を表示します。
※1表示単位未満の端数切捨で0	になる場合に「課税	2時期基準」で小数表示をする項目(5678223)

※2表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(⑬⑲)

第4表・類似業種比準価額等の計算明細書

第4表では類似業種比準価額の計算を行います。

※比準要素数の判定は「⑧配当金額」「◎利益金額」「◎純資産価額」の3つの要素で判定します。

比準要素数1の会社とは、直前期末をもととした場合の ◎ ◎ ◎ 3つの比準要素のうちいずれか2つが0であり、 かつ、直前々期末をもととした場合の ◎ ◎ ◎ 3つの比準要素についてもいずかれ2つ以上が0 である会社をい います。

医療法人の場合は配当がないため、直前期末をもととした場合の ② ② 2つの比準要素のうちいずれかが0 であり、 かつ、 直前々期末をもととした場合の ② ② 2 つの比準要素についてもいずれか 1 つ以上が 0 である会社をいい ます。

比準要素数0の会社とは、直前期末をもととした ◎ ◎ ○ 3つの比準要素がいずれも0 である会社をいいます。 したがって、「比準要素数 1 の会社」の判定の必要はありません。



			3 類	似業種比準	「価額の言	算				
1株(50円)当た	りの比準価額の計算									
類似業	種と業種目No.	No.								
		課税時期	期の属する月	月	(U)		H			
		課税時期の	属する月の前月	月	(ヌ)		H			
1178 J. 1	and the second second	課税時期の	属する月の前々月	月	(JL)		H			
類的	業種の稀価		前年平均株価		(ヲ)		H			
		課税時期の履		の平均株価	(ワ)					
		A((IJ), (ヌ),	(ル)、(ヲ)及び(ワ)のき	うち低い額)	(20)		Ħ			
	区分	1株(5	0円)当たりの年配当	金額	1株(5	0円)当たりの年利益金	額	1株(50	の円)当たりの純資産価額	
	評価会社	(B)	н	銭	(C)		円	(D)		
比準割合の 計算	類似業種	в	H	(二) 銭	С		P	D		
	要素別比準割合	(B)/B			(C)/C			(D)/D		
	比準割合	(21)								
1株(50円)	当たりの比準価額		(20)		(21)			(22)	Ħ	
			H×			円×				
1株(50円)当た	りの比準価額の計算									
類似業	種と葉種目No.─────	No.		_						
		課税時期	明の属する月	月	(力)		H			
		課税時期の	属する月の前月	月			H			
類似	業種の株価	課税時期の	属する月の前々月	月	(タ) P					
		前年平均株価								
		課税時期の劇	属する月以前2年間(の平均株価	均株価 (ソ) P					
		A ((力)、(目)、	(タ)、(レ)及び(ソ)の3	うち低い額)	(23)		Ħ			
	区分	1株(5	0円)当たりの年配当	金額	1株(5	10円)当たりの年利益金 「	額	1株(50)円)当たりの純資産価額	
比准知今の	評価会社	(B)	H	銭	(C)		H	(D)		
計算		В	H H	銭	С		H	D		
	要素別比準割合	(B)/B			(c)/c			(D)/D		
	比準割合	(24)	(00)		(01)			(<i>a</i> E)		
1株(50円)	当たりの比準価額		(23) 円×		(24)	Ħ×		(25)	ы	
1株当たりの比	準価額									
比	準価額(22)と(25)とのいう	ずれか低い方		(4)の金額	顏			(26)		
		円	銭 ×		円	÷ 50円				
比準価額の修 直前期末の翌	E 日から課税時期までの間	肌に配当金交付の	の効力が発生した場	合						
								(27)		
					H	銭				
直前期末の翌	日から課税時期までの間	同に株式の割当	等の効力が発生した	場合			buls Le		修正 比准 (再发音	
比準(((27)があ-	曲額(26) るとぎは(27))	割当株式1 の払込	秣当たり 金額	1株当たりの 割当株式数		1株当たりの 株式数・交付相	割当 転数	(28)	1931年146年11116月	
C	円 +	F	9 🗌 銭 🛛		ŧ) ÷ (⁻	1株十	【株)			

第4表	
1.1 株当たりの資本金等の額等の計算	
①直前期末の資本金等の額	直前期末の資本金等の額を入力します。
②直前期末の発行済株式数	第1表の1①から転記します。
③ 直前期末の自己株式数	第1表の1自己株式数から転記します。
④1株当たりの資本金等の額	(1÷ (2−3) ※ 2
⑤1株50円とした場合の発行済株式数	①÷50
2.比準要素数等の金額の計算	
日株(50円)当たりの年平均配当金額	直前期・直前々期・直前々々期の1株当たりの年配当金額を表示します。
⑥年配当金額	年間配当金額を入力します。
⑦非経常的な配当	非経常的な配当金額を入力します。
⑧差引配当金額	6-7
9年平均配当金額	(直前期と直前々期の差引配当金額)÷2 を表示
◎1株当たりの利益金額	直前期・直前々期・直前々々期の1株当たりの利益金額を表示します。
⑪法人税の課税所得金額	法人税の課税所得金額を入力します。
②非経常的な利益金額	非経常的な利益を入力します。
⑬受取配当等益金不算入額	受取配当等益金不算入額を入力します。
他配当所得税額	配当所得税額を入力します。
じ損金算入した繰越欠損金の控除額	損金算入した繰越欠損金の控除額を入力します。
16差引利益金額	(1) - (2) + (3) - (4) + (5)
◎1株(50円)当たりの純資産価額	直前期・直前々期の純資産価額を表示
⑪資本金等の額	資本金等の額を入力します。
18利益積立金額	利益積立金額を入力します。
19純資産価額	(1) + (1)
3.類似業種比準価格の計算	
類似業種と業種 No.	業種ナンバーと類似業種を入力します。
1 回課税時期の属する月 11日の目前の属する月	課税時期の属する月の株価を入力します。
図 図課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前月の株価を入力します。
業の課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前々月の株価を入力します。
◎前年平均株価	前年平均株価を入力します。
様 200、	課税月~前年平均のうち低い額を表示します。
比準割合の計算	
⑧類似業種の年配当金額	1株(50円)当たりの年配当金額を入力します。
◎類似業種の年利益金額	1株(50円)当たりの年利益金額を入力します。
◎類似業種の純資産価額	1株(50円)当たりの純資産価額を入力します。
	(評価会社)÷(類似業種)を目動算出します。
 ◎1 株 (50 円) 当たりの比準価額 	1 ^{200×比準割合×割合(第1表会社規模としの割合での判定)を表示します。}
◎1株当たりの比準価額	(比準価額 @と @とのいずれか低い方)×(④の金額)÷50 ※2
②比準価額の修正(直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生し)	(比準価額 10)(1株当たりの配当金額)※2
た場合)	
図比準価額の修正(直前期末の翌日から課税	(比準価額 @ (のがある時は の) +割当株式1株当たりの払込金
時期までの間に株式の割当等の効力が発生	額×1株当たりの割当株式数)÷(1株+1株当たりの割当株式数・
した場合)	交付株式数)※1
※1表示単位未満の端数切捨で0になる場合に	- 「課税時期基準」で小数表示をする項目(188)
※2表示単位未満の端数切捨で0になる場合に	「 直前期末基準」で小数表示をする項目(④1001)

第5表・1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

第5表では1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算を行います。

					<編集>	印刷	編集	登録	終了			
		第5表 -	1株当たりの純資	資産価額	(相続税評価額)	の計算	明細書					
会社名No. 1		東京商事			対象データ 国税	太郎						
	1 資産及び負債の金額(課税時期現在)											
		資産の部					負債の部					
料目		相続税評価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	備考	料目		相続税評価額 (千円)	帳簿価 (千円	i額]) 備考			
土地 ×	参照	99,000,000	99,000,000	土地 🗸		参照			~			
現金預金	参照	1,000,000	1,000,000	~		参照			~			
売掛金	参照	200,000	200,000	~		参照			~			
	参照			~		参照			~			
	参照			~		参照			~			
	参照			~		参照			~			
	参照			~		参照						
	参照			~		参照			~			
	参照			~		参照			~			
	参照			~		参照			~			
	参照			~		参照			<u> </u>			
	参照			~		参照						
	参照			~		参照						
	参照			~		参照		-				
1	参照	1		~		参照						
	参照			~		参照	1					
	参照					参照						
	参照			V		参照		-				
	参照	(1)	(2)	~		参照	(3)	(4)				
合計		1 00,200,000	1 00,200,000		合計							
株式及び出資の価	額	(1)	(II)									
	Leha	01)										
工地等の価額の習計	T	99,000,000	4.5									
現物出資等受入れ資 の価額の合計額	5度		(F)									
2. 評価差額	創こた	いする法人税額	等相当額の計算	1	3.	1株当	たりの純資産価	膈の計算				
相続税評価額による純適	8產価額	140 40	(5)	千円	課税時期現在の純資産	価額(相範	税評価額)	(9)	千円			
帳簿価額による純姿産価	麵	[(1)-(3)]	10	U,200,000 千円	課税時期現在の発行済	み株式数	[(5)-(8)]		1 00,200,000			
[[(2)+[(1)-(†))] - (4)],	マイナスの場合は0]	(6) 10	0,200,000	[[第	1表の10	の(1)]-自己株式数]	(10)	1,000			
評価差額に相当する金額	¶ 5)− (6)	マイナスの堪合けの	(7)	千円	課税時期現在の1株当:	たりの純強	€産価額 【(9)÷(10)	(11)	円 100 200 000			
評価差額に対する法人務	額等相	当額	(8)	- 千円	同族株主等の議決割合	(第1表の	1の(5)の割合)	(12)	円			
		[(/)× 40%]			መ50%ቢ Ւ0	り場合	[(11)×80%]					

第5表	
1.資産及び負債の金額(課税時期現在)	
科目	科目を入力します。※「参照」ボタンから科目選択も可能です。
相続税評価額	相続税評価額を千円単位で入力します。
帳簿価額	帳簿価額を千円単位で入力します。
備考	土地または株式を選択します。
	※ここで選択した土地または株式の合計額が「土地保有特定会社」
	「株式保有特定会社」の判定の基となります。
1234合計	各項目の合計を表示します。
⑦回株式及び出資の価額の合計額	備考に株式を選択したものを集計します。
①土地等の価額の合計額	備考に土地を選択したものを集計します。
	現物出資等受入資産の価額の合計額を千円単位で入力します。
	(相続税評価額)
	 現物出資等受入力資産の価額の含計額を千円単位で入力 /ます
(1) 坑物山員寺交入れ員座の仙観の古計額	
(帳簿価額)	
2.評価差額にたいする法人税額等相当額の計算	
⑤相続税評価額による純資産価額	①一③(千円単位)
⑥帳簿価額による純資産価額	②+(〇一団)-④(千円単位。マイナスの場合は0)
⑦評価差額に相当する金額	⑤一⑥(千円単位。マイナスの場合は〇)
⑧評価差額に対する法人税額等担当額	⑦×40%(千円単位)
3.1 株当たりの純資産価額の計算	
⑨課税時期現在の純資産価額	⑤-⑧(千円単位)
(相続税評価額)	
⑩課税時期現在の発行済株式数	(第1表の1の①)ー自己株式数
⑪課税時期現在の1株当たりの純資産価額	9÷⊕×1
12回族株主等の議決割合(第1表の1の5)	(II)×80% %1
の割合)が50%以下の場合	※以下の場合⑫は計算しません。
	・第1表の1⑤の議決権割合が50%超の場合
	・業種区分が医療法人の場合
	・開業前または休業中の会社に該当する場合
	・会社の規模が大会社でかつ一般会社の場合
※1表示単位未満の端数切捨で0になる場合に	「課税時期基準」で小数表示をする項目(⑪⑫)

第6表・特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の評価明細書

第6表では特定の評価会社の株式などの計算を行います。

		<	編集>	印刷	編集	登録	終	7
第6表 特定的	の評価会社の株式及び	株式に関する	権利の価額	[の計算明細	書			
		対象データ	国税 太郎					
第1表の1 評価方式の判定 配当還元方	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
 純資産価額方式 配当還元方式 	੯ ←選択されている:	方式で計算します。	•					
	1 純資産価額	仿式等による	価額					
1株当たりの価額の計算の基となる金額								
類似業種比準価額 1株当 純資源	たりの 1株当7 産価額 価額の	さりの純資産 80%相当額						
(1) 24円 (2)	1,832,178円 (3)	1,465,742円						
1株当たりの価額の計算								
株式の区分	1株当たりの価額	の算定方法等			1	株当たりのイ	西額	
(2)又は(3)の金額と次(D算式の金額といずれか低い	方の金額						
日本安素数100 (1)の金額 会社の株式	! (2)又は(3 (四)いので)+)の金額((3)優先) /四ンヘブ	-\ _		(4)			円
	(HX025)+	(H) X0./:	s) = 		4			_
特定会社の株式 第8表の(27)の金額					(5)			Ħ
土地保有 特定会社の株式 (2)又は(3)の金額((3)の (3)の金額((3)の)	5先)				(6)			Ħ
開業後3年未満の 会社等の株式 (2)又は(3)の金額((3)の	5.50				(7)			Ħ
開業前又は休業中(2)の金額					(8)			F
の会社の体式								
課税時期	こおいて配当期待権の発生に	ている場合			修正	後の株式の	価額	_
株式の価額 1株当たりの	记当金額				(0)			
円-	一 円 - 銭				(9)			円
課税時期において株式の割当てを受け	る権利、株主となる権利、株	式無償交付期待構	権の発生してい	る場合	修正	後の株式の	(価額)	
株式の価額 割当株式14 払込	朱当たりの 1株当たりの 金額	の割当株式数	1株当た 交付権	Jの割当・ 朱式数	(10)			
(円+	───────────		(1株	+株				
	2 配当還元	方式による価	額					
1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等								
直前期末の資本金等 直前期末の多	能行済株式数 直前期末	の自己株式数	1株50円。 発行済株式	とした場合の 数((11)÷50円)	1株の額(当たりの資ス (11)÷((12)	本金等 -(13)))
(11) 千円 (12)	株 (13)		(14)	1	朱(15)			Ē
直前期末以前2年間の配当金額								
事業年度 (16) 年間	2当会額 (17) 点	のうち非経	(18) 差弧	常的な年配当	白	F平均配当到	該額	
		り配当金額	(の)	(16)-(17))		((1)+(L))·	-2	_
			(1)		(19)		Ħ	f円
		+H	(L)		4			_
11秣(50円)当たりの年配当金額 安立な配当金額(10) (10)	(#) (#)							
キャーの回じ当並6駅(19) (14)0)。 千円÷	****** 株				(20)		円	銭
配当還元価額								
(20)の金額	(15)の金額	(2	1)		(22)			
(円 銭÷10%)×	(円÷50円)	=	円		(22)			r-1
	3株式に関	する権利の価	額					
	1株当たりの予想配当金額	! 源泉徵収 _	されるべき所行 	导税相当額	(23)		円	銭
	(10)又は(22)の金額	割当株	 ロレ 載 式1株当たりの 	払込金額				
株式の割当てを受ける権利	E E	-	H		(24)			H
● 無 ○ 有	(10)又は(22)の金額	株主となる	6権利につき払	い込む金額	(25)			
株主となる権利	<u>ب</u>	-	P		(20)	-		
 ① 無 〇 有 株式無償交付期待権 	(10)又は(22)の金額				(26)			Ħ
14940001A.X.117911THE	4 株式及び株式	に関する権利	の価額					
株式の評価額								m
		配当其	 伊待権				Π	銭
14		株式0	D割当てを受け	る権利				Ħ
17本本は「「実」91回4種本リリノ6十1回名県		株主と	なる権利					円
		++-12.4	四//約7六/十世日公共十	æ				H

第6	表の1、証価方式の判定								
一衣	の1 評価万式の判定 		ニジオボクン	の初期主天は第1まの判定なたとに認定しています。(亦再可)					
高半100			7971197	の初期衣小は第1衣の刊足をもこに設定しています。(変更可)					
1.代出	1.純貧産価額 したよる価額								
	国にりの価額の計算の基となる	る正部							
①親	似耒悝比凖恤領		第4表 28 を	を転記します。					
			※29が未入力の	D場合は ②、②が末入力の場合は ②、③が末入力の場合は O。					
21	株当たりの純資産価額		第5表⑪を	运記します。 第5表他がない場合はO。					
317	株当たりの純資産価額の80%相	当額	第5表迎を車	気記します。					
1株	当たりの価額の計算(第2表	で判定	Eした会社区 2	分で1株当たりの価額を計算します)					
(4)比	準要素数1の会社の株式		2または30	の金額と次の算式のいずれか低い方の金額					
			(1)の金額×	(0.25) + (2)または3)の金額×0.75) ※1					
5株	式保有特定会社の株式		第8表の90						
©Í	地保有特定会社の株式		<u>②または30</u>						
(7)開	業後3年末満の会社等の株式		<u>②または30</u>)金額(③)優先)					
8開	美則または休美中の会社の株式	IV	(2)の金額						
休式									
	祝時期において配当期待権	1 株	当にりの配当	通金額を人力すると(株式の価額)に④~⑧いずれかの金額					
の光	土している场口 株引英佐発生の担合	ど虹	正しまり。※ 光たりのたう	く」 今姑ち]カオスト(株式の毎姑)にの、のがたい担合け					
しまれ	林ら気性光土の場合		ヨたりの払込	立胡どへ刀するこ(休氏の111頭)に多、多刀ない場合は 2全額を転記します。※1					
っ元	当滞元方式によろ価額 5	シオボ		〒古式にチェックが付いたときのみ計算します					
2.80	①直前期末の資本金等	/ /J /I		第4 表①を転記します					
1	の直前期末の発行落株式数			第4次()と私品しなり。 筆4表()を転記します					
株				※ 筆 4 表 ② がない 場合 筆 1 表 1 の ① から 転記					
当	③直前期末の自己株式数								
た				※第4表③がない場合第1表1の自己株式数から転記					
り	(1) 株 50 円とした場合の手)	そ 行 済	株式数	⑪÷50円					
	(1)1株当たりの資本金等の客	頁		(1)÷ (12−(3)) ※2					
直	16年配当金額		第4表6	直前期・直前々期を転記します。					
前	①左のうち非経常的配当金額	頁	第4表7	直前期・直前々期を転記します。					
期	18差引経常的な年配当金額		(14)-(15)						
2	19年平均配当金額		$(\Theta + \Theta)$) ÷2					
年		~ +							
201	株(50円)当たりの年配当会	立額	(19)÷(14)						
98	当遠兀恤額			_ (@÷10%) × (⑮÷50円) ※2					
22)			创を転記	のを転記します。					
			※ビリか純貧	資産価額万式の価額を超える場合は純資産価額万式の額					
3.株	式に関する権利の価額 有(ルフシ	オホタンにチ	トエックを何 「 に と さの の お 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、					
29 BC	当期侍権			りの予想配当金額と源泉倒収されるべざ所停税相当額を入力					
				たりの予相嗣当全翊)―(酒卓微収されるべき所得珆相当翊)					
の株	式の割当を受ける権利								
			(10また	は一般の金額)(割当株式1株当たりの払込金額)※1					
圆株	主となる権利		株主とな	る権利につき払い込む額を入力します。					
	(⑩または ②の金額) - (株主となる権利につき払い込む額) ※1								
@株									
4.株	式及び株式に関する権利の価額	額							
株式	の評価額		■原則的	評価方式にチェックがある場合は⑩、⑩がない場合は⑨、⑨					
			がない場	台(6)(7)(8)のつち値のある金額を表示します。					
++>	に明まて佐利の河戸西			元 刀 式 に ナ エッ ジ か め る 場 谷 は の 使 き 、 し ま す 。					
休工	にぼ90惟州の評1110 徴		じいの性学生	付惟・砂休巧の刮ヨと攵ける惟州・曖休土となる惟利・ 営な付期法佐の宛た実示します					
≫1∃		- たス・	⊌怀私無′ 提合に「調税	頃又に対け作り訳でないしより。 時期其准」で小数表示をする百日(分回例例の)					
/•• I I									

※2表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(162))

第7表・株式保有特定会社の株式価額の計算明細書

第7表では株式保有特定会社の株式の価額の計算を行います。

							<編集>	>	ÉDÆ	N	誄		登録	終	7
			第7表	長株式等(呆有特	定会社の	株式の	つ価額の	の計算	明細書					
会社名No. 1 対象データ 国税 太郎															
				1 S1のá	うぼう ほう	領似業種上	北準価。	額の修	(正計)	算)					
		事業年度	(1)直前期		(2) 直	[前々期		í	合計((1)+(2))	4	取配当会等	山の受割に	<u></u>
					千円			千円	(イ)		千円		((1)÷((1)	+(口)))	
受取配当会	全等 計算	受取配当金等额) [() I)			
			5		千円			千円	(口)		千円				
		「習業和」金の金額	[*] [
		1株(50円)当た	りの年配当金	溶頁		(b)の金額 (3)×(い)				(B)−(b)のá (3)−(4)	主客頁				
(B)ー(b)の;	金額	(3)	Ħ	銕 (4)			Ħ	銕	(5)		円	銕			
				90											
		1株(50円)当た	りの年利益金	客員		(c)の金額 (6)×(い)				(C)-(c)のá	主客頁				
(C)-(c)の;	金額	(6)		円 (7)		(0)/(0/1)		P	(8)	(0) (1)		円			
		1株(50円)当た	りの純資産価	腐直	E前期末 帳簿価	の株式等の 類の合計類	>	直前	前末の	総資産価額		(9	(イ)の金客 (イ)の金客	頁 (11))	
	(1)	(9)		円 (10)	100210		千円	(11)		Ŧ	円 (1	2)	///////////////////////////////////////	(11)/	円
		利益積	む金額		1株50P	日とした場合)(口) (口) (口)二(日)	D金額					
(D)ー(d)の 金額	(口)	(13)		千円 (14)	00 90 1.	77 Η 1 / / / / / / / / /	株	(15)	(13) F(1		Ħ				
		(d)() (12)-)金額 +(15)		(D)-((d)の金額									
		(16)	. (10)	円 (17)	(9)	(10)	F								
1株(50円)当	自たりの	り比準価額の計算	釭												
類似美	(種と	業種目No.	No.												
			課税時	期の属する	月	月	(二)								
			課税時期 <i>0</i>)属する月の	前月	月	(ホ)		Г	H	-				
			課税時期の	属する月の前	前々月	月	(\sim)		Ē	B	-				
類位	以業種	の株価	前午亚均姓德								-				
			-84-40-0		1小1回 その2下月月7	n 575 4 6 1 6 1 7	(17) (-5)				-				
			ままれの日本州()	Amang つ 戸に入即 (^) () TE 7 8	シーンション からい	「250mmm」(577 「(1-1)」(1-1) 「「1-250mm」(1-1)				-					
			A((二)、(木)、(へ)、(ト)及び(チ)のづ			(18) 円			1株(50円)当たりの純資産価額						
		「一下」	(E)	1312781 (#	1株(50円)当たりの年利益金額			(17) 円			見				
比準割合		新小業務	(3)			33	(0)		_		0.0		_		1
の計算	-	規以来作用	B	1		**	(-) (-		_		(m) (_			
	安	素別印作割否 	(5)/B						10/12						
		几华刮古	(19)	(19)			(19)				(20)				维
1株(50円	1)当た	りの比準価額		(10)	Η×		(13)	円×	((20)				
1株(50円)当	すたりの	り比準価額の計算	Í.								<u> </u>				
類似美	修種と:	業種目No.	No												
			理我吃	! 期の届する!	8	в	en								
			課税時期の属する月								-				
			吉田本社の古井日の	川島 9 つけい	加力	7				1					
類仰	以業種	の株価	5米1九55月(1)	腐りる月の雨	10々月	Я	(10)			<u>н</u>	-				
				前年半均	↑禾1曲		(J) (T)			P	-				
			課税時期の	属する月以前	前2年間の	D平均株価	(ワ)			H	_				
		— · · ·	A((IJ),(ヌ),(ル)、(ヲ)及び	(ワ)のう	っち低い額)	(21)			円 			S1(4) (1)	· has not a	th T
		区分	1株(50	0円)当たりの)年配当	金額	1株(50円)当;	7こりの4	= 利益金額	1株(.50FF).	当たりの純	資産価額	則
比進創合の		部1曲会社	(5)		H	護	(8)			<u>н</u>	(17)				H
計算	-	現以果種	8	1	Ħ	護	C			P	D				E FFI
	要	索別比準割合 	(5)/B				(8)/0	·			(17)/	U			
		近準割合	(22)	(01)			(00)				(∞)		m		(#
1株(50円	1)当た	りの比準価額		(21)	Η×		(22)	Ξ×	<		(23)		н		3 5 7
1株当たりの	〕比進	任而客見													
比準	(西客頁()	20)と(23)とのいす	れか低い方		ĵ	第4表の(4)の	D金額				(24)				F
			Ē	銭 ×			F	÷	e						
比準価額の	修正.	いら 言思チガロキ サロナーマ	の心見見に一番コット・	~~~~~	to Jacobie	日.7-担合									
道前期業の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合												偱	正比準備素	直	
		比準価額(24) 1株当たりの配当金額 修正比準価額(25)									(25)			Ħ	
		比	半1回谷見 (24)												
		比	单面额(24) 円	-			P	- F	銭						
直前期末の	翌日太	比認	単価額(24) 円 の間に株式の	ー の割当等の対	ぬ力が多	発生した場合	<mark>۲</mark>	7 F	銭						
直前期末の //~ ^{比準}	翌日/	比3 から課税時期まで (24)	^{単 画観} (24) 円 の間に株式の 割当株式	ー の割当等のタ 1株当たり	カカがチ	発生した場合 1.株当たいの	<mark>۳</mark>	3	銭 <u>1株</u> 造	たりの割当		修	征比準備者	Ā	
直前期末の ((25)かる	翌日だ 価額 あるとる	比: から課税時期まで (24) ぎは(25))	単画額(24) 円 の間に株式の 割当株式 の払込	ー の割当等のタ 1株当たり 3金額	动力が手 - -	発生した場合 1株当たりの 割当株式数	F		銭 1株当 株式数	4たりの割当 い交付株式数	(26)	修	逐正比準価格	<u>آ</u>	P

第7表	
1.S1 の金額(類似業種比準価額の修正計算)	
12受取配当金額	直前期・直前々期の受取配当金額を入力します。
①②営業利益の金額	直前期・直前々期の営業利益金額を入力します。
	各①+②
●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	⑦÷(⑦+①)を表示します。※上限 1,000
③1株(50円)当たりの年配当金額	第4表の⑧を表示します。
④b の金額	3×0
⑤ <mark>⑧</mark> -bの金額	3-4
⑥1株(50円)当たりの年利益金額	第4表の ②を表示します。
⑦c の金額	$\otimes \times \bigcirc$
⑧◎一cの金額	6-7
⑨1株(50円)当たりの純資産価額	第4表の②を表示します。
⑩直前期末の株式及び出資の帳簿価額の合計額	第5表の ②を表示します。
①直前期末の純資産価額	第 1 表の「2 直前期末の総資産価額」を表示します。
12 ⑦ ⑦ の 金額	$9\times$ (10÷11)
⑬利益積立金額	第4表18の直前期末の総資産価額を表示します。
他1株50円とした場合の発行済株式数	第4表⑤の株式数を表示します。
⑤ 〇 の金額	$(\textcircled{1}) \times \textcircled{0}$
16d の金額	
① 〇 -d の金額	9-16
1株(50円)当たりの比準価額の計算	
類 業種 No.	業種ナンバーを入力します。
似類似業種	類似業種を入力します。
業課税時期の属する月	課税時期の属する月の株価を入力します。
種 課税時期の属する月の前月	課税時期の属する前月の株価を入力します。
の 課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する前々月の株価を入力します。
株 前年平均株価	前年平均株価を入力します。
価 A	課税月~前年平均のうち低い額を表示します。
B 類似業種の1株当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年配当金額を入力します。
C 類似業種の1株当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの年利益金額を入力します。
D 類似業種の1株当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの純資産価額を入力します。
比準割合	(評価会社)÷(類似業種)を自動算出します。
1株(50円)当たりの比準価額	A×比準割合×割合(第1表会社規模とLの割合で判定)
図1株当たりの比準価額	比準価額⑳と ⑳とのいずれか低いほう×第4表の④の金額 ※2
図比準価額の修正(直前期末の翌日から課税)	比準価額 @-1 株当たりの配当金額 ※2
時期までの間に配当金交付の効力が発生し	
た場合)	
図比準価額の修正(直前期末の翌日から課税)	(比準価額 @(@があるときは @))+割当株式 1 株当たりの払
時期までの間に株式の割当等の効力が発生	込金額×1株当たりの割当株式数)÷(1株+1株当たりの割当株
した場合)	式数・交付株式数)※1
※1表示単位未満の端数切捨で0になる場合に	「課税時期基準」で小数表示をする項目(1%)
※2 実売単位主港の誤物切捨で0 にたる埋合に	「「古前期主其淮」で小籾丰元たすろ頂日(別別)

※2表示単位未満の端数切捨ぐ0になる場合に「直前期末基準」で小数表示をする項目(2025)

第8表では第7表に引き続き株式保有特定会社の株式の価額の計算を行います。

				<編集>	印易		編集	登録	終了
		第8表株式	、等保有特定会社	の株式の価格	額の計算明)細書(続 ,)		
会社名No. 1					国祝 太郎	5			
			 全 리						
		(第5	による時間/全面設 読(5))	(第	1001本式守00 第5表(1))			((1)-(2))	
		(1)	千円	(2)		千円	(3)		千円
			よる純資産価額 減(6))	株式等の軌 (第5表	長簿価額の合 (ロ)+((ニ)ー(ホ	計額 ;)))		差引 ((4)-(5))	
	<u>至(西客夏</u>	(4)	千円	(5)		千円	(6)		千円
(相続税) の修正	評価額) E計算	評価差額こ ((3)	:相当する金額)-(6))	評価差額こ 相当額	対する法人科 ((7)×3	額等 7%)	課税時期	現在の修正純資 ((3)ー(8))	隆価額
		(7)	千円	(8)		千円	(9)		千円
		課税時期現在 (第5	の発行済株式数 表(10)	課税時期現 当たりの純道	在の修正後(3)産価額((9)	D1株)÷(10))			
		(10)	株	(11)		۳ T			
		修正後の類((第7表(24	以業種比準価額)、(25)又は(26))	修正後の1株 (1	当たりの純資 1)の金額)	產価額			
1株当たりの の計算の基)S1の金額 となる金額	(12)	Я	(13)		円			
	区分		1株当方	1株当たりのS1の金額算定方法					
	比準要素数 1の会社の S1の金額	(13)の金額と次の (12)0	育式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額)金額 (13)の金額					(14)	Π
1株当たり のS1の	大会社の S1の金額	(12)の金額と(13)の	D金額のいずれか低い	方の金額				(15)	円
金額の計算	中会社の S1の金額	(12)と(13)の 低い方の	いずれか Lの)金額 Lの	割合	(13)の金額		Lの割合	(16)	P
	小会社の S1の金額	(13)の金額と次の (12)の (12)の	算式によって計算した: D金額	金額とのいずれ; (13)の	か低い方の金 金額	之客頁		(17)	円
			2.0	2の全類					
課税時期到	現在の株式等の、	株式等の	腰薄価額の合計額	株式等に	係る評価差額	創い相当	(20)の評	価差額に対する	法人税額
1曲額の合計 (18)	額(第5表(イ))	(第5表 千円 (19)	:(山)+((二)-(木))) 千	する金額 円 (20)	((18)	(19)) 千円	等相 (21)	当額 ((20)×3	37%) 千円
							,,		
S2の純資 ((19	産価額相当額 ()ー(21))	課税時期	現在の発行済株式数 第5表(10))		S2の金額 ((22)÷(23))				
(22)	- v= 07	千円 (23)	2022C(V)	株 (24)	((22) • (20))	Э	-		
		/##3	3 株式等保有特	定会社の株	式の価額	1.1.	\////		т ф 5
1税 ())	第3たりの純資産 第5表 (11)又は(1	1曲谷県 12))	S1の金額とS (((14)(15)(*	2の金額との合う 16)又は(17))+(24	計名具))	株式 ((25)	、寺ほ有将足 と(26)のいす	会社の株式の1 れか低い方のá	曲容見 全客見)
(25)		н	(26)		ال	(27)			円

第8表	
1.S1 の金額(続)	
①相続税評価額による純資産価額	第5表⑤を転記します。
②課税時期現在の株式等の合計	第5表のを転記します。
③差引	1-2
④帳簿価額による純資産価額	第5表⑥を転記します。
⑤株式及び出資の帳簿価額合計額	第5表 □+(□-団)を転記します。
⑥差引	4-5
⑦評価差額に相当する金額	3-6
⑧評価差額に対する法人税額等	⑦×38%
⑨課税時期現在の修正純資産価額	3-8
⑩課税時期現在の発行済株式数	第5表⑪
①課税時期現在の修正後の1株当たりの純	9÷10 ×1
資産額	
12修正後の類似業種比準価額	第7表図、図または図
13修正後の1株当たりの純資産額	⑪を転記します。
⑭比準要素数1の会社のS1の金額	 ⑬あるいは(⑫×0.25)+(⑬×0.75)のいずれか低い方の金額 ※1
(b)大会社のS1の金額	⑫と⑬のいずれか低いほうの金額
6 6 6 6 6 6 7 6 7 6 7 8 7 6 7 8 7 8 7 8	 (10と13の低い方の金額×Lの割合)+(13×(1-Lの割合)) ※Lの割合は第1表2から転記します。※1
⑪小会社のS1の金額	⑬あるいは(⑫×0.50) + (⑬×0.50)のいずれか低い方の金額 ※1
2.S2 の金額	
⑧課税時期の株式数及び出資価額合計	第5表のを転記します。
19株式及び出資の帳簿価額の合計額	第5表 回+(〇一団)を転記します。
⑩株式及び出資に係る評価差額に相当する	18-19
金額	
222の評価差額に対する法人税額等相当額	²⁰ ×45%
²² の純資産価額相当額	18-29
②課税時期現在の発行済株式数	第5表⑩を転記します。
@S2 の金額	@ ÷ [®] ※ 1
3.株式保有特定会社の株式の価額	
図1株当たりの純資産価額	第5表⑫を転記します。※1
	※第5表⑫がない場合は第5表⑪を転記します。
@S1 の金額とS2 の金額との合計額	14151617のいずれか該当する金額+29
◎株式保有特定会社の株式の価額(◎と◎	ゆと ゆのいずれか 低い 方の 金額
いずれか低い方の金額)	
※1 主三単位土法の誤粉切捨不のにたて担合に	

※1表示単位未満の端数切捨で0になる場合に「課税時期基準」で小数表示をする項目(⑪⑭⑯⑰⑭⑯)

6-5. 上場株式の評価明細書

上場株式の評価計算を行います。

①相続税トップメニュー画面を開きます。

②「評価明細書」をクリックします。

相続税トッブメニュー							
刻象 【 OC	データ【国税太郎】 〇 01月01日以降版】						
₴ 基本登録	2 評価明細書						
▶ 財産と債務データ入力	🛃 その他						
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷						
	₫тор						

③「上場株式の評価明細書」をクリックします。

評価明細書	<u>印刷設定について(</u> 必読)	【国税 太郎】 【○○ 年01月01日以降版】
土地等	の評価明細書	営業権の評価明細書
配偶者居住	主権等の評価明細書	定期金の評価明細書
市街地農	製地の評価明細書	定期預金等の評価明細書
取引相場のな	い株式の評価明細書	山林・森林の立木の評価明細書
上場株	式の評価明細書	
店頭銘柏	雨他の評価明細書	財産一覧表(相続税へ連動)
	戻	3

④「追加」ボタンを押してデータを追加します。

											印刷 終了		
	上場株式の評価明細書												
対象	ミデータ	国税 太郎											
				課利	焼け期の	最終価格の月平均額					++++*		
) etho	tal east 取引			取引最終価格		月編集			言亚人本发育	关书本语	1寸1不安又		
<u></u>	-	⊅ 0 1r1	名称	80	(1)/再找	(2)月	(3)月	(4)月	百十十四谷泉	1975 尹 供	===		
				ЛО	(1)1шүө	5月	4月	3月			am 1 山谷泉 へ 1 本 乏 \ 安文		

⑤必要な箇所を入力します。

			<編集>	削除	保存終了	中止			
	上場株式の評価明細書								
銘 柄	銘 柄								
取引所等の名	吕称	東 P							
調報時期の是約/再換	月日	1 🗸 月 22 🛚							
古木作丸中子共力のノ東文が会社画作台	(1)価格	250							
	(2)月	() 249							
最終価格の月平均額	平均額 (3)月	()							
	(4) 月	()							
評価額			247						
参考事項									
持株数	τ	10,000							
評価額×株式	式数	2,470	,000						

⑥入力が終了したら「保存終了」ボタンをクリックして終了します。

< 編集 > 削除	保存終了	中止						
上場株式の評価明細書								

⑦株式の一覧画面に戻りますので、印刷または終了します。

上場株式の評価明細書

上場株式の評価計算をします。

		<編集> 削除 保存終了	中止						
	上場株式の評価明細書								
銘 柄		第一商事							
取引所等の名	3称	東 P							
運移時期の是紋体物	月日	1 ✔ 月 22 ✔ 日							
6本作九四寸舟りい) 増えが全1回り日	(1)価格	250							
	(2) 月	() 249							
最終価格の月平均額	(3)月	() 248							
	(4) 月	() 							
評価額		247							
参考事項									
持株数	Į	10,000							
評価額×株式	饯数	2,470,000							

上場株式の評価	明細書						
銘柄		銘柄を入力します。					
取引所等の名称	Л	取引所等の名称を入力します。					
課税時期の最	月日	最終価格の月日を入力します。					
終価格	①価格	1株当たりの最終価格を入力します。					
最終価格の月	②月	課税月の1株当たりの最終価格を入力します。					
平均額 ③月		課税月の前月の1株当たりの最終価格を入力します。					
	④月	課税月の前々月の1株当たりの最終価格を入力します。					
	()	増資による権利落等の修正計算前の最終価格の月平均額を入力します。					
評価額		①~④のもっとも低い金額を表示します。(0はのぞく)					
参考事項		増資による権利落等の修正計算その他の参考事項を入力します。					
持株数		持株数を入力します。(印刷には出ません)					
評価額×株式数	Z	評価額×株式数を入力します。(印刷には出ません)					

6-6. 店頭銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書

登録銘柄及び店頭管理銘柄の株式の評価計算をします。

				<編集>	削除	保存終了	中止		
登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書									
銘柄		東西銀行(株)							
	月日	1 ✔ 月 1							
調袋時期の取引価格	(1)高 値	420							
aw 1020-199107-02 51 10010	(2)安 値	408							
	(3)平均額	41 4							
	(4)月								
		424							
最終価格の月平均額	(5)月								
		416							
		$\langle \rangle$							
	\$7.A	431							
評価額		408							
参考事項			_						
持株数		1,000							
評価額×株式	数	41	000,80						

店頭銘柄及び	店頭銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書						
銘柄		銘柄を入力します。					
課税時期の	月日	最終価格の月日を入力します。					
取引価格	①高値	課税時期の高値を入力します。					
	② 安値	課税時期の安値を入力します。					
	③平均額	①と②の平均を表示します。					
最終価格の	④課税月	課税月の1株当たりの最終価格を入力します。					
月平均額	⑤前月	課税月の前月の1株当たりの最終価格を入力します。					
	⑥前々月	課税月の前々月の1株当たりの最終価格を入力します。					
	()	増資による権利落等の修正計算前の最終価格の月平均額を入力します。					
評価額		③~⑥のもっとも低い金額を表示します。(0 はのぞく)					
参考事項		増資による権利落等の修正計算その他の参考事項を入力します。					
持株数		持株数を入力します。(印刷には出ません)					
評価額×株式	数	評価額×株式数を入力します。(印刷には出ません)					

6-7. 営業権の評価明細書

営業権の価額計算をします。

営業権の評価明細書 デ・	一夕選択 【国税太郎】	戻る
新規登録		
No.	住所	0
選択 削除 1	東京都武 隶野市吉祥寺北町 9-100 5-601	^



営業権の評価明細書	
相続開始等の年月日	相続開始等年月日を表示します。
事業所所在地または本店所在地	事業所所在地、または本店所在地を入力します。
氏名または法人名	氏名または法人名を入力します。
事業の内容	事業の内容を入力します。
商号または屋号	商号または屋号を入力します。
平均利益金額の計算	
年分または事業年度	年分または事業年度を入力します。
①事業所得または所得の金額	事業所得または所得の金額を入力します。
②非経常的な損益額	非経常的な損益の額を入力します。
③支払利子等の額	支払利子等の額を入力します。
④専従者給与または役員給与額	専従者給与または役員給与額を入力します。
5 (1±2+3+4)	$(1\pm 2+3+4)$
© (()+()+()) ×1/3	$(\bigcirc + \bigcirc + \bigcirc) \times 1 \div 3$
⑦	●と⑥のうちいずれか低い方の金額を表示します。
標準企業者報酬額の計算	
⑧標準企業者報酬額の計算	標準企業者報酬額の算式により自動計算します。
総資産価額の計算	
科目	科目を入力します。
相続税評価額	相続税評価額を入力します。
⑨合計	相続税評価額の合計を表示します。
営業権の価額	
⑩超過利益金額	⑦×0.5-8-(9×0.05)を自動計算して表示します。
基準年利率による複利年金現価率	基準年利率による複利年金現価率を入力します。
	※利率は国税庁通達によります。
営業権の価額	⑩×基準年利率による複利年金現価率

6-8. 定期金に関する権利の評価明細書

定期金(給付事由が発生しているもの・いないもの)の評価額を自動計算します。

					<編集>	E	调	福集	登録 約	}7
	<u>مں میں جات</u>		定期金に	関する権	利の評価	明細書				
<u>対象テータ</u> 国税太	郎 サンフルティ	-9-4XER								
定期金又は	契約の名称									
定期金の給付者	氏名又は名	称								
	住所又は所	在地 🗌								
定期金に関する株	観利を取得したす	f [
給付契約に関する	観利の取得年月	18 [~	年 🗸	月 🔤 e	3				
			1. 定期金の)給付事日	助発生し	ているもの	D			
[1] 有期定期金									arra (meda T	
解約返戻金の	金額		一時金の金額			(9)の金額		(1), (2	評1曲額 2)又は(3)の多い金額	
(1)	H	(2)		<u> </u>	(3)		円	(4)		円
				ദ്രഗ	計質					
定期金給付	「契約に基づく気	ミ期金の給	付終了年月日		~	、				
1年当たりの平均	顏	予定利率	輕	給付期	間年数	被	[利年金現価率	<u> </u>	(5)×(8)の金額	
(5)	円 (6)		% (7	')	:	≇ (8)		(9)	Ħ
		[
[2] 無期定期金									=亚/亚发西	
解約返戻金の)金額		一時金の金額			(16)の金額	Į	(10),(1	#11曲観 1)又は(12)の多い金客	ğ
(10)	<u> </u>	(11)		<u>н</u>	(12)		Ħ	(13)		H
			(12)の計算							
1年当たりの平	乙均額		予定利率		(1	4)÷(15)のá	会客員			
(14)	円	(15)	%		(16)		円			
[3] 終身定期金									=〒/ 工 安百	
解約返戻金の)金額		一時金の金額		(25)の金額 (17)、(18)又は(19)の・			まて1回2頁 3)又は(19)の多い金客	ĕ	
(17)	<u>н</u>	(18)		円 (19) 円 (20)				m		
			I	(19)Ø	計算					
定期金給付	「契約の目的とる	された者の:	生年月日・性別			年	✓月	∀ B	○男○女	
1年当たりの平均	顏	予定利率	率	余命	年数	褚	利年金現価率	5	(21)×(24)の金額	
(21)	円 (22)		% (2	3)		≢ (24)		(2	5)	Ħ
		L							= □ □ □ □ □ □ □ □ □	
(4)権利者に対し、 つ、定期金給付契	一定期間か 約の目的と		(4)の金額			(20)の金額		(26)又は(2	7)のいずれか少ない;	金額
○ された者の生存中 付する契約に基づ	「定期金を給 にもの	(26)		円	(27)		Ħ	(28)		Ħ
(5)定期金給付契約	りの目的とさ		(4)の全額			(20)①全刻	5	(評価額	
れた者の生存中気	2期金を給付 が死亡したと	(29)	(-//) 12.82	円	(30)	(20/0/328)	<u>-</u> 円	(29)火ば((31)	30)のいすれか多い金	主教見 円
金を給付する契約	BIK寺に定期 Iに基づくもの									
			2. 定期金の	給付事由	が発生して	いないも	S C			
(1)契約の解約返戻金を	を支払う定めがれ	い場合								
保険料の払込開	始年月日	L ~	年	✓月					50 / T #	
イ・ 一 掛金又は保険料	払込金	:客頁	予定利率	#全週期 の年数	[1] 複利 反	训終価率	(イ)×(二)	の金額	部1曲路 (木)×90/100	
○ が一時に払い込 まれた場合	(1)		(□) %	(h)	年(二)		(木)	H	(\sim)	円
	- (=)L+ 1 / ~	亚物瘤	スロシー	払込済期	IIII yezuw	E-\$-\$%2/# -\$	(1)>/->	∩. ⇔.\$ā	評任而察員	
	「年白/ごりの	「一本辺谷県	17年初华	の年数	タ 1版 1 (コ)	⊢stz#?1004°	(11)	♡並領□	(ル)×90/100	
~ イ以外の場合			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~					-	0	Н
(2)(1)以外の場合										
評価額 解約返戻全の)金額									
(ワ)	<u>الم</u>									

*定期金給付事由が発生しているもの(相続税法第24条)~評価方法~

有期定期金:次の①~③のいずれか多い金額を自動計算します。

 ①解約返戻金の金額
 ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
 ③(給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額)×(残存期間に応ずる予定利率による 複利年金現価率)

無期定期金:次の①~③のいずれか多い金額を自動計算します。

①解約返戻金の金額
 ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
 ③給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額÷予定利率

終身定期金:次の①~③のいずれか多い金額を自動計算します。

①解約返戻金の金額

②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額

③(給付を受けるべき金額の1年当たりの平均額)×(終身定期金に係る定期金給付契約の目的

とされた者の平均余命に応ずる予定利率

による複利年金現価率)

権利者に対し一定期間かつ定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの:

有期定期金として算出した金額と終身定期金として算出した金額のいずれか少ない金額を自動計算します。

定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付しかつその者が死亡した時は権利者または遺族等に定期金 を給付する契約に基づくもの:

有期定期金として算出した金額と終身定期金として算出した金額のいずれか多い金額を自動計算します。

*定期金給付事由が発生していないもの(相続税法第25条) ~評価方法~

解約返戻金を支払う旨の定めのあるもの:解約返戻金の金額を入力します。 解約返戻金を支払う旨の定めのないもの:次の①または②を自動計算します。

①掛金(保険料)が一時払いの場合

(経過期間につき、掛金(保険料)の払込金額に対し、予定利率の複利による計算をして得た元利合計額)×0.9 ②掛金(保険料)が一時払い以外の場合

(経過期間に払い込まれた掛金(保険料)の金額の1年当たりの平均額)×(経過期間に応ずる予定利率×0.9 による複利年金終価率)

定期金に関する権利の評価明細書	
定期金または契約の名称	定期金の名称または契約の名称を入力します。
定期金の給付者・氏名または名称	定期金の給付者の氏名または名称を入力します。
定期金の給付者・住所または所在地	定期金の給付者の住所または所在地を入力します。
定期金に関する権利を取得した者	定期金の権利を取得した者を入力します。
給付契約に関する権利の取得年月日	給付契約に関する権利の取得年月日を入力します。
1.定期金の給付事由が発生しているもの	D
(1)有期定期金	
①解約返戻金の金額	解約返戻金の金額を入力します。
②一時金の金額	一時金の金額を入力します。
 ③ ⑨の金額 	⑨の金額を表示します。
④評価額	①、②または③のいずれか多い金額を表示します。
定期金の給付終了年月日	定期金給付契約に基づく給付終了年月日を入力します。
⑤1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
⑥予定利率	予定利率を入力します。
⑦給付期間年数	給付契約権利の取得年月日と定期金の給付終了年月日から年数を表示しま
	す。(1 年未満切り上げ)
	*給付契約権利の取得年月日の月日と定期金の給付終了年月日の月日が同
	日の場合、年数は表示しません。内容をご確認の上、手入力にて対応して
	ください。
⑧複利年金現価率	{1-(1÷(1+r)のn 乗)}÷r (小数点以下3位未満四捨五入)
	r=⑥予定利率 n=⑦給付期間年数
9 5×8の金額	5×8
(2)無期定期金	
⑩解約返戻金の金額	解約返戻金の金額を入力します。
①一時金の金額	一時金の金額を入力します。
12 16の金額	16の金額を表示します。
13 10、11または12の多い金額	⑩、⑪または⑫のいずれか多い金額を表示します。
1141年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
15予定利率	予定利率を入力します。
16 14÷15の金額	14÷15
(3)終身定期金	
①解約返戻金の金額	解約返戻金の金額を入力します。
 18一時金の金額 	一時金の金額を入力します。
19 @の金額	図の金額を表示します。
20 17、18または19の多い金額	①、18または19のいずれか多い金額を表示します。
定期金給付契約の目的とされた者の	定期金給付契約の目的とされた者の生年月日、性別を入力します。
生年月日・性別	
◎1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
22 ②予定利率	予定利率を入力します。
29余命年数	余命年数を入力します。
 	{1-(1÷(1+r)の n 乗)}÷r (小数点以下 3 位未満四捨五入)
	r=@予定利率 n=@余命年数
🛽 🛛 × 🍳 の 金額	$\textcircled{0}{\times}\textcircled{0}$
(4) 権利者に対し、一定期間かつ定期	l金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約にも基づく
もの	
@ ④の金額	④の金額を表示します。
@ 20の金額	20の金額を表示します。
図 図または 図のいずれか少ない金額	ゆまたは ののいずれか少ない方を表示します。
(5) 定期金給付契約の目的とされた者	るの生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者または
遺族等に定期金を給付する契約に	基づくもの
④ ④の金額	④の金額を表示します。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20の金額を表示します。
・ の の または の の い ず れ か 多 い 金 額	@または @のいずれか多い方を表示します。

2.定期金の給付事由が発生していない	ちの
(1)契約の解約返戻金を支払う定めた	がない場合
保険料の払込開始年月日	保険料の払込開始年月日を入力します。
イ.掛金または保険料が一時に払い込	チェックして選択します。
まれた場合	
(イ)払込金額	払込金額を入力します。
(口)予定利率	予定利率を入力します。
(ハ)経過期間の年数	経過期間の年数を表示します。保険料の払込開始年月日と給付契約権利の
	取得年月日から年数を表示します。(1 年未満切捨て)
(二)複利終価率	(1+r)の n 乗 (小数点以下 3 位未満四捨五入)
	r=(ロ)予定利率 n=(ハ)経過期間
(ホ)(イ)×(二)の金額	$(1) \times (\underline{-})$
(へ)評価額	(木) ×0.9
ロ.イ以外の場合	チェックして選択します。
(ト)1 年当たりの平均額	1 年当たりの平均額を入力します。
(チ)予定利率	予定利率を入力します。
(リ)払込済期間	払込済期間を表示します。保険料の払込開始年月日と給付契約権利の取得
	年月日から年数を表示します。(1 年未満切り上げ)
(ヌ)複利年金終価率	{(1+r)の n 乗-1}÷r (小数点以下 3 位未満四捨五入)
	r=(チ)予定利率 n=(リ) 払込済期間
(ル)(ト)×(ヌ)の金額	$(F) \times (Z)$
(ヲ)評価額	(JL) ×0.9
(2)(1)以外の場合	
(ワ)評価額	解約返戻金の金額を入力します。

6-9. 定期預金等の評価明細書

定期預金・定期預金・通常預金・普通預金・当座預金等の評価額を自動計算します。

										印易	り 終う	7
定期預金等の評価明細書												
対象	対象データ 国税太郎サンプルデータ-取説											
20 to 1	金属市场通用等空心	へ モカナ555日日かたよう 種類		預入日(八二十時)		(3)経過	(4) 既経過利子額	(5)税金相当額			(7)評価額	
	<u>追加</u> 金融機関等名	記号·番号	満期日	(1)元4、谷県	(1)元本額 (2)利率	「中学」日数	(1)×(2)×(3)/365	(6)税率	(4)×(6)	(*	1)+(4)-(5)	
· 纪住	三共住方组行	定期預金	平成00・10・1	Ħ	%	Β	円	%		円	H	ł
	二开口交现门	12345678	令和00・9・30	1,000,000	0.02	5,700	3,123	0.1		з	1,003,120	<mark>)</mark>

			<編集>	削除	保存終了	中止
定期預金等の評価明細書						
金融機関等名	三井住友銀行					
種類	定期預金 検索					
記号·番号	12345678					
預入日	平成 🗸 🛛 🔾 🛱	10 🗸 月	1 ✔ 日			
満期日	令和 🗸 🛛 🔾 🗛	9 💙 月	30 🗸 🗄			
(1)元本額	1,000,000 円					
(2)利 率	0.02 <mark>%</mark>					
(3)経過日数	5,700					
(4)既経過利子額 (1)×(2)×(3)/365	3,123 円					
(6)税 率	0.1 <mark>%</mark>					
(5)税金相当額 (4)×(6)	3 <mark>円</mark>					
(7)評価額 (1)+(4)-(5)	1,003,120 円					

定期預金等の評価明細書	
金融機関等名	金融機関等名を入力します。
種類	預金の種類一覧から該当項目を選択します。
記号•番号	記号・番号を入力します。
預入日	預入年月日を入力します。
満期日	満期年月日を入力します。
①元本額	元本額を入力します。
②利率	利率を入力します。
③経過日数	(預入日)~(相続開始日)の日数を表示します。
④既経過利子額	①2③を元に既経過利子額を表示します。(①×2×3)÷365
⑥税率	税金相当額の利率を入力します。
⑤税金相当額	(④既経過利子額×⑥税金相当額の利率)÷365 を表示します。
⑦評価額	(①元本額+④既経過利子額-⑤税金相当額)を表示します。
6-10. 山林・森林の立木の評価明細書

山林・森林の立木の評価計算をします。

								ÉD	刷	終	7
山林・森林の立木の評価明細書											
対象データ <mark>国税太郎</mark>											
林 地											
追加所在地	用途区 分及び 現 況		面 積		固定資産税評価額	評価 倍率	評価額	樹種	樹齡	森林の直	i
	自用	台帳	ฑ้ 100	台帳	円 152,000	倍	Э	ν.	年生		
₩無, 神奈川泉小田原市扇町1-5-2		実測	m ¹ 100	修正	円 152,000	1.3	197,600	₹3	65		
	貸付	台帳	ri 300	台帳	円 360,000	倍	Щ		年生		
編集 十葉県市原市草刈5110-22		実測	ฑ์ 300	修正	円 360,000	0 <i>6</i>	216,000	ひのき	50		
	分収林	台帳	ni 15,200	台帳	円 3,600	倍	В		年生		
────────────────────────────────────		実測	ฑ์ 15,200	修正	円 3,600	2	7,200	杉	16		~
<										>	

			<4	編集> 削除 保存終了 中止							
		林地		立木							
		神奈川県小田原市扇町1-5-2 検索 登録	樹種	杉							
	所在地		樹齢	65 年生							
			森林の面積	1 <u>\$%</u>							
	电论应力	自用 🗸	標準価額	10,000 円							
	用述区力 及び現況		小出し距離	2 m							
			小運搬距離	10 Km							
面	台帳	100 m ²	地利級	級							
竹耳	実測	100 m ²		1.3 指数							
評価	台帳	152,000 円	地味級								
額	修正	152,000 円		0.3 指数							
	評価倍率	1.3 倍	立木度								
	評価額	197,600 円	総合等級	0.3 指数							
				0.2 割合							
			算出額	12 / 100							
				960 円							
			144 447								
			備考								

■立木の評価額=1 ヘクタールあたりの標準価額×地味級×立木度×地理級×地積 ← (A)

- 地味級の割合 上=1.3 中=1.0 下=0.6]
- 立木度の割合 密=1.0 庸=0.8 疎=0.6 🗲 を入力します。

地利級の割合 小出し距離と小運搬距離から地利級(割合)判定表で求めて入力 総合指数 総合等級表から入力

*保安林控除がある場合は、[算出額]欄の上段・[割合]の欄に控除割合を入力します。

上記評価額(A)×(1-<u>保安林控除の割合</u>)

```
控除割合 一部皆伐=0.3 択伐=0.5 単木選伐=0.7 禁伐=0.8
```

出力時、割合の前に保をつけてプリントします。

*造林者の分収割合がある場合は、[算出額]欄の中断に分収割合を入力します。

出力時、⑦をつけてプリントします。

②:地味級の割合・立木度の割合・保安林控除割合については、申告時期の評基通および判定表で必ず数値を ご確認下さい。

山林・森林の立木の評価明細書					
林地					
所在地	所在地を入力します。				
用途区分及び現況	該当項目を選択します。				
面積	評価対象地の地積(台帳・実測)を入力します。				
固定資産税評価額	評価の基とした林地の固定資産税評価額を入力します。				
修正	(固定資産税評価額)×(実測÷台帳)を表示します。				
評価倍率	修正固定資産税評価額に乗ずる評価倍率を入力します。				
評価額	(修正固定資産税評価額)×(評価倍率)を表示します。				
立木	·				
樹種	該当項目を選択します。				
樹齢	樹齢年数を入力します。				
森林の面積	森林の面積を入力します。*単位=ヘクタール				
1 ヘクタール当たりの標準価額	1 ヘクタール当たりの価額を「立木の標準価額表」で求めて入力します。				
小出し距離	小出し距離を入力します。*単位=m				
小運搬距離	小運搬距離を入力します。 <mark>*単位=km</mark>				
地級	「地利級判定表」から小出し距離・小運搬距離で求めて入力します。				
利 报	「地利級判定表」から求めた等級に応じた割合を入力します。				
地級	「地味級判定表」から樹種・樹齢に応じて選択します。				
味 指数 級	地味級の割合を入力します。*上=1.3 中=1.0 下=0.6				
	「立木度の判定表」から求めた判定結果を選択します。				
総合等級	「総合等級表」から地利級・地味級・立木度に応じて数値を求めて入力します。				
割合	保安林控除割合などがある場合に控除割合を入力します。				
算	*印刷時、(最をつけてプリントします。				
出 /	造林者の分収割合がある場合に入力します。				
額	*印刷時、 💮 をつけてプリントします。				
評価額	立木の評価額を算出表示します。				
備考	記載事項がある場合に入力します。				

6-11. 財産一覧表

各評価明細書の評価内容を一覧で確認できます。「全部」「土地」「現金預貯金」「有価証券」「その他」の分類ごとの 確認ができます。また、この財産一覧表から相続税への連動転記も可能です。

※「配偶者居住権等の評価明細書」からの転記はありません

							相続税へ連動	メニューへ戻	3
	財	産一覧表		【国税太郎	3				
全部	土地	現金預貯金	注 有価証券	その他					
			利用区公			数量	固定资度税評価額	権利割合の種類	
の連動	種類	細目	銘柄	所在場所	所等	持分割合		権利割合	
						単価	旧政	評価額	
全選択	全解除								
		宅地	自用地	埼玉県春日部市		150m²			~
	土地								
						299,053		44,857,950	
		E ·	市街地農地	神奈川県小田原市	お扇町1-5-2	300m²			
	土地								
								1,499,940,000	
		山林	自用	神奈川県小田原市	お扇町1−5−2	100m²	152,000		
	土地						1.0		
							1.3	197,600	
		山林	貸付	千葉県市原市草>	U5110-22	300 m²	360,000		
	土地						0.0		
							0.6	216,000	
		山林	自用	千葉県木更津市中	⊨ <u>iλ</u> 5-2001	120m ²	1,000		
	土地								
								1,000	
		山林	貸付	千葉県富津市大切	₩1-5222	150m²	60,000		
	土地								~
								60,000	

財産一覧表から相続税への転記方法

「相続税への連動」にチェックをつけ、「相続税へ連動」ボタンを押すと、相続税へ転記します。

										相続税へ連動		1-へ戻る
			財産	産一覧表			【国税太郎	1				
	全	部	土地	現金預貯	金 有価罰	[券	その他					
+	□シ≛ቶ	ж.,			利用区公				数量	固定資產税評価額	権利割合()	り種類
TI /	珈売の連	心へ 動	種類	細目	利用区力 銘柄		所在場所	F等	持分割合		権利割	合
									単価	1台叙	評価客	湏
				宅地	自用地	埼	压県春日部市		150m²			~
	1		土地									
									299,053		44,8	. <mark>57,950</mark>
				⊞	市街地農地	神	奈川県小田原市	后扇町1-5-2	300m ²			
	1		土地									
											1,499,9	40,000
				L.L. 15/-								
			±	地一寬			【国祝太郎	ι, L				戻る
			細目	コード		23	分 所在場	影所		任西客頁	取得者名	
	並び	順変	浭選択	≀して追加 丶	- 1							
	編	集	⊞	01-01	-003 市街	新地 農	<mark>農地 神奈</mark> 川	 県小田原市	ラ扇町1−5−2	1,499,940,000	未分割	~
	編	集	宅地	01-03	-003 自月	月 地	埼玉県	春日部市		44,857,950	未分割	

財産一覧表	
相続税への連動	チェックを付け、「相続税へ連動」ボタンを押すと該当財産を相続税へ転記します。
種類	土地、現金預貯金、有価証券、その他
細目	細目を表示します。
利用区分銘柄	利用区分銘柄を表示します。
所在場所等	所在場所等を表示します。
数量	数量を表示します。
持分割合	持分割合を表示します。
単価	単価を表示します。
固定資産税評価額	固定資産税評価額を表示します。
倍数	倍数を表示します。
権利割合の種類	権利割合の種類を表示します。
権利割合	権利割合を表示します。
評価額	(数量)×(持分割合)×(単価)×(倍数)×(権利割合)を表示します。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

土地等の評価明細書	財産一覧表	相続税
土地	財産の種類・土地	土地データ
地目	細目	細目
所在地番	所在場所等	所在場所
地積(㎡)	数量	地積(m)
所有割合	持分割合	所有割合
—	単価	単位面積価額
総額	評価額	価額



市街地農地等の評価明細書

市街地農地等評価明細書	財産一覧表	相続税
市街地農地等	財産の種類・土地	土地データ
現況地目	細目	細目
市街地農地等	利用区分銘柄	利用区分
所在地番	所在場所等	所在場所
地積(m)	数量	地積(m)
持分割合	持分割合	所有割合
評価額	評価額	価額



取引相場のない株式の評価明細書

取引相場のない株式の評価明 細書	財産一覧表	相続税
取引相場のない株式	財産の種類・有価証券	有価証券データ
現況地目	細目・特定株式(その他)	細目・特定株式(その他)
会社名	利用区分銘柄	利用区分
本店所在地	所在場所等	所在場所
単価	単価	単価



	Ę	摌一 覧表		【国税 太郎】	太郎]				
全部	土地	現金預貯	金 有価証券	<u>斧 その10</u>	_				
相続税へ の連動	種類	細目	利用区分 銘柄	所在場所等	数量 持分割合 単価	固定设度税評価額 倍数	権利割合の種類 権利割合 評価額		
	有価証券	特定株式(そ り他)	₹ 式会社OC	東京都渋谷区渋谷5-1-201		0	^		
	111111111				116,637		0		

有価証券:		呆存終了 中止
細目	特定株式(その他) 04-03-002 特別	定株式(その他)
銘柄等	株式会社00	
所在場所、金融機関名称等	東京都渋谷区渋谷5-1-201	
株式数等 ※數値(小數点可)	単位 - ✓	
1株当りの単価	単価 116,637 × - - - - - - - - - - - - -	
倍数	×	
伯西客員	未入力	
取得者名	未分割 ♥ 取得分割	

上場株式の評価明細書

上場株式の評価明細書	財産一覧表	相続税
上場株式	財産の種類	有価証券
上場株式	細目	細目(その他株式)
銘柄	利用区分銘柄	銘柄等
持株数	数量	株式数(株)
評価額×株式数	評価額	価額



登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書

登録銘柄及び店頭管理銘柄	財産一覧表	相続税
の評価明細書		
登録銘柄及び店頭管理銘柄	財産の種類	有価証券
登録銘柄及び店頭管理銘柄	細目	細目(その他株式)
銘柄	利用区分銘柄	銘柄等
持株数	数量	株式数(株)
評価額×株式数	評価額	価額



営業権の評価明細書

営業権の評価明細書	財産一覧表	相続税
営業権	財産の種類	その他財産
営業権	細目	細目(営業権)
氏名又は法人名	利用区分銘柄	利用区分銘柄等
事業所所在地又は本店所 在地	所在場所等	所在場所等
営業権の価額	評価額	価額



定期金の評価明細書

定期金の評価明細書	財産一覧表	相続税
定期金	財産の種類	その他財産
定期金	細目	細目(定期金)
定期金又は契約の名称	利用区分銘柄	利用区分銘柄等
住所又は所在地	所在場所等	所在場所等
最初に記載された評価額	評価額	価額
から転記		



定期預金の評価明細書

定期預金等の評価明細書	財産一覧表	相続税
定期預金等	財産の種類	預貯金
定期預金等	細目(預貯金)	細目(預貯金)
預金の種類	利用区分銘柄	利用区分銘柄等
金融機関名	所在場所等	所在場所等
評価額	評価額	価額



	<u>\</u>			
現金・預貯会	हेर्न ─ऽ	<編集>	前。除	保存終了 中止
細目	T T 預 貯 金		05-06-006	預貯金
預貯金の種類	普通預金			
所在場所、金融機関名称等	△△銀行		4	
口座番号等				
任西客頁	1,502,205			+
取得者名	未分割 マ	取得分割		

山林・森林立木の評価明細書(林地)

山林・森林立木の評価明細書	財産一覧表	相続税
(林地)		
林地	土地	土地
林地	細目(山林)	細目(山林)
用途区分及び現況	利用区分銘柄	利用区分
所在地	所在場所等	所在場所
面積(台帳・実測両方入力がある場	数量(㎡)	地積(m)
合は実測から転記)㎡		
固定資産税評価額(台帳・修正両方	固定資産税評価額	固定資産税評価額
入力がある場合は修正から転記)		
評価倍率	倍数	倍数
評価額	評価額	価額



山林・森林立木の評価明細書(立木)

山林・森林立木の評価明細書	財産一覧表	相続税
(立木)		
立木	その他財産	その他財産
立木	細目(立木)	細目(立木)
樹種	利用区分銘柄	利用区分
所在地(林地の所在地を転記)	所在場所等	所在場所
森林の面積(ヘクタール)	数量(ヘクタール)	地積(ヘクタール)
—	倍数	倍率
評価額(算出額×0.85)	評価額	価額



7. その他

税務代理権限証書、遺産分割協議書の作成は「その他」で行います。

相続税トップメニュー				
対象データ【国税太郎 サンプルデータ–取説】 【 〇〇 年01月01日以降版】				
▶ 基本登録	▶ 評価明細書			
▶ 財産と債務データ入力	🛃 その他			
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷			
<u>ት</u>)P			

その他	【国税 太郎】 【 ○○年01月01日以降版】
税務代理権限証書	遺産分割協議書
税理士法第33条の2第1項	相続税の 申告チェックシート
税理士法第33条の2第2項	
 戻	వ

7-1. 税務代理権限証書

税務代理権限証書の作成を行います。

①相続人一覧から選択して「追加」ボタンをクリックします。

į	脱務代理権限証書	【国税 太郎】	戻る
	取得者名		
追加	選択して追加一 🗸		

②入力が終わったら「登録」ボタンをクリックします。

	<追加>	印刷	編集	削除	登録	終了
	税務代理権限証書					
被相続人	国税 太郎					
申告日	令和〇年2月5日					
所轄税務署	春日部税務署長殿					

③「印刷」ボタンで印刷画面を表示します。

<追加>		印刷	編集	削除	登録	終了
税務代理権限証書						
被相続人	国税 太郎					
申告日	令和○年2月5日					
所轄税務署	春日部税務署長殿					

④「終了」ボタンで終わります。

<追加>			編集	削除	登録	終了
税務代理権限証書						
被相続人	国税 太郎					
申告日	令和〇年2月5日					
所轄税務署	春日部税務署長殿					

	印刷 編集 削除 登録 終了				
	税務代理権限証書				
被相続人	国税 太郎				
申告日	令和O年2月5日				
	春日部祝扮者長殿				
	税理士又は税理士法人				
氏名又は名称	千代田 はじめ				
事務所名称	千代田はじめ税理士事務所				
所在地	東京都千代田区千代田 ちよだ丸の内32ビルヂング1号棟501号 電話番号 03 -3333 - 0000				
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号				
◉ 税理士					
上記の 〇税理士法人	を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。				
○ 選択なし					
過去分に関する税務代理 🗌 🕻	委任する場合は/】				
調査の通知	同意する場合は/】				
調査終了時の否認通知 🗌 🕻	同意する場合は/】				
調査結果の内容説明等 🗌 【	同意する場合は 🖍]				
複数代理人の代表の定め 🗌 🕻	定める場合は く				
	依頼者				
チタマナタ称					
住所又は事務所の所在地	「何玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号 電話番号 048 - 1234 - 5678				
	1 税務代理の対象に関する事項				
税目	年分等				
所得税(復興特別所得税含む)	(二) 年分				
法人税 (復興特別法人税・地方法人税含む)					
消費税及び地方消費税					
所得税(復興特別所得税含む) ※源泉徴収に係るもの					
相続税	☑ 令和6年5月10日 相続開始				
	2 祝物代理の対象となる書類の文明に関リる事項				
I					
	3 その他の事項				
	·····································				
上記の	<u> </u>				
	について、委任します。				
依親者:	(任所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)				

税務代理権限証書				
被相続人	被相続人氏名を表示します。			
申告日	相続の申告日を表示します。			
所轄税務署	所轄税務署名を表示します。			
税理士または税理士法人				
氏名又は名称	税理士名または税理士法人名を表示します。			
事務所名称	事務所名称を表示します。			
所在地	住所、電話番号を表示します。			
所属税理士会等	所属税理士会等を表示します。			
その他	該当項目をクリックして選択します。			
依頼者				
氏名又は名称	依頼者氏名を表示します。			
住所又は事務所所在地	依頼者住所、電話番号を表示します。			
1 税務代理の対象に関する	事項			
税目	代理対象の税目にチェックを付けます。			
年分等	何年分についてか入力します。もしくは必要事項を手入力します。			
2 税務代理の対象となる書類	領の受領に関する事項			
自由入力欄です。				
3 その他の事項				
 自由入力欄です。				
委任状				
必要事項を入力します。				

7-2.税理士法第33条の2第1項

税理士法第33条の2第1項の作成を行います。

①相続人一覧から選択して「追加」ボタンをクリックします。

税理士法第33条の2第11	〔〔〕【国税 太郎】	戻る
取得者名		
追加選択して追加一 国税 花子		
国税 一郎 編集 税務 幸子		~

②入力が終わったら「登録」をクリックします。

2頁目	3頁目	4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
	税理士法第33条の2第1項(資)						
相続税	相続税 申告書(年分 令和〇年5月10日 相続開始分)						
	被相続人 国税 太郎						
被	相続人の伯	EFF	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号				
	申告日		令和〇年2月5日				
	所轄税務署	ł	春日部 税務署長段				

③他ページへの移動はボタンで行います。

2頁目	3頁目	4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
	税理士法第33条の2第1項(資)						
相続税	相続税 ▼ 申告書(年分 令和○年5月10日 相続開始分)						
被相続人 国税 太郎							
被	相続人の伯	の住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号					
	申告日		令和〇年2月5日				
所轄税務署 春日部 税務署長段							

④「印刷」ボタンで印刷画面を表示します。

2頁目	3頁目	4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
	税理士法第33条の2第1項(資)						
相続税	相続税 申告書(年分 今和〇年5月10日 相続開始分)						
被相続人 国税 太郎			国税 太郎				
被	被相続人の住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号						
	申告日		令和○年2月5日				
所轄税務署 春日部 税務署長殿							

⑤「終了」ボタンで終わります。

2頁目	3頁目	4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
相続税	相続税 ▼ 申告書(年分 令和○年5月10日 相続開始分)						
被相続人 国税 太郎			国税 太郎				
被	被相続人の住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号						
	申告日		令和〇年2月5日				
所轄税務署 春日部 税務署長殿							

2頁目 3頁目 4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了		
税理士法第33条の2第1項(資)							
●相続税 ● ●告	相続税 ✔ 申告書(年分 令和○年5月10日 相続開始分)						
被相続人	国税 太郎						
被相続人の住所	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号						
申告日	令和〇年2月5日						
所轄税務署	春日部 税務署長殿						
	税理士又は税理士	法人					
氏名又は名称	千代田はじめ税理士事務所						
事務所の所在地	東京都千代田区千代田 ちょだ丸の内32ビルヂング1号棟501号 電話番号 03 - 3333 -	0000					
	書面作成に係る税	里士					
氏名	千代田 はじめ						
事務所の所在地	東京都千代田区千代田 事務所の所在地 電話番号 03 - 3333 - 0000						
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第	号					
税務代理権限証書の提出	〇有() 〇 無	ŧ				
	依頼者						
氏名又は名称	国税 花子						
住所又は事務所の所在地	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号 電話番号 048 - 1234 -	5678					
	1 提示を受けた書類等に	関する事項					
書類等(申告書の作成に関し、 整理するために用いたものに®	計算し、又は る。)の名称 左記の書類等以	外の書類等					
2 目ら作成記人した書類等に関する事項							
香現寺の名称		(4つ)に香想寺					
1							
1			_				
 			_				
			_				
I							

税理士法第33条の2第1項(資)	•1頁目
相続税もしくは贈与税	相続税を選択し、申告の種類を入力します。相続開始年月日を表示します。
被相続人	被相続人氏名を表示します。
申告日	相続の申告日を表示します。
所轄税務署	所轄税務署名を表示します。
税理士または税理士法人	
氏名又は名称	税理士名または税理士法人名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
書面作成に係る税理士	
氏名	税理士名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
所属税理士会等	所属税理士会等を表示します。
税務代理権限証書の提出	有・無から選択します。
依頼者	
氏名又は名称	依頼者氏名を表示します。
住所又は事務所所在地	依頼者住所、電話番号を表示します。
1 提示を受けた書類等に関する事項	A contraction of the second
書類等の名称	書類等の名称を入力します。
左記の書類等以外の書類等	以外の書類等を入力します。
2 自ら作成記入した書類等に関する	3事項
書類等の名称	書類等の名称を入力します。
作成記入の基礎となった書類等	作成記入の基礎となった書類等を入力します。

1頁	1月 3頁月 4頁	Ĩ B	<編集>	印刷	編集	登録 終了
		税理士法第3	13条の2第1項(資) 2頁E	1	
	依頼者	国税 花子				
		3 計算(、整理した主	な事項		
	区分	व	軍項		備	考
		I				
(1)						
	(1)のうち個別的	· ·特徵的方事項		備	老	
		110,000 00 4- 53		1710		
	<u> </u>					
	, [
	1					
	I					
(2)						
(2)						
	,					

税理士法	5第33条の2第1項(資)・2頁目			
依頼者		依頼者名を表示します。		
3 計算(、整理した主な事項			
	区分	区分を入力します。		
(1)	事項	事項を入力します。		
	備考	備考を入力します。		
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項	(1)のうち個別的・特徴的な事項を入力します。		
	備考	備考を入力します。		

1頁目 2頁目 4頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
税理:	土法第33条の2第1項	〔資)3頁	i 🗄 👘		
依頼者 国税花	子				
	4 相談に応じた	軻			
事項		相談の	要旨		
	1				
	1				
	5 総合所見				1
, 					
}	<u>ፍ 7</u> ጣ∰				

税理士法第33条の2第1項(資)	•3頁目
依頼者	依頼者名を表示します。
4 相談に応じた事項	
事項	事項を入力します。
相談の要旨	相談の要旨を入力します。
5 総合所見	
総合所見を入力します。	
6 その他	
その他を入力します。	

1頁目 2頁目 3頁目	<	年2日本 10月 1日本 10日本 10日本 10日本 10日本 10日本 10日本 10日本
	税理士法第33条の2第1項(資)	4頁目
依頼者 国税	花子	
	*追加記載する事項	
未選択		∨
3	c	
-		
	/	
	[
	P	
	I	I
	[
	[
▲ [未選択	 	
a [未選択 3	 	
▲ 【未選択 3	 	
· [未選択 3	 	
、 [末選択 3	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
、 [末選択 3	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
· [未選択 3	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
a [未選択 3	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
▲ [未選択 3	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
「未選択 3	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
▲ [未選択 3	Image: Constraint of the system C Image: Constraint of the system Image: Constret of the system Image: Constraint o	
A [未避択 3	I ア と C I	Image: constraint of the second of the se
A [未避択 3 	Image: Second system C Image: Second system C Image: Second system Image:	
▲	Image: Second system C Image: Second system C Image: Second system Image:	
★ 注意扱 3	I ア ア C I	Image: constraint of the sector of the se
▲ 本選択 3	□ □ ×追加記載する事項 C □	Image: constraint of the sector of the se
▲	□ □ ×追加記載する事項 ○ □	Image: Constraint of the sector of the se
▲ 本選択 3	□ □ ×追加記載する事項 ×追加記載する事項 □	
▲ 本選択 3		
▲		Image: Constraint of the sector of the se
▲ [未選択 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□ □ ×追加記載する事項 ×追加記載する事項 □ □	
本選択	□ □ ×追加記載する事項 ×追加記載する事項 □ □	Image: Constraint of the sector of the se
▲ 「未選択 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Image:	
▲ 「未選択 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Image:	
	□ □ ×注加記載する事項 ○ □ □	
上、遊沢 3	● ○ <	
本選択 3	Image: Constraint of the sector of the s	
	□ □ ×注力加記載する事項 ×注力加記載する事項 ○ □ <td< td=""><td></td></td<>	

税理士法第33条の2第1項(資)・4頁目					
依頼者	依頼者名を表示します。				
※追加記載する事項					
А	1~6の中から選択します。(Aで選択した項目によってB~Dの項目名が変わります)				
В	追加記載する事項を入力します。				
С	追加記載する事項を入力します。				
D	追加記載する事項を入力します。				

7-3. 税理士法第33条の2第2項

税理士法第33条の2第2項の作成を行います。

①相続人一覧から選択して「追加」ボタンをクリックします。



②入力が終わったら「登録」をクリックします。

2頁目	3頁目 4	4頁目	<追加>	印刷	編集	登録	終了	
	税理士法第33条の2第2項(資)							
相続税	相続税 🗸 🛑 申告書(年分 令和 〇年5月10日 相続開始分)							
	被相続人 国税 太郎							
被	相続人の住所	ī	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号					
	申告日		令和〇年2月5日					
	所轄税務署 格務署長殿							

③他ページへの移動はボタンで行います。

2頁目	3頁目	4頁目	<追加>	印刷	編集	登録	終了	
	税理士法第33条の2第2項(資)							
相続税	相続税 ✓ ● <td< th=""></td<>							
	被相続人 国税 太郎							
被相続人の住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号								
	所轄税務署	3	春日部 税務署長段					

④「印刷」ボタンで印刷画面を表示します。

2頁目 3頁目 4頁目	<追加>	印刷	編集	登録	終了	
	税理士法第33条の2第2項(資)					
相続税 🗸 🛑 申告	相続税 ✔ ■ 申告書(年分 令和〇年5月10日 相続開始分)					
被相続人	被相続人 国税 太郎					
被相続人の住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号						
申告日 令和〇年2月5日						
所轄税務署 春日部 税務署長殿						

⑤「終了」ボタンで終わります。

2頁目	3頁目	4頁目	<追加>	印刷	編集	登録	終了		
相続税	相続税 ✔ 申告書(年分 令和 ○年5月10日 相続開始分)								
	被相続人 国税 太郎								
被	被相続人の住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号								
	申告日 令和〇年2月5日								
	所轄税務署 春日部 税務署長殿								

2頁目 3頁目 4頁目	<照会>	印刷	編集	登録	終了
相続税 🖌	書(年分 令和〇年5月10日 相続開始	分)			
被相続人	国税 太郎				
被相続人の住所	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号				
申告日	令和〇年2月5日				
	春日部 税務署長殿				
	税理士又は税理士法人				
氏名又は名称	千代田はじめ税理士事務所				
事務所の所在地	東京都千代田区千代田 ちよだ丸の内32ビルヂング1号棟501号 電話番号 03 - 3333 - 0000)			
	書面作成に係る税理士				
氏名	千代田 はじめ				
事務所の所在地	東京都千代田区千代田 ちよだ丸の内32ビルヂング1号棟501号 電話番号 03 - 3333 - 0000	D			
所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号等 第 号				
税務代理権限証書の提出	◎ 有() 〇 無			
	依頼者				
氏名又は名称	国税 花子				
住所又は事務所の所在地	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号 電話番号 048 - 1234 - 5678	3			
	1 相談を受けた事項				
事項	相談の要旨				
	2 審査に当たって提示を受けた書	類等			
書類等の名称	確認した内容				

税理士法第33条の2第2項(資)	•1頁目
相続税もしくは贈与税	相続税を選択し、申告の種類を入力します。相続開始年月日を表示します。
被相続人	被相続人氏名を表示します。
申告日	相続の申告日を表示します。
所轄税務署	所轄税務署名を表示します。
税理士または税理士法人	
氏名又は名称	税理士名または税理士法人名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
書面作成に係る税理士	
氏名	税理士名を表示します。
事務所の所在地	事務所の住所、電話番号を表示します。
所属税理士会等	所属税理士会等を表示します。
税務代理権限証書の提出	有・無から選択します。
依頼者	
氏名又は名称	依頼者氏名を表示します。
住所又は事務所所在地	依頼者住所、電話番号を表示します。
1 相談を受けた事項	
事項	事項を入力します。
相談の要旨	相談の要旨を入力します。
2 審査に当たって提示を受けた書業	頁等
書類等の名称	書類等の名称を入力します。
確認した内容	確認した内容を入力します。

1頁	18 3頁8 4月	意日	<編集>	印刷	編集 登	録 終了
		税理士法第33	条の2第2項(†	資)2頁目		
	依頼者	国税花子				
	区分	3 番 本	且した土は事	<u>-</u> 共	備	老
					1783	
	·					
(1)						
	I					
	 (1)のうち個別値	小物的な事項		/ // 備	老	
(2)	1					
	I					
			-			
	l		l			

税理士法	说理士法第33条の2第2項(資)・2頁目							
依頼者		依頼者名を表示します。						
3 審査(した主な事項							
	区分	区分を入力します。						
(1)	事項	事項を入力します。						
	備考	備考を入力します。						
(2)	(1)のうち個別的・特徴的な事項	(1)のうち個別的・特徴的な事項を入力します。						
	備考	備考を入力します。						

1頁目	2頁目	4頁目		<編集>	印刷	編集	登録	終了
		税	聖士法第	83条の2第2項	〔資〕3頁	ī 日		
	依頼者	国税	花子					
				4 審査結果				
·								
,				5 総合所見				
				6 その他				
, 								

税理士法第33条の2第2項(資)	• 3頁目
依頼者	依頼者名を表示します。
4 審査結果	
審査結果を入力します。	
5 総合所見	
総合所見を入力します。	
6 その他	
その他を入力します。	

1頁目 2頁目 3頁目	<編集>	印刷	編集	登録	終了
税理	聖士法第33条の2第2項(資) 4頁目				
依頼者 国税 花子					
	*追加記載する事項				
A 未選択 V]				
в	С	[)		
	本追加記載りる事項				
A 木選択 V					
B	C)		
	P				

1 2 0	相談を受けた事項 審査に当たって提示を受けた書類等 審査したまた事項(1)
١ŏ.	電査 UCL 18 字 3(1) 審査 した主た 事 道(の)
19	重星以G上(6字(3)4/
4	審査結果
5	総合所見
6	その他
<u> </u>	

税理士法第33条の2	说理士法第33条の2第2項(資)・4頁目						
依頼者	依頼者名を表示します。						
※追加記載する事項							
А	1~6の中から選択します。(Aで選択した項目によってB~Dの項目名が変わります)						
В	追加記載する事項を入力します。						
С	追加記載する事項を入力します。						
D	追加記載する事項を入力します。						

7-4. 遺産分割協議書

遺産分割協議書の作成を行います。

「編集」ボタンをクリックします。

		< 照会 >	出力	印刷	編集	削除	登録	終了
被相続人	望月太郎							
協議書作成日	~		$\checkmark \square$					

②協議書作成日を和暦で入力します。

違産分割協議書 								
	< 編集 >	出力	印刷	編集	削除	登録	終了	
被相結人	望月太郎							
協議書作成日	令和 ✔ 00 <mark>年 11 ✔月</mark> 1	✓日						

③「登録」ボタンをクリックしてデータを保存します。

	< 編集 > 出力 印刷 編集 削除 登録 終了								
被相続人	望月太郎								
協議書作成日	令和 ✔ 00 年 11 ✔月 1 ✔日								

④「印刷」ボタンをクリックすると印刷画面を表示します。

建産分割協議書									
< 照会 > 出力 印刷 編集 削除 登録 終了									
被相続人	望月太郎								
協議書作成日	令和 ✔ 00 年 11 ✔月 1 ✔日								
⑤「出力」ボタンをクリ	ックすると遺産分割協議書をテキスト形式(txt)で保存できます。								
	進産分割協議書								
<照会> 出力 印刷 編集 削除 登録 終了									
被相続人	望月太郎								
協議書作成日	令和 ∨ 00 年 11 ∨月 1 ∨日								

172.16.203.35 から isanbunkatsu_kyougisho.txt (3.33 KB) を開くか、または保存しますか?			×
	ファイルを開く(O)	保存(S) ▼	キャンセル(C)

※テキスト形式で保存しますので、ワープロソフトやメモ帳で編集が可能です。

⑥「終了」ボタンで終わります。

	< 照会 >	出力印刷	編集 削除	登録	終了			
被相銃人	望月太郎							
協議書作成日	☆和 ∨ 00 年 11 ∨月 1 、	∨ ∃						

通过了一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些一些									
		<	照会 >	出力	印刷	編集	削除	登録	終了
		1					S 2289		
	被相続人	望月太郎							
協	協議書作成日 今和 🗸 00 年 11 🗸 月 1 🗸 日								
	1 前文								
被相続人望月太郎の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次の通り遺産分割 し取得することに決定した。									
			27	文					
1.相続人	. 望月花子が取得す	る財産、および負債							
(1)	宅地			埼玉県春日	部市不動院里	73丁目5番	16号		
					150 (riの持分1	/2		
(2)	宅地			埼玉県春日	部市不動院里	73⊤目5番	16号		
					150 (n'の持分1	12		
(3)	家屋(鉄口10・居宅	;)		春日部市〇〇	01丁目1番(101号)			
					72.5 (ท่			
(4)	その他株式	〇〇電力㈱							
(=)	11.74.41.74	* 아무 채 삼 교 사			5,000 ŧ	\$			
(5)	公话"社情	10年利付国19	€38×××⊡			4			
		一般事業信領	400第×回			*			
(6)	社債	第×号							
					1	*			
(7)	証券投资信託	00投资OC)ファンド						
	7584 4				200 []			
(8)	預貯量	定期預量		××銀行×	×支店				
(9)	生态保险会				31,084,132	-			
	王中第四				20.000.000 8	ц			
(10)	生命保険金								
					10,768,125	9			
	2 後文								
上記のと	上記のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、以下に各自署名押印する。								
	令和〇〇年11月1日								
埼玉県	景春日部市不動院野	3丁目5番16号				相統人	望月初	ŧ子	
埼玉県	景春日部市不動院野	3丁目5番16号				相続人	望月一	- êß	- C
千葉県	千葉県市川市二俣6丁目3番1号 相続人 望月幸子								

相続税申告手続きのチェックシートです。 チェックを付けたり、印刷もできます。

- 2	2頁目 3頁目	4頁目	<追加>		印刷 編	集 登	绿 終了		
	相続税の申告のためのチェックシート(1)								
被相続人			国税 太郎						
相続人代表氏名		3	国税 花子						
相続人代表住所		ŕī	埼玉県春日部市〇〇〇 3丁目5番16号 電話番号 048 - 1234 - 5678						
関与税理士氏名		3	千代田 はじめ						
関与税理士所在地			東京都千代田区千代田 ちよだ丸の内32ビルヂング1号棟501号 電話番号 03 - 1234 - 5678						
	検討内容								
区 検討項目 検討内容		検討 (レ)	検討資料	検討資料 の確認(レ)	添付(レ) ※提出願項目				
	1	[1]遺言書が	ありますか。		○家庭裁判所の検認遺言書 公正証書による遺言書写し				
-	的结时在小公割等				〇特別代理人選任審判証明書				
	的现在分为到守	[3]戸籍の膳	本等がありますか。		○戸籍の謄本等				
		[4] 遺産分割	協議書がありますか。		○遺産分割協議書の写し		□ *		
		[1]未登記不	動産はありませんか。						
		[2]共有不動	産はありませんか。		○所有不動産を証明するもの □ 田中次会社部の主知日本				
		[3]先代名義	の不動産はありませんか。		・登記事項証明書等				
		[4]他市区町	引他市区町村に不動産はありませんか。						
	不動産	[5]日本国外に不動産はありませんか。							
		[6]他人の土 他人の農	地の上に存する建物及び 地を小作しているものはありませんか。		○賃貸借契約書、小作に付されている旨の 農業委員会の証明書				
		[7]貸付地に 届出書」は	ついて「土地の無償返還に関する 、提出されていませんか。		○土地の無償返還に関する届出書				
[8]土地に縄		[8]土地に縄	延びはありませんか。		〇実測図等				
	事業(農業)用財産 の事業用財産又は農業用財産の計上漏れは ありませんか。			○資産・負債の残高表 所得税青色申告決算書・収支内訳書					
[1]株式·出資 受益証券		[1]株式·出資 受益証券	₫・公社債・貸付信託・証券投資信託の 等の計上漏れはありませんか。		〇証券、株券、通帳又はその預り証				
		[2]名義は異 ありません	なるが、被相続人に帰属するものは しか。(無記名の有価証券含む)		〇証券、株券又はその預り証				
	有価証券	[3]増資等に 計上漏れ	よる株式の増加分や端株についての まありませんか。		〇配当金支払通知書(保有株数表示)				
相続		[4]株式の割 ありません	当を受ける権利、配当期待権は いか。		〇評価明細書等				
財産		[5]日本国外	の有価証券はありませんか。						
		[1]相続開始 (現在の残	日現在の残高で計上していますか。 滴も確認しましたか。)						
		[2]郵便貯金	も計上していますか。		○預貯金・金銭信託等の残高証明書 預貯金通帳等				
	現全·預貯全	[3]名義は異 ありません	なるが、被相続人に帰属するものは しか。(無記名の預金も含む)						
		[4]日本国外	の預貯金はありませんか。						
		[5]既経過利 利息は、 利率で計 控除しま	息の計算は行っていますか。 相続開始日に解約するとした場合の 算し、その額から源泉所得税相当額を す。						
	家庭用財産の家庭用財産の計上漏れはありませんか。								
		[1]生命保険	金の計上漏れはありませんか。						
		[2]生命保険 ありません	契約に関する権利の計上漏れは いか。		 〇保険証券、支払保険料計算書、所得税 及び復興特別所得税の確定申告書(控)等 				
	生命保険金・ 退職手当全等	[3]契約者が 負担してし	家族名義などで、被相続人が保険料を いた生命保険契約はありませんか。						
		[4]退職手当	金の計上漏れはありませんか。						
		[5]弔慰金、 いませんが (退職手当	花輪代、葬祭料等の支給を受けて ♡。 金等に該当するものはありませんか。)		○退職金の支払調書、取締役会議事録等				

8. 連続印刷

相続税申告書を連続印刷する場合はこちらを使用します。

①トップメニューの「連続印刷」をクリックします。

相続税トップメニュー 対象データ【国税太郎】 【 OO 年01月01日以降版】			
▶ 財産と債務データ入力	2 その他		
▶ 相続税申告書	▶ 連続印刷		

②印刷する帳票にチェックを付けて「印刷」ボタンをクリックします。 「全選択」「全解除」「データ有」の3つのボタンもご活用ください。

「全選択」 …すべての帳票にチェックを付けます

「全解除」 …チェックをすべて解除します。

「データ有」…データのある帳票のみチェックを付けます。

印刷	メニューに戻る						
	印刷選択メニュー						
	被相続人 国税太郎						
全選邦	R 全翻除 データ有						
	<u> </u>						
	□ 772 〒 第3表						
	□ 第4表						
į 🗌	□ 第4表の付表						
1	□ 第4表の2						
j j	第5表						
j j	第5表付表						
	第6表						
	第7表						
	第80/2表()付表1, 付表2, 付表3, 付表4						
	」第8002表 ○ 第9000まで、第9000まではま						
	□ 第80/3夜 * 第80/3夜の11夜 □ 第90月4ま						
	□ 第80/4£C □ 第80/4£の付表						
	第80.8表						
į 🗌	第9表						
j	第10表						
j D	〕第11表						
<u> </u>	〕第11の2表						
	9 第11・11の2表の付表1						
	第11・11の2表の付表1(別表1)						
	第12表						
	第1993 第1953 —						
	AT ON						

③印刷プレビュー画面を表示します。

「印刷」ボタンをクリックしてプリンタを選択し、印刷します。

※チェックを付けた帳票分、プレビュー画面を順番に表示します。

印刷	□ 控用 □ 取得	印刷 財産のない相続人印刷				
印字位置補正(px) 縦: +0	✔ 横: +0 ✔ 保存	印刷設定について				
※個人番号(マイナンバー)は青松	※個人番号(マイナンバー)は青枠に直接入力して下さい(個人番号の保存はしません)					
春日部税務署長	相続税の申告	書 🔃 FD3563				
<u>令和〇年_2月_5日</u> 提出	※中告期限延長日 年 月 日					
○フリガナは、必ず記入してください。	各人の合計	財産を取得した人 参カとして 🗠				
フ リ ガ ナ	(被相続人) コクゼイ タロウ	コクゼイ ハナコ しんしょう 分子				
氏 名	国税 太郎					
燕(1)		↓個人都分の招換に当たっては、定時を公開としてこから招人してください。 書 🏊				
第/ 個人番号又は決人番号 ②						
付 生 年 月 日	昭和 22 年 10 月 19 日 (年齢 75 歳)	昭和29年 9月 21日 (年齢 68歳) 提 🗍				
* 0	****					
まし 住 所	埼玉県春日部市000 埼玉県春日部市000 3丁目5番16号 3丁目5番16号					
(電話番号)		(048 - 1234 - 5678)				
中中 被相続人との続柄 職 業	〇〇商事(株)代表取締役	妻 tu 一方				

事務員様など一つの事務所 ID を複数人で使用する場合、オペレーター管理から ID・パスワードの設定を行います。 ※この設定はオペレーター管理者権限のある ID でログインして行います。

①オペレーター管理者権限のある ID でログインします。

■ログイン	
	会計事務所用 ログイン
	■ 事務所 ID ^{半角英数字}
	, ■ ログイン ID ^{半角英数字}
	, パスワード 半角英数字
	> ID/パスワードを忘れた方はこちら
	ユーザー用 ログインは、こちら

②「オペレーター管理」をクリックします。

相続	税トップメニュー
	【管理者専用】
▲ データ選択	▲ オペレーター管理
	▲ 税理士登録
▲ 印刷設定について(必読)	▲ アカウント設定
	ログアウト
③「新規追加」ボタンをクリックします。

オペレーター 一覧					
新規追加	氏名	ログインD	パスワード		
編集	田中	2	דדדד	^	
編集	斉藤	3	3333		

④氏名、ログイン ID、パスワードを入力して「登録」をクリックします。

オペレーター 情報		<編集>	追加 編集	削除	登録 終了
オペレーター名					
ログインID					
パスワード					

⑤登録したオペレーターはオペレーター一覧から確認・編集が可能です。

オペレーター 一覧					
新規追加	氏名	ログインD	パスワード		
編集	田中	2	חחח	^	
編集	斉藤	3	3333		

10. お問い合わせ

「WEB 相続税申告書」の操作に関するご質問は、QuickBiz サポートメールまでお問い合わせください。

QuickBiz サポートメール: <u>customer_websouzoku@qbz.jp</u>

WEB 相続税申告書 https://qbz.jp/souzoku/



■17版 2025年02月■株式会社タテムラ